#### 市第123号議案 第4期横浜市教育振興基本計画の策定について

#### 【横浜市議会基本条例】に基づき、議決対象となる計画の考え方

「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等の策定、変更又は廃止」 ⇒第4期横浜市教育振興基本計画は、本市の教育行政において最も基本となる計画であるため、令和4年第3 回市会定例会こども青少年・教育委員会での決定に基づき、議決の対象となります。

#### 【計画策定の趣旨や基本的な方向性を記載した内容】

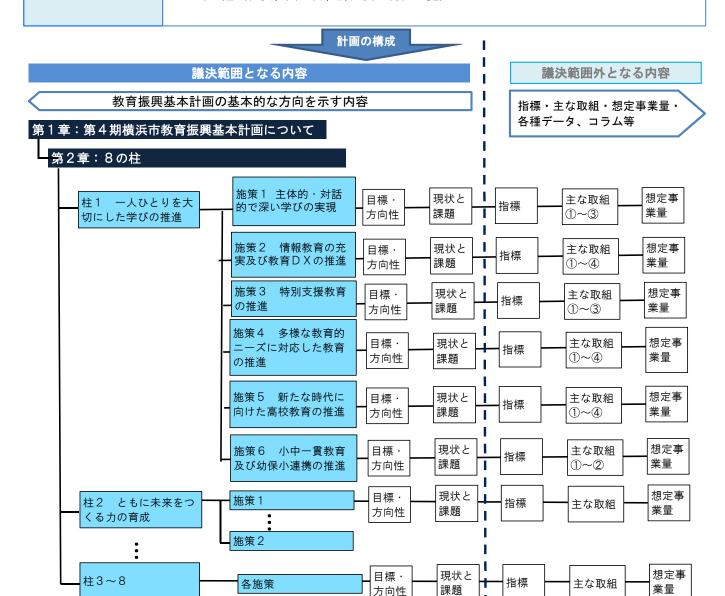
#### 議決範囲となる内容

- 1 計画策定の趣旨、横浜市が策定した他の計画等との関係、計画の構成、第3期計画以降 の横浜市の教育の主な状況変化等、第4期教育振興基本計画の視点…第1章
- 2 各柱における施策の目標・方向性、現状と課題 …第2章

上記1~2は、教育行政の基本となる考え方を示しており、今後4年間の教育行政を進める上で、本市として共通認識を持っておく必要があるため、議決の範囲となります。

#### 議決範囲外となる内容

- 1 「横浜教育ビジョン2030」・・・第 1 章の一部(4 期計画は、平成30年第 1 回市会定例会にて議決された横浜教育ビジョン2030のアクションプランであり、横浜教育ビジョンは参考掲載のため)
- 2 計画体系、各柱のページの見方、各施策の指標及び指標一覧、主な取組、想定事業量、 各種データ、コラム・・・第2章の一部
- 3 その他(目次、図・表、脚注及び脚注一覧)



#### パブリックコメントの実施結果について

4期計画素案について、以下のとおりパブリックコメントを実施し、多くの貴重な御意見をいただきました。

いただいた御意見の一部を原案に反映し、「第4期横浜市教育振興基本計画」を策定します。

#### 1 パブリックコメントの実施概要

#### (1) 実施期間

令和4年9月30日(金)~令和4年10月31日(月)

(2) 意見提出方法

横浜市電子申請・届出システム、電子メール、郵送、FAX

(3)素案 概要版の配布部数

4,600 部

(4) 周知方法

各区役所、市民情報センター、市立図書館、行政サービスコーナー、 広報よこはま、教育委員会ホームページ、ツイッター、横浜市LINE 等

#### 2 実施結果

#### (1) 意見提出状況

投稿数 170 通 意見数 354 件

投稿手段	通数
電子申請	132 通
メール	30 通
郵送	3通
FAX	4通
手渡し	1通
計:	170 通

居住地	通数
市内	146 通
市外	7通
未回答	17 通
計:	170 通

#### (2)項目別意見数

	項目	意見数
計画全体		42 件
柱1 一人ひとりを大	切にした学びの推進	100 件
柱2 ともに未来をつ	くる力の育成	8件
柱3 豊かな心の育成		22 件
柱4 健やかな体の育	成	55 件
柱5 家庭・地域等の	多様な主体との連携・協働	24 件
柱6 いきいきと働き	、学び続ける教職員	52 件
柱7 安全・安心でよ	り良い教育環境	22 件
柱8 市民の豊かな学	び	17 件
その他	·	12 件
	計:	354 件

※複数の柱に関連する御意見は、内容に応じて一つの柱に振り分けています。

### (3) 項目別 主な意見

項目	主な意見	意見数
計画	・「イメージ図がとても分かりやすい。」等の3つの視点に関する賛同	42 件
全体	・「達成の評価が難しい」等の指標の設定に関する御意見 等	
	・主体的・対話的で深い学びやチーム学年経営の推進に関する賛同【施策1】	
	・コロナ禍においても協働的な学びの充実を求めるもの【施策1】	
<del>}}</del> 1	・オンライン授業や家庭学習でのタブレット活用の要望 【施策2】	100 //
柱 1 	・特別支援学校に通う子ども達と地域の子ども達の交流を求めるもの【施策3】	100 件
	・通級指導教室の拡充等に関する御意見【施策3】	
	・不登校支援の充実、関係機関とのさらなる連携に関すること【施策4】 等	
柱2	・持続可能な社会の創り手育成に関する賛同 等	8件
<del>1),</del> 0	・コロナ禍においても本物に触れる機会や体験活動に関する御意見	00 /#
柱3	・コロナ禍での学校生活に不安を抱く子どもへの支援を求めるもの 等	22 件
++ 4	・今後の中学校給食の方向性に関する御意見	/H
柱4	・学校生活における感染症への対策に関する御意見等	55 件
柱 5	・福祉・医療等との連携の充実を求めるもの 等	24 件
+ <del>+</del> c	・教職員の増員に関する御意見	50 /Hz
柱6	・業務の負担軽減等、教職員の働き方改革の推進に関する御意見 等	52 件
++- 7	・学校施設の建替えや設備の修繕等を求めるもの	00 /4
柱7	・学校規模・通学区域の適正化に関する御意見 等	22 件
柱8	・図書館のさらなる充実を求めるもの 等	17 件

### (4) 御意見への対応状況

対応状況	説明		割合
修正	御意見の趣旨を踏まえ、原案に反映したもの	19 件	5.4%
包含• 賛同	御意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛	57 件	16. 1%
己占 須川	<sup>包含・</sup> 質问 同いただいたもの		10. 1%
参考	取組等の参考とさせていただいたもの	265 件	74.8%
その他	本計画に関連しない意見・要望等	13 件	3. 7%

### (5) 意見一覧及び意見に対する考え方・対応 別紙「素案に対するパブリックコメントの意見一覧」のとおり

# 第4期横浜市教育振興基本計画 (2022年度~2025年度)

原案

概要版

令和5年2月 横浜市教育委員会

### 目次



### CONTENTS

ů	計画第	策定の趙	<u> </u>	1
			1本計画の位置づけ/2市立学校との関連について/	
			3計画期間/4横浜市が策定した他の計画等との関係	
$\mathring{\Psi}$	「横浜	教育ビ	ジョン2030」	2
			1横浜の教育が目指す人づくり/2横浜の教育が育む力/	
		_ 144 15	3横浜の教育の方向性	
Ů	計画の	の構成…		2
$\mathring{\Psi}$	第4其	<b>月横浜市</b>	「教育振興基本計画の視点	3
ů	第4期	横浜市教	育振興基本計画の3つの視点の具体化に向けて(イメージ図	4,5
ů	計画位	本系		6
	各柱の			
Ψ	台往り	の内台		
		柱1		
			施策1 主体的・対話的で深い学びの実現	
			施策2 情報教育の充実及び教育DXの推進	7
			施策3 特別支援教育の推進	
			施策4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進	
			施策5 新たな時代に向けた高校教育の推進	
			施策6 小中一貫教育及び幼保小連携の推進	10
		柱 2	ともに未来をつくる力の育成	
			施策1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進	
			施策2 持続可能な社会の創り手育成の推進	11
		柱 3	豊かな心の育成	
			施策1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進	
			施策2 安心して学べる学校づくり	12
		柱 4	健やかな体の育成	
			施策1 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進	13
		柱 5	家庭・地域等の多様な主体との連携・協働	
			施策1 多様な主体とつながる教育の充実····································	14
			施策2 福祉・医療等との連携による支援の充実	14
			施策3 家庭教育支援の推進	14
		柱 6	いきいきと働き、学び続ける教職員	
		11 0	施策1 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革	15
		柱 7	安全・安心でより良い教育環境	
		11 /	施策1 学校施設の計画的な建替え	16
			施策2 安全・安心な施設環境の確保	
			施策3 学校規模・通学区域の適正化	
		44.0		. •
		柱 8	<b>市民の豊かな学び</b> 施策1 生涯学習の推進 ····································	17
			施策1 生涯学質の推進 施策2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進	
			施策3 横近の歴史に関する学習の場の充実	

### \$

### 計画策定の趣旨

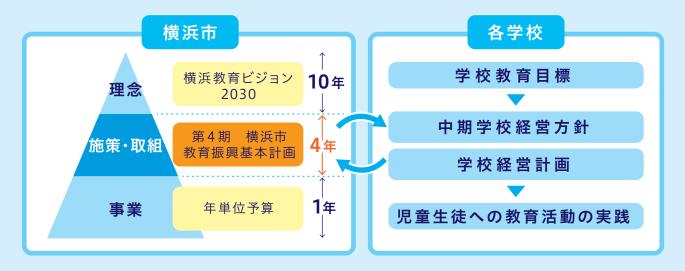


「第4期横浜市教育振興基本計画(以下「4期計画」という。)」は、2030年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」(2018(平成30)年策定)のアクションプランです。また、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。1

### 2 市立学校との関連について

各学校においては、「横浜教育ビジョン2030」に定める、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指して学校教育目標を設定し、目標を達成するためのアクションプランとして、3か年の中期学校経営方針及びそれに基づく毎年の学校経営計画や各種プランを作成しています。

市全体で教育の方向性を共有し、教育政策を連携させることにより、質の高い教育につなげる ために、各学校では4期計画を鑑みて学校経営計画を作成することが大切です。なお、教育委員会 においても、学校現場の状況を丁寧に把握・支援するよう努めていきます。



### 3 計画期間

4年間: 2022(令和4)年度~2025(令和7)年度

### 4 横浜市が策定した他の計画等との関係

4期計画の策定に当たっては、「横浜市中期計画2022~2025」及び「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」や他の計画と関連する部分について整合を図ります。

1 「横浜市教育大綱」は、市として一貫性をもって教育行政を推進するために、令和 4 年度以降は本計画の 第1章をもって代えることが、令和 3 年度横浜市総合教育会議において決定された。

### **歩**横浜教育ビジョン2030

### 1 横浜の教育が目指す人づくり

### 自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

### 2 横浜の教育が育む力

「自ら学び社会とつながりともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を 五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育んでいきます。



横浜の教育の方向性 ~多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します~





### 計画の構成

「横浜教育ビジョン2030」が示す教育の方向性に基づき、柱と施策を示します。(4期計画の柱は、 ビジョンの方向性に示される取組を一部統合して構成します。)施策ごとに、「指標」、「主な取組」、 「想定事業量」を掲げ、PDCAサイクルに基づき、進捗管理を行います。

| 横浜教育ビジョン2030 | 第 4 期教育振興基本計画において新たに定める部分 | 方向性 | 施策 | 指標 | 主な取組 | 想定事業量 |

### **予第4期横浜市教育振興基本計画の視点**



子ども一人ひとりの個性や多様性を大切にし、「だれもが」 「安心して」「豊かに」の人権尊重の精神を基盤とする教育を 推進するとともに、それぞれの資質・能力を育成します。

### みんなの計画・みんなで実現

複数で子どもに関わる体制の徹底及び、

家庭・地域・関係機関・民間企業・NPO等との

連携・協働により、チーム横浜で子どもを育てます。

### EBPM\*の推進

「横浜市学力・学習状況調査」等のデータ分析により 授業改善や児童生徒理解を一層推進するとともに、 客観的な根拠に基づく教育政策を子どもの成長に関わる人と 共有し、連携して質の高い教育につなげます。

※Evidence Based Policy Making エビデンスに基づく政策形成

## 自身等で 社会とつ恋がり

### わたしの・あなたの・

視点 1

### 一人ひとりを大切に・・・

### ~本気で「誰ひとり取り残さない」を実現~

特別な支援が必要な子どもも、日本語指導が必要な子どもも、不登校の子どもも、口には出せないけれども苦しみを抱えている子どもも。

26万人全員の個性に応じた「成長」を大切にします。



特別支援学校や個別支援級

などで学ぶ児童生徒 … 約14,000 人 日本語指導が必要な児童生徒……約 3,100 人 不登校児童生徒…………… 約 6,600 人



### 視点 2

## みんなの計画・

先生が一人で抱え込む教育は限界。

学校のチカラ、家庭・地域のチカラ、企業・NPOのチカラ、 子どもの成長に関わるみんなの力を結集して、 みんなではまってをはなくみます。

みんなではまっ子をはぐくみます。





上記イメージ図は、右記の本計画の[3つの視点]を分かりやすいように図示したものです。

### ともに恭衆を創る人

### みんなの成長

右に左に

視点 3

### 経験・勘 ※ データ /



先生が培ってきた経験・勘にデータをかけ合わせ、 より確かな子どもの理解、

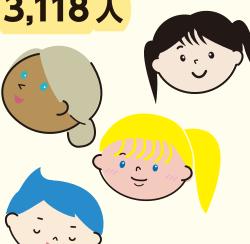
早期の子どものサイン発見を実現します。

EBPM※の推進

**※Evidence Based Policy Making エビデンスに基づく政策形成** 







クラスや学校、市の平均点の比較にとらわれず 一人ひとりの学力に応じて「伸ばす」教育へ。

「学力」®の平均値が高い学校≠「学力」を伸ばす学校 どの学校も、子ども一人ひとりの「学力」を伸ばすことができる!!



※「学力」…横浜市学力・学習状況調査における、学習の理解や習熟の状況 出典: 「令和 4 年度横浜市学力・学習状況調査」

「学力」の伸びを最重要指標の1つに掲げる取組は初の試み

### 計画体系



### 柱

### 施策

### 1

一人ひとりを大切にした 学びの推進

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現
- 2 情報教育の充実及び教育DXの推進
- 3 特別支援教育の推進
- 4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進
- 5 新たな時代に向けた高校教育の推進
- 6 小中一貫教育及び幼保小連携の推進

### **2** ともに未来をつくる力の育成

- 1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進
- 2 持続可能な社会の創り手育成の推進

### 豊かな心の育成

- 1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進
- 2 安心して学べる学校づくり

### 4 健やかな体の育成

1 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進

### 5

家庭・地域等の多様な主体 との連携・協働

- 1 多様な主体とつながる教育の充実
- 2 福祉・医療等との連携による支援の充実
- 3 家庭教育支援の推進

### **(**) いきいきと働き、学び続ける教職員

1 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革

### 7

安全・安心でより良い教育環境

- 1 学校施設の計画的な建替え
- 2 安全・安心な施設環境の確保
- 3 学校規模・通学区域の適正化

### **8** 市民の豊かな学び

- 1 生涯学習の推進
- 2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進
- 3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

### 柱 1

### 一人ひとりを大切にした学びの推進



### 施策

### 主体的・対話的で深い学びの実現

目標・ 方向性 児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を 推進し、一人ひとりの資質・能力の育成を図ります。

現状と 課題

これまで、探究的な学習や体験活動等を通じ、児童生徒同士や多様な他者と協働しながら学習する協働的な学びと、児童 生徒が自己調整しながら学習する個別最適な学びの推進により主体的・対話的で深い学びの実現に取り組んできました。 一層の取組の推進とともに、一人ひとりの学習の習熟度に応じたきめ細かな指導や更なる授業改善が求められます。

主な 指標

指 標	直近の現状値 <sup>(令和3年度)</sup>	目標値 (令和7年度)
横浜市学力・学習状況調査で示す学力レベル※において、 小学校6年の国語・算数、中学校3年の国語・数学で 伸びを示した児童生徒の割合	小6 国 67.8% 算 62.7% 中3 国 64.8% 数 51.0% (令和4年度)	小6 国 <b>70</b> % 算 <b>70</b> % 中3 国 <b>70</b> % 数 <b>70</b> %
自分たちで課題を立て、その解決に向けて情報を集めたり、 話し合ったりしていると思う児童生徒の割合	小6 <b>71.8</b> % 中3 <b>65.6</b> %	小6 <b>75</b> % 中3 <b>70</b> %

※横浜市学力・学習状況調査における、学習の理解や習熟の状況を示した42の段階

主な 取組

### 1.児童生徒一人ひとりの資質・能力の育成に向けた授業改善

- ●「横浜市学力・学習状況調査」の改訂と端末で調査を実施するCBT化の検討
- 横浜市教育課程研究協議会の実施
- 2.子どもの状況に応じたきめ細かな学習支援とチーム学年経営の推進
- 「読みのスキル」向上推進校における指導、放課後学習支援校の拡大
- 小学校高学年における教科分担制を伴うチーム学年経営の全校導入

### 施策 2

### 情報教育の充実及び教育DXの推進

目標・ 方向性 児童生徒の情報活用能力及び教職員のICT活用指導力の育成を図るとともに、新たな教育センターの開設を進めます。

現状と 課題

小・中・特別支援学校の児童生徒1人1台端末や大容量・高速の校内LAN等を整備・運用するとともに、クラウドサービスの活用や国の学習者用デジタル教科書の実証事業への参加などに取り組んできました。更なる情報教育の充実及び教育DXの推進のために、学校全体のICT活用の推進やそのための支援、教員のスキルアップなどが重要です。

主な 指標

指 標	直近の現状値 <sup>(令和3年度)</sup>	<b>目標値</b> (令和7年度)
「情報モラル・セキュリティの理解」「端末の基本的操作」「課題解決・探究における情報活用」ができると答える児童生徒の割合	小6 <b>85.1%</b> 中3 <b>85.4%</b> (令和4年度)	小6 <b>90%</b> 中3 <b>90%</b>
校務や授業にICTを活用し、児童生徒の情報活用能力の育成に 向けた指導ができると答える教職員の割合	79.1%	95%

#### 主な 取組

- 1.児童生徒の情報活用能力の育成
- クラウドサービス、端末、学習者用デジタル教科書の活用、オンライン授業の推進
- 2.教職員のICT活用指導力の育成及び新たな教育センターの開設準備
- ICTコーディネーターの育成
- ◆教育DX推進の基盤となる新たな教育センターの開設準備(令和11年度開設予定)

# 米の教育の こ回げた

### 横浜教育DXは、

- ◆①児童生徒、②教職員・学校、③教育委員会の 三者それぞれにおけるよりよい教育活動\*1 の実現に貢献するとともに、
- ◆三者をつなぐデータの一層の活用※2 を一体となって推進することで、 横浜の公教育全体の質の向上を目指します。

なお、本市は日本最大の基礎自治体として、26万人の児童生徒等のビッグデータのほか、教育機関が学習者用タブレットを導入した台数が 世界でも有数の都市であるなど、教育DX推進の拠点として世界の注目を集め得るポテンシャルを有する都市です。今後は「使えるデータに リソース\*3が集まる」との考えの下、新たな教育センターを中心に、産学公民の多様な連携・協働を推進し、日本の教育DXをリードする先進 的な取組実績の蓄積を目指します。

#### で、子どもの学びの質の向上^ DX戦略に基づき「教育を科学」

Message EBPMを基盤にした教育DXのハブ機能

#### 実現した姿

学年や空間を越えた 個別最適な学び

#### リモートスタディ

さまざまな理由で登校で きない児童・生徒がリアル



#### AIを活用

デジタル教科書を使いこな

教職員•



Action

### 人材育成

調査·研究·開発

教育相談 発表·発信

人ひとりを大切にした学び



Message 「誰ひとり取り残さない」 持続可能な学校の実現

#### 理想の姿

- ●チーム学年経営の導入で、実際の子どもの姿 について複数の教職員が見とり、一人ひとりの 様々なデータと合わせて、適切な支援ができる
- ●登校・対面が前提の黒板とチョークの授業 から、どこでも、誰でも、いつでも、子どもの状 況に応じた多様な学びが提供できている
- ●ICTを活用した業務改善が進み、保護者とお 互いに効果的・効率的なやり取りができている



#### 現行の施策 きめ細かな具体の授業等の可視化

Action

認知・非認知能力調査研究事業

- ●数値化が可能な学力等の「認知能力」と、意欲 や好奇心など、いわゆる「非認知能力」の関連性 等について、児童生徒の表情や発話を最先端技 術等の活用により分析します。
- 具体の授業等を撮影し、きめ細かく教育実践 を可視化します。

ICTを活用した、遠隔通信による 地域・国籍や年代を越えた 多様な人々と行う協働的な学び

### 学習履歴(スタディログ)

自分の学びを客観視しながら 主体的に学びが深められている



Message

客観的なデータ等に基づく 教育政策の実現

#### 理想の姿

- ●CBT化された学校調査による学校ごとの データをリアルタイムで把握し、支援と指導 をバランスよくできている
- ●データ比較等を通じ、他の自治体と切磋 琢磨することで、より良い教育政策立案を 行っている
- ●市民がわかりやすい情報が簡便に入手で き、戦略的な情報発信ができている

### 目的やデータの共和

Message

主体的・対話的で深い学び

個別最適な学びと協働的な学びの実現



#### 現行の施策

#### IRT導入による一人ひとりの成長の可視化 横浜市学力•学習状況調査

●24万人の児童生徒を対象とした、基礎自 治体としては全国初・最大のIRT\*4型の学力 調査を開始。

(※1)ICTを活用した質の高い学びの実現に向けた授業改善、校務のICT化による働き方改革の推進、教育ビッグデータの活用によるより良い教育政策の立案 (※2)①児童生徒のデータに基づく学校による 早期の児童生徒支援の実現②学校の超過勤務データ等を踏まえた教育委員会による具体の支援の実施 (※3)リソースとは、人材、予算、設備、知見やノウハウなど (※4)IRT(Item Response Theory)項目 🙎 反応理論:問題への回答状況から問題の精度や難易度、受験生の能力などを推定する理論

施策 3

### 特別支援教育の推進

目標・ 方向性 多様で柔軟な学びの場の提供や障害の有無にかかわらず子どもたちが共に学ぶ機会の充実、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上等に取り組みます。

現状と 課題

過去10年で、特別な支援や配慮が必要な児童生徒は、令和3年度13,790人と約1.7倍に増加しており、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上や、校内支援体制の充実が必要です。また、特別支援学校における児童生徒の障害は、重度化・重複化・多様化しており、医療的ケアの体制について引き続き検討する必要があります。

主な 指標

指 標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、一人ひとりの 教育的ニーズを踏まえた適切な指導・支援がされ、児童生徒の 成長につながっていると感じている保護者の割合	88%	90%

主な 取組

### 1.小中学校等における特別支援教育の推進

- 個別支援学級担当教諭等の特支校免許状取得の推進及び医療的ケア児受入体制の整備
- 通級指導教室、通級指導教室協働型巡回指導実施校、特別支援教室実践推進校の拡大
- 2.特別支援学校の充実
- 通学支援や医療的ケア体制の充実、小中学校と特別支援学校の協働研究の推進

### $^{ ilde{ ilde{ ilde{h}}}}$ 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

目標・ 方向性

増加する不登校児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒の支援 など、多様な教育的ニーズに対応した教育を推進します。

現状と 課題

この10年で、不登校児童生徒は<mark>令和3年度6,616人</mark>と約1.8倍、日本語指導が必要な児童生徒は令和3年度3,110人と約2.6倍に増加しているなど、多様な教育的ニーズに対応した教育の推進が一層必要です。

主な 指標

指 標	直近の現状値 <sup>(令和3年度)</sup>	目標値 (令和7年度)
不登校の支援を受けている児童生徒のうち、安心できる居場所が あると感じる割合	78.9%	85%
日本語指導が必要な児童生徒のうち、自尊感情や共感・配慮等の 合計値が上昇した割合*	小3~6 47.3%	小3~6 <b>60%</b>

※横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-Pアセスメント」を年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析

主な 取組

### 1.不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実

- 校内ハートフル事業(いわゆる校内フリースクール)の拡充
- アットホームスタディ事業(オンライン学習教材を活用した学習支援)の拡充

### 2.日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

- 4か所目の日本語支援拠点施設の開設及び取組の推進
- 国際教室設置校や外国語補助指導員配置校の拡充、研修や学校訪問の拡充

### 3.子どもの貧困対策の推進

- 支援を必要とする子どもに対する生活支援や学習支援の実施
- 定時制高校に通う生徒への相談やキャリア形成支援を行う校内カフェの実施

### 施策 5

### 新たな時代に向けた高校教育の推進

#### 目標・ 方向性

主体的な学びを実現する高校教育を推進し、各校の特色ある取組を発展させ、世界で活躍する人材を育成します。

#### 現状と 課題

市立高校では、各校の特色を生かしながら、「総合的な探究の時間」の取組の推進による「主体的・対話的で深い 学びの実現」、グローバル教育やサイエンス教育を推進しています。取組を更に推進し、発展させるとともに、多様 化する生徒や、特別な教育的支援のニーズの高まりに対応するため、相談・支援体制の更なる充実が必要です。 また、中高一貫教育校について、南高校の取組の検証を行うなど教育内容を充実・発展させる必要があります。

#### 主な 指標

指 標	直近の現状値 <sup>(令和3年度)</sup>	目標値 (令和7年度)
「総合的な探究の時間」では主体的に考え、行動し、課題解決 できるようになったと答える生徒の割合	81%	95%

#### 主な 取組

### 1.各校の特色を生かした高校教育の推進

- 課題探究型学習に関する生徒の成果発表や教職員研修の開催
- グローバル教育・サイエンス教育の推進
- SDGs達成の担い手育成(ESD)の推進(ESD推進校:東高校)
- 教員養成講座の開講(桜丘高校)
- 2.多様化する生徒への支援
- 市立高校における「通級による指導」(自校通級、他校通級及び巡回指導)の実施

### 施策 6

### 小中一貫教育及び幼保小連携の推進

#### 目標・ 方向性

小中9年間を見通した教育を充実させるとともに、幼保小連携を推進し、 小学校教育への円滑な接続を図ります。

#### 現状と 課題

義務教育学校や併設型小・中学校では、制度の特例を活かした特色ある取組に着手し、小中一貫教育の一層の充実を進めていくことが必要です。幼保小連携においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有し、子どもの育ちや学びをつなぐことが求められています。

#### 主な 取組

### 1.小中一貫教育の充実

- 義務教育学校や併設型小・中学校における独自教科導入の推進
- 2.「架け橋期」の育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実
- 幼保小間における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解・共有の推進

### 柱 2 ともに未来をつくる力の育成



### 施策 1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進

目標・ 方向性 グローバル社会で活躍し、他者と協働・共生できる人材の育成に向け、 英語教育や国際理解教育を推進します。

現状と 課題

英語を母語とする外国人講師であるAETの小学校全校派遣及び中学校・高等学校全校配置、外国出身の講師が 英語で出身国や地域の文化などを紹介する国際理解教室など、英語教育や国際理解教育に力を入れています。 引き続き、英語でコミュニケーションを図る力を育成するとともに、異文化に触れ、自国の文化に目を向ける態度 を養う必要があります。

主な 指標

指 標	直近の現状値 <sup>(令和3年度)</sup>	<b>目標値</b> (令和7年度)
英語で進んでコミュニケーションを図りたいと思う 児童生徒の割合	小6 73.9% 中3 66.5%	小6 <b>80%</b> 中3 <b>70%</b>
中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得割合	54.9%	60%

主な 取組

### 1.英語によるコミュニケーション能力の育成

- AETの小学校全校派遣、中学校・高等学校全校配置、小学校英語専科教員拡充
- 横浜ラウンド制※の活用、教材デジタルプラットフォーム整備・活用 ※年間に教科書等を複数回反復使用し、一人ひとりに合った外国語の表現ができることを目指す指導法
- 2.国際理解教育の推進
- 国際理解教室やよこはま子ども国際平和プログラムなどの実施

### 施策 2

### 持続可能な社会の創り手育成の推進

目標・ 方向性 持続可能な社会の創り手を育成するため、SDGs 達成の担い手育成とキャリア教育を一体的に推進します。

現状と 課題

SDGsの担い手育成であるESDに一部の学年等で取り組む学校は増加していますが、学校全体で推進することが重要です。また、児童生徒の主体的な姿勢につなげるため、企業等と連携・協働し、社会課題を解決していく学校の取組である「はまっ子未来カンパニープロジェクト」などの「自分づくり(キャリア)教育」との一体的な推進が必要です。

主な 指標

指 標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 <sup>(令和7年度)</sup>
学習を通して見いだした地域や社会の課題を自分たち で解決できると思う児童生徒の割合	小4~6 平均 69.3% 中1~3 平均 62.1% (令和4年度)	小4~6 平均 中1~3 平均 <b>65%</b>

主な 取組

### 1. SDGs達成の担い手育成(ESD)推進

- ●「横浜市ESD推進コンソーシアム」※を中心とする連携の推進
- SDGs達成の担い手育成(ESD)の充実 ※市立学校でESDの理念に基づく教育が広がるように、多様な組織が参加・連携した共同体

### 2.自分づくり(キャリア)教育の更なる充実

- 「はまっ子未来カンパニープロジェクト」※の取組校の拡充
- ●「自分づくり (キャリア)教育」実践推進校の拡充 ※企業等と連携・協働し、社会課題を解決していく学校の取組

### 豊かな心の育成

### 施策 1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進

目標・ 方向性 一人ひとりが安心して過ごすことができる学校風土を醸成するとともに、自分も他の人も大切にできる、心豊かな子どもを育成します。

現状と 課題

人間関係の希薄化や子どもの背景の複雑化、多様化など、人権課題の顕在化などが指摘される中、自分も他の人も大切にし、尊重する心を育てることや、それらを支える風土づくりが求められています。そのために、子どもの心情の変化を把握するY-Pアセスメントの活用や、道徳教育の充実、子どもの感性を磨く本物に触れる機会の創出が必要です。

主な 指標

指 標	直近の現状値 <sup>(令和3年度)</sup>	<b>目標値</b> (令和7年度)
自尊感情や共感・配慮等の合計値の学級平均が上昇 した割合*	小3~6 48.1%	小3~6 <b>60%</b>

※横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-Pアセスメント」を 年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析

主な 取組

### 1.「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用推進

- Y-Pアセスメント年間2回以上活用実施校の拡充
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム | 指導者の養成
- 2.「本物」に触れる機会の創出
- オーケストラ鑑賞やバレエ鑑賞等、児童生徒の舞台芸術等体験の推進
- オリンピアン・パラリンピアン等トップアスリート招聘事業の推進

### 施策 2

### 安心して学べる学校づくり

目標・ 方向性 教職員の意識向上を推進するとともに、様々な課題に対して組織的に対応できる児童生徒支援体制の充実を図ります。

現状と 課題

令和3年度のいじめ認知件数は<mark>7,556件</mark>と増加傾向です。本市は、認知件数が多い学校について、いじめを積極的に認知し解消に向けたスタートラインに立っていると肯定的に評価する国の見解に基づき、認知件数の向上に努めるとともに早期発見に取り組んでいます。引き続き、専門家や関係機関と連携しながら早期解決を図る必要があります。

#### 主な 指標

指 標	直近の現状値 <sup>(令和3年度)</sup>	目標値 <sup>(令和7年度)</sup>
自尊感情や共感・配慮等の合計値の学級平均が上昇 した割合 【再掲 柱3施策1】	小3~6 48.1%	小3~6 <b>60%</b>

主な 取組

### 1.安心して参加できる集団づくり

- 教職員向け各種人権研修の実施
- ■「横浜子ども会議」における学校と保護者や地域との連携の推進
- 2.子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止の強化
- 児童支援・生徒指導専任教諭配置に伴う後補充非常勤講師の常勤化の拡充
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充

### 稚4

### 健やかな体の育成



### 施筈

### 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進

#### 目標・ 方向性

児童生徒の健康づくりに取り組むとともに、学校給食法の趣旨を 踏まえ、全ての生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた体制を 確保します。

#### 現状と 課題

令和3年4月より選択制の中学校給食(デリバリー型)を提供していますが、供給体制に課題があります。日本最大の生徒・教職員約83,000人に対する供給体制の確保が必要です。また、本市の児童生徒の体力はコロナ禍の影響により更に低下しており、児童生徒が生涯にわたって主体的に健康を保持増進することが重要となります。

#### 主な 指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
中学校給食の供給体制	最大40% (令和4年度)	全員に供給できる 体制の確保が完了
体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、多様な人と運動・スポーツを楽しみたいと思う児童生徒の割合	85% (令和4年度)	88%

#### 主な 取組

### 1.全ての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進

- 中学校給食の利用を原則とし、デリバリー方式による供給体制の確保と生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた準備
- 食育推進ネットワークを持つ小中学校ブロックの拡充
- 2.健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現
- 小中学校における「健やかな体の育成プラン」の作成・推進

### 3.持続可能な部活動の実現

- 「横浜市立学校部活動ガイドライン」の推進
- 部活動指導員や部活動コーディネーター\*の配置※生徒及び顧問教職員等に、短時間で効率的な活動計画の作成等に資する指導・助言を行う

### 4. 歯科保健教育の支援

● 学校歯科医等と連携した歯科保健教育の推進

#### 5.健康教育の推進

● 感染症やゲーム障害も含めた依存症など現代的な健康課題に関する健康教育の充実

### 柱 5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働



### 施策 1

### 多様な主体とつながる教育の充実

#### 目標・ 方向性

子どもたちと社会がつながる機会を創出します。

現状と 課題 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働、登下校時の安全確保や 防災教育、福祉等の活動の充実などを引き続き推進する必要があります。

主な 指標

指 標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準	小 93.7%	小 <b>95%</b>
の向上に効果があったと答える学校の割合	中 87.3%	中 <b>95%</b>

#### 主な 取組

### 1. 地域との連携・協働の推進

- 学校運営協議会委員向け研修の実施や運営支援、学校・地域コーディネーターの養成
- 通学路の交通安全対策、登下校時の見守り活動の実施
- 家庭や地域と連携した防災教育や防災対策の推進
- 福祉施設等への訪問・交流、手話や車椅子体験などの地域や社会参画の推奨

### 施策 2 福祉・医療等との連携による支援の充実

#### 目標・ 方向性

福祉・医療等の機関との連携を強化し、子どもを支えます。

現状と 課題 子どもを取り巻く複雑・多様な課題への対応や、児童生徒の放課後の居場所づくり、医療的ケア児の支援など、 一人ひとりに寄り添うために、関係機関との連携強化が必要です。

主な 取組

### 1.福祉・医療等との連携強化

- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、専門家や関係機関との連携強化
- 放課後キッズクラブや放課後児童クラブとの連携強化
- 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターによる支援の促進

### 施策 3

### 家庭教育支援の推進

### 目標・ 方向性

### 家庭教育支援の充実に取り組みます。

現状と 課題

地域とのつながりの希薄化など、家庭教育を支える環境が大きく変化しており、家庭教育を学ぶ機会の提供、 保護者同士や地域との交流の支援など、支援の充実が必要です。

#### 主な 取組

### 1.関係機関、地域と連携した家庭教育支援

- 親子体験活動、講演会などへの支援
- 特別な支援や配慮が必要な子どもの育ちのための保護者教室の開催
- 幼保小の連携による、未就学児の保護者の学校訪問等の実施
- 思春期の子どもや保護者への保健講座の開催

### 柱 $oldsymbol{6}$ いきいきと働き、学び続ける教職員



### 施策 1 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革

#### 目標・ 方向性

### 遅くとも19時までの退勤を原則とし、働き方改革の推進による学ぶ時間の確保及び教職員の資質・能力の向上を目指します。

#### 現状と 課題

教員志望者は年々減少傾向である一方で、意欲や能力の高い教員を確保していく必要があります。また、経験の浅い教職員への支援や、教育内容の多様化による学ぶ時間の確保が課題となっています。さらに、時間外在校等時間月80時間超の教職員の割合は着実に減少しているものの、一定数の長時間勤務が発生しており、働き方改革は道半ばの状況です。

#### 主な 指標

指 標	直近の現状値 <sup>(令和3年度)</sup>	目標値 (令和7年度)
資質・能力が向上した教職員の割合**1	92%	95%
2か月連続で時間外在校等時間が月80時間超の教職員数※2	2,798人/年	0人(毎年度)
19時までに退勤する教職員の割合	75.9%	90%

- ※1 教職員が分析チャートを基に自身の資質・能力が向上したと回答した割合
- ※2 年度内に一度でも該当した教職員は集計対象とする。なお、本指標を達成した時点で、規則で定めた月45 時間に係る指標の再設定を検討

#### 主な 取組

### 1.優れた人材の確保及び採用前教職員の養成

- 採用方法の工夫や広報活動の充実
- 教員志望者を対象としたよこはま教師塾の開催
- 2.学び続ける教職員の育成・支援
- 研修管理システムの活用による育成制度、研修制度の整備
- ICTを活用した多様な研修方法の推進・充実

#### 3.チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

- チームで対応することによる組織力の強化
- 教職員以外の専門スタッフ等(ICT支援員など)の配置拡充

#### 4. 学校業務の改善・適正化

- 学校業務の精査、業務のアウトソースの推進
- ICT等の活用による教職員の柔軟で効率的な働き方の推進
- 部活動改革の推進(部活動指導員の配置や地域移行の検討を含む)

#### 5.管理職のマネジメント力の強化・意識改革

- 各校の勤務実績の集計結果を活用した、学校教育事務所による学校経営支援
- 新任2年目校長を対象とした働き方研修等の実施

柱 7

### 安全・安心でより良い教育環境



施策

### 学校施設の計画的な建替え

目標・ 方向性

### 計画的かつ効果的な学校建替えを推進します。

現状と 課題 築50年以上の学校施設が4割近くを占め、老朽化が進行しています。機能改善、学校統合、公共施設等との複合化も考慮しつつ、自然環境に配慮した建替えが必要です。

主な 指標

指 標	直近の現状値 (令和3年度)	<b>目標値</b> (令和7年度)
建替工事着手校数	4校(累計)*	<b>17校</b> (累計)

※「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」策定(平成29年5月)以降の累計校数

主な 取組

### 1.学校施設の計画的な建替えの推進

- 建替え検討の対象校の選定、建替え基本構想や設計の実施
- 建替え基本方針の見直し
- 2. 自然環境に配慮した学校施設の整備
- 建替え等を契機とする内装等への木材利用や、太陽光発電設備の設置等

施策 2

### 安全・安心な施設環境の確保

目標・ 方向性

### 安全・安心で、誰もが使いやすい教育環境を整備します。

現状と 課題 学校施設の老朽化対策や防災対策等を進めるとともに、空調設置、トイレの洋式化、エレベーター設置等、快適で 誰でも使いやすい施設環境の整備を推進する必要があります。

主な 取組

### 1.学校施設における児童生徒の安全確保

- 外壁・サッシ等の非構造部材の改修、学校敷地の崖地の安全確保、ブロック塀の対策等
- 2.快適で誰もが使いやすい施設環境の整備
- 空調設備の更新、トイレの洋式化、エレベーター等の新規設置、太陽光発電設備の設置等

施策 3

### 学校規模・通学区域の適正化

目標・ 方向性

### 学校規模の適正化や通学区域の見直しを進めます。

現状と 課題 地域の状況に応じた学校規模の適正化や通学区域の見直しについて、保護者や地域住民の理解や協力を得ながら進めていく必要があります。

主な 取組

### 1.学校規模・通学区域の適正化

● 上白根北中学校の開校(統合)、阿久和小学校・いずみ野小学校、日限山小学校・南舞岡小学校、東戸塚小学校、斎藤分小学校の学校規模適正化等

柱 8

### 市民の豊かな学び



施策

### 生涯学習の推進

目標・ 方向性

市民の生涯学習や、社会参加のすそ野の拡大を推進します。

現状と 課題 人生100年時代において、生涯学習の重要性が高まっています。また、社会参加のすそ野を拡大するため、契機となる学習活動を生み出す人材の育成が必要です。

主な 取組

### 1.生涯学習の推進

- ●市民の社会参加を促すコーディネーター人材の育成支援
- ●体験型社会教育プログラム「子どもアドベンチャーカレッジ」の実施

### 施策 2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進

目標・ 方向性 市立図書館の知の拠点の機能に加え、居心地よく豊かな時間を過ごせるよう再整備を検討し、読書活動を推進します。

現状と 課題

市立図書館は、全18館のうち6館が築40年を超えており、修繕と建替えを計画的に行うとともに、まちの魅力向上につながる図書館の再整備の在り方を検討することが必要です。また、市民の読書機会の創出や、地域や学校における読書活動推進の取組の拡充が必要です。

主な 指標

指 標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
図書館における貸出冊数※	1,160万冊/年	1,200万冊/年
市立図書館の再整備の在り方検討	-	ビジョン策定(令和5年度)

※市立図書館での貸出(電子書籍の貸出を含む)及び広域相互利用による他都市での横浜市民への貸出も含む。

主な 取組

- 1.新たな図書館像の構築・図書館サービスの充実
- 再整備の在り方の調査・検討及びビジョンの策定、蔵書と電子書籍の充実等
- 2.読書活動の推進
- ボランティアの活動支援、全市的な読書機会の創出、学校司書や司書教諭の研修の充実

### 施策 3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

目標・ 方向性

文化財の保存・活用、歴史文化の学びの充実を図ります。

現状と 課題 市内の多様な文化財は、横浜の歴史を知る上で重要な役割を担っており、様々な活用を通じて、地域の魅力向上や地域活性化につなげ、次世代に継承する必要があります。

主な 取組\_

- 1.市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進
- ●「横浜市文化財保存活用地域計画」の策定、無形民俗文化財調査、史跡等の安全対策
- 2. 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出
- 博物館学芸員等による訪問授業、文化財を活用した授業コンテンツ動画等の作成

第4期 横浜市教育振興基本計画 原案 概要版

作成:横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-3243 FAX:045-663-3118 議決範囲を赤い点線で 囲んでいます。

# 第4期横浜市教育振興基本計画(2022年度~2025年度)

原案

令和5年2月 横浜市教育委員会

### 目 次

第	1 🖺	草第4	4期横浜市 教育振興基本計画について	1
	1	計画策	5定の趣旨	2
	2	横浜市	うが策定した他の計画等との関係	2
	3	「横浜	「教育ビジョン 2030」	3
	4	計画の	梯成	3
	5	3期計	  ・画以降の横浜市の教育の主な状況変化等	4
	6	第4期	横浜市教育振興基本計画の視点	5
	7	第4期	横浜市教育振興基本計画の3つの視点の具体化に向けて(イメージ図).	8
第	2章	<b>≣</b> 80.	D柱	11
	1	計画体	· 茶	12
	2		)内容	
	【各	柱のペ-	-ジの見方】	14
	柱 1	1 一人	ひとりを大切にした学びの推進	15
	於	拖策 1	主体的・対話的で深い学びの実現	15
	於	拖策2	情報教育の充実及び教育 DX の推進	19
	於	拖策3	特別支援教育の推進	25
	於	拖策4	多様な教育的ニーズに対応した教育の推進	30
	於	拖策5	新たな時代に向けた高校教育の推進	38
	於	拖策6	小中一貫教育及び幼保小連携の推進	42
	柱2	2 とも	に未来をつくる力の育成	44
	於	拖策 1	英語教育の充実及び国際理解教育の推進	44
	於	拖策2	持続可能な社会の創り手育成の推進	48
	柱3	3 豊か	な心の育成	52
	於	拖策 1	人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進	52
1	於	拖策2	安心して学べる学校づくり	56
	柱∠	4 健や	かな体の育成	59
	於	拖策 1	生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進	59

	柱5	5 家庭	<ul><li>地域等の多様な主体との連携・協働</li></ul>	64
	邡	<b>蓮策</b> 1	多様な主体とつながる教育の充実	64
	邡	〒第2	福祉・医療等との連携による支援の充実	68
	邡	5 第 3	家庭教育支援の推進	71
	柱色	3 いき	いきと働き、学び続ける教職員	72
		·策1	教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革	
	柱7	7 安全	<ul><li>・安心でより良い教育環境</li></ul>	80
	邡	<b>蓮策</b> 1	学校施設の計画的な建替え	80
	邡	5策2	安全・安心な施設環境の確保	82
	於	5策3	学校規模・通学区域の適正化	84
	柱8	3 市民	の豊かな学び	86
	於	<b>蓮策</b> 1	生涯学習の推進	86
	於	5策2	新たな図書館像の構築及び読書活動の推進	88
	於	5 第 3	横浜の歴史に関する学習の場の充実	92
	3	指標一	覧	94
	4	脚注一	覧	98
	5	用語一	覧(50 音順)	105
資料	編			
	1	教職員	意見交換会 概要	112
	2	パブリ	ックコメントの結果	113
	3	素案か	らの主な変更点	115
	4	基礎デ	- タ	124
	5	横浜教	育ビジョン 2030	125
	6	教育基	本法(抜粋)	133



### 第 1 章

第4期横浜市 教育振興基本計画について

### 1 計画策定の趣旨

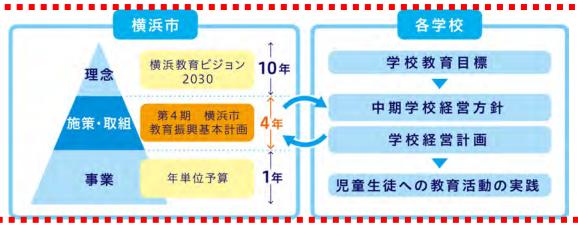
#### (1) 本計画の位置付け

「第4期横浜市教育振興基本計画(以下「4期計画」という。)」は、2030 年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン 2030」(2018(平成 30)年策定)のアクションプランです。また、教育基本法第 17 条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。1

#### (2) 市立学校との関連について

各学校においては、「横浜教育ビジョン 2030」に定める、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を 創る人」の育成を目指して学校教育目標を設定し、目標を達成するためのアクションプランとして、3 か年の中期学校経営方針<sup>2</sup>及びそれに基づく毎年の学校経営計画や各種プランを作成しています。

市全体で教育の方向性を共有し、教育政策を連携させることにより、質の高い教育につなげるために、 各学校では4期計画を鑑みて学校経営計画を作成することが大切です。なお、教育委員会においても、 学校現場の状況を丁寧に把握・支援するよう努めていきます。



#### (3) 計画期間

4年間:2022(令和4)年度~2025(令和7)年度

### 2 横浜市が策定した他の計画等との関係

4期計画の策定に当たっては、「横浜市中期計画 2022~2025」及び「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」や他の計画と関連する部分について整合を図ります。



<sup>1</sup> 横浜市教育大綱:「横浜市教育大綱」は、市として一貫性をもって教育行政を推進するために、令和4年度以降は本計画の第1章をもって代えることが、令和3年度横浜市総合教育会議において決定された。

<sup>2</sup> 中期学校経営方針:学校教育目標の実現に向けた3年間の学校経営方針及び取組等を示したもの。

### 3 「横浜教育ビジョン 2030」

#### (1) 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

#### (2) 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育んでいきます。

知 生きて はたらく知	<ul><li>基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力</li><li>主体的に考え、意欲的に学び続ける力</li><li>知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力</li></ul>
徳豊かな心	<ul><li>● 自分を大切にし、しなやかに生きる力</li><li>● 自分を律する態度と人を思いやる優しさ</li><li>● 「本物」に触れることで育む豊かな感性</li></ul>
体健やかな体	<ul><li>● 自ら健康を保持増進しようとする態度</li><li>● 体力づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力</li><li>● 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度</li></ul>
公公共心と社会参画	<ul><li>● 自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力</li><li>● 横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力</li><li>● 夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度</li></ul>
開 未来を開く志	<ul><li>● 自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力</li><li>● グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力</li><li>● 進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度</li></ul>

(3) 横浜の教育の方向性~多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します~

#### 方向性1 子どもの可能性を 広げます 主体的な学び 創造に向かう学び 支え合う風土 学びと育ちの連続性 方向性2 魅力ある学校をつくります 安心して学べる学校 社会とつながる学校 いきいきと働く教職員 学び続ける教職員 方向性3 豊かな教育環境を整えます 安全・安心な環境 市民の豊かな学び 地域とともに歩む学校 方向性4 社会全体で子どもを支えます 家庭教育の支援 多様な主体との連携・協働 切れ目のない支援

### 4 計画の構成

「横浜教育ビジョン 2030」が示す教育の方向性に基づき、柱と施策を示します。(4期計画の柱は、ビジョンの方向性に示される取組を一部統合して構成します。)施策ごとに、「指標」、「主な取組」、「想定事業量」を掲げ、PDCA サイクルに基づき、進捗管理を行います。

横浜教育ビジョン2030

第4期教育振興基本計画において新たに定める部分

方向性 施策 指標 主な取組 想定事業量

### 5 3 期計画以降の横浜市の教育の主な状況変化等

第3期横浜市教育振興基本計画(以下「3期計画」という。)期間においては、持続可能な学校への変革及びEBPMの推進を基本姿勢に、新学習指導要領の全面実施を見据え、「横浜教育ビジョン 2030」が掲げる「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指す教育を着実に推進してきました。一方、同計画期間内においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大を筆頭に、前例のない変化にも直面したほか、多様な教育的ニーズへの対応等の従来からの課題については、一層の取組が求められており、3期計画の総括等を踏まえた令和の時代にふさわしい計画の策定が求められています。

#### ◆新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年春の市立学校一斉臨時休業、6月からの段階的な教育活動の再開、令和3年夏の分散登校をはじめ、前例のない対応が多数生じました。臨時休業や分散登校の期間中、各学校においては、保護者等の御協力をいただきながら、児童生徒の健康状態や家庭での学習状況の把握に努めました。また、家庭で過ごすことが困難な児童生徒の居場所の確保を目的とした「緊急受入れ」や「校庭開放」を実施しました。さらに、家庭での学習習慣の定着、学びの保障を目的とした双方向のICTを活用したオンライン学習など、児童生徒への支援に取り組んできました。現在は消毒や換気等の「3密」を避けるなどの感染対策を行いながら教育活動を継続しています。

#### ◆新 学 習 指 導 要 領 に基 づく主 体 的・対 話 的 で深 い学 びと G I G A スクール構 想 による 1 人 1 台 端 末 の整 備

横浜市では、令和2年度から全面実施された新学習指導要領に基づき、各学校において「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組んできました。また、国において、当初令和5年度までとしていた1人1台端末の整備が令和2年度中へ前倒しとなったことを受け、横浜市では令和2年9月に「横浜市におけるGIGA スクール構想」という。)」を公表しました。GIGA スクール構想に基づき、端末や校内 LAN 等の ICT 環境を整備するとともに、今までの横浜の教育と最先端のICT のベストミックスを図りながら、多様な児童生徒を誰一人取り残すことなく、「個別最適な学び」と「社会につながる協働的な学び」を実現する取組を行っています。

#### ◆国における教育政策の主な動き及び横浜市の抱える課題等

小学校の学級編制標準の段階的な引下げ(35人学級)や学校における働き方改革の推進、教育ビッグデータを活用した教育DX(Digital Transformation)の推進をはじめとした国における政策を受け、 横浜市でもより良い教育の実現に向けた取組を推進してきました。

また、横浜市においては、特別な支援や配慮が必要な児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒等、多様できめ細かな支援に対するニーズは増加し続けていることに加え、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨等を踏まえ、教育と福祉・医療分野の連携がますます重要になっています。さらに、いじめ等の児童生徒が抱える様々な課題の早期発見・早期対応に向け、引き続き取り組んでいくことも必要です。

グローバル化の進展や SDGs を通じた持続可能な社会の実現に向けた取組の要請等を踏まえ、英語教育及び国際理解教育の推進や、課題発見・課題解決力の育成も引き続き重要です。

さらに、子どもたちの学びを支える安全・安心な教育環境の実現に向け、学校施設の老朽化が進行している現状を踏まえ、計画的な建替えを含む環境改善等を進める必要もあります。

中学校給食については、令和3年4月より学校給食法上の給食(デリバリー型)の提供を開始し、令和4年4月の喫食率は30.1%となっています。

<sup>3</sup> 横浜市における GIGA スクール構想:文部科学省が提唱した「児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる」ことを目指した横浜市の構想

### 6 第4期横浜市教育振興基本計画の視点

一人ひとりを大切に

子ども一人ひとりの個性や多様性を大切にし、「だれもが」「安心して」「豊かに」の人権尊重の精神を基盤とする教育を推進するとともに、それぞれの資質・能力を育成します。

みんなの計画・ みんなで実現

複数で子どもに関わる体制の徹底及び、家庭・地域・関係機関・民間企業・NPO等との連携・協働により、チーム横浜で子どもを育てます。

EBPM<sup>※</sup>の推進

「横浜市学力・学習状況調査」等のデータ分析により授業改善や児童生徒理解を一層推進するとともに、客観的な根拠に基づく教育政策を子どもの成長に関わる人と共有し、連携して質の高い教育につなげます。

※ Evidence Based Policy Making: エビデンスに基づく政策形成

#### (1) 一人ひとりを大切に

横浜市は、これまで「横浜教育ビジョン 2030」等に基づき、児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、 つながりを大切にした教育を推進してきました。4期計画ではさらに、それぞれの個性や発達の段階に 応じて、資質・能力を育成するための指標を掲げ、全ての子どもの資質・能力の向上に取り組み、自ら 未来を切り拓き、創る子どもを育成します。

横浜市では、特別な支援や配慮が必要な児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒が 年々増加しており、適切な支援を行うことが求められています。 さらに、何らかの理由で学校生活に困 難を感じている児童生徒や、虐待やいじめなど口に出せないけれども苦しみを抱えている児童生徒も大 勢います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、児童生徒が学校で学ぶ喜びを感じられるよう、教職員の努力や家庭や地域、関係者の方々の御協力により、感染対策を行いながら教育活動を再開していますが、感染症への不安など、児童生徒の心への影響を意識する必要があります。

私たちは、今だからこそ、子ども一人ひとりの個性や多様性を大切にして丁寧に見守り、「だれもが」「安心して」「豊かな」学校生活を送れるよう日々の教育活動に取り組んでいく姿勢を徹底する必要があります。そのような学校風土の中で、子どもが失敗を恐れず夢や目標に向かってチャレンジすることを応援していきます。

その上で、それぞれの資質・能力を育成していくよう取り組みます。

平成 29 年の新学習指導要領の改訂を踏まえ、横浜市では「社会に開かれた横浜らしい教育課程」の実現を目指し、教育課程の基準である「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領4」の策定を行ってきました。これに基づき、各学校では、それぞれの「学校らしさ」を生かした教育課程を編成し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善をはじめとする教育活動の質の向上に取り組んできました。

また、GIGA スクール構想<sup>3</sup>の推進に基づき、1人1台端末や、大容量・高速ネットワークが整備され、児童生徒の学びの可能性が広がりました。

さらに、令和4年度には「横浜市学力・学習状況調査」を全面改訂5し、一人ひとりの「学力」6の伸びを、義務教育の9年間経年で把握できるようになりました。

横浜が今まで大切にしてきた教育の強みと、最先端のICTのベストミックスにより、児童生徒が学ぶことがますます楽しくなり、その結果、一人ひとりの資質・能力の育成につなげられるよう、授業改善を推進します。

<sup>4</sup> 横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領:新学習指導要領の全面実施に向けて、各学校やブロックが自主的・ 自律的に教育課程を編成・実施・評価・改善するための要領

<sup>5 「</sup>横浜市学力・学習状況調査」を全面改訂:児童生徒一人ひとりの「学力」の伸びの経年変化を捉えられるようにするため、調査問題の作成に項目反応理論(IRT Item Response Theory)を導入するとともに児童生徒に個人番号を付与。また、今後は端末上で調査を実施すること(CBT Computer Based Testing)を見据えて検討

<sup>6 「</sup>学力」: 学校教育法で定義される広義の学力ではなく、横浜市学力・学習状況調査における、学習の理解や習熟の状況を指す。

#### (2) みんなの計画・みんなで実現

. . . . . . . . . . . . . . . . . .

児童生徒のだれもが安心して豊かな学校生活を送り、それぞれの資質・能力を伸ばしていくためには、 学校の内外で連携し、社会全体のみんなで子どもをはぐくむ環境づくりが求められています。

すなわち、①学校において複数で見守る体制や組織的な児童生徒の支援体制の整備、②教職員と家庭、 地域、児童相談所、医療・福祉等の関係機関、民間企業及び NPO 等との連携・協働による「チーム横 浜」での児童生徒の成長への関わり、③教職員が児童生徒をしっかり支えることができるよう、教職員 の育成・働き方改革の推進が必要です。

横浜市はこれまで、教科分担制によるチーム学年経営の推進、児童支援・生徒指導専任教諭<sup>7</sup>の授業を代替することを目的とした非常勤講師配置のフルタイム化の推進、スクールソーシャルワーカー<sup>8</sup>の拡充等による専門職の活用、部活動指導員<sup>9</sup>や職員室業務アシスタント<sup>10</sup>の配置、ICT 支援員の派遣など、様々な取組を通じて複数での見守りや、児童生徒支援体制の拡充に努めてきました。一人ひとりを大切にした教育実践のために、引き続き取組を推進していく必要があります。また、医療的ケアが必要な児童生徒への看護師の配置・派遣など、引き続き医療・福祉等の関係機関との連携を強化していく必要があります。さらに、児童生徒のより良い学びや不登校児童生徒支援等に当たっての民間企業・NPO等との連携や、市立図書館など学校教育以外の部署との連携、幼保小連携、学校運営協議会<sup>11</sup>と地域学校協働活動<sup>12</sup>の一体的な推進による地域と学校の連携・協働など学校外との連携も重要です。

「みんな」のうち、子どもたちにとっての最大の教育環境となる教職員については、全国的に教員志望者が減少している中、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正に基づき、小学校の学級編制において1学級当たりの標準が40人から35人へ段階的に引き下げられることに加えて、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴う個別支援学級13数の増加傾向により、更なる教員数の増加が見込まれるため、意欲や能力の高い教員を確保していくことが求められます。

また、人権意識を高める中でそれぞれが持つポテンシャルを最大限発揮できるよう持続可能な体制の 構築を目指していきます。その中で、新学習指導要領の実施や1人1台端末の活用など教育内容の多様 化に対応するため、教職員の資質・能力の向上が求められており、教職員の学ぶ時間を確保することが 必要であることから、教職員の資質・能力の向上と働き方改革の両立が重要です。

教職員の働き方改革については、平成30年3月に策定した「教職員の働き方改革プラン(以下「プラン」という。p74.参照)」に掲げた4つの戦略に基づいた40の取組を総合的に推進してきました。その結果、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の割合は、プランを策定した平成30年度と令和3年度の市の全体平均を比較すると、小学校で8.1%から5.1%、中学校では32.8%から18.0%と着実に減少しているものの、80時間を超える教職員は一定数残っており、道半ばの状況です。

今後は、更に改革の実効性を高め、一人ひとりが改善を実感できるようにするために、プランに基づくこれまでの総合的・全市的な取組に加え、具体的で焦点を絞った取組を加速させることが重要です。 そのため、データ分析により焦点化された課題とその解決に向けた教職員への支援を連動させること等を通じて、働き方改革と教職員の資質・能力の向上をこれまで以上に一体的に推進していきます。

<sup>7</sup> 児童支援・生徒指導専任教諭: いじめや不登校等の課題に対応するため、児童生徒指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭

<sup>8</sup> スクールソーシャルワーカー (SSW): 社会福祉の専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境 (家庭、地域等) に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、問題の解決に向けて支援する専門職

<sup>9</sup> 部活動指導員:校長の監督を受け、技術指導や引率等を行い、単独で顧問も担うことができる会計年度任用職員

<sup>10</sup> 職員室業務アシスタント:職員室における事務的な業務(印刷、電話対応等)をサポートする会計年度任用職員

<sup>11</sup> 学校運営協議会:「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域住民や保護者等が一定の権限と責任をもち、それぞれの立場で当事者として活動し、学校運営に参画する仕組み。一定の権限とは、①校長の定める学校運営の基本方針を承認すること(必須)、②学校運営に関して教育委員会や校長に意見を述べること(任意)、③教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べること(任意)の3点

<sup>12</sup> 地域学校協働活動:持続可能な地域社会をつくるために、共に子どもたちを育て、共に地域を創るという理念に立ち、地域と学校がパートナーとして、未来を担う子どもたちの成長を社会全体で支えていく様々な活動

<sup>13</sup> 個別支援学級:障害種ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を行う学級。国の「特別支援 学級」に相当する学級

#### (3) EBPM の推進(客観的な根拠に基づく教育政策の推進)

横浜市はこれまでも、「横浜市学力・学習状況調査」の結果の分析等を通じ、客観的な根拠に基づく教育政策の推進に努めてまいりました。3期計画の策定から3年経ち、世の中のデータ活用の流れは一層加速しています。教育においても、GIGA スクール構想3を前倒しで進めたことにより、児童生徒一人につき1台端末が整備され、将来的には学習履歴等の把握・蓄積が進むことが期待されています。

現在、整備を進めている新たな教育センターでは、産学公民が連携し、子どもの新たな学びを創造するために、最先端のICT やデータ等を活用した調査・研究等に取り組む予定です。

なお、データ活用は、教職員による教育実践の蓄積という横浜市の財産に加え、これまで培われてきた実践の成果や課題を可視化し、共有するための手助けになるものです。日々刻々と状況が変わる学校現場における最終的な判断はプロフェッショナルである「教師」によってなされることはこれまでと変わりありませんが、その一助としてデータを活用し、より良い教育への探究を継続することが有効です。

また、EBPM を推進し、客観的なデータに基づいて目指す方向や進捗状況について対話を行うことは、様々な人の共通理解を得るとともに、学校現場における教育実践と教育委員会における政策を連携させ、教育の質を上げることにつながります。

「一人ひとりを大切に」の視点を実現していくためにも EBPM は大いに貢献します。

これまで横浜市では、小学校6年生及び中学校3年生を対象とした年1回の「全国学力・学習状況調査」に加え、市立の全小中学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学校2年生から中学校3年生約24万人を対象に、「横浜市学力・学習状況調査」を独自に実施してきました。

過去5年間の「全国学力・学習状況調査」の結果では、横浜市の各教科の平均正答率は全国平均と同程度あるいは上回る結果となっています。市全体の平均は一定程度の結果を安定して示すことができている一方で、「横浜市学力・学習状況調査」を分析すると、個人の正答率の差が大きく、一人ひとりの学習の習熟度に応じたきめ細かな指導が求められているという現状があります。

こうした課題に取り組むために、「横浜市学力・学習状況調査」を令和4年4月に全面改訂 5 し、一人ひとりの「学力」 6 の伸びを、義務教育9年間を通じて継続的に把握できるようにしていきます。

今までも、調査した年度の学校や学年の「学力」<sup>6</sup>の全体像については、横浜市の平均との比較、学力層<sup>14</sup>や経年変化等により分析し、各学校が学習状況に応じた指導の工夫を行ってきました。

しかし、あくまでも当該年度の平均値との比較、学校や学年の全体像の把握であり、児童生徒一人ひとりの「学力」<sup>6</sup>の経年での伸びを捉えることはできていませんでした。

改訂した調査を活用し、児童生徒一人ひとりの「学力」<sup>6</sup> の伸びを測る指標を計測することで、より 一層、個性や発達の段階に応じた教育活動が行われることを目指します。

約24万人の児童生徒を対象にした試みは、基礎自治体としては全国最大・初となります。

引き続き、「全国学力・学習状況調査」を通じた全国平均と横浜市平均との比較や、「横浜市学力・学習状況調査」を通じた学校や学年の「学力」<sup>6</sup>の概況の把握については継続しながら、4期計画では、いわゆる非認知能力<sup>15</sup>の一層の分析を含め、国や企業・大学等の関係機関と連携しながら、一歩踏み込んだ形で客観的なデータに基づいた学力<sup>16</sup>分析・学力向上に挑戦します。さらに、「Y-P アセスメント<sup>17</sup>」の活用による深い児童生徒理解、授業改善、支え合う風土づくりを推進します。

<sup>14</sup> 学力層: 各教科について、横浜市の当該学年の児童生徒全体を、人数がほぼ等しくなるよう正答率で四分割したもの。正答率が同じ児童生徒が多数いるため、学力層は完全に 25%ずつにはならない。

<sup>15</sup> 非認知能力: 意欲・粘り強さ・好奇心など数値で測れない感情や心の働きにかかわる能力で、テストの得点など点数 や数値で可視化できる認知能力以外の能力と言われており、最近の研究では「社会情動的コンピテンシー」とも言われる。

<sup>16</sup> 学力: 学校教育法第30条第2項で定義されるもの。一般に「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに 向かう力、人間性等」と表現されている。

<sup>17</sup> Y-P アセスメント:横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール

# 自身学で、独金とう恋がりわたしの・あなたの

視点 1

### 一人ひとりを大切にい

### ~本気で「誰ひとり取り残さない」を実現~

特別な支援が必要な子どもも、日本語指導が必要な子どもも、不登校の子どもも、口には出せないけれども苦しみを抱えている子どもも。

26万人全員の個性に応じた「成長」を大切にします。



特別支援学校や個別支援級

などで学ぶ児童生徒 … 約14,000 人 日本語指導が必要な児童生徒……約 3,100 人 不登校児童生徒………………約 6,600 人



視点 2

## みんなの計画・みんなで実現

先生が一人で抱え込む教育は限界。 学校のチカラ、家庭・地域のチカラ、企業・NPOのチカラ、 子どもの成長に関わるみんなの力を結集して、 みんなではまっ子をはぐくみます。

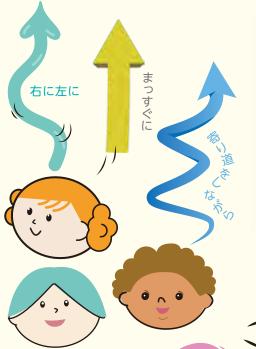




### ともに赤森を創る人

### ・みんなの成長

視点 3



### 経験・勘 ※ データ / ● ●



先生が培ってきた経験・勘にデータをかけ合わせ、 より確かな子どもの理解、

早期の子どものサイン発見を実現します。

EBPM\*の推進

※Evidence Based Policy Making エビデンスに基づく政策形成

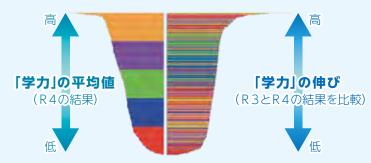


# 26万 3,118人



### クラスや学校、市の平均点の比較にとらわれず 一人ひとりの学力に応じて「伸ばす」教育へ。

「学力」®の平均値が高い学校≠「学力」を伸ばす学校 どの学校も、子ども一人ひとりの「学力」を伸ばすことができるII



※「学力」…横浜市学力・学習状況調査における、学習の理解や習熟の状況 出典: 「令和 4 年度横浜市学力・学習状況調査」

「学力」の伸びを最重要指標の1つに掲げる取組は初の試み



## 1 計画体系

柱	施策	主な取組
	1 主体的・対話的で深い学びの実現	児童生徒一人ひとりの資質・能力の育成に向けた授業 改善 一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな学習
		支援   一
	2 情報教育の充実及び教育DXの推 進	児童生徒の情報活用能力の育成 教職員のICT活用指導力の育成
		ICT環境整備 新たな教育センターとEBPMの推進
1 一人 ひとりを 大切に	3 特別支援教育の推進	就学・教育相談等の充実 小中学校等における特別支援教育の推進 特別支援学校の充実
した 学びの 推進	4 多様な教育的ニーズに対応した 教育の推進	不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実 子どもの貧困対策の推進
		教育相談の充実
	5 新たな時代に向けた高校教育の推進 進	各校の特色を生かした「総合的な探究の時間」の推進 魅力ある高校教育の推進 グローバル教育・サイエンス教育の推進
		多様化する生徒への支援
	6 小中一貫教育及び幼保小連携の推進	小中一貫教育の充実 「架け橋期」の育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続 の充実
2 ともに	1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進	英語によるコミュニケーション能力の育成国際理解教育の推進
未来を つくる 力の育成	2 持続可能な社会の創り手育成の推進	SDGs達成の担い手育成(ESD)推進 自分づくり(キャリア)教育の更なる充実

柱	施策	主な取組
3 豊かな 心の育成	1 人権尊重の精神を基盤とする 教育活動の推進	人権教育の推進 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な 活用推進 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実 「本物」に触れる機会の創出
	2 安心して学べる学校づくり	安心して参加できる集団づくり 子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止の強化
4 健やかな 体の育成	生涯にわたる健康づくりと 中学校給食の推進	全ての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の 推進 「体力・運動能力調査」を活用した健康の保持増進と 豊かなスポーツライフの実現 持続可能な部活動の実現 歯科保健教育の支援 健康教育の推進
5 家庭・ 地域等の	1 多様な主体とつながる教育の 充実	地域等との連携・協働の推進
多様な 主体との 連携・ 協働	2 福祉・医療等との連携による 支援の充実 3 家庭教育支援の推進	福祉・医療等との連携強化 関係機関、地域と連携した、保護者の学びや交流など の家庭教育支援
6 いきいき	お職員の採用・育成・働き方の 一体的な改革	優れた人材の確保及び採用前教職員の養成 学び続ける教職員の育成・支援
と働き、学び続ける教職員		チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実 学校業務の改善・適正化 管理職のマネジメントカの強化・意識改革
7	1 学校施設の計画的な建替え	学校施設の計画的な建替えの推進 自然環境に配慮した学校施設の整備
安全・ 安心で より良い 教育環境	2 安全・安心な施設環境の確保	学校施設における児童生徒の安全確保 快適で誰もが使いやすい施設環境の整備
<b></b>	3 学校規模・通学区域の適正化	学校規模・通学区域の適正化
8 市民の	<ol> <li>生涯学習の推進</li> <li>新たな図書館像の構築及び読書活動の推進</li> </ol>	生涯学習の推進 新たな図書館像の構築・図書館サービスの充実 読書活動の推進
豊かな 学び	3 横浜の歴史に関する学習の場の充実	市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出

## 2 各柱の内容

#### 【各柱のページの見方】

#### 施策の目標·方向性

施策ごとに、計画期間に実施する施策 の目標や方向性を示しています。

#### ■ 現状と課題

施策ごとに横浜市を取り巻く状況と課題を示しています。また、現状や課題を踏まえた取組の必要性についても記載しています。

#### ▶ 指標

計画期間内における各施策の成果を分かりやすく示すため

- 計画期間における事業や取組によりもたらされる効果や成果を、客観的、定量的に把握する指標
- 施策の中で重要かつ象徴的な事業の実績を表す指標
- 施策を実施した成果について、子 どもの実感を問う指標

を設定しています。

## ■ 主な取組

計画期間に実施する事業や取組のうち、 主なものを示しています。

#### ■ 想定事業量

目標の達成や施策の推進のために、計画期間で実施する具体的な事業や取組のうち、量的把握が可能なものを事業量として示しています。

※複数の施策に該当する指標・想定事業量 については重複して掲載しており、【再 掲】または【後掲】と示しています。

#### 施策 1

主体的・対話的で深い学びの実現

#### 施策の目標・方向性

横浜が今まで取り組んできた新学習指導要領に基づく教育実践と、最先端の ICT のベストミックスにより、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を推進し、その結果、一人ひとりの資質・能力の育成を図ります。

#### ■現状と課題・

【主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組】。

- これまで横浜市は、新しい時代に必要となる資質・能力をはぐくむために、探究的な学習や体験活動等を通じ、児童生徒同士や多様な他者と協働しながら学習する協働的な学びと、児童生徒が自己調整しながら学習する個別最適な学びの推進により、主体的・対話的で深い学びの実現に取り組んできました。
- 平成29年には、改訂された新学習指導要領が掲げる。資質・能力の三つの柱を育成するべく、教育課程の基準である「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領4」を無定しました。これに基づき、各学校では、それぞれの学校らしさを生かした教育課程

# 新しい時代に必要となる資質・能力の育成・ 空びら対からか、大明性等 とのように社会・世界と関わり、よりない人生を送るか はかなずり、はやかなは、「最かな心・を 場合的にとらえて関係と 知能及び技能 「何を理解しているか」 「何を対するとか」 できることをごう使うか 出典・文郎科学省資料を元に借資本で体熱を加工・

■ 指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
横浜市学力・学習状況調査で示す学力レベル <sup>341</sup> において、小学校6年の国語・襲数、中学校3年の国語・数学で伸びを示した児童生徒の割合 <sup>92</sup>	小6 567.8% 第62.7% 中3 医64.8% 数51.0% (令和4年度)	小6 算70%
学校の授業に進んで取り細む児童生徒の割合**2	小6 88.5% 中3 89.5%	小6 90% 中3 90%
自分たちで課題を立て、その解決に向けて情報を集めたり、話し合ったりしていると思う児童生徒の割合 <sup>第3</sup>	小6 71.8% 中3 65.6%	小6 75% 中3 70%
放課後の学習支援により、児童・生徒が主体的に学習に取り組む態 度が定着したと回答した学校の割合	81%	85%

#### ■ 主な取組・

#### 1. 児童生徒一人ひとりの資質・能力の育成に向けた授業改善。

- 探究的な学習や体験活動を通じ、児童生徒同士または多様な他者と協働する協働的な学びと、一人ひとりの子どもの状況に応じた個別最適な学びの両方を全市立学校で推進し、主体的・対話的で深い学びの実現に取り組みます。このような質の高い学びと持続可能な学校の両立を目指し、教育研究会なと連携し教育課程研究協議会や一斉授業研究会などでの研究・発信を通じて、年間を通じて授業改善に取り組みます。。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に必要な子どもの主体性や学習意欲をはぐくむために、非認知能力 15 を可視化する研究を企業や横浜国立大学等と連携し、効果的な指導法につなげます。
- ・児童生徒一人ひとりの「学力」。の伸びを経年で捉えるために、「横浜市学力・学習状況調査」を改訂。・実施します。「横浜市学力・学習状況調査」で、それぞれの学力レベルの変容や、伸びの状況を詳しく分析します。各学校では児童生徒の状況や実態に応じた「学力向上アクションブランパ」を作成し、「学力」。の伸びが見られなかった児童生徒に対し、少人数での指導や放課後学習支援等により、学習習慣の確立と「学力」。の向上を図ります。♪

想定事業量。		
項目。	直近の現状値↓ (令和3年度)↓	目標値↓ (令和7年度)↓
横浜市教育課程研究協議会の参加者数↔	約 9,000 人。	10,000 人。
小学校教育研究会 <sup>20</sup> が主催する一斉授業研究会に参加し た教員数。	約 6,000 人↓ (令和元年度) ↓	8,000人。
中学校教育研究会 <sup>20</sup> が主催する授業研究会に参加した教 員数 <sub>6</sub>	<b>-</b> -⇒	3,500 人。
横浜市学力・学習状況調査の生活・学習意識調査の CBT 化。	試行導入の検討↔	小 全校実施↓ 中 全校実施↓

1

## 一人ひとりを大切にした 柱 学びの推進



## 施策

## 主体的・対話的で深い学びの実現

#### 施策の目標・方向性

横浜が今まで取り組んできた新学習指導要領に基づく教育実践と、最先端の ICT のベスト ミックスにより、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善を推進し、 その結果、一人ひとりの資質・能力の育成を図ります。

#### 現状と課題

#### 【主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の取組】

- これまで横浜市は、新しい時代に必要となる資質・能・ 力をはぐくむために、探究的な学習や体験活動等を 通じ、児童生徒同士や多様な他者と協働しながら学■ 習する協働的な学びと、児童生徒が自己調整しなが ら学習する個別最適な学びの推進により、主体的・対 話的で深い学びの実現に取り組んできました。
- 平成 29 年には、改訂された新学習指導要領が掲げ る、資質・能力の三つの柱を育成するべく、教育課程 の基準である「横浜市立学校 カリキュラム・マネジ メント要領 4」を策定しました。これに基づき、各学 校では、それぞれの学校らしさを生かした教育課程 出典:文部科学省資料を元に横浜市で体裁を加工

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

#### 学びに向かう力、人間性等

どのように社会・世界と関わり、 よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を 総合的にとらえて構造化

#### 知能及び技能

何を理解しているか 何ができるか

思考力、判断力、 表現力等

理解していること・ できることをどう使うか

を編成し、主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改善に取り 組んできました。しかし、令和2年からは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、体験 的な学びに十分取り組めない状況があり課題となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響下の中で、授業におけるICT活用や授業改善のポイントなどを まとめた「資質・能力 育成ガイド」を全教員へ配付し、年間を通じて研修や授業研究会をオンラ イン配信も活用して実施しました。

#### 【EBPM の推進(客観的な根拠に基づく教育政策の推進)】

- これまで横浜市では、小学校6年生及び中学校3年生を対象とした年1回の「全国学力・学習状 況調査」に加え、市立の全小中学校、義務教育学校及び特別支援学校の児童生徒約24万人を対 象に、「横浜市学力・学習状況調査」を独自に実施してきました。
- 「全国学力・学習状況調査」の結果では、横浜市の平均正答率は全国平均と同程度あるいは上回 っています。一方、「横浜市学力・学習状況調査」を分析すると、個人の正答率の差が大きいこと から、一人ひとりの学習の習熟度に応じたきめ細かな指導や更なる授業改善が求められます。こ うした課題に取り組むため、令和4年度に「横浜市学力・学習状況調査」を全面改訂5し、一人ひ とりの「学力」<sup>6</sup>の伸びを、義務教育9年間を通じて継続的に把握できるようにしています。

#### 【一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな学習支援】

- GIGA スクール構想 3 によりオンライン学習が推進され、個別最適な学習方法や、動画等の表現 の工夫等のオンラインのよさが明らかになりました。今後は、ICT を活用して、少人数での学習 や放課後の学びの支援など、子どもの状況に応じたきめ細かな学習や支援を行うことが重要です。
- 「読みのスキル」は全ての教科等の基本であり、言語に関する学習のつまずきが顕在化する前の 指導・支援を推進するため、令和元年度に4校を推進校に指定し、「読みのスキル」向上事業を開 始しました。定期的なアセスメントを通じて読むことに関する課題を抱える子どもを把握し、重 点的に支援・指導を実施することにより、読むことへの抵抗感の低減を図っています。基礎的な 指導は小学校低学年で行いますが、学年が上がってもつまずいてしまう子どもがいることから、 取組を学校全体のものとしていくことが今後の課題です。
- 家庭での学習が困難などの状況があり、学習習慣が十分に身に付いていない児童生徒に対して、 「学校・地域コーディネーター<sup>18</sup>」を中心とした運営委員会等又は学校が、地域及び関係機関等 と連携し、放課後等の学習支援を実施しています。事業を継続・拡充していくに当たり、ボラン ティア等の担い手や活動場所、活動時間の確保が難しいといった課題があります。

#### 【チーム学年経営】

- 中学校との接続期である小学校高学年におり いては、児童指導上の課題が多様化・複雑化 し、学習指導の内容も専門的になります。そ こで、学級を持たない学年主任等をチーム・ マネジャーとして配置するとともに、教科 分担制を導入することで組織的・効果的な 学年経営を強化してきました(平成30年 度から令和4年度まで188校導入)。
- 令和3年度に実施した、チーム学年経営推 🖁 出典:横浜市教育委員会事務局作成 進校の児童と家庭を対象としたアンケート ┗

チーム学年経営の校内イメージ チーム・マネジャー -ム学年経営を組織 1組担任 2組担任 3組担任 G 専科教員

結果を見ると、児童の学力 16 向上や心の安定につながる一定の成果が見られました。また、教員 向けのアンケートからは、教員の育成と働き方についても、改善が図られてきています。

効果的にチーム学年経営に取り組むためには、チーム・マネジャーの存在が欠かせませんが、各 学校では非常勤講師の加配を活用するなど、チーム・マネジャーを工夫して配置することが必要 になっています。

<sup>18</sup> 学校・地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員):地域と学校が連携・協働するために、地域と学校をつな ぐ役割を担うボランティア。横浜市は平成 19 年度から「学校・地域コーディネーター」と呼び、平成 29 年からは 社会教育法で規定された「地域学校協働活動推進員」として委嘱

#### 1 指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
横浜市学力・学習状況調査で示す学力レベル <sup>※1</sup> において、小学校6年の国語・算数、中学校3年の国語・数学で伸びを示した児童生徒の割合 <sup>※2</sup>	小6 国 67.8% 算 62.7% 中3 国 64.8% 数 51.0% (令和4年度)	小6 算70% 年3 数70%
学校の授業に進んで取り組む児童生徒の割合 <sup>*2</sup>	小6 88.5% 中3 89.5%	小6 90% 中3 90%
自分たちで課題を立て、その解決に向けて情報を集めたり、話し合ったりしていると思う児童生徒の割合*3	小6 71.8% 中3 65.6%	小6 75% 中3 70%
放課後の学習支援により、児童・生徒が主体的に学習に取り組む態度が定着したと回答した学校の割合	81%	85%

- ※1 横浜市学力・学習状況調査における、学習の理解や習熟の状況を示した 42 の段階
- ※2 学習指導要領に定める資質・能力について、「学力」。の伸びによって「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力 等」の状況を、学校の授業に進んで取り組む児童生徒の割合によって「学びに向かう力、人間性等」の状況を測る指標
- ※3 資質・能力の三つの柱を育成するために必要な、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を測る指標

#### 主な取組

#### 児童生徒一人ひとりの資質・能力の育成に向けた授業改善

- 探究的な学習や体験活動を通じ、児童生徒同士または多様な他者と協働する協働的な学びと、一人ひ とりの子どもの状況に応じた個別最適な学びの両方を全市立学校で推進し、主体的・対話的で深い学 びの実現に取り組みます。このような質の高い学びと持続可能な学校の両立を目指し、教育研究会 20 と連携し教育課程研究協議会や一斉授業研究会などでの研究・発信を通じて、年間を通じて授業改善 に取り組みます。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に必要な子どもの主体性や学習意欲をはぐくむために、非認知能力 15を可視化する研究を企業や横浜国立大学等と連携し、効果的な指導法につなげます。
- 児童生徒一人ひとりの「学力」6の伸びを経年で捉えるために、「横浜市学力・学習状況調査」を改訂 5・実施します。「横浜市学力・学習状況調査」で、それぞれの学力レベルの変容や、伸びの状況を詳 しく分析します。各学校では児童生徒の状況や実態に応じた「学力向上アクションプラン19」を作成 し、「学力」<sup>6</sup>の伸びが見られなかった児童生徒に対し、少人数での指導や放課後学習支援等により、 学習習慣の確立と「学力」6の向上を図ります。

想定事業量			
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)	
横浜市教育課程研究協議会の参加者数	約 9,000 人	10,000人	
小学校教育研究会 <sup>20</sup> が主催する一斉授業研究会に参加した教員数	約 6,000 人 (令和元年度)	8,000人	
中学校教育研究会 <sup>20</sup> が主催する授業研究会に参加した教員数	_	3,500人	
横浜市学力・学習状況調査の生活・学習意識調査の CBT 化	試行導入の検討	小 全校実施 中 全校実施	

<sup>19</sup> 学力向上アクションプラン:「横浜市子ども学力向上プログラム」に基づき、「横浜市学力・学習状況調査」結果を活 用し、各学校が子どもの状況等を踏まえて作成した、学力向上に向けた具体的な目標や取組

<sup>20</sup> 教育研究会:市立学校の教職員が教科等ごとに学習指導の充実を図るため、任意で参加する研究会組織

#### 2 一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな学習支援

- 学習のつまずきが顕在化する前の指導・支援を推進するため、全ての教科等の基本となる「読みのスキル」に関するアセスメントに基づき、推進校において効果的な指導を実施します。
- 一般学級に在籍する、特別な配慮や支援が必要な子どもが安心して授業に参加できるようにするための教員研修や「学びのサポートブック」の活用等、取組を推進します。
- 家庭での学習が困難などの状況があり、学習習慣が十分に身に付いていない小中学生に対して、放課後等に学習支援を実施し、子どもたちの学習習慣の確立と基礎学力の向上を図ることで、子どもたちの自己肯定感や将来の夢をはぐくんでいきます。

#### 想定事業量 直近の現状値 目標値 項目 (令和7年度) (令和3年度) 20 校(累計) \*\* 「読みのスキル」向上推進校数 40 校 (累計) 小 35 校 小 34 校 放課後学習支援の実施校数 中 59 校 中 全校 肢体不自由など特別な配慮や支援が必要な子どもが授業 1回/年 2回/年 参加できるようにするための教員研修回数 特別支援教育の視点から考える ICT 研修 3回/年 4回/年 (アクセサビリティー研修) 回数

#### 3 小学校高学年におけるチーム学年経営の推進

小学校高学年に学級をもたない学年主任等を配置するとともに、教科担任制・教科分担制を組み合わせることで、児童の学力 <sup>16</sup> 向上と心の安定や、学年経営の充実を図るチーム学年経営の全市立小学校での導入を目指し、推進します。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
小学校高学年における教科分担制を伴うチーム学年経営 の推進校数	129 校	全校

## **コラム** 一人ひとりを大切にした学びの実現に向けて授業はどう変わるのか

4期計画の検討に当たり、学校現場とともにより良い教育の実現について考えるため、令和3年 11月に教職員意見交換会を開催しました。

#### <客観的なデータの活用による協働的な学び・個別最適な学びの実現>

- ◆前年より伸びが見られなかった児童生徒の状況を客観的に 捉え、一人ひとりに合った個別最適な学習方法を提供すること で、全体の学力 <sup>16</sup>向上につなげる。
- ◆ <u>児童生徒一人ひとりが自らの学力 16 の変容を捉える</u>ことで、 学校の授業に自ら進んで取り組む割合を増やしていきたい。
- ◆協働的な学びの実現に向けた授業改善を行い、<u>児童生徒が</u> 自ら課題を立て、解決に向けて情報を集め、対話を通して 学びを深めていく授業を増やしていきたい。



教師自身が、子どもたちの教育を 通して社会を創っていくのだとい う気持ちで毎日の授業に臨みたい!!

<sup>※</sup>事業を開始した令和元年度からの累計

#### 施策 2 情報教育の充実及び教育 DX の推進<sup>21</sup>

#### 施策の目標・方向性

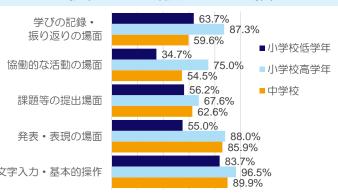
- 「GIGA スクール構想3」を踏まえ、1人1台端末等のICT環境を効果的に活用し、児童 生徒の情報活用能力<sup>22</sup>及び教職員の ICT 活用指導力の育成を図ります。
- 新たな教育センターの開設に向けて機能・連携の強化を図るとともに、EBPM(エビデ ンスに基づく政策形成)を推進することで、より効果的・効率的な教育活動や教育施策を 実現します。

#### 現状と課題

#### 【横浜市における GIGA スクール構想 3】

- 国において、当初令和5年度までとして いた1人1台端末の整備が令和2年度中 へ前倒しとなったことを受け、横浜市で は令和2年9月に「GIGAスクール構想3」 を公表しました。
- 「GIGA スクール構想<sup>3</sup>」に基づき、端末 や校内 LAN 等の ICT 環境を整備すると ともに、横浜市が今まで取り組んできた ■ 文字入力・基本的操作 新学習指導要領に基づく教育実践と、最 により、「個別最適な学び」と「社会につ

#### 授業で ICT が活用されている場面



0% 20% 40% 60% 80% 100% 先端の ICT のベストミックスを図ること ■出典: GIGA 端末の利用状況と活用推進等に関するアンケート (令和4年5月:横浜市)

ながる協働的な学び」を推進し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組んできました。引 き続き、全ての学校で等しく児童生徒が ICT を活用できる環境整備、児童生徒の情報活用能力 22 や教職員の ICT 活用指導力の育成、最先端の研究の実施等により、教育の在り方を日々アップデ ートする必要があります。

#### 【児童生徒の情報活用能力22の育成】

ロイロノート・スクール<sup>23</sup>や Google Workspace for Education のアカウントを全児童生徒に配付し、クラウドサービスを活用した教 育環境の充実を進めてきました。



ICT を活用した授業の様子

令和3年度から国の学習者用デジタル教科書<sup>24</sup>の実証事業にモデル校が参加し、令和4年度は全 小・中・特別支援学校が英語のデジタル教科書<sup>24</sup>の実証事業に参加しています。

<sup>21</sup> 横浜市学校教育情報化推進計画:学校教育の情報化の推進に関する法律に基づく「横浜市学校教育情報化推進計画」 は、国の通知に基づき、本計画の柱1施策2ほかをもって代えることとする。

<sup>22</sup> 情報活用能力:コンピューター等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であ り、さらに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、統計等に関する資質・能力等も含むもの。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> ロイロノート・スクール:横浜市教育委員会と株式会社 LoiLo は、令和2年7月に教育活動支援に関する連携協定 を締結しており、その後、令和3年6月に協定期間を延長(延長後の連携協定期間:令和2年7月20日から令和6 年3月31日)

<sup>24</sup> デジタル教科書:教科書の内容を電磁的に記録した教材。学校教育法の改正により、令和元年度から、通常の紙の教 科書に代えて使用が認められている。

- 情報活用能力<sup>22</sup>の育成に向け、「情報教育推進プログラム<sup>25</sup>」に基づく情報教育実践推進校の実 践事例の紹介など、各学校の情報教育全体計画の作成や推進を支援しました。
- プログラミング教育<sup>26</sup>の推進のため、小中学校で校内研修支援や授業づくり支援を実施しました。
   また、プログラミングアプリの授業支援ハンドブックを学校向けに通知しました。
- 児童生徒の端末やインターネットを利用したトラブル等を未然に防止できるよう、令和2年度に 保護者向けの情報モラルリーフレット(データ版)や情報モラル動画を配信しました。

#### 【教職員の ICT 活用指導力の育成】

- 令和3年度の教員の「ICT 活用指導力 実態調査」によると、横浜市は児童生 徒のICT活用を指導する教員の能力が 全国平均の水準とほぼ変わらない状況 ですが、現状では、学校間での活用の 差が生じています。
- ・ 小・中・義務教育学校で実施した GIGA 端末の利用状況と活用推進等に関する アンケート(令和4年5月)では、授 業でICT活用ができていない理由とし て、「教職員のICT端末活用のスキル」 との回答が一定数見られました。
- 横浜市が協力した国立教育政策研究所による調査<sup>27</sup>によれば、学校のICT活用には、「研修の必要性」、「学校組織内に浸透させるマネジメント」、「キーパーソンの存在」が必要であることが示されており、活用推進に向けた支援体制の構築が必要です。
- 授業におけるICT活用のポイントや「主体的・対話的で深い学び」の視点を実現するための授業改善のポイント、各学校の実践の好事例などをまとめた冊子、「資質・能力育成ガイド(単元・題材づくり編、授業づくり編)」を全市教員へ配付しました。

ツを充実させ、適切に教育活動が実施できるよう周知しています。

#### A: 教材研究・指導の準備・評価・ 校務などにICTを活用する能力 B: 授業にICTを活用して 指導する能力 75.2% 72.8% C: 児童生徒のICT活用を 77.3%

教員の ICT 活用指導力の状況(令和3年度)



出典:学校における教育の情報化の実態等に関する調査 (文部科学省)

■全国(R3) ■横浜市(R3)※全校種の平均値

#### 資質・能力育成ガイド 「単元・題材づくり編」「授業づくり編」





<sup>25</sup> 情報教育推進プログラム:学校と教育委員会とが連携し、計画的に情報教育を推進し、子どもの情報活用能力を育成するための指針

著作権法や情報セキュリティについて、教職員向けのオンライン研修や e ラーニング<sup>28</sup>コンテン

<sup>26</sup> プログラミング教育: 児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要 な論理的思考力を身に付けるための学習活動

<sup>27</sup> 国立教育政策研究所による調査:国立教育政策研究所プロジェクト研究「高度情報技術の進展に応じた教育革新に関する研究」調査時期:令和3年7月~10月 調査対象:横浜市小学校23校(4~6年生)、中学校15校(1~3年生)の学級担任

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> e ラーニング: ウェブ上で必要な知識等を学習できるシステム

- 令和2年度に、小・中・特別支援学校の児童生徒1人1台端末や大容量・高速の校内LAN等を 整備しました。また、令和3年度からは、今後の通信容量増大においても、安定した通信速度を 確保するため、ネットワーク回線の専用線化を順次行っています。
- ICT をより効率的に活用するために、プログラミング教育 26 の支援や、オンライン学習・オンライン授業、端末のトラブル等の相談に対応する ICT 支援員を全市立学校に派遣しています。

#### 【新たな教育センターと EBPM の推進】

- 平成 24 年度末に教育文化センターが閉鎖して以降、研究・研修、教育相談の各機能が複数の建物に分散し、機能間の連携の低下や入居する民間ビルの施設環境の制限等の課題を抱えながら業務を進めてきました。分散後の教育センターの課題やあるべき姿、新たな教育センターの整備手法等を検討し、令和2年3月の基本構想の策定、令和3年12月の基本構想の一部見直しを経て、令和4年1月に整備に向けた事業者募集を行いました。
- 新たな教育センターでは、これまでの課題を解決するとともに、それぞれの機能を強化していくことが求められます。また、教育分野においても EBPM の推進が求められる中、「調査・研究・開発」機能を強化して実行に移していくため、教育委員会、学校現場及び教育研究会等が連携しながら取り組んでいく必要があります。



新たな教育センターにおける 企業・大学等との共同研究イメージ



認知・非認知能力調査研究における 発話データの分析

#### **コラム** 横浜どこでもスタディの推進について

様々な事情で登校できない児童生徒が自宅などでオンライン授業に参加できるように、学ぶ方法を学校と相談して選べる取組として「横浜どこでもスタディ」を推進しています。

実施校では組織的に取り組む体制を整えるとともに、提供できる内容について学校だよりや学校 webページ等で情報発信します。全校での実施に向けて教育委員会では学校支援を行っています。



オンラインで授業に参加



別室で ICT を活用して学習



オンライン授業を効果的に進めるための 支援機材を整備

#### ▶ 指標

上。 指標	直近の現状値 (令和 3 年度)	目標値 (令和7年度)
「情報モラル・セキュリティの理解」「端末の基本的操作」「課題解決・ 探究における情報活用」ができると答える児童生徒の割合	小6 85.1% 中3 85.4% (令和4年度)	小6 90% 中3 90%
校務や授業に ICT を活用し、児童生徒の情報活用能力 <sup>22</sup> の育成に 向けた指導ができると答える教職員の割合	79.1%	95%

#### 主な取組

#### 児童生徒の情報活用能力 22 の育成

- 教育活動全体を通して、全児童生徒 1 人1アカウントを配付しているクラウドサービスや端末を効果的に活用していきます。
- 学習者用デジタル教科書<sup>24</sup>について、国の実証事業への参加を通じて効果や課題を検証するとともに、 学校現場の利用状況やニーズを把握し、活用を検討します。
- デジタル教材等は、これまでの副教材と同様に、各学校の実態に合わせた活用を進めます。
- 学校が計画的・系統的に児童生徒の情報活用能力<sup>22</sup>の育成を図るため、自校の実情に応じて「情報教育全体計画」を作成し、各教科等の指導計画につなげるようにします。また、児童生徒の発達段階に応じた「情報活用能力<sup>22</sup>チェック表」を活用して実態を把握するなど、具体的な支援をしていきます。
- ネットトラブルに関わるリスクを軽減し、児童生徒がICTを安全かつ適切に活用していけるよう、情報モラル教育の充実に向けた指導例を作成し、教員研修の充実を図るなど、対策を講じていきます。

想定事業量		
項目	直近の現状値	目標値
	(令和3年度)	(令和7年度)
情報教育全体計画の策定・情報活用能力 <sup>22</sup> チェック表の活用校数	_	小・中 全校

#### 2 教職員の ICT 活用指導力の育成

- 様々な理由で登校できない児童生徒へのオンライン学習や授業等に関するICT 活用の差を解消するために、先進校における試行を通じて、好事例の発信や情報公開、ICT 活用推進のためのサポートを実施していきます。
- ICT の活用が十分でない学校には、ICT 支援員や関連企業、教育委員会による訪問型の支援を行います。
- ICT 活用に関するマネジメントを担う教職員の ICT コーディネーターを育成し、組織で活用推進していく体制を作るとともに、「ICT 活用指導力向上のための研修 navi<sup>29</sup>」の研修体系に基づいた研修を充実させ、指導力向上につなげていきます。
- 教育研究会<sup>20</sup>と連携を図り、授業中のICT活用に資する「資質・能力育成ガイド」を活用する研修、 授業動画の収集やオンライン研修を充実させ、教職員のICT活用に関する意識向上を図ります。

想定事業量		
項目	直近の現状値	目標値
	(令和3年度)	(令和7年度)
ICT コーディネーター研修を受講し、修了した教職員の人数	_	1,000人

<sup>29</sup> ICT 活用指導力向上のための研修 navi:全教職員に配付した「ICT 活用指導力向上のための研修」について受講方法や研修体系を掲載したリーフレット

#### 3 ICT 環境整備

- ICT を活用した児童生徒の学習活動が円滑に進められるよう、将来的に初等中等教育機関への開放が 予定されている、国(国立情報学研究所)が運用し、スーパーコンピューターの共同利用などで活用される高速な学術情報ネットワーク(SINET)を先行して活用して、新 Y・Y NET<sup>30</sup>回線を安定的に運用するとともに、端末故障等に関する保守について継続的に取り組みます。
- 秘匿性の高い個人情報を取り扱う校務システムが安全で安定的に保守・運用するとともに、教職員の ニーズを踏まえながら計画的な改修を進めます。
- 端末の設定やアカウント登録、端末活用時の基本操作や不具合等の対応のため、ICT 支援員が定期的に訪問してサポートを行っています。今後も、各学校の活用状況や支援ニーズを捉え、学校に応じた支援を行っていくため、訪問回数を維持していきます。
- デジタル教科書<sup>24</sup>の導入等、今後の家庭学習における端末の使用を想定して、児童生徒に貸与している端末の持ち帰りについて、試行を順次実施し環境を準備します。

想定事業量			
項目	直近の現状値	目標値	
	(令和3年度)	(令和7年度)	
	小・中・特支:	小•中•特支:	
ICT 支援員の訪問回数	各 48 回/年	各62回/年	
	高:24回/年	高:24回/年	
教育用ネットワーク回線の増速・安定化	_	安定稼働	

#### 4 新たな教育センターと EBPM の推進

- 令和 11 年度の開設に向けて、新たな教育センターに必要な機能や設備を検討しつつ、選定事業者と 設計・工事に関する協議を進めていきます。
- 最先端のICT やデータを活用しながら、教育センター機能の一つである「調査・研究・開発」機能を 核とし、EBPM を推進していきます。各機能において、開設までに先行して実施できる取組を順次進 めていきます。
- 「横浜市学力・学習状況調査」にIRT(項目反応理論)を取り入れるとともに、調査を端末で実施する CBT 化の準備を段階的に進め、効果的・効率的なデータ収集・分析の基盤を整えていきます。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に必要な子どもの主体性や学習意欲をはぐくむために、非認知能力 15 を可視化する研究を企業や横浜国立大学等と連携し、効果的な指導法につなげます。

想定事業量				
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)		
新たな教育センター開設に向けた取組	事業者の公募	工事着手		
横浜市学力・学習状況調査の生活・学習意識調査の CBT 化【再掲 柱1施策1】	試行導入の検討	小 全校実施 中 全校実施		
認知・非認知能力 <sup>15</sup> 調査研究の実施	_	成果公表 (令和 6 年度)		

<sup>30</sup> Y・Y NET:横浜市教育委員会及び横浜市立学校内ネットワーク等から構成されている横浜市教育情報ネットワーク

# 未来の教育の 実現に向けた 横浜教育DX

## 横浜教育DXは、

- ◆①児童生徒、②教職員・学校、③教育委員会の 三者それぞれにおけるよりよい教育活動\*1 の実現に貢献するとともに、
- ◆三者をつなぐデータの一層の活用※2 を一体となって推進することで、 横浜の公教育全体の質の向上を目指します。

Action

6万人の

なお、本市は日本最大の基礎自治体として、26万人の児童生徒等のビッグデータのほか、教育機関が学習者用タブレットを導入した 台数が世界でも有数の都市であるなど、教育DX推進の拠点として世界の注目を集め得るポテンシャルを有する都市です。今後は 「使えるデータにリソース\*3が集まる」との考えの下、新たな教育センターを中心に、産学公民の多様な連携・協働を推進し、日本の教育DXをリードする先進的な取組実績の蓄積を目指します。

# **遺浜教育DX**

## DX戦略に基づき「教育を科学」することで、子どもの学びの質の向上へ

#### 実現した姿

学年や空間を越えた 個別最適な学び

#### リモートスタディ

さまざまな理由で登校できない児童・生徒がリアル タイムでともに学んでいる



デジタル教科書を使いこな し、さらに、AIドリルによって 習熟度に合わせて学んでいる





# 新たな教育センター

Message EBPMを基盤にした教育DXのハブ機能

#### 人材育成

調査·研究·開発

教育相談 発表·発信

人ひとりを大切にした学び」の実現

来の児童生徒の

「材の連携・ F究成果の共有

Action

#### 一現行の施策 きめ細かな具体の授業等の可視化

#### 認知•非認知能力調査研究事業

- ●数値化が可能な学力等の「認知能力」と、意欲や好奇心など、いわゆる「非認知能力」の関連性等について、 児童生徒の表情や発話を最先端技術等の活用により分析します。
- ●具体の授業等を撮影し、きめ細か **〈**教育実践を可視化します。

#### 実現した姿

ICTを活用した、遠隔通信による 地域・国籍や年代を越えた 多様な人々と行う協働的な学び

#### Commitment 学習履歴(スタディログ)

自分の学びを客観視しながら、 主体的に学びが深められている



## 教育委員会

Message

## 客観的なデータ等に基づく 教育政策の実現

#### 理想の姿

- ●CBT化された学校調査による学校 ごとのデータをリアルタイムで把握し、 支援と指導をバランスよくできている
- ●データ比較等を通じ、他の自治体と 切磋琢磨することで、より良い教育政 策立案を行っている
- ●市民がわかりやすい情報が簡便に 入手でき、戦略的な情報発信ができて いる

#### 現行の施策

IRT導入による一人ひとりの成長の可視化

#### 横浜市学力•学習状況調查

●24万人の児童生徒を対象とした、 基礎自治体としては全国初・最大の IRT\*4型の学力調査を開始。

# 教職員・学校

Message

「誰ひとり取り残さない」 持続可能な学校の実現

#### 理想の姿

- ●チーム学年経営の導入で、実際の子どもの姿について複数の教職員が見とり、一人ひとりの様々なデータと合わせて、適切な支援ができる
- ●登校・対面が前提の黒板とチョークの授業から、どこでも、誰でも、いつでも、子どもの状況に応じた多様な学びが提供できている
- ●ICTを活用した業務改善が進み、保護者 とお互いに効果的・効率的なやり取りがで きている





主体的・対話的で深い学び 個別最適な学びと協働的な学びの実現

(※1)ICTを活用した質の高い学びの実現に向けた授業改善、校務のICT化による働き方改革の推進、教育ビッグデータの活用によるより良い教育政策の立案 (※2)①児童生徒のデータに基づく学校による早期の児童生徒支援の実現②学校の超過勤務データ等を踏まえた教育委員会による具体の支援の実施 (※3)リソースとは、人材、予算、設備、知見やノウハウなど (※4)IRT (Item Response Theory)項目反応理論: 問題への回答状況から問題の精度や難易度、受験生の能力などを推定する理論 24

## 施策 3

#### 特別支援教育の推進

#### 施策の目標・方向性

◆ 国のインクルーシブ教育システム構築の考え方<sup>31</sup>を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応え、その変化にも柔軟に対応できる多様な学びの場の提供・充実に取り組みます。あわせて、障害のあるなしにかかわらず、可能な限り子どもたちが共に学ぶ機会の充実に取り組み、相互に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会を目指します。

H24

1.491

◆ 教職員の特別支援教育に係る専門性の向上等に取り組みます。

#### ■ 現状と課題

#### 【就学·教育相談】

- 特別な支援が必要な子どもにふさわしい学びの場に関する相談は、平成24年度からの10年間で約1.4倍に増加しています。相談の体制を整え、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えることが求められています。また、保護者に対して、特別支援教育総合センターでの来所相談以外でも、不安の解消につながる情報を発信する必要があります。
- 就学後の指導・支援に向けて、就学前の支援の 0 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 □就学格談 ■教育相談 N 対 で 3 対 で 3 対 で 3 対 で 3 対 で 3 対 で 3 対 で 3 が で 3
- 現在、特別な支援が必要な子どものふさわしい学びの場に関する相談は特別支援教育総合センターが、不登校や友人関係等の一般教育相談と心理・医療等の専門相談は教育総合相談センターが行っています。多様化する教育的ニーズに総合的に対応できるよう、分かりやすい相談窓口を構築し、相談の充実を図ることが必要です。

#### 【小中学校等の一般学級及び個別支援学級 13】

- 小中学校等には、一般学級においても特別な支援や配慮を必要とする児童生徒が在籍しており、 様々な疾患や肢体不自由、医療的ケアなど、見守りや介助が必要となっています。個別支援学級 13 においては、平成 24 年からの 10 年間で在籍者数が約 1.9 倍と急激に増加しています。
- 児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行うためには、全ての教職員の特別支援教育に係る知識・理解の向上や、特別支援教育コーディネーター32を中心とした校内支援体制の充実が必要です。個別の指導計画の作成や校内委員会を通して支援内容を明確にするとともに、横浜型センター的機能33を効果的に活用し、特性に応じた合理的配慮を提供することが必要です。



特別支援教育総合センターの就学・教育相談件数

2.124

3.615

<sup>31</sup> インクルーシブ教育システム構築の考え方:同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

<sup>32</sup> 特別支援教育コーディネーター:特別支援教育推進のため、各学校において、特別支援教育に関する委員会や研修の企画・運営、関係諸機関や他校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員

<sup>33</sup> 横浜型センター的機能:横浜市立学校に在籍する支援の必要な児童生徒のために、特別支援学校・通級指導教室・地

#### 【通級指導教室34】

- 通級指導教室 34 を利用する児童生徒数は、平成 24 年からの 10 年間で約 1.8 倍と急激に増加 しています。入級希望者の増加による過大規模化に対し、十分な指導場所や指導時間の確保を進 めるとともに、通級指導教室 34 の増設に向けた検討の必要があります。
- 児童生徒が在籍する小中学校等においては、その子の特性や発達段階を踏まえて必要な支援を把握し、学級担任等の対応力を高めることが重要です。そのため、通級指導教室 34 担当教員による協働型巡回指導の取組や横浜型センター的機能 33 を充実させていく必要があります。
- 通級指導教室 34 担当教員には高い専門性が求められるため、OJT 35 だけでなく、外部の研究機関への研修派遣を積極的に行うなど、計画的に人材育成を行っていく必要があります。

#### 【特別支援教室】

- 小中学校等においては、児童生徒が在籍する学級(一般学級、個別支援学級 <sup>13</sup>)を離れて学習等をするためのスペースとして、特別支援教室を設置しています。特別支援教室では、教科指導や自分なりの学び方を身に付けるための支援のほか、登校支援や在籍学級への適応に向けた支援など、児童生徒の社会性、コミュニケーション等の課題に対する様々な支援が行われています。
- これまで、特別支援教室実践推進校においてモデル的に取組を進めてきたことを踏まえ、<u>取組の</u> 好事例を各校で共有し、児童生徒や学校の実情に応じた柔軟な活用や、非常勤講師の配置等を含めた指導体制の充実に更に取り組む必要があります。

#### 【特別支援学校】

- 横浜市においては、学校教育法で定める5障害種全ての特別支援学校を全13校設置しています。 在籍児童生徒数は全体的に横ばい傾向ですが、市北東部など一部の地域においては、今後、増加 することが見込まれています。国の特別支援学校設置基準や神奈川県の特別支援教育の推進指針 等を踏まえ、県市が連携して、児童生徒の受入体制の充実に取り組む必要があります。
- 児童生徒の障害は、重度化・重複化・多様化しており、教員の専門性の更なる向上の下、個々の教育的ニーズを一層丁寧に把握し、実態に応じた指導や支援を行う必要があります。また、センター的機能の発揮を通じて小中学校等と連携した地域の特別支援教育を推進していくことが必要です。
- 重度化、重複化する医療的ケアの必要な児童生徒への対応のため、肢体不自由特別支援学校における医療的ケアの体制の充実に取り組むことはもちろん、肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校においても医療的ケアが必要な児童生徒が在籍していることを踏まえ、各校の実情に応じた医療的ケアの体制について引き続き検討する必要があります。
- スクールバスの乗車時間目標(60分)が達成できていない現状やスクールバスに乗車できていない医療的ケアのある児童生徒への対応など、通学支援の充実に取り組む必要があります。
- 学齢期から同世代の児童生徒が交流し、共同で学習する機会を更に充実すること、また、学校や地域における交流活動を支援すること等により、広く市民の障害等への理解を深め、地域共生社会の実現に取り組む必要があります。

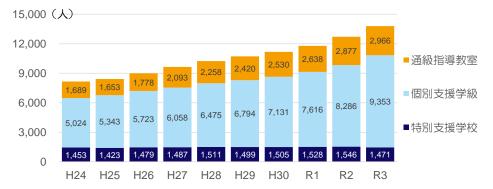
26

域療育センター等が、障害種ごとの専門性を生かし、学校のニーズに応じて行う学校支援

<sup>34</sup> 通級指導教室:一般学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の授業を一般学級で受けながら、一部の授業に ついて、障害に応じた特別な指導を受けるための場

<sup>35</sup> OJT: On the Job Training の略(日常の業務を通した職場教育)

#### 特別支援学校、個別支援学級 13、通級指導教室 34 に在籍する児童生徒数の推移



特別な支援や配慮が必要な児童生徒は令和3年度13,790人と過去10年で約1.7倍に増加出典:横浜市教育委員会事務局調べ

#### 横浜市における特別支援教育に関する学びの場(2022(令和4)年現在) 就学前 義務教育期 義務教育終了後 小学校 中学校 認定 大学 こども園・ 一般学級 幼稚園· 大学院 保育所 特別支援教室※ 専門学校等 個別支援学級 13 (小 100%設置、中 100%設置) 知的障害/自閉症・情緒障害/弱視 高等学校 地域療育 ·全日制 通級指導教室 34 センター ・定時制 (小16校、中4校、特支2校設置) 通信制 ・弱視 ・情緒障害 ・難聴 ・言語障害 特別支援 特別支援学校 特別支援学校 学校 (国立・県立・市立・私立) (国立・県立・市立・私立) (市立·私立) (小学部~中学部) (高等部、専攻科) (幼稚部) ・知的障害 ・肢体不自由 ·知的障害 · 肢体不自由 ・視覚障害 ・視覚障害 ・病弱 · 視覚障害 · 聴覚障害 ・聴覚障害 ・聴覚障害

※特別支援教室:集団では学習に参加することが難しい児童生徒が、一時的に一般学級・個別支援学級 <sup>13</sup> を離れて、落ち着ける環境の中で学習するためのスペース

出典:横浜市教育委員会事務局作成

#### ▶ 指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、一人ひとりの教育 的ニーズを踏まえた適切な指導・支援がされ、児童生徒の成長につ ながっていると感じている保護者の割合	88%	90%

#### 主な取組

#### 1 就学·教育相談等の充実

- 人材の育成や確保などにより特別支援教育総合センターにおける相談の質や、学校及び特別支援学校における特別支援教育の質を確保・向上します。
- 就学前の早期から始まっている支援を就学に当たり円滑に引き継ぐため、幼稚園・保育所・地域療育センターなど早期からの相談・支援を行っている福祉・医療関係機関等と情報共有などの連携を推進します。
- 一人ひとりの教育的ニーズの多様化に応じていくために、教育総合相談センターと特別支援教育総合センターの相談体制の一元化(ワンストップ化)について、新たな教育センターの整備に併せて準備を進めます。
- 特別な支援が必要な子どもの保護者に、子どもの特性を踏まえた家庭での関わり方のヒントを伝える「保護者教室」を充実します。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
保護者支援のための保護者教室の開催数	1回/年	8回/年

#### コラム 特別支援教室

市立小中学校では、児童生徒が、在籍する学級(一般学級、個別支援学級 <sup>13</sup>)を離れて学習するためのスペースとして、「特別支援教室 <sup>※</sup>」を設置しています。

特別支援教室は、学習に不安がある、安心・安定した学校生活を送りたい等、支援や配慮の必要な児童生徒が小グループや個別指導で利用します。

特別支援教室では、担当教員が入り、学年相応の学習のための丁寧な導入、スモールステップによる基礎の定着、連続した学びの場としての活用、在籍学級での学習を安定・充実させるためのベース



づくり等により、子どものよさを生かした学びができるようにしています。各学校では段階的に児童生 徒の実態や教育的ニーズに応じた支援を考えて、実践しています。

特別支援教室で学んだ児童生徒からは、「学習に前向きになった」、「安心して学校生活を送ることができるようになった」などの声がたくさん上がっています。特別支援教室の運営にあたっては、教職員の特別支援教育の理解や校内体制の構築等を引き続き、推進していく必要があります。

※実際の教室の名前は、各学校によって異なります。

※柱1施策4に掲載している「校内ハートフル事業36」も特別支援教室の場所を使用して行われています。

<sup>36</sup> 校内ハートフル事業:不登校傾向にある生徒への支援強化のため、中学校の特別支援教室等に支援員を配置

#### 2 小中学校等における特別支援教育の推進

- あらゆる教育の場で、一貫した適切な指導・支援や合理的配慮を提供するため、一般学級、個別支援学級 <sup>13</sup>、通級指導教室 <sup>34</sup>、特別支援教室における指導・支援体制や教室環境の充実を図ります。
- 学級種・学校種をまたいだ人事交流、国立特別支援教育総合研究所等への研修派遣、特別支援教育コーディネーター32 や教職員の資質向上のための研修など教職員の育成に力を入れるとともに、非常勤講師や特別支援教育支援員37の効果的・効率的な配置を通じて校内支援体制の充実を図ります。また、医療的ケアが必要な児童生徒の受入体制を引き続き整備します。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
特別支援教育コーディネーター32の養成人数	274 人/年	350 人/年
特別支援教育の充実と教職員の資質向上のための研修実 施回数	110回/年	150回/年
小・中・義務教育学校個別支援学級 <sup>13</sup> 担当教諭等の特支校 免許状取得者数	128 人/年	150 人/年
通級指導教室 <sup>34</sup> 設置校数	小:16校 中:4校 特支:2校	小:17校 中:5校 特支:2校
通級指導教室 <sup>34</sup> 協働型巡回指導の実施校数(情緒障害、 LD・ADHD、弱視)	小:8校	小:13 校 特支:1 校
特別支援教室実践推進校数	36 校	120 校/年
市立高校における「通級による指導」(自校通級、他校通級 及び巡回指導)の実施【後掲 柱1施策5】	_	横浜総合高校 (自校通級) 盲特別支援校・ ろう特別支援学校 (他校通級) 全校(巡回指導)

#### 3 特別支援学校の充実

- 令和3年9月に公表された国の特別支援学校設置基準等や市立特別支援学校の整備・運営に関する考え方等に基づき、適切な教育課程を編成し実施するとともに、教職員の専門性の向上、通学支援や医療的ケアの体制の充実などに取り組みます。
- 将来の自立と社会参加に向けて、自己理解を深め、自己選択・自己決定力を高めるなど、キャリア発達を促す教育を充実していきます。あわせて、副学籍等の交流及び共同学習の充実に取り組みます。
- 児童生徒の教育的ニーズを把握し、ICT機器の活用など一人ひとりの障害の状態や成長段階に合わせた授業を工夫するとともに、就労支援や横浜型センター的機能33の充実に引き続き取り組みます。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
小中学校と特別支援学校の協働研究推進ブロック数	_	小中学校ブロッ ク4か所/年
スクールバス乗車時間の短縮	運行時間 60 分を超 えるコース 26 コ ース	60 分を超えるコースの解消
医療的ケアが必要な児童生徒の通学車両台数	4校 11 台	6校50台
肢体不自由特別支援学校における学校看護師の配置人数	30人	50人

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> 特別支援教育支援員:学校内での学習面や行動面に特別な支援を必要とする児童生徒の支援を行うボランティア

## 施策4

## 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

#### 施策の目標・方向性

◆ 増加する不登校児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒の支援を充実させるとともに、 教育機会の保障に向けた取組をはじめとする子どもの貧困対策の推進や教育相談の充実 など、多様な教育的ニーズに対応した教育を推進します。

#### ■ 現状と課題

#### 【不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実】

- 横浜市の不登校児童生徒は令和3年度 に6,166人と10年で約1.8倍に増加しており、全国的にみても、横浜市 の不登校の発生率は高い傾向にあります。
   す。
- 平成 28 年 12 月に制定された「教育 機会確保法(義務教育の段階における <sup>2,0</sup> 普通教育に相当する教育の機会の確保 等に関する法律)」等により、「不登校 は、どの児童生徒にも起こり得るもの <sup>6 出</sup>として捉え、不登校というだけで問題 <sup>6 出</sup>



出典: 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に 関する調査

行動であると受け取られないよう配慮」することや、「登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」といった基本的な考え方が示され、学校内外における子どもの多様な学びの場の確保及び個別最適な支援の充実が求められています。

学校では、担任、児童支援・生徒指導専任教諭<sup>7</sup>及び養護教諭等による指導・支援、校内ハートフル事業<sup>36</sup>における不登校児童生徒支援員による支援のほか、「スクールカウンセラー<sup>38</sup>(以下「SC」という。)」による相談等を行っています。

学校外においても、横浜教育支援センター<sup>39</sup>による支援とともに、フリースクール等の民間教育施設と連携した支援を実施し、不登校児童生徒の学習機会の確保と社会的自立に向けた重層的な取組を行っています。個別支援学級<sup>13</sup> 在籍者及び通級指導教室<sup>34</sup> 利用者からの、ハートフルスペース<sup>40</sup>やハートフルルーム<sup>41</sup>利用申込が増加傾向にあり、個別最適な学習機会・居場所の確保を改めて検討する必要があります。

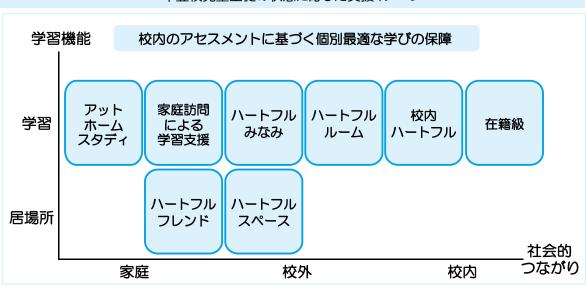
38 スクールカウンセラー (SC): 学校における教育相談体制の充実を図るため、また災害や事件・事故などの被害者である児童生徒等の心のケアを行うため、各学校に配置された心理の専門家

<sup>39</sup> 横浜教育支援センター:横浜市在住の不登校児童生徒に対し、社会的自立に向けた相談及び支援を行う機関。横浜市教育委員会が設置・運営

<sup>40</sup> ハートフルスペース:登校はできないものの外出はできる児童生徒に対して、創作活動・スポーツ体験活動等を通し、社会的自立に向けた相談や支援を行う。

<sup>41</sup> ハートフルルーム:登校はできないものの外出はできる児童生徒に対して、学習等を中心とした集団活動・創作・スポーツ体験活動等を通し、基礎学力の補充、学校生活への適応等を図り、社会的自立に向けた相談や支援を行う。

## 不登校児童生徒の状態に応じた支援イメージ



横浜市立学校においては、不登校児童生徒一人ひとりの状態について、校内で児童支援・生徒指導専任教諭 <sup>7</sup>及び特別支援教育コーディネーター<sup>32</sup>等が中心となり、関係教職員及び SC<sup>38</sup> や SSW<sup>8</sup> とともに丁寧にアセスメントを行います。その上で児童生徒の特性や状態に応じ、横浜教育支援センター<sup>39</sup>事業の活用も検討しながら、個別最適な学びと安心できる居場所の提供を実現できるよう支援しています(上図)。

	横浜教育支援センター支援事業等一覧
7 + /.	外出することが難しい状態であるものの学習する意思がある児童生徒に対
アットホーム	し、オンライン学習教材のアカウントを発行して、家庭での教育機会の確保
スタディ	及び学習の定着を目指す事業
ハートフル	外出することが難しい状態の児童生徒の家庭に大学生や大学院生等を派遣し、
フレンド	話し相手や遊び相手となることで状態の緩和等を図る事業
安庭計明による	外出することが難しい状態の児童生徒の家庭に民間教育施設の職員が訪問し、
家庭訪問による	個々の状況やニーズに応じた個別支援計画に沿って、オンライン学習教材を活
学習支援等	用する等して学習・活動支援等を行う事業(民間教育施設委託事業)
<i>1</i>	登校はできないものの外出することができる児童生徒に対して、学習を中心と
ハートフル した集団・スポーツ体験活動等を通し、基礎学力の補充・学校生活への適応と	
ルーム	社会的自立に向けた支援を行う事業
ハートフル	登校はできないものの外出することができる児童生徒に対して、創作活動・ス
スペース	ポーツ体験活動等を通し、社会的自立に向けた相談や支援を行う事業
ハートフル	登校はできないものの外出することができる児童生徒に対し、人と関わる体験
	を通して、自分の意志で行動できる力を蓄え、社会的自立に向けた生活を安心
みなみ	して送れるようになる居場所を運営する事業(民間教育施設委託事業)
校内	不登校傾向にある生徒を対象に中学校の特別支援教室等に支援員を配置し、学
ハートフル	習支援等個々の状況にあった支援を実施する事業
	日常的に児童生徒が自己肯定感を高めることができる学級づくりに取り組むほ
   在籍級	か、不登校傾向の児童生徒への家庭訪問・特別支援教室での支援及び横浜教育
11. 不日 小汉	支援センター39との連携等、一人ひとりの状況に応じた支援を実施

#### 【日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実】

- 市立小・中・義務教育学校に在籍 する日本語指導が必要な児童生 徒は、令和3年度3,110人と10 年間で約 2.6 倍に増加していま す。全国よりも大きな増加率で急 増しており、市区町村単位での在 籍数は全国的に見ても最大規模 となっています。
- 市内における外国籍等児童生徒 ※隔年調査(偶数年) の国籍及び外国につながる国・地 ■



出典:横浜市教育委員会事務局調べ

域の総数は、令和3年度では109の国や地域に上り、市内での国籍別にみると中国が半数以上 を占めていますが、南米、ベトナムが多い地域など様々です。これらの状況も踏まえ、児童生徒 の増加に伴い、個々の児童生徒を取り巻く環境や抱える課題も多様化、複雑化しています。また、 横浜市は、いわゆる集住自治体とは異なり、市内でも在籍が一部の地域に集中する「集住」と、 少人数がそれぞれ幅広い地域に在籍する「散在」が同時に進んでおり、個々の児童生徒や地域の 状況に応じたきめ細かな支援が求められています。

- 国では、平成30年の出入国管理及び難民認定法改正を契機に、外国人材の受入れ・共生のため の総合的対応策を策定し、外国人との共生社会の実現に向けた施策の充実が図られています。「『令 和の日本型学校教育』の構築を目指して〜全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学び と、協働的な学びの実現~(答申)(中教審第228号)」においては、外国人の子供たちが共生社 会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、指導体制の確保・充実等を図る 必要があるとされています。
- 横浜市では、昭和56年に日本語教室が設置されるなど、全国に先駆け日本語指導が必要な児童 生徒への支援に取り組んできており、近年も平成29年に日本語支援拠点施設42「ひまわり」、令 和2年に「鶴見ひまわり」、令和4年に「都筑ひまわり」を設置したほか、国際教室43担当教員の 配置拡充等、支援の充実を図ってきました。
- 日本語指導が必要な児童生徒は日本語が分からないため授業理解に困難を抱える場合があるだけ ではなく、一人ひとりの背景や取り巻く環境、課題の多様化が進んでいます。このような中で、 日本語指導が必要な児童生徒が「安心して」「豊かに」学校生活を送り、将来、社会で活躍してい くための素地をはぐくんでいく必要があります。
- 今後も日本語指導が必要な児童生徒は増加していくことが想定され、引き続き、横浜市としては、 国の方向性も踏まえ、日本語支援拠点施設 42 による初期の集中的な支援体制の更なる充実を図っ ていくとともに、日本語講師44、母語支援ボランティア、学校通訳ボランティア、外国語補助指 導員<sup>45</sup>などの支援員による支援体制の充実を図っていく必要があります。また、日本語指導が必 要な児童生徒が在籍校で活躍していくためには、担当教員による支援が不可欠であることを踏ま え、担当教員への支援、育成の更なる充実に取り組んでいく必要があります。

<sup>42</sup> 日本語支援拠点施設:日本語指導が必要な児童生徒・保護者等への支援であるプレクラス、学校ガイダンス、就学前 教室「さくら教室」、日本語教室等を実施する施設

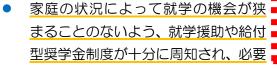
<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> 国際教室:日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校に設置される国際教室担当教員が日本語指導、教 科指導、生活適応指導等を行う教室

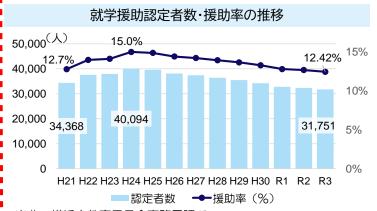
<sup>44</sup> 日本語講師:初期の日本語指導が必要な児童生徒に対して指導を行う日本語指導資格をもった講師

<sup>45</sup> 外国語補助指導員:日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校に配置され、児童生徒・保護者の母語を 用いた支援を行うネイティブスピーカーの指導員

#### 【子どもの貧困対策の推進】

- 令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、同年 11 月にこの改正に 基づき新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。これらを踏まえ横浜市として の基本目標や令和4年度から5年間で取り組む施策等を盛り込んだ「第2期横浜市子どもの貧困」 対策に関する計画」を令和4年3月に策定し、本計画の下、教育、福祉、子育て支援等、様々な 分野において取組を進めています。
- 横浜市では、景気回復による世帯収入 の微増に伴い、就学援助認定者数及び 50.000(人) 就学援助率は、新型コロナウイルス感 -染症拡大の影響による所得減少世帯● の増加が懸念されましたが、平成 24 年度をピークに緩やかな減少傾向に あります。





出典:横浜市教育委員会事務局調べ

とされる支援が行き渡ることが重要です。また、就学後の学校生活においてもあらゆる場面で支 援を継続していく必要があります。

- 地域における子どもの居場所づくり等、子どもを地域で見守り、支える取組が広がっており、学 校と地域が連携・協働して子どもの育ちや成長を支えることが求められています。
- 子どもの貧困対策に当たっては、教育委員会だけではなく、こども青少年局による養育環境に課 題のある子どもや家庭に対する支援、区の生活支援課による生活保護を受給する世帯を対象とし た支援など、全庁的に取組を進めています。引き続き、子どもに関わる全ての部局が連携して貧 困対策の取組を進めていく必要があります。

#### 【教育相談の充実】

- 各学校では、教職員をはじめ、SC38 や SSW8 等が、児童生徒や保護者に寄り添い、適切な支援 や助言を行っていますが、相談内容が多様化し、その要因も様々な背景があることから、一つの 相談機関では解決できない事例が増えています。
- 不登校や友人関係など学校生活上の困り事に関する一般相談や、心理や医療等に関する専門相談 を教育総合相談センターで、また、特別な支援が必要なお子さんのふさわしい学びの場に関する 相談を特別支援教育総合センターで受け付けており、相談件数は増加傾向にあります。
- 適切な教育相談につながるために、相談者や学校、関係機関にも教育相談窓口が適切に周知され る必要があります。また、西区の横浜市教育総合相談センターと保土ケ谷区の横浜市特別支援教 育総合相談センターが相互に連携していく仕組みづくりを推進していく必要があります。相談者 等が適切な相談機関につながるよう、相談窓口を充実させるとともに、分かりやすい相談体制を 構築します。そのために、新たな教育センターの整備に当たっては、「教育総合相談センター」と 「特別支援教育総合センター」のワンストップ化に向けた検討を進めていきます。

#### 指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
不登校の支援を受けている児童生徒のうち、安心できる居場所がある と感じる割合	78.9%	85%
不登校の支援を受けている児童生徒のうち、自分に合った学びの機会 を得ることができたと感じる割合	83.2%	85%
日本語指導が必要な児童生徒のうち、自尊感情や共感・配慮等の合計値が上昇した割合*1	小3~6 47.3%	小3~6 60%
寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善が見られた割合 [こども青少年局]	89%	90%
放課後の学習支援により、児童生徒が主体的に学習に取り組む態度が 定着したと回答した学校の割合【再掲 柱1施策1】	81%	85%
【第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画(令和4年3月策定)】		
スクールソーシャルワーカー <sup>8</sup> が行った支援により児童生徒の状況が	82.3% <sup>*2</sup>	80%**3
改善した割合	(令和2年度)	(令和8年度)
生活保護受給世帯の子どもの高等学校進学率	97%*2	99% <sup>*3</sup>
[健康福祉局]	(令和2年度)	(令和8年度)
本立方がにおける評労処体を	94%*2	96% <sup>*3</sup>
市立高校における就学継続率	(令和2年度)	(令和8年度)
市立高校における卒業時の進路決定率	99.7% <sup>*2</sup> (令和 2 年度)	99% <sup>*3</sup> (令和8年度)

- ※1 横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-P アセスメント 17」を年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析。
- ※2 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に合わせて、直近の現状値を令和2年度としています。
- ※3 「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に合わせて、目標値の年度を令和8年度としています。

#### コラム 中学校夜間学級 ~蒔田中学校の取組~

中学校夜間学級(夜間中学)は、2022年(令和4年)現在、全国 15 都道府県 40 校に設置されており、中学校を卒業していない人等に対して中学校教育を行っています。

横浜市では、南区蒔田中学校に夜間学級が設置されています。市内在住・在勤の方を対象とし、様々な国や地域、年齢層の生徒たちが集まって、基礎学力の定着と心と身体の調和ある発達を目標に、学校行事にも取り組みながら充実した中学校生活を送っています。

また、体育祭や文化祭(花ノ木祭)等を通して、昼間に通う生徒たちと積極的な交流を図っています。



蒔田中学校夜間学級



授業(少人数教室)の様子

#### ■ 主な取組

#### 不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実

- 横浜市教育支援センター<sup>39</sup>等が実施する支援(ハートフルフレンド<sup>46</sup>・ハートフルスペース <sup>40</sup>・ハートフルルーム <sup>41</sup>・アットホームスタディ<sup>47</sup>・家庭訪問による学習支援等事業(アウトリーチ) <sup>48</sup>・ハートフルみなみ<sup>49</sup>)を継続し、ハートフルスペース <sup>40</sup>からハートフルルーム <sup>41</sup>への移行がスムーズにいくよう、学びの機能を有するハートフルスペース <sup>40</sup>(機能強化型)を試行的に設置します。
- 民間教育施設との連携・協働をさらに推進し、学校以外の居場所や個別最適な学習機会の確保を目指します。また、教職員研修や保護者の集いなど、教職員や保護者に対する不登校児童生徒の支援に関する啓発・研修に取り組みます。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
横浜教育支援センター39による支援を受けている人数	651 人/年	900 人/年
校内ハートフル事業 <sup>36</sup> 実施校(旧特別支援教室等活用事 業:不登校児童生徒支援員の配置校)	中:20校	中:全校
ハートフルスペース <sup>40</sup> (機能強化型)実施箇所	O か所	4か所

#### 2 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実

● 日本語支援拠点施設 <sup>42</sup> での取組を推進するとともに、4か所目の拠点施設の開設をはじめとする初期支援体制の確立と情報の集約や発信を進めます。また、日本語指導が必要な児童生徒の急増を踏まえ、国際教室 <sup>43</sup> 設置校、外国語補助指導員 <sup>45</sup> 配置校を拡充することで、校内の支援体制の充実に取り組みます。さらに、国際教室 <sup>43</sup> 担当者会、日本語指導者養成講座等の各種研修や日本語支援アドバイザー<sup>50</sup> による学校訪問を通して、教職員の資質能力の向上を図ります。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
プレクラス参加人数	87 人/年	320 人/年
国際教室 43 設置校数	186 校/年	287 校/年
外国語補助指導員 45 配置校数	11 校/年	19 校/年
日本語支援アドバイザー50による学校訪問回数	102回/年	400 回/年
研修を受講した教職員数	897人 (延べ)	1,640 人(延べ)*

※令和3年度からの延べ人数

<sup>46</sup> ハートフルフレンド:外出が難しい状態の児童生徒の家庭に大学生等を派遣し、話し相手や遊び相手となることで状態の緩和等を図る。

<sup>47</sup> アットホームスタディ:外出が難しい状態の児童生徒にオンライン学習教材のアカウントを発行、家庭での教育機会の確保及び学習の定着を目指す。

<sup>48</sup> 家庭訪問による学習支援等事業(アウトリーチ): 外出が難しい状態の児童生徒にオンライン学習教材等を活用し学習支援を行う事業(民間教育施設委託事業)

<sup>49</sup> ハートフルみなみ: 不登校の児童生徒が、人と関わる体験を通して、自分の意志で行動できる力を蓄え、社会的自立に向けた生活を安心して送れるようになる居場所を運営する事業(民間教育施設委託事業)

<sup>50</sup> 日本語支援アドバイザー: 各学校を訪問して、国際教室に関する支援や校内での研修等のほか、オンラインによる国際教室担当者との相談会、勉強会などを行う、国際教室での経験が豊かな職員

#### 3 子どもの貧困対策の推進

- 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、 学校給食費等を援助します。また、小中学校の個別支援学級<sup>13</sup> に通学する方の経済的負担を軽減す ることを目的とした就学奨励費の支給や、高等学校への修学が経済的な理由により困難で、学業優秀 な生徒に対する給付型奨学金制度を実施します。
- 保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、生活習慣や学習習慣の習得のための支援を行う、寄り添い型生活支援事業を実施します。また、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身についていない小中学生を対象に、放課後学習支援を実施し、学習習慣の定着や基礎学力の向上を図ります。
- SSW<sup>8</sup>と区役所や児童相談所、社会福祉協議会や地域ケアプラザ等の関係機関とのネットワークを構築し、困難を抱える家庭への支援を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。
- 区生活支援課のケースワーカーや教育支援専門員は、生活保護受給世帯の中学生とその養育者に対して必要な情報提供や進学意欲喚起、各種相談機関の利用支援等を行い、進学・就学に向けた支援を行います。
- 市立高校定時制において、地域のボランティア等の協力を得て、生徒の到達度に応じた基礎学力の習得及び学習習慣の定着を目的とした「学び直し」を実施します。また、民間団体と連携して校内に生徒の身近な居場所を設け、悩みや課題を抱える生徒への相談支援やキャリア形成支援を行う校内カフェを実施します。さらに学校生活を継続することに困難を感じている生徒等に対して将来的な自立や就学継続等を支援するための取組を行います。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
寄り添い型生活支援事業の登録者数 [こども青少年局]	318 人/年	430 人/年
放課後学習支援の実施校数【再掲 柱 1 施策 1】	小 34 校 中 59 校	小 35 校 中 全校
SSW <sup>8</sup> の配置人数【後掲 柱3施策2】	61 人	73人
高校生向け給付型奨学金支給者数	2,000人	2,000 人程度

#### 4 教育相談の充実

- 児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるような仕組みづくりを推進します。
- 児童生徒や保護者が安心感をもって相談できるよう中学校と同一学区の小学校に同じカウンセラーを配置するとともに、全体会やチーム会での研修等を通じてスキルの向上につなげます。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
SC <sup>38</sup> の配置人数【後掲 柱3施策2】	59人	73人
SSW <sup>8</sup> の配置人数【後掲 柱3施策2】	61 人	73人

#### コラム 校内ハートフル事業の取組

不登校傾向にある生徒や、在籍級には登校できないものの別室であれば登校できる生徒を対象として、 特別支援教室等を活用し、一人ひとりの状況にあった支援を行う「校内ハートフル事業 <sup>36</sup>」(いわゆる校 内フリースクール)を令和2年度から市内中学校で進めています。

この事業では、校内の特別支援教室等に不登校生徒への対応の経験が豊富な教員経験者等(支援員)を配置し、生徒指導専任や特別支援教育コーディネーター<sup>32</sup>を中心とした教職員の協力のもと、校内での安心して過ごせる居場所としての機能や、教職員及びICT 教材を活用した教科指導等が行われていますが、

それ以外に学校独自の特色を生かした取組も進められています。



職業体験の様子

末吉中学校では、2年生の職業体験活動として、技術員の校内清掃業務を行ったり、事務職員の仕事である印刷室の整備を行う等、校内でできる職業体験を行っています。

また、校内の花壇の種まきや水やり等の園芸活動、大掃除の道具の準備や片付け等、学校に関わる様々な活動を行うことを通じて、他者と関わり合いながら協力をして行う経験や、教員との関わり、生徒同士のコミュニケーションの場を増やす取組を行っています。

また、橘中学校では、地域学校協働本部<sup>51</sup>(多様な地域人材を活用した協働組織)による支援も活用しながら校内ハートフル事業を進めています。

同校の地域学校協働本部 51 では、出張教室・放課後居場所づくり・定期 テスト前学習支援・横浜国立大学の学生による放課後学習支援・ギター教室 など、多様な居場所づくりや学習支援等が行われており、校内ハートフル事 業においてもこれら地域の人材が生かされています。



放課後学習支援の様子

#### **コラム** 横浜総合高校における校内居場所カフェ「ようこそカフェ」の取組

横浜総合高校では、校内のフリースペースを活用した校内居場所カフェ「ようこそカフェ」を実施しています。生徒にとって身近な居場所を設け、相談支援やキャリア支援を行うことで、経済的困窮や不登校等、様々な困難を抱える生徒の早期把握や社会的孤立の予防につなげます。また、困ったときに相談できる力の獲得、コミュニケーション能力の向上、キャリア形成などを目指しています。

#### 【主な取組】

★交流相談「ようこそカフェ」

開催日:水曜日午後(年25回程度)

内 容:軽食の提供を通した交流、悩みや相談を聴く交流相談の場づくり 若者支援団体職員や相談員等による個別相談 など

- ★食育プログラム「カラダとココロにしみる美味しい COOKING!」 生徒の心とからだの健康づくりを目的に、手作りの軽食を提供
- ★キャリア体験・職業講座

企業と連携した職業体験、各種団体等による職業紹介講座、農業・漁業就業 など

<運営団体>

公益財団法人 よこはまユース 認定 NPO 法人 多文化共生教育ネットワークかながわ 認定 NPO 法人 横浜メンタルサービスネットワーク 認定 NPO 法人 エンパワメントかながわ

<運営協力団体>

ユカナガシマクッキングサロン

<アドバイザー>

横浜市立大学国際教養学部 山田研究室、平井研究室





<sup>51</sup> 地域学校協働本部:学校が地域とつながり、緩やかなネットワークを形成して、地域学校協働活動を推進するための 体制。「本部」は事務所のような特定の場所を意味するのではなく、「機能」を表している。

## 施策5

## 新たな時代に向けた高校教育の推進

#### 施策の目標・方向性

- ◆ 新学習指導要領に基づく「総合的な探究の時間」の取組及び課題探究型学習の実施により、 主体的な学びを実現する高校教育を推進します。
- ◆ 各校の特色ある取組を発展させ、魅力ある高校づくりを引き続き行うとともに、グローバル教育やサイエンス教育の取組により、世界で活躍することができる人材を育成します。
- ◆ 生徒の多様性を尊重し、様々なニーズに対応することで、生徒一人ひとりが自らのよさや 可能性を認識しながら、生き生きと学校生活を送ることができる高校を目指します。

#### ■ 現状と課題

#### 【各校における「総合的な探究の時間」の取組】

- 新学習指導要領に合わせて、令和元年度から実施している「総合的な探究の時間」の取組は、例えば、SDGsへの取組等、文系と理系の両方を横断的に学ぶ「文理融合」の視点から、物事を多角的に捉える力を養うことや、知識・技能の定着及び思考力・判断力・表現力の育成につながると考えられます。
- 各校代表生徒による「横浜市立高校課題探究発表会」を年に1回実施し、横断的視点を持って知識の活用、論理的思考力、表現力や自ら課題を発見し探究する力を育成しています。
- 生徒が主体的に課題に向き合い、解決していく資質・能力を育成するためには、「総合的な探究の時間」と各教科等での学習の関連性を十分に意識しながら取り組み、各教科等へ発展させていくことが求められています。そのためには、校内体制の整備や指導方法の工夫等の学校全体での取組、教職員の指導力の向上、意識啓発等を行うとともに、学校間で連携を図りながら取組の質を向上させる必要があります。

#### 【魅力ある学びの創出に向けた取組】

- 市立高校ではこれまで、専門学科や専門コースの設置による多方面・多分野で活躍することができる人材の育成、地域との連携を生かしたプログラムの実施、大学・企業・専門機関等と連携した取組の推進、SDGs 達成の担い手育成・ESD (Education for Sustainable Development) の推進等、生徒一人ひとりの資質・能力を最大限に伸ばすための様々な取組を行ってきました。取組を通して、全9校10課程及び別科がそれぞれに異なる特色を打ち出しながら、次世代を担う人材の育成を行い、市民にとって魅力ある市立高校づくりを行っています。さらに、これらの取組で培った各校の特色を生かしながら、「総合的な探究の時間」に重点的に取り組むことで、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、持続可能な社会の作り手をはぐくむことを目指しています。そのためには、各事業の効果検証や各校の実情の把握等により、改善や見直し等を積極的に図り、市立高校への指導や助言、情報提供等の支援体制の充実を図っていく必要があります。
- 中高一貫教育校については、平成24年度に南高校、平成29年度に横浜サイエンスフロンティ ア高校に附属中学校を併設し、6年間を見通した計画的・継続的な教育活動を展開してきました。 南高校については、附属中学校の開校から10年経過したため、これまでの取組の検証を行い、 今後の中高一貫教育をより充実していく必要があります。横浜サイエンスフロンティア高校については、スーパーサイエンスハイスクールの取組を附属中学校まで広げて活動を展開しており、 今後、教育内容をより充実・発展させるための検討を進めていく必要があります。

#### 【グローバル教育・サイエンス教育の推進に向けた取組】

これまで市立高校では、英語教育を活用したグローバル化への対応や国際交流の促進による多文化理解等、グローバル教育の充実を図ってきました。今後、社会の国際化が一層進んでいく中、幅広い視野を持ち、様々な分野で活躍することができる人材の育成を更に進めていくことが求められています。こうした社会の状況に対応するためには、これまでのグローバル教育について、ICT を活用しながら、更に発展させていくとともに、横浜サイエンスフロンティア高校で推進してきたサイエンス教育の取組を市立高校全体に浸透・発展させていく必要があります。

#### <市立高校におけるグローバル教育・サイエンス教育の推進に向けた取組>

項目	学校名
スーパーサイエンスハイスクール (SSH) <sup>52</sup>	横浜サイエンスフロンティア高校
横浜スーパーグローバルハイスクール(YSGH)53	横浜サイエンスフロンティア高校、南高校
海外大学進学支援プログラム(ATOP)54	全校
英検等の外部指標の活用	全校
	東高校、横浜サイエンスフロンティア高校、
国際交流の促進	みなと総合高校、横浜商業高校、南高校、
	桜丘高校、金沢高校



東高校におけるオンラインによる国際交流



横浜サイエンスフロンティア高校でのサイエンス教室

#### 【多様化する生徒への支援】

生徒が多様化している中、特別な教育的支援を必要とする生徒への支援についてもニーズが高まってきています。また、特別な教育的支援を必要とする生徒や保護者は、不安を抱えながら中学校卒業後の進路を選択している状況もあります。そのため、市立高校においては、「通級による指導」の実施等、中学校段階からのきめ細やかな切れ目のない支援が求められています。

生徒の多様性を尊重し、誰一人取り残すことのない教育を実現するためには、現状の相談・支援 体制の更なる充実を図ることが必要です。

<sup>52</sup> スーパーサイエンスハイスクール (SSH): 将来の国際的な科学技術関係人材の育成を図ることを目的とした文部科学省事業。当該校は、令和2年度に3度目の再指定を受けて継続実施(指定期間:令和2年度~令和6年度末)

<sup>53</sup> 横浜スーパーグローバルハイスクール(YSGH): 将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的とした文部科学省事業「スーパーグローバルハイスクール」の5年間の指定終了後、市単独事業として、継続実施

<sup>54</sup> 海外大学進学支援プログラム (ATOP): 海外大学進学を希望する市立高校生向けの支援プログラム

#### ▶ 指標

指標	直近の現状値	目標値
Table 1	(令和3年度)	(令和7年度)
「総合的な探究の時間」では主体的に考え、行動し、課題解決ができるようになったと答える生徒の割合	81%	95%

#### 主な取組

#### 1 各校の特色を生かした「総合的な探究の時間」の推進

各校の特色を生かした課題探究型学習を推進し、自ら立てた問いの課題を解決するために、情報収集等のプロセスを立てながら解決へと導く、次世代に必要な資質・能力を育成します。そのために、学校全体で「総合的な探究の時間」に重点的に取り組むことに加えて、学校間での情報共有・意見交換等を積極的に行う等、互いを高め合うことで、市立高校全体で取組の質の向上を図ります。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
課題探究型学習に関する生徒の成果発表	2回/年	3回/年
課題探究型学習に関する教職員研修	1回/年	2回/年

#### 2 魅力ある高校教育の推進

時代や市民ニーズに対応した魅力ある高校教育を推進していくために、生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばす教育の充実や専門コース等による各校の特色を生かした取組を行います。

【各校が育成を目指す資質・能力や人材と具体的な取組等】

東高校:持続可能な社会の実現に貢献できる人材の育成(コネスコスクール、ESD 推進校55)

横浜サイエンスフロンティア高校:世界に貢献できるサイエンスリーダーの育成(中高一貫教育の充実・発展、SSH<sup>52</sup>、YSGH<sup>53</sup>、進学指導重点校)

みなと総合高校:社会の課題に対応できるグローバルな視点をもった人材の育成(総合学科、国際交流)

横浜商業高校:専門分野に寄与する人材の育成(商業科・スポーツマネジメント科・国際学科による学科横断的探究活動の推進)

的朱九/白到07推進/

横浜商業高校別科:理美容界をリードする職業人の育成(理容科・美容科・ダブルライセンスクラス)

横浜総合高校:社会で自立する力の育成(総合学科、三部制による生徒個々のニーズに合わせた教育活動)

南高校:国際社会で活躍できるグローバル人材の育成(中高ー貫教育の検証・充実、YSGH<sup>53</sup>、進学指導重点校)

桜丘高校:多様化する社会で活躍できる人材の育成(教員養成講座(令和5年度開講)、進学指導重点校)

金沢高校:学際的な学問分野に関わる資質・能力の育成(横浜市立大学との連携事業、進学指導重点校)

戸塚高校(全日制):豊かな社会生活に貢献する人材の育成(地域・外部機関との連携推進、普通科一般・音楽

コース)

戸塚高校(定時制): 社会で自立する力の育成(4年間での「確かな学力」「社会人としての基礎力」の育成)

想定事業量		
項目	直近の現状値	目標値
	(令和3年度)	(令和7年度)
教員養成講座(桜丘高校)の開講	_	開講 (令和5年度)

<sup>55</sup> ESD 推進校:文部科学省のユネスコ活動費補助金(SDGs 達成の担い手育成(ESD)推進事業)を活用して、横浜市が「SDGs 達成の担い手育成」を積極的に推進している学校として指定

社会の国際化が進む中、多様な文化、価値観を理解し、協働・共生できる人材や専門的な知識や技能をもち、世界で活躍できる人材を育成するための取組を推進します。推進にあたっては英語教育やICT を活用しながら、現地での交流に加えてオンラインによる交流も積極的に行います。また、市立高校全体のサイエンス教育の推進を目指し、全校を対象に、横浜サイエンスフロンティア高校を拠点として科学者の講演や企業と連携したプログラム等、サイエンス教育プログラム(サイエンス教育推進事業)を実施します。

#### 【具体的な取組】

海外大学進学支援プログラム(ATOP)<sup>54</sup>:全校

英検等の外部指標の活用:全校

国際交流プログラム:東高校、横浜サイエンスフロンティア高校、みなと総合高校、横浜商業高校、南高校、

桜丘高校、金沢高校

英語指導助手(AET<sup>56</sup>)の配置:全校

サイエンス教育推進事業:全校(拠点校:横浜サイエンスフロンティア高校)

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
海外姉妹校等との交流回数	10回/年	24 回/年
サイエンス教育推進事業 実施回数	1回/年	3回/年

#### 4 多様化する生徒への支援

● 特別な支援が必要な生徒に対しては、SC<sup>38</sup>の全校配置、通級による指導等により、相談・支援体制を拡充します。また、キャリア教育の推進や大学・企業等との連携事業等により、生徒の進路選択に係る支援の充実を図ります。これらの取組により、日々多様化する生徒のニーズに対応し、生徒一人ひとりが将来的なビジョンをもつことができる高校教育を推進します。

#### 【具体的な取組】

定時制高校における学び直し:横浜総合高校、戸塚高校(定時制)

日本語指導が必要な生徒等への学習支援:東高校、みなと総合高校、横浜商業高校、横浜総合高校

産業カウンセラーの配置:みなと総合高校、横浜商業高校、横浜総合高校、戸塚高校(定時制)

市立高校における「通級による指導」: 横浜総合高校(自校通級、巡回指導拠点校)

盲特別支援学校・ろう特別支援学校(他校通級)

全校(巡回指導)

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
市立高校における「通級による指導」(自校通級、他校通級 及び巡回指導)の実施	_	横浜総合高校 (自校通級) 盲特別支援学校・ ろう特別支援学校 (他校通級) 全校(巡回指導)
外国人生徒のための学習支援員の派遣校数	1 校	2校

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> AET: Assistant English Teacher の略。英語を母語とし、担任等を補助する講師

## 施策 6

## 小中一貫教育及び幼保小連携の推進

#### 施策の目標・方向性

- ◆ 市内 131 の小中一貫教育推進ブロック<sup>57</sup>(令和 4 年度現在)、7 の併設型小・中学校ブロック<sup>58</sup>、3 校の義務教育学校において、9年間の一貫したカリキュラム・マネジメントを通して、資質・能力の育成を目指します。
- ◆ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿<sup>59</sup>」等を踏まえたカリキュラムの編制・実施を通じて、生涯にわたる学びや生活の基盤を作る重要な時期(「架け橋期」)を過ごす、5歳児から小学校1年生までの子どもの成長を切れ目なく支えていきます。

#### ■ 現状と課題

#### 【小中一貫教育の充実】

- 横浜市では、平成21年度から小中一貫教育推進ブロック57を全市立小中学校で設置してきました。平成27年度の改正学校教育法の成立を受けて、平成28年度に「横浜市立義務教育学校霧が丘学園」、平成29年度に「横浜市立義務教育学校西金沢学園」が開校し、令和4年4月には「横浜市立義務教育学校緑園学園」が開校しました。また、併設型小・中学校60は、平成29年度に4ブロック、平成30年度に1ブロック、令和2年に2ブロックの合計7ブロックを設置しました。
- 小中一貫教育推進ブロック 57 及び併設型小・中学校 60 では、学校行事や部活動等を通した児童生徒交流や地域と連携した合同防災訓練、小中合同授業研究会の実施などを行い、9年間を見通した教育課程の編成や児童生徒指導をはじめとした教育課題解決に向けて成果が見られます。
- 令和2年度に併設型小・中学校 <sup>60</sup> の旭中ブロックでは、学習指導要領の枠を柔軟に捉えた教育課程の編成といった新しい科目の設定(独自教科の導入)等、先進的な取組を行いました。今後は、全ての義務教育学校や併設型小・中学校 <sup>60</sup> に先進的な取組を拡充していくことが必要です。

#### 【「架け橋期」の育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実】

- 横浜市では「横浜版接続期カリキュラム<sup>61</sup>」に基づき、幼保小連携の取組を推進してきました。 市立小学校でのスタートカリキュラム<sup>62</sup>実施率は100%となっており、幼児期の育ちや学びを小 学校生活に円滑に接続することの必要性が、市内の小学校に浸透しています。また、「よこはま☆ 保育・教育宣言~乳幼児の心もちを大切に~<sup>63</sup>」等を通じ、学びや遊びの環境を作る手立てやス タートカリキュラム<sup>62</sup>の具体的な取組事例等の情報共有が進みました。
- 更なる円滑な接続のために、今後は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿<sup>59</sup>」を手掛かりとして園と小学校がお互いのカリキュラムや活動の内容を理解し合ったり、協働してカリキュラムを作成したりすることで、子どもの育ちや学びをつなぐことが求められています。

<sup>57</sup> 小中一貫教育推進プロック:義務教育9年間の連続性のあるカリキュラムを編成し、学力向上と児童生徒指導上の課題解決等の小中一貫教育を推進する基本単位のこと。

<sup>58</sup> 併設型小・中学校ブロック:併設型小・中学校で構成される小中一貫教育推進ブロック

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup> 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿:幼稚園、保育所、認定こども園修了時の幼児の具体的な姿であり、保育士や 教員等が指導を行う際に考慮するもの。

<sup>◎</sup> 併設型小・中学校:義務教育学校に準じて、教育課程の特例を活用した先進的な小中一貫教育を行う小中学校

<sup>61</sup> 横浜版接続期カリキュラム:幼保小の「架け橋期」の教育の充実を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子 どもに学びや生活の基盤をはぐくむためのプログラム

<sup>62</sup> スタートカリキュラム:幼児教育から小学校教育への円滑な接続を大切にした第 1 学年入学当初のカリキュラム

<sup>63</sup> よこはま☆保育・教育宣言〜乳幼児の心もちを大切に〜:保育の質の向上に向け、横浜の保育・教育施設の全ての職員が、乳幼児期の子どもに対して何を大切にして子どもたちと関わるかの基本となるものとして策定

#### 小中一貫教育の充実

- 全ての小中一貫教育推進ブロック 57、併設型小・中学校ブロック 58、義務教育学校において、9年間で育てる子ども像を明確にし、連続性・系統性のあるカリキュラム・マネジメントを推進することにより、児童生徒の資質・能力をはぐくみます。
- 併設型小・中学校<sup>60</sup>や義務教育学校において、指導内容の入替えや移行、新しい科目の設定(独自教 科の導入)を行い、先進的な教育実践・研究を推進します。また、義務教育学校の成果や課題、今後 の方向性について検討を進めていきます。

	想定事業量		
	百日	直近の現状値	目標値
項目	(令和3年度)	(令和7年度)	
	独自教科を導入している併設型小・中学校ブロック 58、義 務教育学校数	併設型1ブロック 義務教育学校 O 校	併設型7ブロック 義務教育学校3校

#### 2 「架け橋期」の育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実

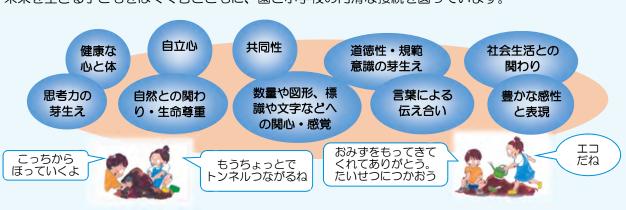
- こども青少年局と連携して、連携推進地区や接続期カリキュラム <sup>61</sup> 研究推進地区の設置及び幼保小接続期に関する研修会や調査を実施し、幼保小連携・接続の充実を図っていきます。
- 教科等専門研修等にて、スタートカリキュラム<sup>62</sup> における、園と小学校間のカリキュラムを接続していく考え方やその具体的な方法について周知していきます。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿<sup>59</sup>」などを共通の視点にして、園内研修や校内研修として互いの保育や教育の様子を参観するなど、相互理解を図ります。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
近隣の園や連携先の園と、「幼児期の終わりまでに育って ほしい姿 <sup>59</sup> 」を理解・共有する機会を設定した学校数	13 校	小 全校
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 <sup>59</sup> 」を理解・共有するための研修会等を小学校と合同で行った園の割合(こども青少年局)	6% (令和2年度)	50%

#### **コラム** 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を大切にした幼保小連携

#### 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿59」を通して子どもを見つめると…

日々の生活や遊び、何気ない会話。子どもを「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 59」を通して見つめると、その子の学びや成長が見えてきます。保育士や教員は、このような視点で子どもを見つめ、今と未来を生きる子どもをはぐくむとともに、園と小学校の円滑な接続を図っています。



## 柱 2 ともに未来をつくる力の育成



## 施策

#### 英語教育の充実及び国際理解教育の推進

#### ▶ 施策の目標・方向性

グローバル社会で活躍し、地球規模の課題の解決に向けて、あらゆる人々の多様性を尊重 し、協働・共生できる人材をはぐくみます。そのために、横浜市の英語教育を一層推進するこ とにより、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、国際理解教育を推進し、世界で活 躍するための能力や態度の育成を図ります。

#### ▶ 現状と課題

#### 【英語教育】

- 平成 20 年度に、小中学校9年間を通じた英語教育を実施するため「横浜市小中学校英語教育推 進プログラム」を策定し、平成 21 年度には、英語を母語とする外国人講師である AET56 を小学 校全校に派遣、中学校・高等学校全校に配置して、コミュニケーション能力の育成に取り組んで きました。さらに、平成22年度に、全国に先駆けて小学校1~4年生で年間20時間、5・6 年生は年間35時間の外国語活動を開始しました。
- 平成 26 年度には、中学校全校に AET 56 の常駐配置が完了し、令和2年度には、小学校における 外国語の教科化に伴い、英語の免許を持っていない小学校の担任が英語を教える上で不安を抱か ないように、小学校の AET56の派遣を 122 名から 193 名に拡充しました。
- 知識・技能の習得にとどまらず、児童生徒が習得したことを基に自分で思考・判断しながら英語 を活用することができるよう、小学校英語村64やスーパーイングリッシュプログラム65を通じて、 スピーチやディスカッションなどのコミュニケーションを主体とした活動を行っています。
- 平成 28 年度からは、生徒自身が到達度を確認し次の学びにつなげるとともに、外国語科教員が 得られた結果を基に日々の授業を改善するために、全中学校3年生で英検を実施し、外部指標と して活用しています。平成30年度には、「横浜市小中高等学校英語教育推進プログラム」を策定 し、「英語を活用しながら、あらゆる人々の多様性を尊重し、協働、共生できる人」の育成を目指 し、12年間で一貫した英語教育を推進しています。
- 全国の中学校3年生を対象に実施された、「平成31年度 全国学力・学習状況調査」(次回調査は令和5年度)にお■ いて、全国平均正答率と比較すると、中学校の英語の調査・ 結果が、全体及び領域別共に、全国平均を上回っています。■
- さらに、生活習慣・学習習慣に関する調査では、「将来、積 極的に英語を使うような生活をしたり職業に就いたりし たいか」という設問に対し、50%の生徒が「当てはまる」、

英語の各領域における平均正答率

	横浜市	全国
全体	60.0	56.0
聞くこと	71.1	67.9
話すこと		
読むこと	59.0	55.6
書くこと	51.4	45.8

■出典:全国学力・学習状況調査(H31 中学校)

「やや当てはまる」と回答しており、全国平均を9ポイント上回っています。

<sup>64</sup> 英語村:児童約 20 人に対し、1名の AET が、各学校を会場に半日単位や、一日単位で実施する英語の活動。原則 としてひとつの学校に4名の AET が派遣される。

<sup>&</sup>lt;sup>65</sup> スーパーイングリッシュプログラム:中学校に複数の AET(生徒6人に対し一人の AET)を配置し、英語でコミュ ニケーションを図る機会を設定する取組

1

#### 【国際理解教育】

- 昭和 62 年度から小学校国際理解教室を開始し、外国出身の講師である I U I 66を学校に派遣し、 英語でのやり取りを通して出身国・地域の文化や生活を紹介する取組を行ってきました。現在は、 小学校では1年生から6年生までと、希望する特別支援学校全校で実施しています。
- 昭和 61 年度から「よこはま子ども国際平和フェスティバル」を開始し、現在は「よこはま子ど も国際平和プログラム」として、よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト<sup>67</sup>やよこはま子ど もピースメッセンジャー<sup>68</sup>の国際連合本部派遣などの取組を行っています。さらに、横浜におい て大規模な国際イベントが開催される機会を捉え、国際交流の取組を進めてきました。
- あらゆる人々の多様性を認める柔軟さを持ちつつ、主体的にコミュニケーションを取り、協働・ 共生する力をはぐくんできました。引き続き、児童生徒の英語を使う意欲を高め、国際性をはぐ くみ、異文化に触れるとともに自国の文化に目を向ける態度を養い、多様性を尊重し、恊働、共 生できる人を育成していく必要があります。

#### よこはま子どもピースメッセンジャー

横浜市では「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト 67」を開催し、毎年約 48,000 人の児童生 徒が参加しています。児童生徒は、「国際平和のために、自分がやりたいこと」というテーマで、「持続可 能な開発目標」(SDGs)にも関連づけてスピーチを行います。市長賞を受賞した小学生2名、中学生2 名は「よこはま子どもピースメッセンジャー68」として市長から3年間の任期で委嘱を受け、ニューヨー クの国際連合本部やユニセフ本部等に派遣されます。国際機関の訪問では、国連事務総長あてに市長メッ セージを手渡すほか、平和に対する児童生徒の願いをまとめた「よこはま子どもピースメッセージ」を伝 えるとともに、市内の小中学校で行った「よこはま子ども国際平和募金」の目録を手渡すなどを行ってい

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響もありましたが、2022(令和4)年度は3年ぶりにニュー ヨークへの派遣を再開し、国際機関の方々との面会や国連国際学校(UNIS)への体験入学を行いました。 ピースメッセンジャーからは「会談をする中で、自分が見ていた世界の問題はほんの一部だったという ことに気づいた。」「若い世代が声を出すことが大切だということが分かった。思いや経験を多くの人に伝 えていきたい。」等の感想もあり、児童生徒にとって、国際平和への貢献を体験的に学び、国際平和の重要 性に対する意識を高める大変貴重な機会となっています。ピースメッセンジャーの4名には、この派遣で 体験したことを今後様々な場面で発信していくことが期待されています。



国連本部にて、国連事務総長あて市長メッセージ を手渡す



ユニセフ本部にて、平和募金の目録を手渡す

<sup>66</sup> IUI: International Understanding Instructor の略。外国の生活や文化を英語で紹介する外国出身の講師

<sup>67</sup> よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト:国連で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)に基づき、「国際 平和のために、自分がやりたいこと」をテーマに、市内の小中学生が自分の意見をスピーチするコンテスト

<sup>&</sup>lt;sup>68</sup> よこはま子どもピースメッセンジャー:「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」の本選で、市長賞を受賞し た小学生2名と中学生2名。横浜市の代表としてニューヨークの国際連合本部へ派遣され、ピースメッセージを届け る等の活動を行う。

#### ■ 指標

上。	直近の現状値	目標値
指標	(令和3年度)	(令和7年度)
英語で進んでコミュニケーションを図りたいと思う児童生徒の割	小6 73.9%	小6 80%
合	中3 66.5%	中3 70%
中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得割合	54.9%	60%

#### ■ 主な取組

#### 1 英語によるコミュニケーション能力の育成

- 「英語を活用しながら、あらゆる人々の多様性を尊重し、協働、共生できる人」の育成を目指し、小・中・高等学校12年間で一貫した英語教育を推進します。引き続き、AET<sup>56</sup>を小学校全校に派遣、中学校・高等学校全校に配置し、生きた英語に触れる機会を積極的に設けます。
- 小学校においては、英語専科教員の拡充に向け、国への要望も含め、段階的に配置できるように取り 組んでいきます。また、小学校高学年における教科分担制を推進し、英語を担当する教員数を拡充し ていきます。
- 中学校では、4技能を繰り返し学びながら「豊かなインプットと個に応じたアウトプット」を行う、 横浜ラウンド制<sup>69</sup>の指導法を横浜市に発信し、「聞く・話す・読む・書く」の4技能をバランスよくは ぐくみます。また、小中学校では、横浜市英語教材デジタルプラットフォーム<sup>70</sup>を整備し、教材・研 修動画等の提供を行います。さらに、英語を実社会で活用できるようにするため、国際会議場、ホテル、観光地等におけるガイドボランティアやスポーツイベント等におけるボランティア活動の場を作り、児童生徒が生きた英語に触れる機会を増やしていきます。
- 高等学校においても、海外姉妹校とのオンライン交流など、生徒自らの思考・判断を伴う表現活動を 行い活用していく授業を目指します。
- 児童生徒が生きた英語に触れる機会を確保し、結果を授業改善等につなげられるように、中学校、高等学校のみならず小学校にも外部指標の活用を進めます。

想定事業量			
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)	
小学校英語専科教員の配置校数	24 校/年	60 校/年	
中学校のスーパーイングリッシュプログラム <sup>65</sup> の実施校数	53 校/年	中 全校	
横浜市英語教材デジタルプラットフォーム <sup>70</sup> の利用校数	_	小•中 全校	
英語活用としてガイドボランティアなどに参加した校数	_	20 校(累計)	
海外姉妹校等との交流回数(市立高校)【再掲 柱1施策5】	10回/年	24 回/年	
小学校高学年における教科分担制を伴うチーム学年経営の推 進校数【再掲 柱 1 施策 1 】	129 校	全校	

-

<sup>69</sup> 横浜ラウンド制:年間に教科書等を複数回反復使用し、「聞く・話す・読む・書く」の4技能をバランスよく学ぶことで、一人ひとりに合った外国語の表現ができることを目指す指導法

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> 横浜市英語教材デジタルプラットホーム:教育課程推進室のウェブページに、小学校、中学校向けの指導案やピクチャーカード、授業の参考となる動画、文科省等へのリンク等を整備したもの。

## 2 国際理解教育の推進

- 小学校、特別支援学校の国際理解教室や学校間の国際交流の実施を通して、児童の英語を使う意欲を 高めるとともに、国際性を養い、多様性を尊重し、協働、共生できる人の育成を図ります。
- よこはま子ども国際平和プログラムにおける「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト <sup>67</sup>」や 「よこはま子どもピースメッセンジャー<sup>68</sup>」のニューヨークの国際連合本部派遣を通じて、国際平和 への意識を高め、"国際社会で自分たちのできることを実践しよう"とする態度をはぐくみます。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
国際理解教室の実施校数	小 全校 特支 希望校全校	小 全校 特支 希望校全校
よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト <sup>67</sup> 参加児童 生徒数	39,696 人/年	48,000 人/年

## コラム アフリカとの交流

横浜は、過去3回(2008年、2013年、2019年)アフリカ開発会議(TICAD)の開催地となり、小中学校において、児童生徒が実際にアフリカ諸国の方々と交流を行い、体験的にアフリカについて理解を深める「アフリカとの一校一国」の取組を行ってきました。2019(令和元)年に開催された第7回アフリカ開発会議の前後(2017(平成29)年6月から2020(令和2)年度)には、66校(小学校57校、中学校8校、義務教育学校1校)において取組が実施され、アフリカ諸国33か国との交流が実現しました。

例えば茅ケ崎小学校では、2014(平成 26 年)年からボツワナ共和国の小学校と、お互いの国の生活などを描いた絵画を送り合い、鑑賞する「交流児童画展」を継続して開催しています。また本宿中学校では、ガーナ共和国の中学校とオンラインで交流しながら、一枚の大きな絵画を共同で作成する「アートマイルプロジェクト」という活動を行いました。さらに 2012(平成 24)年から、チュニジア共和国と交流を深める白幡小学校では、東京五輪に出場するため市内で事前キャンプ中であったチュニジア女子柔道選手団とのオンライン交流を実施し、選手団を激励しました。

2022(令和4)年8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議(TICAD8)において、2025 (令和7)年の第9回アフリカ開発会議(TICAD9)の日本開催が決定し、横浜市は TICAD9 の開催都市として立候補し、誘致に取り組んでいくことを表明しました。

TICAD9 に向けて、これまでのアフリカとの友好関係を深める取組を継承し、アフリカの国々や各国大使館等と協力して、小中学校等においてアフリカとの交流を進めていきます。



チュニジア女子柔道選手団との オンライン交流(白幡小学校)



ガーナの生徒と「アートマイルプロジェクト」で作成した絵画(本宿中学校)

## 施策 2

## 持続可能な社会の創り手育成の推進

## 施策の目標・方向性

持続可能な社会の創り手を育成するために、地域・企業・NPO などと連携・協働して、教 育を通してより良い社会や新たな価値を創造することを目指します。その方向性として実社会 における課題の解決に向けて行動する人をはぐくむため、SDGs 達成の担い手育成(FSD) と「自分づくり(キャリア)教育71」を一体的に推進します。

## 現状と課題

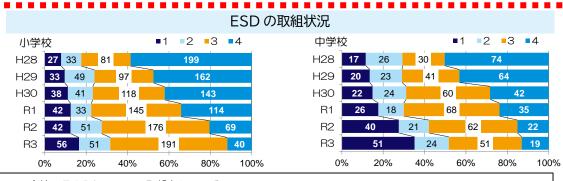
## 【SDGs 達成の担い手育成(ESD)推進】

SDGs は、2030 年までに持続可能でより良い世界を目 指す国際目標で、17の目標で構成されています。「地球規・ 模の課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動・ を起こす力を身に付けるための教育」である ESD は、全■ ての SDGs の達成に大きく関係するものであり、これか。※横浜市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支 らの学校教育の根幹になります。



■ 援しています。

- 横浜市では、平成 28 年度から文部科学省の指定を受け ESD を推進しており、令和元年度から は ESD の目的を SDGs 達成の担い手育成と明確化して、ESD 推進校 55 (ユネスコ・スクール を含む)を中心に取り組んでいます。
- ESD 推進校 55 の取組について実践報告書を作成し、全校への配付や交流報告会を実施してき たことで、ESD についての取組を一部の学年や学級、教科等で行っている学校数は年々増加し ていますが、全ての学年の教育活動に位置付ける等、学校全体で社会とのつながりを意識して の取組にすることが重要です。
- 令和2年度に ESD 推進校 55 に実施した東京大学の調査 (対象:児童生徒 2.631 名、教員 683 名) から、「ホールスクール(学校全体)としての取組の方が児童生徒の知識・態度・行動 に影響を与えている」という分析結果が出ており、学校全体で ESD についての取組をしていく ことが「持続可能な社会の実現に向けて行動する力」を育成していく上で重要になります。



- ■1. 全校でESDについての取組をしている。
- ■2. 全校でESDについて取り組むことを検討している。
  - (R1~ 一部の学年や学級、教科等においてESDの取組があり、全校で取り組むことを検討している。)
- 一部の学年や学級、教科等においてESDの取組がある。
  - (R1~ 一部の学年や学級、教科等においてESDの取組がある。)
- ■4. ESDについてほとんど意識されていない。

出典:横浜市教育委員会事務局調べ

<sup>&</sup>lt;sup>71</sup> 自分づくり(キャリア)教育:横浜市では、学校と社会が一丸となって未来を生きていく力をつけるために行ってい るキャリア教育のことを「自分づくり(キャリア)教育」と呼び、社会や集団の中での自分の役割を意識し、児童生 徒が自分らしい生き方を考えることを大切にしている。

## 【「自分づくり(キャリア)教育 71」の推進】

- 横浜市では、「自分づくり(キャリア)教育<sup>71</sup>」を、全ての教育活動を通して子どもたち一人ひとりが自信を持ち、社会や集団の中での自分の役割を意識し、今も将来もふるさと横浜に貢献していくことで、夢や希望、目標を持てる子どもを育成する教育と位置付けています。
- 「自分づくり(キャリア)教育 <sup>71</sup>」では、「自己肯定感」「コミュニケーション」「地域貢献・社会参画」を視点として、企業等と連携・協働し、社会課題を解決していく学校の取組を進めています。この取組を支援するために、「はまっ子未来カンパニープロジェクト<sup>72</sup>」を推進し、参加校数及び取組数も年々増加傾向にあります。

## はまっ子未来カンパニープロジェクト 72 の参加校及び取組数

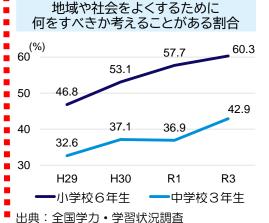
	H28	H29	H30	R1	R2	R3
参加校数(校)	27	27	33	39	36	50
取組数(取組)	28	34	50	62	49	89

出典:横浜市教育委員会事務局調べ

- 「自分づくり(キャリア)教育<sup>71</sup>実践推進校」を指定し、学校全体で「自分づくり(キャリア) 教育<sup>71</sup>」を推進する学校を支援し、その取組を市内の学校等に発信をしています。
- 小学校では、学級単位の総合的な学習の時間で、地域や社会の課題解決に向けての学習活動が 行われていることが多く、中学校では、自分の進路を見つめるための学習活動に重きが置かれ る傾向があるため、教育活動全体を通して「自分づくり(キャリア)教育 71」を更に推進する ことが必要です。

## 【「SDGs 達成の担い手育成(ESD)」と「自分づくり(キャリア)教育 71」の一体的な推進】

令和3年度の「全国学力・学習状況調査」において、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と答える小学校6年生が60.3%、中学校3年生が42.9%で年々増加傾向にあります。SDGs 達成の担い手育成(ESD)の推進や、はまっ子未来カンパニープロジェクト72参加校の増加に見られる「自分づくり(キャリア)教育71」の広がりや充実が寄与していると考えられます。今後は、持続可能な社会の創り手育成という観点から、「よくするために何をすべきかを考える」だけでなく、「その課題を解決する」という主体性が発揮されている状況を把握する必要があります。



● 予測困難な社会の変化に主体的に関わるためには、より良い社会づくりの視点である「SDGs達成の担い手育成(ESD)」と、幸福な人生の創り手の視点である「自分づくり(キャリア)教育<sup>71</sup>」を一体的に推進することが必要です。そのためにも、学校全体での ESD の取組の中に「自分づくり(キャリア)教育 <sup>71</sup>」の視点を取り入れたり、はまっ子未来カンパニープロジェクト <sup>72</sup> の取組を SDGs と関連付けたりするなど連携を進める必要があります。

<sup>72</sup> はまっ子未来カンパニープロジェクト:地域、企業、関係機関等と連携・協働し、起業体験に関する学習を行う中で、子どもの社会参画や地域貢献に対する意識を高める取組

## ▶ 指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
学習を通して見いだした地域や社会の課題を自分たちで解決でき ると思う児童生徒の割合	小4~6 平均69.3% 中1~3 平均62.1% (令和4年度)	小4~6 平均 72% 中1~3 平均 65%

## ■ 主な取組

## 1 SDGs 達成の担い手育成(ESD)推進

- 「横浜市 ESD 推進コンソーシアム<sup>73</sup>」を中心にステークホルダー<sup>74</sup>と、SDGs 達成に向けて連携を 図ります。
- ESD 推進校 55 の実践を中心として持続可能な社会の創り手育成を行い、SDGs の 17 の全ての目標の達成に関わっていけるよう、SDGs 達成の担い手育成(ESD)の充実を目指します。
- 学校全体で SDGs 達成の担い手育成(ESD)を目指した教育活動ができるよう、ESD 推進校 55 の 実践事例の紹介を全校に向けて行います。

想定事業量		
項目	直近の現状値	目標値
	(令和3年度)	(令和7年度)
学校全体で SDGs 達成の担い手育成 (ESD) を目指した教育活動をしている学校の割合	小:31.7% 中:51.2%	100%

## 横浜市 ESD 推進コンソーシアム 73 全ての横浜市立学校 横浜 ESD 推進コンソーシアム委員 ユネスコスクール 東京都市大学 SDGS達成の担い手 東洋大学 星槎大学 育成(ESD)推進校 東京大学大学院 ユネスコスクール校長 【事務局】横浜市教育委員会事務局 推進協力者 SDGsデザインセンター 環境創造局 温暖化対策統括本部 資源循環局 横浜市国際交流協会(YOKE) JICA横浜 WWFジャパン 横浜市資源リサイクル事業協同組合 RCE横浜 NPO 企業

出典:横浜市教育委員会事務局作成

7

<sup>73</sup> ESD 推進コンソーシアム:全ての横浜市立学校で、ESD の理念に基づく教育が広がるように、多様な組織が参加・連携した共同体

<sup>74</sup> ステークホルダー: SDGs達成の担い手育成に主体的かつ継続的に取組に関わる、教育委員会や学校と連携・協働する組織等(推進協力者)

柱

2

- 「自分づくり(キャリア)教育 <sup>71</sup>」実践推進校を拡充し「はまっ子未来カンパニープロジェクト <sup>72</sup>」 の取組を広げていくことなどを通して、「自分づくり(キャリア)教育<sup>71</sup>」のねらいを教職員で共有 したり、各教科等の学習に結び付けたりする等、学校全体で「自分づくり(キャリア)教育 71」を推 進する学校を増やし、夢や希望、目標をもてる子どもの育成を目指します。
- より良い学校教育を通じてより良い社会を創るという理念を学校と社会が共有し、どの学校でも社会 と連携・協働する教育活動が実施できるように連携可能な企業等の一覧をウェブ上に掲載して、学校 と社会がつながる仕組み作りを進めていきます。

#### 想定事業量 目標値 直近の現状値 項目 (令和3年度) (令和7年度) 「はまっ子未来カンパニープロジェクト 72」に取り組んだ学 94 校(累計)※ 166 校(累計) 校数 「自分づくり(キャリア)教育<sup>71</sup>」実践推進校 9校 44 校(延べ)

#### コラム ESD×自分づくり(キャリア)教育=持続可能な社会の創り手

#### 「Hie World Smile プロジェクト ~フェアトレードで世界を笑顔に~」 【日枝小学校 6年生】

## **ESD**

フェアトレードを学ぶこと で、自分たちの暮らしだけで なく、世界の人々の暮らしを 豊かにすることにもつながる ことに気付いた。生活を見直 し、将来の生き方を考えよう としました



## 自分づくり(キャリア)教育 71

ベネズエラのカカオ豆を使っ て企業の方と一緒にチョコレー トをつくりました。作る人も売る 人も買う人もみなが笑顔になれ ることを考えて活動をしました。

## 【小田中学校 個別支援学級 13】

「小田ファンディング Act locally, think globally」

## ESD×自分づくり(キャリア)教育 71

ペットボトルキャップ等をアップサイクル(価 値を高める再利用)してキーホルダー等を作成し、 それをリターン品として渡す募金活動を生徒会で 実施した。募金した人がごみの問題について意識 してもらえるようにしました。募金のお金は、 AAR Japan という国際 NGO に寄付し、AAR Japan でのボランティア体験も行いました。



#### 【東高校 サステイナブル研究部】 「「地球にちょっといいことを」~化粧品ボトルデザイン開発~」



## ESD×自分づくり(キャリア)教育 <sup>71</sup>

SDGs は「むずかしいことではない」「環境に向けた 取組だけではない」ということを世の中の人に伝える にはどの様な工夫が必要か、深く考えて活動しました。

企業の方々と共創することを通して、SDGs など共 通の目標の達成を目指していく経験が積めただけでな く、企業の方々の SDGs への取組を深く知る機会にも なりました。

<sup>※「</sup>はまっ子未来カンパニープロジェクト 72」平成 28 年事業開始

# 柱 3

## 豊かな心の育成



## 施策 1

## 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進

## ▶ 施策の目標・方向性

◆ 人権尊重の精神を基盤とし、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」での活用により、温かな学校風土を醸成するとともに、多様性を認め合い豊かな心をはぐくむ道徳教育の推進を通じて、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりに取り組みます。また、「本物」に触れる体験を通して、豊かな感性や情操をはぐくみます。

## ■ 現状と課題

## 【人権教育の推進】

- 横浜市では、平成 13 年度に「『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして」、 平成 15 年度に「人権尊重の精神を基盤とする教育(人権教育)について」を、教育長通知として発出し人権教育を推進してきました。平成 29 年度には、上記の通知を踏まえ、全市立学校が取り組む具体的な方針を示した「人権教育の充実に向けて『想(おもい)』」を発出し、「『だれもが』『安心して』『豊かに』生活できる学校をめざして」、「人とのつながりから学び、自分も他の人も大切にできる子どもの育成」の2つの理念で人権教育を推進しています。
- 社会の状況が大きく変化し、人間関係の希薄化、子どもの背景の複雑化、多様化など、これまで 見えていなかった人権課題の顕在化に加え、コロナ禍における不安やストレスなどが指摘されて います。そのような中、自分も他の人も大切にし、尊重する心を育てることや、多様性を認め、 様々な人権課題を自分のこととして捉え、共に解決に向かう子どもを育てること、それらを支え る風土づくりが求められています。

## 【「子どもの社会的スキル横浜プログラム」75の効果的な活用推進】

- Y−P アセスメント <sup>17</sup> は、複数の教員でその結果を分析し、具体的な支援策を講じることで、学級の中で子どもの自己肯定感がはぐくまれ、仲間との関わりが豊かになることを目指しており、同一年度内に複数回実施することで子どもの心情の変化を把握することができます。令和3年度に2回以上実施している横浜市立学校は、小学校は76.2%に上りますが、中学校は28.6%にとどまっています。全学級での取組になっていないことや、アセスメントの結果を子どもへの支援や学級経営の改善に生かしきれていないという現状があり、市全体の状況を分析し、その結果を学校現場に還元することで、管理職の意識向上や教員の人材育成につなげることが求められます。
- 小中学校全体に取組を広げ、市全体の自己肯定感の育成状況等の傾向や、学級経営との関連の分析等に生かし、学校現場にフィードバックしていくことが求められます。

<sup>75</sup> 子どもの社会的スキル横浜プログラム:暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が平成19年に開発した教員用の指導ツール。子どもたちがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に付けるための「指導プログラム」と、教員が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-P アセスメント」で構成されている。

より良い効果測定に向けて継続的に Y-P アセスメント 17 のバージョンアップを図るとともに、 集計作業等の負担を軽減するため、端末上で調査を実施すること(CBT)を検討する必要があり ます。

## 【学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実】

- 児童生徒の実態に応じた授業を行うために、授業改善に重点を置いた教員向け研修を実施しまし た。研修を踏まえ、各校ではより実生活との関連を重視し、児童生徒が日常生活で直面する様々 な課題を自分事として捉えて「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善が図られています。
- 「実生活との関連を重視した取組」を行い、学校の教育活動全体を通じた道徳性の育成を目指す ためには、「道徳教育全体計画」に基づき、全教員が参画する体制づくりを一層推進することが必 要です。
- 道徳授業力向上推進校(各区小学校1校・中学校1校の合計36校)の活動が定着し、各校の授 業力の向上に向けた活動及び「豊かな心の育成推進プラン」等の作成・改訂を行いました。「道徳 授業力向上推進校」については、令和4年度より道徳科を要として実生活との関連を重視した取 組の研究を行う「豊かな心の育成推進校76」へと発展させ、学校の教育活動全体を通じて行う道 徳教育の更なる充実に取り組んでいます。

## 【「本物」に触れる機会の創出】

- 豊かな心を育成するため、オーケストラやバレエの鑑賞など音楽・舞台芸術体験を通して感性を 磨き、心豊かに生きていこうとする資質や能力をはぐくむとともに、市内文化施設や芸術団体等 がコーディネーターとして、様々な分野で活躍するアーティスト(芸術家)と学校をつなぎ、子 どもが「本物」に触れる機会を創出しています。
- 文化芸術創造都市である横浜市では、文化施設、芸術団体、アーティスト(芸術家)と学校が連 携・協働し、文化的体験を数多く生み出すことで、子どもたちの豊かな感性や情操をはぐくむこ とが期待されています。

#### コラム 舞台芸術等体験

......................

横浜市では、将来を担う子どもたちが優れた文化芸術を体験・鑑賞し、芸術文化のもつ力によって豊 かな創造性や感受性をはぐくむ舞台体験活動を行っています。

市立小学校の4年生がクラッシック・バレエを鑑賞する「心の教育バレエの世界」、主に5年生(※ 4~6年生のうち1学年)がオーケストラを鑑賞する「心の教育ふれあいコンサート」、6年生が劇団 四季のミュージカルを鑑賞する「こころの劇場」等、文化芸術における「本物体験」を充実させていま す。子どもたちからは、「すごく楽しかった。音楽に合わせて、みなさんの息がしっかり合っていてす ごい。」「一生に一度のチャンスかもしれないものを、みんなで見ることができて良かった。」「この感動 をみんなに伝えて、世界の人の心が豊かになったら良い。」という声が聞かれました。





©Shoko Matsuhashi

写真左:心の教育ふれあいコンサート (神奈川フィルハーモニー管弦楽団) 写真中:心の教育バレエの世界

「ドン・キホーテの夢」(東京バレエ団)

写真右:こころの劇場(令和元年)

「カモメに飛ぶことを教えた猫」劇団四季

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup> 豊かな心の育成推進校:自校の「豊かな心の育成推進プラン」や「道徳教育全体計画・別葉」を活用し、道徳科を要 として、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の実践研究を行う学校。各区から、小学校、中学校を各1校ずつ 選出。令和4年度より「道徳授業力向上推進校」から名称変更

## ▶ 指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
自尊感情や共感・配慮等の合計値の学級平均が上昇した割合*	小3~6 48.1%	小3~6 60%

<sup>※</sup>横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-Pアセスメント 17」を年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析

## 主な取組

## 1 人権教育の推進

• 人権教育推進協議会を中心とした授業研究や子どもの自尊感情を育てる取組の発信及び、人権教育実践推進校<sup>77</sup>における実践内容の発信等の充実を図ります。

想定事業量		
項目	直近の現状値	目標値
	(令和3年度)	(令和7年度)
人権教育実践推進校 <sup>77</sup> 数	104 校(累計)*	224 校(累計)

<sup>※</sup>令和元年度からの積算

## 2 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」75 の効果的な活用推進

児童生徒一人ひとりの豊かな学びや心の成長を支える活動を推進するために、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」<sup>75</sup>の横浜市立小中学校全体での活用を目指し、実践推進校の拡充や、各校での活用を推進する役割を担う教員の養成に取り組みます。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
Y-P アセスメント <sup>17</sup> 年間2回以上活用実施校の割合	小:76.2% 中:28.6%	100%
「子どもの社会的スキル横浜プログラム」75実践推進校数	14 校(延べ)*	36 校(延べ)
「子どもの社会的スキル横浜プログラム」 <sup>75</sup> 指導者養成者 数	100 人(見込)	500 人(累計) (小・中・ 義務教育学校に 各1名)

<sup>※</sup>平成30年度からの積算

٠

<sup>77</sup> 人権教育実践推進校:「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校を目指す「人権尊重の精神を基盤とする教育(人権教育)」の研究と実践をし、横浜市、区の人権教育の牽引役的役割を果たすため、原則2年間委嘱。中学校は各区1校、小学校は中学校と同じ小中一貫教育推進ブロックの学校、高等学校は1校、特別支援学校は1校となっている。

## 3 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実

道徳教育推進教師<sup>78</sup>をはじめとする教職員の研修を充実させるとともに、「豊かな心の育成推進校 <sup>76</sup>」における研究を「道徳科を要として実生活との関連を重視した取組の研究」へと拡充するなど、意図的、計画的に道徳教育を行うための基盤づくりを行います。

## 想定事業量

心心于不主		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
道徳教育推進教師 <sup>78</sup> 研修回数	3回/年	3回/年
豊かな心の育成推進校 <sup>76</sup> 数	144 校(累計)	288 校(累計)*

<sup>※</sup>平成30年度~令和3年度までの「道徳授業力向上推進校」数と、令和4年度からの「豊かな心の育成推進校<sup>76</sup>」数の累計

## 4 「本物」に触れる機会の創出

- 学校に、音楽・演劇・ダンス・美術・伝統芸能などの分野で活躍しているアーティスト(芸術家)を 派遣する芸術文化教育プログラムのほか、オーケストラ鑑賞「心の教育ふれあいコンサート」や、バ レエ鑑賞「心の教育バレエの世界」など、様々な取組を推進します。
- オリンピアン、パラリンピアン等のトップアスリートの動きを直接観たり、夢の実現に向けたこれまでの努力やスポーツへの向き合い方等の様子を聞いたりすることを通して、身体を動かすことへの興味・関心をはぐくみ、すること、みることにつながる機会を創出します。
- 各学校では、校外の豊かな自然や文化に触れる体験的な集団活動(遠足、宿泊体験学習、自然教室、 修学旅行等)を通して、学校における学習活動を充実発展させるとともに、子どもが自然や文化に関 心をもったり、より良い人間関係を築こうとする態度を養ったりする学習に取り組んでおり、教育委 員会として引き続き支援していきます。

## 想定事業量

心化尹未里		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
舞台芸術等体験参加児童人数	32,383 人/年*	58,000 人/年
オリンピアン・パラリンピアン等 トップアスリート招聘事業参加児童生徒人数	760 人/年	2,240 人/年

<sup>※「</sup>こころの劇場」は、令和元年度の実績(令和2年度:中止、3年度:オンライン配信)

<sup>78</sup> 道徳教育推進教師:校長の方針の下、教職員全員が取り組む道徳教育全体計画の作成や保護者・地域との連携体制の整備等に取り組むため、市立学校の主幹教諭等、道徳教育を中心になって推進する教師。令和3年度より高等学校にも配置

## 施策 2

## 安心して学べる学校づくり

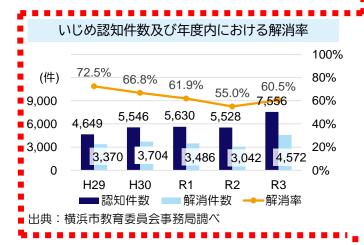
## 施策の目標・方向性

◆ 目の前の子どもに寄り添い、背景を捉え、課題を解決しようとする教職員の意識を高める 取組を推進するとともに、教職員とSC<sup>38</sup>、SSW<sup>8</sup>、また、必要に応じて、心理、福祉・ 医療等の専門家や区役所等の関係機関が連携し、いじめなどの様々な課題に対して組織 的に対応できる児童生徒支援体制の充実を図ります。

## ■ 現状と課題

## 【安心して参加できる集団づくり】

横浜市のいじめの認知件数は、令和3年度で7,556件と増加傾向です。認知件数の増加について、国は、平成27年8月に「いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けたスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価する」との見解79を示しており、横浜市では、この見解に基づき、認知件数の向上に努めています。



- 令和3年度に認知件数が増加した理由としては、令和元年度や令和2年度と異なり、長期の一斉 臨時休業がなかったことや、各区において「積極的ないじめ認知に向けて」というテーマで、よ り実践的な校長研修を実施したこと、各学校が校長のリーダーシップの下、いじめを早期に発見 するために「学校いじめ防止対策委員会」による積極的な認知に努めた結果などが考えられます。
- いじめの解消について、国は平成29年3月に基準を変更しており、横浜市では当該児童生徒が 心身の苦痛を感じていないかを慎重に見極めるため、継続支援及び見守り活動を行っています。 令和2年1月に国が開催した自治体との連絡会議においても、いじめは丁寧かつ慎重に対応する ことになるため、解消率が前年度と比較して下がることは問題ではないとの見解が示されており、 引き続き、子どもの困り感に寄り添いながらモニタリングしていくことが必要です。
- インターネットや SNS でのいじめ等、表面化しにくい課題もあることから、相談しやすい環境 づくりが重要です。
- 令和3年度の不登校児童生徒数は、6,616 人であり、この 10 年で約 1.8 倍(平成 23 年度 3,690 人) に増加しています。
- 学校内で発生した暴力行為は、令和3年度5,010件と前年度から165件(3.4%)増加しました。小学校では対教師暴力が33件(11.4%)増加し、中学校では生徒間暴力が176件(34.4%)増加し、暴力行為の総件数は8年ぶりに増加しました。
- 安心できずに生活している子ども、辛い思いを抱えて生活している子どもに気づく力を養い、これまで以上に子どもを主体に考え、一人の人間として尊重できるよう、教職員の人権感覚や人権意識の向上が求められています。

<sup>79</sup> いじめの認知件数に関する国の見解: 文部科学省「平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて(依頼)」(27 初児生第 26 号、平成 27 年 8 月 17 日付)

- いじめの早期発見・早期解決の観点から、各学校の児童生徒支援体制を整備すること、また、未 然防止の観点から、児童生徒一人ひとりが安心できる集団づくりが必要です。そのための施策の 一つとして、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」75 の活用に取り組んでいますが、引き続き 小中学校全体での活用を推進することが重要です。
- 「横浜子ども会議<sup>80</sup>」を通して、いじめの未然防止に向けた子ども主体の実践的な取組を保護者 や地域とともに促進できるよう、教職員をはじめとした大人がサポートすることが重要です。

## 【子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止の強化】

- いじめや暴力等、子どもの問題行動の背景には、児童生徒の発達面の課題のほか、その環境面に 困難さを抱えるものも多く見られ、教員のみで解決するのではなく、専門的な知見を加えて、解 決の道筋を立てることが重要です。学校は、これまで以上に区(保健・福祉)、医療とつながることが必要であり、これらの連携をスムーズに行う役割の存在が不可欠です。
- 子どもが抱える課題の早期発見・早期対応には、心理の専門職である SC<sup>38</sup> や、社会福祉の専門 職である SSW<sup>8</sup> がチーム学校の専門職として、教職員とともに児童生徒の支援を行う必要があり ます。
- 令和3年度は、中学校ブロックごとに小中一貫型カウンセラー<sup>81</sup>を配置するとともに、SSW<sup>8</sup> は 高等学校・特別支援学校での巡回型支援を開始し、全ての学校を SSW<sup>8</sup> が定期的に巡回して支援 する体制を構築しました。また、児童虐待防止対策として、SSW<sup>8</sup> が、学校と区役所・児童相談 所との情報連携を支援する役割を担うこととしました。学校からの支援ニーズは年々高まってい ますが、常に相談時間が足りない状況にあり、引き続き相談体制を充実することが必要です。
- SC38 や SSW8 が学校とともに、より専門的で有効な支援を行うには、OJT35 やスーパーバイザー82からの指導・助言、専門職同士がチームになって互いの実績や経験を共有できる環境整備等が必要です。

## **コラム** だれもが安心して生活できる学校であるためには

4期計画がより多くの学校現場で活用できるよう養護教諭、児童支援・生徒指導専任教諭<sup>7</sup>、特別支援教育コーディネーター<sup>32</sup>、SSW<sup>8</sup>、SC<sup>38</sup> など、それぞれの立場の教職員が集まり意見交換会を開催しました。

意見交換会では、だれもが 安心できる学校づくりのた めには、保護者、地域、関係 機関等が、お互いの役割を理

「だれもが安心して生活できる学校とは」

「日からも脅かされない

「日からしくいられる

「「おもが」「安心して」生活できる学校

「「だれもが」「安心して」生活できる学校

「「たれもが」「安心して」生活できる学校

「「たれもが」「安心して」生活できる学校

「「たれもが」「安心して」生活できる学校

解し、尊重し合って連携する「チーム学校」を目指すことの重要性について確認されました。

<sup>80</sup> 横浜子ども会議:子ども主体のいじめ未然防止の取組として、全市立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒が主体となって、年間を通じて行うもの。各学校と小中一貫教育推進ブロックで「だれもが安心して生活できるよう、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会」を目指して話し合いと具体的な取組を進める。

<sup>81</sup> 小中一貫型カウンセラー:中学校と同一学区にある小学校へ同じカウンセラーを派遣する横浜独自の制度

<sup>82</sup> スーパーバイザー: SC に SSW に指導・助言を行う SC または SSW

## ▶ 指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
自尊感情や共感・配慮等の合計値の学級平均が上昇した割合*	小3~6	小3~6
【再掲 柱3施策1】	48.1%	60%

<sup>※</sup>横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-Pアセスメント 17」を年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析

## 主な取組

## 1 安心して参加できる集団づくり

- 人権尊重の精神を基盤とする教育活動を推進するため、人権啓発研修や人権教育推進担当者研修、校長人権研修等を通して、児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いを受け止める教職員の人権感覚・人権意識の向上を図るとともに、「だれもが」「安心して」「豊かに」学べる授業づくりを進めます。
- 「横浜子ども会議<sup>80</sup>」では、中学校ブロックの取組や活動を中心に、保護者や地域を巻き込んだ「社会総がかり」でいじめの未然防止の取組を進めます。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
「横浜子ども会議 <sup>80</sup> 」に保護者や地域の方が参加している中 学校ブロック数	19 ブロック/年	全中学校 ブロック/年
Y-P アセスメント <sup>17</sup> 年間2回以上活用実施校の割合 【再掲 柱3施策1】	小:76.2% 中:28.6%	100%

## 2 子どもが抱える課題への組織的対応や未然防止の強化

- 子どもが抱えている様々な課題に対する適切な対応や未然防止の観点からの組織的な支援ができる よう、児童生徒支援体制の充実を図ります。SC38、SSW8、心理・医療・社会福祉等の専門家や区役 所等の関係機関と連携を強化するとともに、弁護士による法律相談や研修の充実に取り組みます。
- 学校での教育相談等を統括する SC<sup>38</sup> を概ね2中学校ブロックに1名ずつ配置するとともに、SSW<sup>8</sup> は1名が概ね3中学校ブロックを担当して定期的に学校を巡回できる体制を継続します。また、相談件数等の多いブロックを重点的に対応できるよう体制を強化します。

## 想定事業量

目標値 直近の現状値 項目 (令和3年度) (令和7年度) 児童支援・生徒指導専任教諭<sup>7</sup>配置に伴う後補充非常勤講 小:240 校/年 小:全校 師を常勤化83している学校数 中:全校/年 中:全校 校内ハートフル事業 36 実施校【再掲 柱1施策4】 中:20校 中:全校 SC38の配置人数 59人 73人 61 人 73人 SSW<sup>8</sup>の配置人数 小学校高学年における教科分担制を伴うチーム学年経営 129 校 全校 の推進校数【再掲 柱1施策1】

-

<sup>83</sup> 後補充非常勤講師を常勤化:横浜市では専任の授業を代替する非常勤講師を配置しているが、それに代わりフルタイムの教員を任用すること。

## 柱 / 健やかな体の育成



## 施策 1

## 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進

## ▶ 施策の目標・方向性

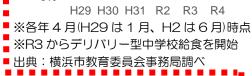
- ◆ 学校給食法の趣旨を踏まえ、全ての生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた体制を確保するとともに、小学校から中学校の9年間の切れ目ない食育の推進に取り組み、健全な食生活を実践することができる児童生徒を育成します。
- ▶ 「横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査(体格、生活実態調査を含む)(以下「市体力・運動能力調査」という。)」の分析を踏まえ、科学的根拠に基づく児童生徒の生活習慣の改善と運動・スポーツに親しむ態度の育成に取り組みます。

## ■ 現状と課題

める必要があります。

## 【全ての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進】

- 生徒が中学校生活へ円滑に移行することを目的として、入学後一定期間、給食を食べることを推奨する「さくらプログラム」の取組を、令和3年度の86校から令和4年4月は全校へ拡大しました。4月の喫食率は30.1%となるなど、給食を利用しやすい環境づくりが年々進んでいます。



0.9%1.7%<sup>3.5</sup>

中学校給食の喫食率の推移

30.1%

40%

30%

20%

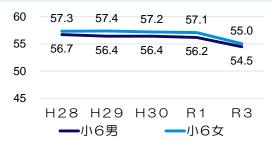
10%

各小中学校にて、教科等や給食・昼食の時間など様々な機会を通じて食に関する指導を行うとともに、小学校の栄養教諭を中核として、小中一貫教育推進ブロック 57 において食育を推進しています。引き続きブロック数を増やしていき、発達段階に応じて、9 年間の切れ目のない食育を進

## 【市体力・運動能力調査を活用した健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現】

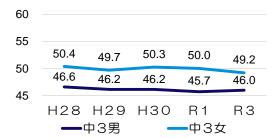
● 横浜市の児童生徒の体力は低下傾向にあり、令和3年度はコロナ禍の影響もあり、元年度に比べ 更に低下しました。要因として情報化の進展やライフスタイルの多様化等の社会状況の影響があ り、児童生徒が生涯にわたって主体的に健康を保持増進することが重要となります。

## 体力合計点の5年間の経年変化(小学6年生)



出典:横浜市体力•運動能力調査

## 体力合計点の5年間の経年変化(中学3年生)



- 令和4年1月に横浜市の体育・健康に関する指導の基本計画として、「横浜市「健やかな体」育成プログラム」を策定しました。プログラムに基づき、児童生徒が運動やスポーツへの「する、みる、支える、知る」等、適性に応じた関わり方や多様な人との交流を推進する必要があります。
- オリンピック・パラリンピック教育推進校を指定し、アスリートを学校に紹介して、児童生徒が 運動・スポーツと多様に関わる機会を設け、推進校の取組を全校に向けて発信しています。

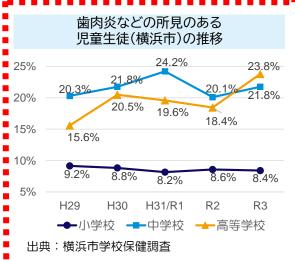
## 【持続可能な部活動の実現】

- 平成31年4月に「横浜市立学校部活動ガイドライン」を策定し、部活動休養日や活動時間を適切に設定することで、行き過ぎた活動によるスポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクを抑えつつ、心身の健康の保持増進に努め、持続可能な部活動に取り組んでいます。
- トレーニング指導などの専門家である部活動コーディネーター<sup>84</sup>の派遣により、活動の更なる充実と顧問の負担軽減を図る必要があります。

## 【歯科保健教育の支援】

- 学齢期の 12 歳児の1人当たり平均むし歯数は減 少傾向にあり、令和3年度は、更に低下し横浜市は 0.48 本となり、国の目標である 1.0 本未満を達成 しています。しかし、中学生、高校生になると増加 する歯肉炎が課題として挙げられています。
- 全校種を対象に学校歯科医、横浜市歯科医師会と 連携し、歯科保健教育の充実を図り、歯肉炎の割合 減少を進めていく必要があります。

......................



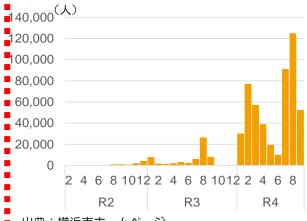
## 【健康教育の推進】

- 薬物乱用防止、喫煙防止、飲酒防止に関する教育を引き続き推進し、また、学校医、横浜市医師会、学校薬剤師、横浜市薬剤師会と連携を深めるとともに、感染症対策の徹底や、社会状況等の変化に伴う健康課題(心の健康、性に関する問題、感染症、依存症等)の解決に向け、児童生徒の適切な意思決定や行動選択につながる健康教育の充実を推進する必要があります。
- 令和2年10月に実施した「ゲーム障害・ネット依存に関する実態調査」では、「オンラインゲームをしたことがある」と回答した児童生徒のうち12.6%が「ゲーム依存傾向」に該当し、小学校4、5年生で割合の高い結果となりました。ゲーム依存の低年齢化が進んでいる可能性を考慮し、正しい理解の啓発や予防のための取組を進めていく必要があります。

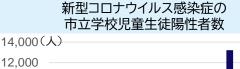
<sup>84</sup> 部活動コーディネーター:生徒及び顧問教職員等に、部活動ガイドラインで規定された活動時間内で実践可能な指導を通して、生徒のパフォーマンス向上やけがをしない体づくりなど、短時間で効率的な活動計画の作成等に資する指導・助言を行う。

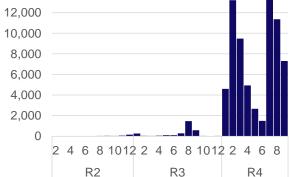
新型コロナウイルス感染症については、市中の 感染拡大に伴って、市立学校児童生徒の感染も 増加しており、学校教育活動に大きな影響を及 ぼしています。令和2年3月から、学校は全国一 斉臨時休校となり、6月から分散登校や時差通 学等により、段階的に教育活動を再開しました。 また、令和3年度には、いわゆる第5波の影響に よる感染者の増加を受け、夏季休業明けから8 月31日まで臨時休業を行いました。令和4年 1月からのいわゆる第6波の影響では、オミク ロン株の感染拡大に伴う教育委員会の対応とし て、学校内における感染拡大防止を図りながら、 学びの保障や児童生徒の「居場所」の確保の観点 から、より必要な範囲、期間に限定して学級閉鎖 を実施しています。今後も子どもたちが安心し て学校生活を送れるよう、各教科の状況に応じ た感染症対策、行事の工夫等、学校教育活動の継 続に向けて、新型コロナウイルス感染症をはじ めとしたあらゆる感染症対策に引き続き取り組 んでいく必要があります。

## 新型コロナウイルス感染症の横浜市陽性者数



出典:横浜市ホームページ





出典:横浜市教育委員会事務局調べ

## コラム 二酸化炭素濃度測定器(CO₂モニター)の導入

感染症は「換気の悪い密閉空間」、「多くの人が密集している」、「近距離 での会話や発声が行われている」場所において集団発生しやすいとされて います。このうち、「換気の悪い密閉空間」を改善するためには、適切な換 気を行うことが重要です。また、換気については、政府においても「新型 コロナウイルスの感染拡大を防止するためには、学校についても、二酸化 炭素濃度測定器を活用しながら、二酸化炭素濃度を 1,000ppm 以下に維 持することが望ましい」とされています。

横浜市立学校では全ての学校の全クラスに CO2モニターを設置し、教室 の換気状況を視覚化することによって、より効率的・効果的に換気対策へ 取り組んでいます。授業でも CO2 モニターを活用して換気の大切さを伝え ることで、子どもたちの換気意識を高め、自ら進んで換気できるよう行動 の定着を図ります。



CO2 モニターイメージ

## ▶ 指標

·····································	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
中学校給食の供給体制	最大 40% (令和4年度)	全員に供給で きる体制の 確保が完了
体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、多様な人と運動・スポーツを楽しみたいと思う児童生徒の割合	85% (令和4年度)	88%
週3回以上(授業以外)運動する児童生徒の割合	42%	50%
食に関心をもち、自ら健全な食生活を実践しようとしている児童生 徒の割合	小 87.3% 中 85.8%	小 90% 中 90%

## 主な取組

## 1 全ての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進

- 中学校給食の利用を原則とし(アレルギーへの対応などによる家庭弁当の選択も可)、デリバリー方式による供給体制の確保と生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた準備を進めます。
- 地産地消の推進、地域の郷土料理、行事食や生徒考案メニューなど、食材や献立を充実し、安全・安心で質の高い給食を提供することで給食を教材とした食育を推進します。
- 小学校から中学校の9年間の切れ目ない食育を推進するため、栄養教諭を中核とした食育推進ネットワークをもつ小中学校ブロックの数を増やし、各ブロックや学校の実情に合わせた取組を推進します。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
栄養教諭を中核とした食育推進ネットワークをもつ小中 一貫ブロック数	70 ブロック/年	78 ブロック/年

## 2 「体力·運動能力調査」を活用した健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実現

- 各学校が市体力・運動能力調査の分析を踏まえた科学的根拠に基づく「健やかな体の育成プラン」を作成し、健康の保持増進に向けた総合的な取組を行うための支援を充実させます。また、地域や保護者にもフィードバックし、運動や生活習慣改善の支援につなげます。
- トップアスリートとの出会いや他機関との連携を生かした、スポーツに親しむ機会の設定と生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた各教科等における学習の充実に取り組みます。

#### 想定事業量 直近の現状値 目標値 項目 (令和3年度) (令和7年度) 「健やかな体の育成プラン」の目標を達成している小中学 70% 校の割合 肢体不自由など配慮や支援が必要な子どもが授業参加で 1回/年 2回/年 きるようにするための教員研修回数【再掲 柱1施策1】 オリンピアン・パラリンピアン等トップアスリート招聘事 760 人/年 2,240 人/年 業参加児童生徒人数【再掲柱3施策1】

## 3 持続可能な部活動の実現

 「横浜市立学校部活動ガイドライン」の推進はもとより、各学校の実態に応じた多様な部活動支援の 方法を検討します。また、生徒の心身の健康を保持しながら、活動の機会を保障し、部活動指導員<sup>9</sup> や部活動コーディネーター84の配置を拡充し質の高い部活動の実現を目指した取組を進めます。

## 想定事業量

項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
「横浜市立学校部活動ガイドライン」に準じた活動内容を 設定している部活動の割合(部活動休養日・活動時間)	運動部 98% 文化部 96%	100%
部活動指導員 <sup>9</sup> を希望する部活動への配置率 【後掲 柱6施策 1】	_	希望する部活動 への配置 100%
部活動コーディネーター84の派遣校数	7校/年	10 校/年

## 4 歯科保健教育の支援

● 学校歯科医等と連携し、歯科保健教育を実施することにより、児童生徒がむし歯や歯周病・歯肉炎等を予防するための歯みがき等の生活習慣を身に付け、歯・口の課題解決に取り組めるよう支援します。

## 想定事業量

心にすべま		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
歯科保健教育を実施している学校数	204 校/年	350 校/年

## 5 健康教育の推進

- 児童生徒の生涯の健康づくりの基盤となる健康教育の推進や、感染症対策に引き続き取り組みます。
- 現代的な健康課題である「薬物乱用防止」、「がんや生活習慣病などへの対応」、「心の健康」、「性に関する問題」、「感染症」、「ゲーム障害も含めた依存症」、「喫煙防止」等について、医師等の専門家を学校に招いて授業や講演等を行うなど、健康教育の充実を推進します。

## 想定事業量

心心于不至		
項目	直近の現状値	目標値
<b> </b>	(令和3年度)	(令和7年度)
健康教育に関する講演等の実施学校数の割合	小:62.0% 中:100%	小:75.0% 中:100%

# 柱 5

# 家庭・地域等の多様な主体 との連携・協働



## 施策 1

## 多様な主体とつながる教育の充実

## 施策の目標・方向性

子どもに関する課題や学校の課題の解決と未来を担う子どもたちの豊かな成長のために、学校が地域(地域住民、保護者、企業、大学等の様々な個人・団体)と連携・協働することにより、子どもたちが社会とつながる機会を創出し、子どもの学びや育ちを支えます。

## ■ 現状と課題

## 【学校運営協議会 11 と地域学校協働活動 12 の一体的な推進による地域と学校の連携・協働】

- 横浜市は、平成 17 年度から各学校に学校運営協議会 11 の設置を開始しました。また、平成 19 年度から学校・地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員) 18 を配置して地域学校協働活動が収益を開始しました。
- 地域と学校の連携・協働を推進し、次のようなPDCAサイクルの好循環により、子どもたちの深い学びや学校運営の改善につなげます。まず、学校運営協議会11が学校運営の基本方針を承認し、

学校運営について熟議(熟慮と議論)を重ねて計画を立てます(Plan計画)。次に計画に基づき、地域学校協働活動12を行うとともに学校が教育活動や児童生徒指導等を行います(Do実行)。さらに、学校の自己評価と学校関係者評価を行い(Check評価)、それらの評価を次の計画に反映していきます(Act改善)。

地域と学校の連携・協働のイメージ図



出典:横浜市教育委員会事務局作成

- これまでの間、横浜市は説明会、研修会、個別相談、ホームページやリーフレットで地域と学校の連携・協働の理解促進等の取組を行い、各学校での設置を推進してきました。
- 各学校が学校運営協議会 11 と地域学校協働活動 12 を持続的、効果的かつ一体的に推進し、地域と学校の連携・協働により、社会全体で子どもたちをはぐくむ「社会に開かれた教育課程86」を実現できるよう、今後も教育委員会による学校への継続的な支援が引き続き必要です。

<sup>85</sup> 地域学校協働活動の様々な実践:キャリア教育、地域防災マップづくり、授業や放課後の学習支援、登下校や校外学 習時の見守り、図書室を活用した読書活動、カリキュラムづくりへの参画など内容は多岐にわたる。

<sup>86</sup> 社会に開かれた教育課程:学校教育を通じてより良い社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、地域と連携・協働しながら、これからの社会を創り出していく子どもたちの資質・能力をはぐくむ教育課程

## 学校運営協議会 11 設置校数の推移



## 学校・地域コーディネーター18の推移



出典:横浜市教育委員会事務局調べ

## 【スクールゾーンの安全確保】

登下校時の安全確保については、各小学校等にスクールゾーン対策協議会が設置されており、毎年、関係機関や地域、家庭と連携し、スクールゾーン内の交通危険箇所の調査、点検を行っています。引き続きスクールゾーン対策協議会の充実を図り、交通環境の把握や安全点検、子どもへの登下校時の安全指導などを実施するとともに、文部科学省が策定した登下校防犯プランに基づき、横浜市でも取り組む必要があります。

## 【防災教育・防災対策の推進】

防災教育や防災対策については、学校安全教育推進校における具体的な取組を発信しています。
 今後も、大規模災害等の発生に備え、家庭や地域と連携した防災教育や防災対策を一層進めていく必要があります。

## 【福祉等の活動の充実】

人口減少・超高齢社会が進展する中、共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるため、福祉等に対する子どもの理解や関心を高めることが求められています。小学校では手話や車椅子の体験を行うなど、例年9割以上の学校で福祉体験に取り組んでいます。社会福祉協議会と連携し、学校での学習のねらいに沿った体験内容の検討や講師派遣などにより、地域の活動者や高齢者とのつながりを深めています。

## 【企業・大学等との連携】

大学と連携した、児童生徒の学びを支える調査・研究や、教職員育成について共同研修・研修開発、地域ボランティアや民間教育施設等と連携した学校以外の居場所の確保・支援や学習機会の確保、民間企業等と連携したキャリア教育支援や、音楽・舞台芸術体験等の様々な「本物」に触れることによる豊かな感性と創造性をはぐくむ機会の創出等、企業や大学等と幅広く連携し、より良い学びや学習環境の確保に取り組んできました。

## ▶ 指標

指標	直近の現状値	目標値
The state of t	(令和 3 年度)	(令和7年度)
保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に	小 93.7%	小 95%
効果があったと答える学校の割合	中 87.3%	中 95%

## ■ 主な取組

## 1 地域等との連携・協働の推進

- 学校と家庭・地域社会が一体となってより良い教育環境を作るため、保護者や地域等が一定の権限と 責任をもって学校運営に参画する学校運営協議会 11 の運営を支援していきます。また、学校運営協議会 11 委員や教職員を対象とした研修の実施、個別相談の実施等を通して、地域と学校の連携・協働のより一層の推進を図ります。
- 学校・地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)<sup>18</sup>の養成を進めるとともに、保護者や地域 住民等の参画による地域学校協働活動<sup>12</sup>等を各校の事情に応じて支援します。また、通学路の交通 安全対策としてスクールゾーン対策協議会を活用し、交通危険箇所の状況把握や関係機関への情報共 有を行うとともに、引き続き、PTA やよこはま学援隊<sup>87</sup>をはじめ、様々なボランティアによる登下 校時の見守り活動を行います。
- 大規模災害等の発生に備え、家庭や地域と連携した防災教育や防災対策を推進します。
- 福祉施設や高齢者施設への訪問・交流、手話や車椅子体験、人権講演会を通して、子どもが積極的に 地域や社会に参画して課題解決に向けて取り組むことを推奨します。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
学校運営協議会 <sup>11</sup> 委員、教職員向け研修等の開催回数	3回/年	3回/年
学校運営協議会 <sup>11</sup> の運営について個別支援する学校数	10 校/年	10 校/年
学校・地域コーディネーター (地域学校協働活動推進員) <sup>18</sup> 養成人数	1,278人 (累計) *	1,634 人(累計)

※養成を開始した平成 19 年度からの累計

<sup>87</sup> よこはま学援隊:学校の校舎、校門や通学路における見守り活動等を行う、保護者や地域住民のボランティア

## **コラム** 学校運営協議会、地域学校協働活動本部、学校・地域コーディネーターとの取組

地域学校協働活動 <sup>12</sup> は、地域と学校の実情に合わせて様々な形で展開されています。「新たな取組を始めなければいけない」「やらねばならない活動がある」ということではなく、各学校がこれまで行ってきた連携・協働の取組をベースに、更に工夫を加えて展開されています。

本コラムでは、地域学校協働活動 12 で得られたメリットを事例で御紹介します。

## <学校運営協議会 11 の取組>

■地域と学校の連携がスムーズに進んだ事例

学校や子どもたちを取り巻く課題が複雑で多様になり、多くの課題を抱えるケースが生じています。 地域と学校が連携して対応することで、課題の解決や学校経営をより良くすることができました。

## 事例1

潮田中学校ブロックの地域では、学校運営協議会 <sup>11</sup> が熟議の上、地域と学校が共通のルールで子どもたちの見守りを行えるよう、祭礼等のパトロールを地域へ依頼しました。学校の教職員の見守りに加えて、地域からも見守りに協力してもらうことで、子どもの健全育成につながりました。

## <地域学校協働本部 51 の取組>

## ■教育活動が一段と充実した事例

学校では、地域にある資源(ひと、もの、こと)を生かしきれないことがありますが、裏返して言うと、 地域資源を最大限に活用することで、教育活動はより充実します。学校・地域コーディネーター<sup>18</sup>を中心 とした地域学校協働本部 <sup>51</sup> が、地域資源とのつながりをもつことで、子どもたちの学びが一層深まり、広 がりました。

## 事例2

平沼小学校では、低学年の学年遠足に、地域学校協働本部 <sup>51</sup> である 平沼共育ネットワークが協力しました。学校・地域コーディネーター <sup>18</sup> が、児童の引率をするボランティアや、学校教職員との連絡・調整を行い、担当の教員と情報共有を進めました。学年遠足当日、子ども たちは、グループごとに決めたコースを安全にかつ楽しく回ることが できました。



学年遠足の見守りの様子

#### ■まち全体にメリットがあった事例

学校にとって良い活動でも、活動に関わる地域にメリットがなければ、その活動は継続が難しく、活動 の広がりも見込めません。学校が中心となり活動がまち全体に広がることで、つながりが深まりました。

#### 事例3

上郷中学校ブロックは、併設型小・中学校 <sup>60</sup>であることを大いに生かし、挨拶運動を展開しています。児童生徒が、ブロック内の小中学校をタスキでつなぎ、挨拶を交わすことで、一体感を感じられるような取組を行っています。その取組に地域や保護者の方が加わり、まちをあげての取組に発展したことで、まち全体が顔の見える関係性となり、子どもも含めた地域の人同士のつながりや地域と学校とのつながりが深まりました。



挨拶運動の様子

## 施策 2

## 福祉・医療等との連携による支援の充実

## 施策の目標・方向性

学校だけでは解決が困難な様々な課題に対し、福祉・医療等の機関が顔の見える関係を作り、連携を強化することで、子ども一人ひとりに寄り添って支えていきます。

## ■ 現状と課題

## 【福祉等との連携】

- 虐待や貧困、ヤングケアラー等、子どもを取り巻く複雑・多様な課題は潜在化しており、学校はより深い児童生徒理解による課題の発見機能の強化が必要です。支援に当たる区役所、児童相談所等との連携強化のためには、相互理解を深めることに加え、支援が必要な児童生徒の現状把握や課題整理等双方が共通認識の下で、役割分担を明確にして支えていく必要があります。
- 学校外の子どもの居場所づくりや学習支援等に、社会福祉協議会と連携して取り組むなど、支援が必要な児童生徒の抱える課題に応じて、地域の関係機関との連携に取り組んでいます。
- 指導主事88が児童相談所に勤務する人事交流や、統括スクールソーシャルワーカー89による児童相談所実地研修等に取り組み、その経験から得た知見を学校現場に伝えるなど、区役所・児童相談所との相互理解を深め、連携強化に取り組んでいます。
- 小学生の安全で豊かな放課後の居場所として、こども青少年局において「放課後キッズクラブ」と「放課後児童クラブ」を実施している中で、児童の生活の連続性を確保するためには学校とクラブとの連携がより一層求められています。
- 障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、それぞれの地域で切れ目のない支援を行うため、幼稚園・保育園や地域療育センター等と就学前段階からの連携を一層強化し、引き続き、一人ひとり異なる子どもの教育的ニーズを丁寧に引き継ぎ、スムーズな学校生活に移行することが必要です。また、増加している放課後等デイサービス<sup>90</sup>など障害児通所支援事業所等と支援に関する計画を連携させる等の取組も求められています。

## 【医療との連携】

医療技術の進歩等を背景に、人工呼吸器等、在宅で医療的ケアを必要とする子どもが増えています。令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援について、国・地方公共団体の責務が明らかにされました。今後、より一層、病院・診療所、訪問看護ステーションや関係団体・関係機関等との連携を深め、校内における支援体制の充実につなげる必要があります。

- 全校種を対象に学校歯科医、横浜市歯科医師会と連携し、歯科保健教育の充実を図り、歯肉炎の 割合減少を進めていく必要があります。
- 薬物乱用防止、喫煙防止、飲酒防止に関する教育を引き続き推進し、学校医、横浜市医師会、学校薬剤師、横浜市薬剤師会と連携を深めるとともに、社会状況等の変化に伴う各学校における健

<sup>88</sup> 指導主事:教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門事項の指導に関する事務に従事する、教育委員会におかれる職

<sup>89</sup> 統括スクールソーシャルワーカー:スクールソーシャルワーカーを統括し、高い専門性をもってスクールソーシャル ワーカーへの助言・指導や人材育成等を行う専門職

<sup>90</sup> 放課後等デイサービス:学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く。)に就学している障害児を対象とし、学校授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇支援などを提供するサービス

策

2

■ 康課題<sup>91</sup>(心の健康、性に関する問題、感染症、依存症等)の解決に向け、児童生徒の適切な意 思決定や行動選択につながる健康教育の充実を推進する必要があります。

## 主な取組

## 福祉・医療等との連携強化

- 就学後の指導において配慮が必要な事項などについて、保育要録等で幼保小が共有し、子どもの育ち を支えていきます。
- SSW<sup>8</sup>、SC<sup>38</sup>、心理・医療・社会福祉等の専門家や区役所等の関係機関と連携を強化するとともに、 弁護士による法律相談や研修の充実に取り組みます。また、要保護児童対策地域協議会92の枠組みを 活用し、児童虐待に対して更なる密な情報共有を図ります。
- ヤングケアラーの支援に向けて、こども青少年局・健康福祉局・教育委員会が連携し、社会的認知度 の向上及び早期発見に向けた広報・啓発等を行うとともに、実態把握調査の結果等を踏まえ、適切な 支援につなげていくための取組を進めます。
- 小学生が放課後の時間の中で社会性・自主性・創造性をはぐくむことができるよう、こども青少年局・ 区役所・運営主体と連携し、必要な支援や活動場所の提供を行います。
- 障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対し、それぞれの地域で学校と地域の関係施設・関係機 関とが支援の目標共有を行う等、連携を強化し、切れ目のない支援に取り組みます。
- 小中学校等での日常的な医療的ケアが必要な児童生徒に対する看護師の派遣や、肢体不自由特別支援 学校への看護師の配置拡充など、医療的ケアが必要な児童生徒の受入体制充実に取り組みます。
- 医療的ケア児・者、重症心身障害児・者等とその家族の生活を支援するため、関係局(こども青少年 局、健康福祉局、医療局、教育委員会)が連携して、多機能型拠点の整備や医療・福祉・教育等の多 分野にわたる相談・調整を行うコーディネーターの養成・配置、支援に必要な知識・技術の普及啓発 を行う支援者の養成等に取り組むとともに、医療的ケア児・者等の施設等での受入れを進めるため、 看護師等に対する研修を充実します。
- 学校歯科医等と連携し、歯科保健教育を実施することにより、児童生徒がむし歯や歯周病・歯肉炎等 を予防するための歯みがき等の生活習慣を身に付け、歯・口の課題解決に取り組めるよう支援します。
- 現代的な健康課題である「薬物乱用防止」、「がんや生活習慣病などへの対応」、「心の健康」、「性に関 する問題」、「感染症」、「ゲーム障害も含めた依存症」、「喫煙防止」等について、医師等の専門家を学 校に招いて授業や講演等を行うなど、健康教育の充実を推進します。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
放課後キッズクラブ・放課後児童クラブと連携がとれている 小学校数(こども青少年局)	212 校 (令和2年度)	全校
肢体不自由特別支援学校における学校看護師の配置人数 【再掲 柱1施策3】	30名	50名
横浜型医療的ケア児・者等支援者数(養成研修修了者数) (こども青少年局、健康福祉局、医療局、教育委員会)	136人(累計)*	336人(累計)*
歯科保健教育を実施している学校数 【再掲 柱4施策1】	204 校/年	350 校/年
健康教育に関する講演等の実施学校数の割合 【再掲 柱4施策1】	小:62.0% 中:100%	小:75.0% 中:100%

<sup>※</sup>平成30年度からの累計

91 健康課題:令和4年度から実施された高等学校の学習指導要領では、保健体育科において精神疾患やがんを含めた生 活習慣病などの現代的な健康課題の解決に関わる内容を扱うこととされている。

<sup>&</sup>lt;sup>92</sup> 要保護児童対策地域協議会:要保護児童等(虐待を受けている子ども等)の早期発見や適切な保護のため、関係者や 関係機関が円滑に連携していくことを目的とした協議会

## 施策 3

## 家庭教育支援の推進

## 施策の目標・方向性

全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、家庭教育を学ぶ機会の提供や、保護者同士の交流の支援、保護者と地域との交流の場づくりなど、家庭教育支援の充実に取り組みます。

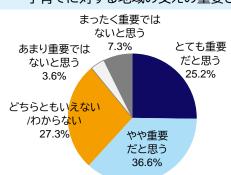
## ■ 現状と課題

- 家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。
- 地域とのつながりの希薄化や、身近な人から子育てを学び、助け合う機会の減少など、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。
- 令和2年度文部科学省委託調査から、保護者の約7割が子育てに悩みや不安を抱えていること、 また、子育でに対する地域の支えの重要さを感じる保護者が多いことが明らかになっています。
- 横浜市は、令和3年度に家庭教育総合情報サイトを開設し、子どもとの関わり方や相談先等を案内しています。また、保護者同士のつながりや地域との交流を促進するとともに、市 PTA 連絡協議会等が実施する家庭教育に関する講演会や親子のふれあいを深める行事等への支援を行っています。引き続き、家庭教育を学ぶ機会の提供や、保護者同士の交流の支援、保護者と地域との交流の場づくりなど、家庭教育支援の充実が必要です。
- 特別な支援が必要な子どもの保護者が子どもの特性を理解し、安心して子育てができるよう支援が必要です。
- 幼保小連携の取組が進み、子ども自身の育ちや学びが幼稚園や保育所等から小学校へつながるようになっています。未就学期における子育て支援施策は充実してきていますが、就学前の段階で、学校生活に関する情報が不足している、同じ学校に通う保護者同士のつながりがないなど、保護者が不安を抱えている場合があり、保護者の交流の推進が必要です。

## 子育てについての悩みや不安の程度

# まったく悩みや不安を感じない いつも悩みや不安を感じる 14.9% 不安を感じない 24.4% ときどき悩みや不安を感じる 52.9%

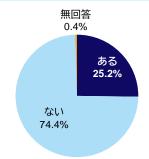
#### 子育てに対する地域の支えの重要さ



出典:文部科学省「家庭教育の総合的推進に関する調査研究~家庭教育支援充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査」令和3年度

少子化や核家族化の進行により、赤ちゃんや小さい子どもの世話を経験しないまま親になる人が増えています。 区役所と学校が連携し、児童生徒を対象とした赤ちゃんふれあい体験や思春期に関する事業を実施していますが、引き続き、若い世代に対して、これから迎える妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うことが重要です。

## はじめてのお子さんが生まれる前に、 赤ちゃんの世話をしたことがあると 答える保護者の割合



出典:横浜市子ども・子育て支援事業計画の 策定に向けた利用ニーズ把握のための調査 (平成30年)

## 主な取組

## 1 関係機関、地域と連携した、保護者の学びや交流などの家庭教育支援

- 学齢期の子どもの保護者が、地域のつながりの中で安心して子育てができるよう、保護者や地域が中心となって実施する親子体験活動、子育てに関する講演会などへの支援を通して、保護者同士あるいは保護者と地域住民等が交流し、地域での関係づくりのきっかけを創出します。
- 特別な支援が必要な子どもの保護者を対象として、子どもの特性を踏まえた家庭での関わり方のヒントを伝える保護者教室を開催し、子育ての不安解消につなげます。
- 幼稚園や保育所等と学校が連携し、未就学児の保護者の学校訪問等や、保護者や地域と子育てについて学ぶ講演会の開催等により交流を深め、幼児教育と小学校以降の円滑な接続を図ります。
- 区役所や地域と学校が連携し、思春期の子どもやその親に対して、親子関係、思春期の性、薬物の害、 食生活等について正しい知識の普及を図り、思春期の子どもの心身の健やかな成長を支援します。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年)	目標値 (令和7年度)
思春期保健講座数(こども青少年局)	54 件/年	152件/年
保護者支援のための保護者教室の開催数 【再掲 柱1施策3】	1回/年	8回/年

## コラム 家庭教育支援事業の取組

横浜市の委託により、PTA やおやじの会、地域住民、学校教職員で構成される運営委員会が企画・実施する「親の交流の場づくり事業」では、保護者同士、保護者と地域住民等が交流し、地域で気軽に話し合える関係づくりのきっかけを創出しています。

令和3年度に行われた取組の一例では、手芸を行いながら、日頃の子育ての悩みを話したり、情報交換をしたりする事業が行われました。参加者アンケートでは「コロナが長引き、保護者同士の接点がない中、学年を超えて色々な方から話を聞けてとても安心した。」「気軽に参加でき、とても楽しく有意義な時間がもてた。」などの意見が多くみられました。



親の交流の場づくり事業の様子

# 柱 6 いきいきと働き、学び続ける教職員



## 施策 1

## 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革

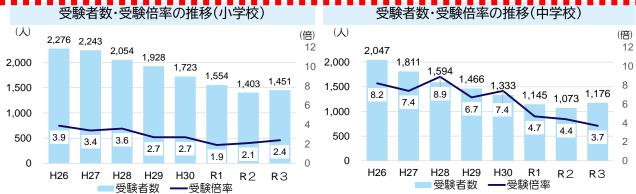
## 施策の目標・方向性

- ◆ 教職員の各種調査データ等の分析により学校現場の課題や実態を明らかにし、個々の学校現場の実情に寄り添い、ICTの活用等の効果的で時代に即した施策を展開します。 教育委員会と学校が一体となって働き方改革を推進し、教職員が学ぶ時間を確保することで、教職員の資質・能力を高め、児童生徒の資質・能力の育成につなげていきます。
- ◆ 働き方改革の推進に当たっては、「横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則」の趣旨を踏まえ、遅くとも 19 時までに退勤することを原則とした上で取組を進めていきます。

## ■ 現状と課題

## 【教職員の採用】

受験者数は、小中学校ともに年々減少傾向にあり、中学校については、令和3年度も4倍程度の 受験倍率ですが、小学校では令和元年度以降、2倍程度の受験倍率で推移しています。

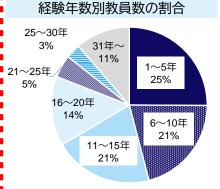


出典:横浜市教育委員会事務局調べ

• 令和3年3月31日に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、同年4月1日に施行されました。今回の改正は、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制を整備するために、小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げるものです。学級編制の標準が40人から35人に引き下げられることで、学級数の増加が見込まれることから、必要となる教員数も増加します。また、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴う個別支援学級13数の増加傾向を踏まえると、更なる教員数の増加が見込まれます。小学校の全学年が35人学級となる令和7年度以降も見据え、計画的に教員採用を実施する必要があり、全国的に教員志望者が減少している中、意欲や能力の高い教員を確保していくことが求められます。

## 【教職員の育成】

近年、教員の大量採用を継続的に行ってきたため、採用者の 多くがミドル層となることで、学校運営の中で力を発揮でき<mark>-</mark> 21~25年 る人材が増加しています。よって、ミドルリーダー<sup>93</sup>の中か ら次世代の学校リーダーを育成できるよう、継続的な支援を 行うことが必要です。一方で、経験年数が 10 年以下の割合 は以前よりも減少しましたが、依然、全体の46%を占め、引 き続き経験の浅い教職員への支援も必要です。



- 新学習指導要領の実施や1人1台端末の活用など教育内容の 出典:横浜市教育委員会事務局調べ 多様化に対応するため、教職員の資質・能力の向上が求められており、教職員の学ぶ時間を確保 -することが必要であることから、教職員の資質・能力の向上と働き方改革の両立が重要です。今 後求められる教職員の資質・能力の向上のためには、従来の校内 OJT35 やメンターチーム94等の 協働的な学びとともに、今まで以上に教職員一人ひとりが主体的に学び続けることが重要です。
- 教育職員免許法等の改正により、教職員の研修記録の作成が義務付けられたことを踏まえ、資質・ 能力を可視化できる横浜市の研修管理システムLeafを一層活用していく必要があります。

## 【教職員の働き方】

横浜市ではプランを平成30年3月に策定し、4つの戦略に基づき、様々な取組を総合的に推進 してきました(詳細は次ページ)。プランの指標の1つとして時間外在校等時間月80時間超の教 職員を0%にする目標を掲げていますが、その割合は、平成30年度から令和3年度までの市の■ 全体平均を比較すると、小学校では8.1%から5.1%、中学校では32.8%から18.0%となって います。着実に減少していますが、O%の目標達成には道半ばの状況であり、早急に実行性を伴 う更なる対応が必要です。なお、一年間のうち繁忙期である4月から6月で比較したところ、令 和3年度に80時間超だった教職員について、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令人 和元年度と照らし合わせると、約70%が同じ教職員であることが分かりました。





出典:横浜市教育委員会事務局調べ

教員採用試験の受験者数減少への対応や ICT 活用を含む教職員の資質・能力の向上が求められて いる今だからこそ、教職員一人ひとりの心身の健康、学ぶ時間の確保、そして教員という職業の 一層の魅力向上などの観点からも、今の働き方を改善していく必要があります。

<sup>93</sup> ミドルリーダー:学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される教職員

<sup>94</sup> メンターチーム:複数の先輩教職員が複数の初任者や経験の浅い教職員の仕事、活動、成長を支援することで、相互 の人材育成を図るシステム

## 「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」のこれまでの取組と今後の方向性

横浜市では、プランに掲げた4つの戦略に基づいた 40 の取組を総合的に推進し、教職員の働き方改革に着実に取り組んできました。

1. 働き方改革プランに基づく総合的な取組

## 戦略1

## 業務改善

ICT を活用した業務改善

- ・クラウドサービスを活用した 資料共有・授業準備
- ・オンライン健康観察
- ・e ラーニング <sup>28</sup> による研修の実施

フレックスタイム制度の創設

#### 戦略2

## 業務の適正化・精選等

業務のアウトソース推進

市主催行事の見直し

勤務時間外の留守番電話導入

夏季・冬季の学校閉庁日の実施

春季休業日延長による新年度準備期間の確保

#### 戦略 4

## 意識改革等

各校の中期学校経営方針<sup>2</sup>に 働き方改革を位置付けるよう 制度改正

大学と連携した 働き方改革の視点を 盛り込んだ管理職研修の開発

働き方改革通信 Smile の発信

## <sup>戦略 3</sup> 体制強化等

事業	内容
職員室業務アシスタント	全小・中・義務教育学校に1名配置 感染症対策のため、追加で全小・中・義務・特支に1名配置
部活動指導員	中学校部活動指導員は、 <b>延べ643人配置</b>
児童支援・生徒指導 専任教諭	全小・中・義務教育学校に配置 代替非常勤の常勤化を実施 小学校 240校→290校 (令和4年度)
ICT支援員	小・中・義務・特支 <b>訪問回数62回/校・年</b> 高校 <b>訪問回数24回/校・年</b>
一部教科分担制に伴う 非常勤配置	<b>174校に非常勤講師</b> を配置し、チーム学年経営を推進

## (国の法改正や市の規則改正等)

- 〇令和元年 12 月法改正により「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(上限:月45時間、年360時間以内)」が法的根拠のある指針に格上げ(令和2年4月施行)
- 〇令和2年3月31日「横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則」制定
- →時間外在校等時間を上限の範囲内とするため、教育委員会が教育職員の 業務量の適切な管理を行う。

# これまでの取組の振返り

□○プランに基づく取組を全市的に進めた結果、以下の進捗が見られるものの、目標達成まで道半ばの状 ■ 況です。

- 時間外在校等時間月80時間超の教職員の割合の着実な減少
- 年休取得日数 10 日以上取得人数の割合の着実な増加
- 19 時までに退勤する教職員の割合の指標は令和元年度から達成済み

	指標	目標値	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
指標1	時間外在校等時間月80時間超の 教職員の割合	0%	15.2%	11.6%	10.0%※	8.9%
指標2	19時までに退勤する教職員の割合	70%以上	69.7%	72.5%	71.9%※	75.9%
指標3	健康リスク・負担感指数	100未満	109	109	104	107
指標4	年休取得日数	全員10日以上	73.7%	75.4%	60.5%	88.8%

※ 令和2年4月から8月は、一斉臨時休業、段階的な教育活動、例年より短い夏季休業等により、例年と違った 教育活動となったため、9月から翌年3月の比較とした。

## 2. 4期計画における方向性等

#### (前提)

着実な改善を見せているとはいえ、新 型コロナウイルス感染症対応や GIGA スクールの本格運用等によっ て常に新たな対応が求められている 学校現場は、「ジレンマ」ともいえる状 況に陥っているとの指摘もあります。

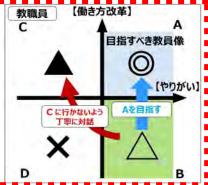
#### 働き方改革のジレンマイメージ 時間外勤務月80時間超の教職員の割合 教職員の資質・能力 19時までの退勤する教職員の割合 7 0% N F の向上 健康リスク・負担感指数 年休取得日数 全員10日以上 伸ばず より教職員の資質・能力 働き方の現実 の向上が必要 GIGA 教育課題への対応 長時間労働 多忙感 スクール 教職員の学びの 構想 時間の確保 時代の変化 社会の要請 学び合う学校組織 子どもの資質・ 主体的·対話的 ワークライフバランス 人材育成 能力の向上 で深い学び

## 【教職員の育成と働き方改革の一体的な推進の必要性】

これを踏まえ、「働き方改革のための働き方改革」ではなく、改革の本来の目的として、

- ◆子どもたち一人ひとりを丁寧に見とった上で、それぞれの資質・能力を育成するためには教職員の資 質・能力を向上させる必要があり、そのために働き方改革が大きな役割を果たす
- ◆子どもたちの前に元気に笑顔で立ち、一人ひとりと向き合うために、ワーク・ライフ・バランスを整 え、教職員自身が健康であることが必要

の二点を明確化しました。



## 【献身的な教員像に依存しない改革の必要性】

働き方改革の難しさは、左図の B 部分のような時間外在校等時間が 多いもののやりがいを感じている献身的な教職員に学校が支えられて ■いる実態があるからです。しかしながら今後は、

- ◆教職員集団全体の持続可能性
- ◆教職員本人の中長期的な心身の健康
- ◆教職員をより一層魅力的な職業とする観点

から、B から A 部分への改善を例外なく促していく必要性があります。

## 【具体的で焦点を絞った取組の必要性】

データ分析によって、令和元年度と令和3年度を比較すると、月80時間超の約70%の教職員が働き 方を改善できていないことや、土日どちらか1日を部活動休養日とする部活動ガイドラインを一部遵守し ていない実態があることが明らかになっています。今後はデータ分析を深め課題を焦点化することで、こ れまでの全市的な取組から、個別具体的な支援へと移行していく必要があります。

なお、プランは、令和4年度末までとして策定されていましたが、

- ◆教職員の育成と働き方改革の一体的な推進の必要性
- ◆献身的な教員像に依存しない改革の必要性
- ◆具体的で焦点を絞った取組の必要性

|に鑑み、今後はプランを4期計画に内包します。また、3期計画では、二つの柱に分かれていた働き方改 ■革(柱7)と教職員の育成(柱8)を、「いきいきと働き、学び続ける教職員」として一体的に推進してい

そのため指標については、これまでの勤務時間に関するものを中心としたものから、教職員の育成の観 点から「教職員の資質・能力の伸び」と働き方改革の観点から「時間外在校等時間」「19時まで退勤」の 3つを指標とします。

## 3期計画

柱フ いきいきと 働く教職員



## 4期計画

いきいきと働き、 学び続ける教職員

## 柱8 学び続ける

教職員

## 主な 方向性

- ○原則 19 時までに退勤
- ○「質の高い学び」と「持続可能な学校」の両立
- ○現場の声とデータとの融合による施策立案・実施

## ▶ 指標

上,一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
資質・能力が向上した教職員の割合 <sup>※1</sup>	92%	95%
2か月連続で時間外在校等時間が月 80 時間超の教職員数 <sup>*2</sup>	2,798 人/年	〇人 (毎年度)
19 時までに退勤する教職員の割合	75.9%	90%

- ※1 教職員が分析チャートを基に自身の資質・能力が向上したと回答した割合
- ※2 年度内に一度でも該当した教職員は集計対象とする。なお、時間外在校等時間の上限方針として、月 45 時間・年 360 時間の範囲内とする旨を規定した「横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則」の趣旨も踏まえ、まずは速やかに本指標の達成を目指し、本指標達成後に改めて指標を定めることとする。

## 主な取組

## 1 優れた人材の確保及び採用前教職員の養成

- 35人学級の実施による増員等、意欲や能力の高い教員を大量に確保することが必要になる中、社会情勢に応じた採用方法の改善や工夫、対象者に応じたきめ細かな広報活動や見学機会の提供により、より優れた人材を確保していきます。また、将来の職業を考えている世代に対しても、教職員の働き方改革の取組や横浜の教育の特徴や魅力を発信し、横浜の教育へ情熱をもつ人材の確保に努めます。
- 採用前研修の充実や大学との連携・協働の推進により、採用前教職員の養成を進めます。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
よこはま教師塾「アイ・カレッジ」95入塾者数	97人/年	100 人/年
教員養成講座(桜丘高校)の開講【再掲 柱1施策5】	_	開講 (令和5年度)

## → 対職員の人材育成と働き方改革の同時達成に向けた学校の取組とは?

第4期横浜市教育振興基本計画の検討に当たり、学校現場とともにより良い教育の実現について考えるため、令和3年11月に教職員意見交換会を開催しました。



#### 【個人の視点】

- ◆自分の働き方は自分で決めて、楽しいと思 いながら働けることが重要。
- ◆子どもたちの資質・能力の育成の視点で、今 まで当たり前だと捉えていたことを見直し ていくことが必要。

#### 【学校の視点】

- ◆教職員が、やりがいをもって取り組める学校の風土をつくることが重要。
- ◆一人ひとりが学校経営に参画できる組織 を、管理職とともにつくっていくことが必 要。

<sup>95</sup> よこはま教師塾「アイ・カレッジ」:横浜市の教員志望者を対象に、「横浜市人材育成指標」に基づいた教職員に求め られる資質・能力を養成

- 研修管理システム Leaf を活用して、全ての学校管理職・教職員が人材育成指標<sup>96</sup>に基づき、自身の キャリアに応じた資質・能力を身に付けられるような育成制度、研修制度等の環境を整えます。
- キャリアステージに応じた研修や組織マネジメントの研修など、受講者や学校の課題に即した研修内容となるよう、大学等と共同研修・研修開発を行い、支援を充実させます。また、オンライン研修・ハイブリット研修等ICTを活用した多様な研修方法の推進を図ります。
- 教職員のグローバル人材育成のために、海外研修派遣やICTを活用した海外体験等のプログラムを 実施します。教職員自身が海外における教育実践や生活体験などに触れることを通して、異文化への 理解を深め、子どもの多文化共生を促進します。

## 想定事業量

心化于不主		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
キャリアプランニング研修 <sup>97</sup> の受講人数	_	対象者全員
人材育成指標 <sup>96</sup> 活用推進事業推進校数	5校/年	5校/年
大学・教職大学院等派遣人数	8人/年	9人/年
海外研修派遣人数	40 人/年 (令和元年度)	40 人/年

## 3 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実

 チームで対応を行うことによる組織力の強化や、教職員以外の専門スタッフ等の人員配置拡充による 役割分担の明確化によって、教職員一人当たりの担う業務量の削減を進め、併せて精神的な負担も軽 減され、ワーク・ライフ・バランスを確保できるように進めていきます。

## 想定事業量

心足事未重		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
小学校高学年における教科分担制を伴うチーム学年経営 の推進校数【再掲 柱1施策1】	129 校	全校
部活動コーディネーター84の派遣校数【再掲 柱4施策1】	7校/年	10 校/年
ICT 支援員の訪問回数【再掲 柱1施策2】	小・中・特支: 48回/年 高:24回/年	小・中・特支: 62 回/年 高:24 回/年
SSW <sup>8</sup> の配置人数【再掲 柱1施策4】	61人	73人

## **コラム** 「質の高い学び」と「持続可能な学校」の両立に向けた日課表の工夫



日課や年間行事予定などを工夫し、教職員の裁量のある時間を生み出す取組が、市内の各校で広がっています。

## 【実践している学校の教職員の声】

- ◇児童の集中力の高まりを感じる。
- ◇教職員の時間に関する意識の高まりを感じる。
- ◇放課後の時間で、余裕をもって授業準備に向かえる。
- ◇出張を伴う研修等に余裕をもって行ける。
- ◆取組の意義について丁寧に説明したことで、家庭と 地域と共有しながら、進められるようになった。
- <sup>96</sup> 人材育成指標:管理職及び教職員としての、職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき資質に関する指標
- 97 キャリアプランニング研修:横浜型初任者研修及び中堅教員研修において、いきいきと働き学び続けるといった視点でプランを立て実践する研修

## 4 学校業務の改善・適正化

- 業務の効率化が一層進むよう、教員の要望に沿った校務システムの保守・改修等を実施し、事務作業の効率化や業務の絶対量の削減につなげます。また、学校業務を精査・精選し、業務のアウトソースを推進することで学校や教員の担うべき業務の適正化を図ります。
- 子育てや介護などのライフスタイルの変化のほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも 柔軟に働き続けることができるよう、横浜市立学校フレックスタイム制度や Web 会議等 ICT の活用 をはじめとする、教職員の柔軟で効率的な働き方を推進します。
- 家庭と仕事の両立支援、勤務管理の在り方などを踏まえながら、在宅でできる教職員の業務について、 テレワークのシステム導入を含め、引き続き検討を進めます。
- 教職員の資質・能力の向上に資する市全体の研究会活動では、これまで多くの成果をあげていますが、 ワーク・ライフ・バランスや業務の効率化の観点から、勤務時間内での終了を原則とすることや、ICT を活用したオンライン会議の推進等、今後の在り方について研究会と意見交換をしていきます。
- 周囲に民間スイミングスクールがある等の実情に応じて、民間企業との連携により、水泳学習のアウトソース化も視野に検討するなど、児童生徒のより良い学びや学習環境の確保、教職員の負担軽減を図ることを目的とした検討を進めます。
- 部活動の地域移行については、横浜市の地域の特性等を踏まえ、部活動指導員<sup>9</sup>の効果的な活用等を 通じた部活動顧問の負担軽減に引き続き取り組むとともに、地域スポーツクラブ等との連携による人 員配置等の検討を進め、持続可能な部活動の体制を構築します。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
日課を工夫するなど、教職員の裁量のある時間を生み出す ための取組をしている学校数	小•中 189 校	小•中289校
部活動指導に係る時間外勤務の申請時間が、2か月連続で 月33時間以上の教員の人数**	781 人	〇人 (毎年度)
部活動指導員 <sup>9</sup> を希望する部活動への配置率	Ι	希望する部活動 への配置 100%
軽作業スタッフ新規派遣校数	8校	32 校(累計)
市立高校における統一化された新たな校務システムの導 入校数	O校	市立高校8校

<sup>※</sup> 月33時間については、部活動ガイドラインで設定されている活動時間、休養日をもとに算出。

平日1時間×4日×4週+2時間(2日)=18時間(平日:計18日)

土日3時間×1日×5週=15時間(土日:計5日)

## 5 管理職のマネジメント力の強化・意識改革

- 校長のリーダーシップ、マネジメント、ファシリテーションにより、働き方改革の推進並びに働き方の 視点を踏まえた人材育成・意識啓発等に取り組み、教職員一人ひとりの働き方の見直しにつなげます。
- 働き方分析ツール<sup>98</sup>等を活用したアセスメントに基づく各校の働き方改革の推進と、各校の勤務実績の集計結果を活用した学校教育事務所による学校経営支援、さらに必要な学校への適切な支援を通して、各校の自主性を尊重しながら働き方改革の実行性を高められるよう進めていきます。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
学校全体の組織開発のアプローチを用いた働き方研修に おける2年目校長の受講人数	2年目校長全員 72 人	2年目校長全員

<sup>&</sup>lt;sup>98</sup> 働き方分析ツール: 自校の働き方における現状を、意識、風土等の働き方の要因と考えられる視点から、可視化できるツール

## **コラム** 学校教育事務所の役割について

学校教育事務所は、より学校に近い場所から学校経営について「適確」「迅速」「きめ細か」な支援をす ることで、学校の自主性・自律性を更に高め、校長のリーダーシップによる学校経営の推進を支援するこ とを目的として、市内4か所に設置されています。

#### 【学校教育事務所の主な学校支援業務】

## 教育活動支援

- (1) 学校訪問による学校支援
- (2) 教育課程運営の支援・指導、教員の授業力 向上支援
- (3) 学校課題解決支援
- (4) 「学校運営サポート事業\*1」の展開
- (5) 教育課題の適確な情報提供と学校情報につ いての積極的な発信
- ※1 地域課題に応じて企画・運営し、実施。

## 3 学校事務支援

- (1) 事務長※3と連携した学校事務支援
- (2) 学校事務職員の人材育成
- (3) 適正経理の推進

※3 校長の命を受け、小中学校等の事務を処理し、 学校事務職員を指揮監督するとともに、学校事務全 般に係る支援等を行う者。

## 2 人材育成

- (1) 教員の研修の充実
- (2) 授業改善支援センター(ハマ・アップ) 運営 の充実\*\*2
- (3) 教職員人事情報についての積極的な把握
- (4) 臨時的任用職員・非常勤講師の確保・配置
- (5) 教職員の不祥事の防止に向けた取組の推進
- ※2 臨時的任用職員・非常勤講師を含む教員の二 ーズに合わせた教育情報の提供や授業力の向上。 授業づくり講座・授業づくり相談等の実施。

## 4 地域連携推進

- (1) 学校・家庭・地域連携の推進
- (2) 関係機関との連携強化

## 【主な事業の紹介】

#### ■学校事務支援

学校教育事務所と事務長が連携し、学校訪問、支出審査及び 学校事務連携組織※4の運営支援等を通じて、学校事務に関する 業務支援、相談対応、助言を行っています。

※4 3~10 校程度のブロックごとに近隣校が定期的に集まり、経 理書類の点検、施設の共同点検、情報交換等を実施。



学校事務連携組織の会合

## ■学校支援会議

指導主事<sup>88</sup>、SSW<sup>8</sup>、学校支援員等による会 議を定期的に開催し、学校の状況を事務所内で 共有し、学校支援の充実を図ります。

## ■学校運営サポート事業

学校教育事務所が方面別の地域課題に応じて 企画・運営する事業です。 例えば、外国籍・外 国につながる児童生徒が多い東部地域の学校で は、日本語指導や学習支援が欠かせないため、 夏季休業期間を利用して言語のサポートを行い ながら学習会を実施しています。



夏季学習会

#### ■ハマ・アップ運営の充実

教員の授業力・教師力の向上を支援するため、 教科ごとに授業づくりのポイントを学べる授業 づくり講座や授業づくり相談などを行い(オンラ インでも実施)、授業力の向上につなげます。



春季特別授業づくり講座



授業づくり講座

## 柱 7 安全・安心でより良い教育環境



## 施策 1

## 学校施設の計画的な建替え

## 施策の目標・方向性

- ◆ 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」※に基づき、計画的に学校施設の建 替えを推進します。
- ◆ 学校建替えの検討に当たっては、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設等との複合化、 公民連携手法の活用、自然環境に配慮した学校整備などを検討し、効果的に進めます。

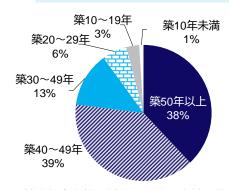
※平成29年5月策定。令和5年度に見直し予定。

## ■ 現状と課題

## 【学校施設の計画的な建替えの推進】

昭和40年代頃の学齢期人口増加に合わせ学校施設を集中的に整備してきたため、築50年以上の学校施設が4割近くを占め、老朽化が進行しています。

## 横浜市立小・中学校の築年数(令和4年4月1日時点)



築年数	小•中学校数
全体	486
築50年以上	182
築40年~49年	190
築30年~39年	64
築20年~29年	31
築10年~19年	12
築10年未満	7

- ※義務教育学校は前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む。
  - 高等学校附属中学校、市場小学校けやき分校を含む。(新井小・中学校桜坂分校は除く。)

出典:横浜市教育委員会事務局調べ

- 横浜市は児童生徒数が多く、グラウンド面積は21都市(指定都市及び東京都区部)中最低水準です。また、大規模な住宅開発等により児童生徒が増加し、頻繁に学校施設の増築が行われたことにより動線が非効率になる等、児童生徒の学習環境や教職員の日常の学習指導に影響が出ている学校があります。さらに、学習指導要領が改訂され、教育活動等の充実が図られたことに伴い必要な教室等が増えたために、多目的室の不足や体育館の狭あいなど、現状ではほとんどの学校が求められる整備の基準を下回っています。このため、多くの学校において、建替えが課題解決の有効な手段であることから、計画的に建替えを進める必要があります。
- 学校建替えは、単に老朽化対策にとどまらず、教育環境の向上や公共建築物の効率的なマネジメントを進める重要な機会になることから、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設等との複合化といった視点からも検討していく必要があります。
- 公民連携手法の導入も含めた最適な事業執行手法の選択や、気候変動等の社会的な課題を踏ま え、森林環境譲与税を活用し、木材利用を推進する等自然環境に配慮した取組が求められています。

## ▶ 指標

指標	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
建替工事着手校数	4校(累計)*	17 校(累計)*

※「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」策定(平成29年5月)以降の累計校数

## 主な取組

## 1 学校施設の計画的な建替えの推進

- 学校施設の建替えに向けて、必要な調査等を実施し、建替え検討の対象校を選定します。
- 建替えの検討にあたっては、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設等との複合化、公民連携手法の活用、自然環境に配慮した学校整備などを検討し、地域ニーズなどを把握しながら進めます。
- 「横浜市の持続可能な発展に向けた財政ビジョン」を踏まえ、持続可能な事業とするため「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を令和5年度に見直し、事業費の更なる平準化を図ります。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
基本構想等着手校数	20 校(累計)*	44 校(累計)*
基本設計等着手校数	15 校(累計)*	37 校(累計)*
実施設計等着手校数	6校(累計)*	31 校(累計)*

<sup>※「</sup>横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」策定(平成29年5月)以降の累計校数

## 2 自然環境に配慮した学校施設の整備

- 学校施設の建替え等を契機に、内装等への木材利用を促進する等、より環境に配慮した学校施設を整備し、児童生徒の環境教育にも活用できるようにします。
- 自然光、太陽光発電、LED 照明や断熱材等を活用し、省エネルギーに配慮した学校整備を進めます。
- 原則として、全ての建替校で木材を内装等に使用します。特に、万騎が原小学校において、木造校舎の令和7年度工事着手へ向けて、建替事業を進めていきます。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
建替えにより太陽光発電設備を設置した校舎の供用開始 校数(太陽光発電設備は校舎竣工翌年度に設置を想定)	O校	7校(累計)

## 施策 2

## 安全・安心な施設環境の確保

## 施策の目標・方向性

- ◆ 学校施設の老朽化対策や防災対策等を進め、子どもたちがより安全で安心して学ぶことができる教育環境を整えます。
- ◆ 空調設置、トイレの洋式化、要配慮児童生徒が在籍及び入学見込みの学校へのエレベーター設置等により、快適で誰でも使いやすい施設環境の整備を推進します。

## ■ 現状と課題

## 【学校施設における児童生徒の安全確保】

- 平成26年の台風18号により市内で発生した崖崩れを受け、同年度から学校敷地にある崖地の 安全対策をソフト・ハードの両面から進めており、引き続き対策を進める必要があります。
- 平成30年6月の大阪府北部地震を受け、現行の建築基準法の仕様に合致しないことが判明した 61校(平成30年8月現在)の学校施設のブロック塀については、平成30年度末までに対応 を完了していますが、令和元年度以降は、建築基準法に基づく点検等による劣化の状況等を考慮 し、順次フェンス等への改修を進める必要があります。
- 学校における防災対策として、全校に配備した児童生徒用の飲食料等の更新及び小学校・特別支援学校小学部の1年生を対象に防災ヘルメットの配備を行っています。
- 児童生徒の安全確保のため、外壁や窓サッシの改修工事を引き続き行う必要があるほか、特別支援学校や市立高校の学校施設についても老朽化が進んでいるため、対策が必要です。

## 【快適で誰もが使いやすい施設環境の整備】

- 夏の熱中症対策として空調機を設置し教育環境を改善してきましたが、近年老朽化が進み故障する空調機が出てきていることから、順次更新を進めていく必要があります。
- 体育館においても空調機を設置することで、教育環境の改善のみならず、地域開放や防災拠点といった公益性の面からも環境改善を図る必要があります。
- 最近の児童生徒は近年の住宅事情から和便器を使用せず我慢する傾向があることから、安心して 学習し、充実した学校生活を送ることができるようにするためトイレの洋式化を進めていく必要 があります。
- 学校においては、障害等の理由にかかわらず、「共に育つ」ことを基本理念として、バリアフリー 化を進めていくことが求められています。そこで、<u>車椅子の使用等により階段の上り下りが困難</u> な児童生徒が校内をスムーズに移動できるよう、エレベーターの整備を進める必要があります。
- 横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)に基づく再生可能エネルギーの地産地消の一環として、建替予定が無く、現在太陽光発電設備及び蓄電池が無い小中学校を対象として、屋根貸し自家消費型スキーム PPA 事業<sup>99</sup>による太陽光発電設備の設置を進めています。
- 学級編制に係る法改正<sup>100</sup>を踏まえ、35 人学級に合わせた施設整備が必要です。

<sup>99</sup> 屋根貸し自家消費型スキーム PPA 事業:設備設置事業者 (PPA 事業者) が施設に太陽光発電設備を設置し、施設 側は設備で発電した電気を購入する契約

<sup>100</sup> 学級編制に係る法改正:公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

策

柱

#### 学校施設における児童生徒の安全確保

- 平成30年に横浜市で策定した「学校施設の長寿命化計画(学校保全・更新計画)」に基づき、定期的な 点検の実施等、施設の状態把握を行い、早急な対応が必要な部分から更新・修繕を行うとともに、非構 造部材(外壁・サッシ等)の改修を実施します。
- 専門家の調査により対策工事が必要と判断された学校敷地にある崖地の安全対策工事を実施すると共 に、建築基準法に基づく点検等による老朽化の状況に応じて、学校施設のブロック塀等について、解体 撤去及びフェンス等の再設置を進めます。
- 災害時の対策としては、児童生徒用の飲食料等を賞味期限の到来に先立ち更新を実施するとともに、小 学校及び特別支援学校小学部の1年生を対象に防災ヘルメットを配付し、学校生活中の災害に備えます。

# 想定事業量

心心于不主		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
非構造部材(外壁・サッシ等)の改修件数	25件/年	25件/年
崖地がある学校施設の安全確保校数	15 校 崖安全度調査実施	調査:463校 対策:3校(累計)
ブロック塀の対策校数	7校/年	7校/年

# 快適で誰もが使いやすい施設環境の整備

- 老朽化した空調設備の更新や体育館への空調設置、トイレの洋式化を進めることで、子どもが快適に過 ごすことができる環境を整備します。体育館への空調設置は10年程度で完了する見込みです。
- 横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、車椅子使用等により階段の上り下りが困難な児童生徒等が在籍 している学校に、エレベーター等の設置に努めています。要配慮児童生徒等が在籍及び入学見込みの学 校を優先し、中学校では入学前の設置を、小学校では幼保小連携の取組を更に強化し、低学年で利用で きるよう整備を進めていきます。
- 横浜市地球温暖化対策実行計画(市役所編)に基づき設置可能な市立学校に太陽光発電設備の設置を進 めていきます。
- 35 人学級の実現に向けた教室改修等を行い、教育環境の機能充実を図ります。

## 想定事業量

心化于不主		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
老朽化した空調設備の更新校数	128 校/年	60 校/年
体育館の空調新設校数	31 校(累計)*	169 校(累計)*
トイレの洋式化率(総便器数に対する比率)	84.4%	90%
エレベーター等の新規設置校数(小中学校合計)	11 校/年	13 校/年
屋根貸し自家消費型スキーム事業による太陽光発電設備の設置校数	11 校	110 校(累計)

※令和元年度からの累計校数

# 施策3

# 学校規模・通学区域の適正化

## 施策の目標・方向性

- ◆ 子どもの教育環境を改善するため、小規模校や過大規模校では、地域の状況に応じて通学 区域の見直しや学校の統合・分離新設等による学校規模の適正化を進めます。また、通学 距離及び通学安全、地域コミュニティとの関係等の観点から通学区域に問題がある場合に は、学校規模も考慮した上で通学区域の変更や弾力化等について検討します。
- ◆ 学校規模・通学区域の適正化に当たっては、保護者や地域住民の理解や協力を得ながら進めていきます。

#### ■ 現状と課題

#### 【横浜市立小中学校の児童生徒数の状況】

 全国的な少子化を受け、児童生徒数が減少した地域が多くなっている一方で、大規模マンションの建設等により、一部では児童生徒数が急増している地域も見受けられます。そのため、地域の 状況に応じた学校規模の適正化が必要となっています。

#### 【学校規模による課題】

- 小規模校では、子ども同士がよく知り合うことができ、人間関係を密にすることができますが、 その一方で、クラス替えが難しく、行動範囲や対人関係が狭まり、多様な個性と触れ合える機会 に恵まれにくくなる等、課題が生じるおそれがあります。
- 準適正規模校では、保有教室数や特別教室数等が充足している場合は、教育指導面において適正 規模校と遜色ない教育を進めることができますが、過大規模校では、特別教室、体育館、プール 等の施設を使用する授業の割り当てが難しくなる等の課題があります。



#### 【通学区域の課題】

- 同一自治会・町内会の児童生徒が同一の学校に通えないといった地域コミュニティに関する問題、 小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域にまたがっていたり、通学区域が複数の行政区にまたがっているといった問題があります。
- 学校規模や通学区域に関する問題を解消するためには、保護者や地域住民の理解や協力を得なが ら進めていく必要があります。

#### 学校規模・通学区域の適正化

- 子どもの教育環境を改善するため、小規模校や過大規模校では、地域の状況に応じて通学区域の見直 しや学校の統合・分離新設による学校規模の適正化を進めます。
- 通学区域に関する問題を解消し、子どもの教育環境を改善するため、通学区域の変更や弾力化の方策 を、保護者や地域住民等の理解や協力を得ながら進めます。

<del>+</del> =	_	#	444	=
想	疋		耒	重

心心中未至		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
上白根北中学校の開校(統合)	条例改正 (令和5年4月施行)	開校 (令和5年4月)
阿久和小学校・いずみ野小学校の学校規模適正化等	検討	実施
二谷小学校の建替えに伴う斎藤分小学校の学校規模適正 化等	検討	実施
日限山小学校・南舞岡小学校の学校規模適正化等	検討	実施
東戸塚小学校の学校規模適正化等	検討	実施

## コラム 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」概要

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」(平成30年12月改訂)は、 子どもの教育環境を改善することを目的として、市立小・中学校の通学区域制度や適正な学校規模に ついて定めるとともに、小規模校及び過大規模校の対策や通学区域の調整を推進する際の根拠となる ものです。また、「横浜教育ビジョン 2030」において示されている、「豊かな教育環境」の整備に向 けて、方策の方向性を示すものです。

この基本方針に基づき、適正な通学区域制度の運用や学校規模の適正化を推進しています。

通学区域制度については、住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本としますが、 通学距離や地域コミュニティの関係等の観点から課題が生じている場合は、通学区域の変更や弾力化

(特別調整通学区域の設定等)を検討します。

学校規模の適正化については、小規模校対策及び 過大規模校対策を進めます。小規模校においては、通 学区域の変更や弾力化等が実施できない場合や実施 によっても小規模校の状態が解消しない場合につい ては、学校統合について検討を進めることとします。 過大規模校においては、過大規模の状態が続き、通学 区域の変更等によってもその解消を図ることができ ない場合には、分離新設を検討します。分離新設を行 うための予定地の確保が困難な場合は、分離新設以 外のその他の方策も地域の実情を踏まえて柔軟に講 じることも必要です。



鶴見区・市場小学校けやき分校設置(令和2年4月)

また、学校規模の適正化にあたっては、「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」(2017 (平成29)年策定)を踏まえ、学校施設の建替えも考慮し、老朽化対策と機能改善についても取り組 みます。

# 柱 8

# 市民の豊かな学び



# 施策 1

# 生涯学習の推進

## ▶ 施策の目標・方向性

- ◆ 市民活動・生涯学習支援センター、横浜市社会教育コーナー、区役所を中心に、市民の生涯学習の推進を支えます。
- ◆ 市民の社会参加のすそ野を拡大し、地域の課題解決に取り組む活動を活性化するため、 「社会参加のすそ野の見える化」や「社会参加を促す人材育成と活用」のための取組を推 進します。

## ■ 現状と課題

#### 【生涯学習の推進】

- 人生 100 年時代において充実した生活を送るには、誰もが必要な時に必要な学びを通じて成長できることが重要であることから、学びを通じて個人の成長につながる社会教育<sup>101</sup>への期待が高まっています。また、市民一人ひとりが生涯を通して学ぶことのできるよう、時間や場所に捉われない学習環境の整備、多様な学習機会の提供など、生涯学習社会の実現のための取組の重要性が高まっています。
- 自分の興味や関心に応じて主体的に学ぶ力は、生涯を通して学び続けることにつながります。学校教育だけでなく社会教育 <sup>101</sup> の観点からも、子どもたちの学ぶ意欲や主体性をはぐくむ施策が重要であるため、地域や企業等の多様な主体との連携により、地域・社会において学びがどのように役立つかを考える機会を提供する取組が求められています。
- 横浜市では、地域課題解決に向かう活動が盛んに行われていますが、活動への参加を考えている人にとっては、情報が一部に限られている、情報の入手方法が分からないといった理由から、最初の一歩を踏み出しにくい状況があります。
- 社会教育 101 に関する議論を行う横浜市附属機関「横浜市社会教育委員会議」の第32 期提言「本市における社会参加のすそ野の拡大について」では、「社会参加」を「市民が地域・社会の様々な活動に加わり、地域・社会の一員であるという気持ちを持つこと」と捉えた上で、市民の社会参加を促すための方針・施策として「社会参加のすそ野の見える化」と「人材育成と活用」を示しています。特に人材育成に関しては、令和2年度からの社会教育士制度102の開始を受けて、社会参加のきっかけとなる様々な学習活動を生み出す人材の育成が期待されています。

\_

<sup>101</sup> 社会教育:「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)」(社会教育法第2条)を指し、教育活動の一つとして捉えられている。

<sup>102</sup> 社会教育士制度:国が定める社会教育主事養成課程または社会教育主事講習を修めた者に、与えられる称号であり、環境、福祉、まちづくり等、多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。

## 主な取組

#### 生涯学習の推進

市民が主体的に地域の生活上の課題や社会的な問題に関わり、豊かなまちづくりにつなげていくた め、生涯学習に関係する職員の研修や、社会参加につながる情報の見える化、市民の社会参加を促す コーディネーター人材の育成支援を行います。また、地域や企業等の多様な主体との連携による体験 型社会教育プログラムを通じて、子どもたちの主体的な学びを推進するとともに、若者や企業の社会 参加のきっかけをつくります。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
生涯学習に関係する職員への研修回数	15回/年	15回/年
コーディネーター人材の育成支援人数	63 人/年	130 人/年
体験型社会教育プログラム 「子どもアドベンチャーカレッジ」の参加者数	_	1,000 人/年

# **コラム** 子どもアドベンチャーカレッジ

子どもアドベンチャーカレッジは、「主体的・対話的で深い学びのきっかけづくり」「社会参加のきっ かけづくり」の場と機会を提供するため、民間企業や団体、大学、公的機関等との連携により実施する 体験型社会教育プログラムです。キャリア教育の視点でこれまで実施していた「子どもアドベンチャ ー」をリニューアルして令和4年度から実施しています。

プログラムを実施する企業・団体等は、参加児童が地域・社会の様々な活動に関心をもってもらうた めの体験活動を行います。さらに、学びへの関心を高める講話や、体験を通じた参加児童の学びの気づ きを共有する振り返り会を実施することで、子どもたちの主体的な学びのきっかけを提供します。

また、プログラムには、公募による学生コーディネーターを振り返り会の進行役として配置するこ とで、市民活動の担い手として期待される若者の人材育成にもつながる取組となっています。



消防隊員体験



建設工事体験

# 施策 2

# 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進

## 施策の目標・方向性

- ◆ 市立図書館が知の拠点としての機能を果たすことに加え、子育て世代をはじめとした全ての市民が居心地よく豊かな時間を過ごせるよう、老朽化が進む市立図書館の再整備の方向性を検討します。
- ◆ 「横浜市民の読書活動の推進に関する条例」に基づき、乳幼児期から高齢期まで市民ー人ひとりが読書に親しみ、楽しむことができる環境を整備するため、「横浜市民読書活動推進計画」を中心に、読書活動を推進する取組を実施します。

## ■ 現状と課題

#### 【新たな図書館像の構築・図書館サービスの充実】

- 市立図書館は、市民の読書活動と、市民の生活・福祉・経済・医療・学び等の課題解決を支える 知の拠点です。豊かな市民生活を実現するため、機能の充実に取り組むことが必要です。
- 市立図書館の来館者数は微減傾向ですが、感染症拡大防止のため、休館や開館時間の短縮等を行った後の令和2年度後半から貸出しが増え、令和3年度の貸出冊数は過去10年で最高値となりました。予約冊数も増えています。令和2年度に図書館の魅力向上に必要なものについて市民にアンケート(ヨコハマeアンケート104)を取ったところ、蔵書の充実を選んだ方が最多の59%でした。市立図書館全体の蔵書冊



数は約 400 万冊と指定都市第 2 位ですが、市民一人当たり換算では 1.1 冊にとどまっています。引き続き地域課題やニーズに沿った蔵書を質・量ともに充実させる必要があります。

- 市立図書館以外の場所で、予約した本を受け取れる図書取次サービス<sup>105</sup>拠点の増設などにより、 市民の利便性の向上に取り組んでいます。令和3年度には新たに港北区日吉に図書取次サービス <sup>105</sup>拠点を新設し、令和4年度には移動図書館が2台体制となり、全18区への巡回が可能となり ました。サービス拡充に伴い、図書の物流は年々増加しており、円滑な物流の確保が必要です。
- 市立図書館では、ウェブで地域資料を閲覧できるデジタルアーカイブ「都市横浜の記憶」の公開、電子書籍の貸出サービスの提供、活字資料での読書が困難な視覚障害者等を対象としたオンライン対面朗読を実施しています。また、レファレンス106(資料相談)のウェブ申請も受け付けています。更にICTを活用したサービスを充実させ、読書機会の創出に取り組むことが必要です。

<sup>103</sup> 全 18 館のうち6館: 港北図書館築 60 年、山内図書館築 45 年、戸塚図書館築 44 年、鶴見図書館築 42 年、金沢図書館築 42 年、保土ケ谷図書館築 40 年(令和4年4月1日時点)

<sup>104</sup> ヨコハマ e アンケート: 市内在住の 15 歳以上の方を対象にメンバー募集し、市政に関するアンケートにインターネットで御回答いただく。ただし、母集団を特定し回答者を無作為抽出して実施する世論調査ではない。

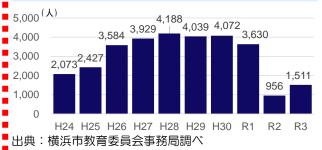
<sup>&</sup>lt;sup>105</sup> 図書取次サービス:図書館の蔵書を、駅前等の身近で便利な場所でも利用できるサービスのこと。

<sup>106</sup> レファレンス:利用者の調べものの相談に対し、資料・情報等の提供や関連機関の紹介、文献複写の取次ぎなど情報入手の支援を行うサービス

#### 【読書活動の推進】

- 「読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動人数(図書館と連携した事業)」は、平成24年度以降、増加傾向にありましたが、令和元年度 5,000<sup>(人)</sup>以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。ボランティア活動を行う場所や機会に関する情報提供などの支援の1,000 1,000
   重要性が高まっています。
- 区役所・図書館・学校が連携し、区の地域性を 出典:横浜市教育委員会事務局調べ 踏まえた読書活動を推進するため、各区は読

#### 読み聞かせ、朗読等ボランティアの 活動者延べ人数(図書館と連携した事業)



- 書活動の目標を平成 26 年度に定めました。引き続き、区役所・図書館・学校はこの活動目標に基づき、区内の読書活動推進団体等と連携しながら、読書活動推進の取組を拡充していく必要があります。
- ■の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」では「子供を取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、これらが子供の読書活動にも大きな影響を与えている可能性がある」という指摘があり、「横浜市学力・学習状況調査」でも「1日のうち読書を『している』と回答した小中学生の割合」は減少傾向にあります。一方で、学校司書107が全校に配置された平成 28 年度と比較して 30 年度は学校図書館の平均来館者数(10,091 人→11,350 人)、貸出冊数(6,354 冊→7,565 冊)、「学校図書館へ行くことが好き」と回答する児童生徒(73.6%→74.4%)は、大幅に増加しており、学校司書107は、子どもの読書活動を支える大切な役割を担っています。
- 令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業や分散登校等により、学校図書館が利用できなかったことなどもあり、平均来館者数などは、横ばいから減少状態となりました。令和2年度の平均来館者数が前年度の80%と大きく落ち込んだのに対し、平均貸出冊数は、令和2年度の対前年度比が104.9%、令和3年度の前年度比が98.9%と、ほぼ横ばいを維持しています。これは、新型コロナウイルス感染症の影響下でも、各校で工夫して読書活動推進に取り組んだ成果と思われます。より多くの子どもたちが読書に親しむことができるよう、司書教諭・学校司書107・ボランティアが連携して行う読書活動の推進や、学校内の読書環境整備、学校図書館の利活用の促進を引き続き進めていく必要があります。そのためにも、学校司書107のより一層のスキルアップを図る必要があり、ニーズに合わせた研修などが求められます。
- 図書館サービスの充実と読書活動の推進に関する現状と課題については、「第三次横浜市民読書活動推進計画」(令和5年度策定予定)で、今後の施策の方向性と取組を示す必要があります。「第三次横浜市民読書活動推進計画」の策定に当たっては、令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」を受けて、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等108の充実・普及と、障害の種類及び程度に応じた配慮の実現に向けた取組を反映させる必要があります。

<sup>107</sup> 学校司書:学校図書館の運営補佐、環境整備、授業支援などを担当する職員

<sup>108</sup> 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等:デイジー図書、音声読み上げ対応の電子書籍等。デイジー(DAISY)とは、「Digital Accessible Information System」の略で、本の内容をデジタル化し、パソコン等で音声読み上げができるようにしたもの。目次を付けたり、検索をすることが可能である。

#### ▶ 指標

上,一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
図書館における貸出冊数 <sup>*1</sup>	1,160 万冊/年	1,200 万冊/年
市立図書館の再整備の在り方検討	_	ビジョン策定 (令和5年度)
読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動者延べ人数 (a 図書館と連携した事業の延べ人数、b 市民利用施設における 1 館あたり平均人数)	a 1,511 人 b 12.9 人/館	a 4,200 人 b 30.1 人/館 (令和5年度) <sup>*2</sup>
小中学校の学校図書館の利活用の促進(a 来館者数(平均値)、b貸出冊数(平均値)、c学校図書館が好きと答えた児童生徒の割合)	a 8,209人 b 7,149冊 c 79.3%	a 11,500 人 b 7,600 冊 c 80.0% (令和5年度)**2

<sup>※1</sup> 市立図書館での貸出(電子書籍の貸出を含む)及び広域相互利用による他都市での横浜市民への貸出も含む

# ■ 主な取組

## 1 新たな図書館像の構築・図書館サービスの充実

- 市立図書館が知の拠点としての機能を果たすことに加え、全ての市民が居心地よく豊かな時間を過ごせるように、地域の特色に応じた再整備の在り方を調査・検討し、ビジョンを策定します。また、老朽化が進む市立図書館の修繕や建替えを計画的に行います。
- 効率的な物流の仕組みを検討し、身近で便利な図書館サービスの提供に取り組みます。また市民の読書と課題解決に役立つ蔵書はもとより、いつでもどこでも活字に親しめる電子書籍を充実させます。
- ICT を活用したサービスの拡充に向け、図書館情報システムの再構築を実施するとともに、手続きのオンライン化、デジタルアーカイブ収録資料のオープンデータ化を推進します。また視覚障害者等に向けたテキストデイジー109の製作、調査研究を支援するレファレンス106情報の公開を進めます。
- 学校、教育委員会及びその他関係機関が連携し、中央図書館施設を活用した子どもたちの居場所づく りや、社会体験の場づくりを検討します。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	
市立図書館の大規模な設備修繕・更新件数	1件	12 件(累計)
図書の新規購入冊数	123,330 冊/年	130,000冊/年
電子書籍の提供コンテンツ点数	5,366 点 (累計) <sup>※1</sup>	18,000 点 (累計)
デジタルアーカイブ「都市横浜の記憶」収録資料点数	12,569 点 (累計) <sup>*2</sup>	12,900 点 (累計)

<sup>※1</sup> 電子書籍の貸出を開始した令和2年度からの累計

※2 デジタルアーカイブを開始した平成 17 年度からの累計

109 テキストデイジー:デイジー図書の1つで、図書の文字情報をデジタル化し、パソコン等で音声読み上げができるようにしたもの。

<sup>※2</sup> 第三次横浜市民読書活動推進計画(令和5年度策定予定)の策定に合わせて、目標値を見直します。

#### 読書活動の推進 2

- 図書館や市民利用施設等での読み聞かせや朗読など、身近な地域における読書活動を進めるため、活 動を支えるボランティアの支援を行います。また、区の地域性を踏まえた読書活動の推進や、全市的 な読書活動の推進などを通じて、市民が読書に親しみ楽しむ機会を広げていきます。
- 教員と学校司書 107 が連携し、子どもが読書に親しめるような支援と学校図書館を活用した授業づく りを推進し、子どもの主体的な学びをサポートし、資質能力の向上を図ります。そのために取組事例 についての情報提供・情報共有を推進するとともに、司書教諭・学校司書 107 に対する研修をより充 実させます。
- 学校図書館がもつ、①学習活動の支援や、授業内容を豊かにする「学習センター機能」②情報の収集・ 選択・活用能力を育成する「情報センター機能」③読書活動や読書指導の場となる「読書センター機 能」という3つの機能・役割の強化に向け、環境や資料等の充実を図ります。
- 市民の意見を踏まえながら「第三次横浜市民読書活動推進計画」を策定し、引き続き、市民の読書活 動を総合的に推進します。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
読み聞かせ、朗読等ボランティア活動推進のための支援回数	2回/年	9回/年
市民が読書に親しむ全市的な機会の創出	2回/年	2回/年
学校司書 <sup>107</sup> や司書教諭のスキルアップのための研修会の実施回数	8回/年	10回/年

# コラム 図書館のサービス

図書館は知の拠点として、市民の読書活動と課題解決を支えるため、資料の収集、レファレンス 106 機能の強化を図ります。学校との連携により子どもの学びと読書を支え、また移動図書館や図書取次 サービス 105 の拡充により、身近な場所での図書館サービスを提供します。さらに電子書籍等 ICT を 活用し、いつでもどこでも情報にアクセスできる環境整備にも取り組んでいます。



# 施策 3

# 横浜の歴史に関する学習の場の充実

## 施策の目標・方向性

- ◆ 行政のみならず、市民、企業、学校などと協働、連携して横浜の歴史を学ぶ上で欠かせない文化財の保存・活用に取り組みます。
- ◆ 児童生徒や市民が、横浜の歴史文化<sup>110</sup>を身近に感じ、学ぶことで、愛着を感じられるよう、学習機会の充実を図ります。

#### ■ 現状と課題

- 横浜市では、教育委員会が主体となり、文化財保護法や文化財保護条例に基づく文化財の保存・ 活用を進めています。指定・登録文化財は、471件(令和4年3月現在)あり、幅広い時代の文 化財が市域全体に存在しています。横浜の歴史を学ぶ上で重要な役割を担う文化財を、様々な活 用を通じて、地域の魅力向上や地域活性化につなげ、次世代に継承する必要があります。
- 都心臨海部には、国の重要文化財である「帆船日本丸」「氷川丸」「横浜市開港記念会館」「神奈川県庁本庁舎」「神奈川県立歴史博物館」をはじめ、多くの文化財が所在しており、横浜の歴史や物語を伝える横浜ならではの風景を構成しています。
- 文化財の保存・活用に関する取組は、行政のみならず、博物館施設、民間団体、NPO法人、市民 ボランティア等によっても盛んに行われており、横浜の歴史文化 110 の継承を支えています。

#### 横浜市に所在する文化財数(令和4年3月時点)

※()は内数で国宝

類型	種別	国指定	県指定	市指定	国登録	市登録	計
ちびさんけ	建造物	17	6	35	39	3	100
有形文化財	美術工芸品	62(3)	57	96	0	5	220
無形文化財	(演劇・音楽・工芸技術)	0	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形民俗文化財	0	2	6	0	13	21
大伯文10別	無形民俗文化財	0	4	9	0	3	16
	史 跡	5	3	7	0	74	89
	名 勝	2	0	1	3	0	6
記念物	天然記念物 (動物・植物・地質鉱物)	1	6	12	0	О	19
	文化的景観	0	1	1	-	_	0
位	<b>示統的建造物群</b>	0	-	-	_	_	0
	計	87(3)	78	166	42	98	471

出典:横浜市教育委員会事務局調べ

- 文化財の所有者・管理者の経済的負担の増加、高齢化に伴う担い手不足、防災対策に加え、感染症拡大に伴い、従来の枠組みでは解決できない課題に直面しており、行政のみならず、多様な主体が連携し、横浜の歴史文化 110 を次世代に継承していく新たな仕組みづくりが必要です。
- 日米和親条約の締結の地に所在する「横浜開港資料館」(市指定文化財)は、日本の開港開国に関わる国内外の資料・情報の拠点となっています。令和3年には、文化庁から「横浜開港資料館における文化観光拠点計画」が認定され、横浜中華街、山下公園、元町、山手などの観光エリアに隣接する立地を生かし、文化観光の中心を担う拠点施設としての活用が期待されています。

<sup>110</sup> 歴史文化:文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったもの。

3

- 博物館等施設の老朽化、収蔵資料の保管場所不足のほか、教育委員会所管の史跡等の範囲内にあ る土砂災害警戒区域に指定された崖地(約40か所)についての対策が必要です。
- 博物館等施設では、ICT の急速な進展や感染症の影響など昨今の社会状況の変化により、従来の 施設への集客を中心とした事業に加え、オンライン講座の開設や、オンライン授業に適用した動 画作成、所蔵資料のデジタル化など、新たな取組も進める必要があります。
- 博物館に所蔵する歴史的な資料や学芸員等の専門的知見を生かした、児童生徒への学習支援や、 教員の授業改善の支援を、更に充実させていくことが期待されています。

## ■ 主な取組

# 市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進

- 市内の多様な文化財を次世代に継承するため、中・長期的な基本方針と、短期的な事業計画を定めた 「横浜市文化財保存活用地域計画」を作成します。この計画により、市民、企業、学校、博物館施設 等と協働・連携して文化財の保存・活用を進め、横浜の歴史文化 110 に触れる機会を創出します。
- 文化財の調査研究や文化財所有者への支援を継続して実施するととともに、特に保存が困難な状況に ある無形民俗文化財の調査を実施し、施策を検討します。
- 国指定史跡三殿台遺跡の保護と普及啓発を目的として昭和 42 年に整備した「三殿台考古館」の老朽 化対策と、遺跡の適切な保存・普及啓発を図るため、再整備を検討します。また、25年以上リニュ ーアルされていない歴史博物館、開港資料館等の常設展示設備の更新や所蔵資料の保管場所の確保の 検討に加え、所蔵資料のデジタル化を推進するための検討を進めます。
- 史跡等範囲内において、土砂災害警戒区域に指定されている崖地の安全対策を進めます。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
市内指定•登録文化財件数	471 件(累計)**3	479件(累計)
無形民俗文化財調査件数	1件/年	5件/年
博物館等への来館者数及びオンラインコンテンツ閲覧人数	346,659 人/年	395,000 人/年
史跡等範囲内の土砂災害警戒区域への安全対策箇所数	2か所/年	5か所/年

<sup>※3</sup> 市内の文化財が初めて指定を受けた明治33年からの累計

#### 横浜の歴史文化を身近に感じ、学習する機会の創出 2

従来の博物館等の施設への見学受入れを継続して行うほか、訪問授業の実施、オンライン講座の開設 や、オンライン授業に適した動画作成などの取組を通じて、児童生徒の学習支援や教職員の授業改善 につなげ、横浜の歴史文化 110 を身近に感じ、学習する機会を創出します。

想定事業量		
項目	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
博物館学芸員等による訪問授業を受講した児童生徒数	7,146 人/年	7,350 人/年
文化財を活用した授業コンテンツ動画等の作成数	2本/年	6本/年

# 3 指標一覧

- 客観的な根拠に基づく教育政策を推進するため、計画期間内に実施した施策の成果等を測る一つの基準として、客観的数値として把握できる指標や子どもの実感を問う指標等、計35の指標(再掲2つを含む)を設定しました。
- PDCA サイクルのもと、随時、指標の達成状況を確認しながら、各取組を着実に推進していきます。

柱		直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
柱1	一人ひとりを大切にした学びの推進		
	施策 1:主体的・対話的で深い学びの実現		
	横浜市学力・学習状況調査で示す学力レベル <sup>※1</sup> において、小学校6年の国語・算数、中学校3年の国語・数学で伸びを示した児童生徒の割合 <sup>※2</sup> ※1横浜市学力・学習状況調査における、学習の理解や習熟の状況を示した42の段階 ※2 学習指導要領に定める資質・能力について、「学力」 <sup>6</sup> の伸びによって「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の状況を、学校の授業に進んで取り組む児童生徒の割合によって「学びに向かう力、人間性等」の状況を測る指標	小6 国 67.8% 算 62.7% 中3 国 64.8% 数 51.0% (令和4年度)	小6 国 70% 算 70% 中3 国 70% 数 70%
	学校の授業に進んで取り組む児童生徒の割合*2 **2 学習指導要領に定める資質・能力について、「学力」6の伸びによって「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の状況を、学校の授業に進んで取り組む児童生徒の割合によって「学びに向かう力、人間性等」の状況を測る指標	小6 88.5% 中3 89.5%	小6 90% 中3 90%
	自分たちで課題を立て、その解決に向けて情報を集めたり、話し合ったりしていると思う児童生徒の割合 <sup>※3</sup> ※3 資質・能力の三つの柱を育成するために必要な、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を測る指標	小6 71.8% 中3 65.6%	小6 75% 中3 70%
	放課後の学習支援により、児童生徒が主体的に学習に取り組む態度 が定着したと回答した学校の割合	81%	85%
	施策2:情報教育の充実及び教育 DX の推進		
	「情報モラル・セキュリティの理解」「端末の基本的操作」「課題解決・探究における情報活用」ができると答える児童生徒の割合	小6 85.1% 中3 85.4% (令和4年度)	小6 90% 中3 90%
	校務や授業に ICT を活用し、児童生徒の情報活用能力 22の育成に向けた指導ができると答える教職員の割合	79.1%	95%
	施策3:特別支援教育の推進		
	個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、一人ひとりの教育 的ニーズを踏まえた適切な指導・支援がされ、児童生徒の成長につな がっていると感じている保護者の割合	88%	90%
	施策4:多様な教育的ニーズに対応した教育の推進		
	不登校の支援を受けている児童生徒のうち、安心できる居場所があ ると感じる割合	78.9%	85%
	不登校の支援を受けている児童生徒のうち、自分に合った学びの機 会を得ることができたと感じる割合	83.2%	85%

柱	指標 	直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
柱1	1 施策4(続き):多様な教育的ニーズに対応した教育の推進		
続き	日本語指導が必要な児童生徒のうち、自尊感情や共感・配慮等の合計値が上昇した割合**1 **1 横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-P アセスメント <sup>17</sup> 」を年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析	小3~6 47.3%	小3~6 60%
	寄り添い型生活支援事業の利用により生活習慣に改善が見られた割合[こども青少年局]	89%	90%
	放課後の学習支援により、児童生徒が主体的に学習に取り組む態度 が定着したと回答した学校の割合【再掲 柱1 施策1】	81%	85%
	【第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画(令和4	年3月策定)】	
	スクールソーシャルワーカー8 が行った支援により児童生徒の状況が 改善した割合 ※2「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に合わせて、直近の現状値を令和 2年度としています。 ※3「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に合わせて、目標値の年度を令和 8年度としています。	82.3% <sup>※2</sup> (令和2年度)	80% <sup>*3</sup> (令和8年度)
	生活保護受給世帯の子どもの高等学校進学率[健康福祉局] ※2「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に合わせて、直近の現状値を令和 2年度としています。 ※3「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に合わせて、目標値の年度を令和 8年度としています。	97% <sup>※2</sup> (令和2年度)	99% <sup>**3</sup> (令和8年度)
	市立高校における就学継続率 ※2「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に合わせて、直近の現状値を令和 2年度としています。 ※3「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に合わせて、目標値の年度を令和 8年度としています。	94% <sup>※2</sup> (令和2年度)	96% <sup>※3</sup> (令和8年度)
	市立高校における卒業時の進路決定率 ※2「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に合わせて、直近の現状値を令和 2年度としています。 ※3「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に合わせて、目標値の年度を令和 8年度としています。	99.7% <sup>※2</sup> (令和2年度)	99% <sup>**3</sup> (令和8年度)
	施策5:新たな時代に向けた高校教育の推進		
	「総合的な探究の時間」では主体的に考え、行動し、課題解決ができるようになったと答える生徒の割合	81%	95%
柱2	ともに未来をつくる力の育成		
	施策1:英語教育の充実及び国際理解教育の推進		
	英語で進んでコミュニケーションを図りたいと思う児童生徒の割合	小6 73.9% 中3 66.5%	小 6 80% 中 3 70%
	中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得割合	54.9%	60%
	施策2:持続可能な社会の創り手育成の推進		
	学習を通して見いだした地域や社会の課題を自分たちで解決できる と思う児童生徒の割合	小4~6 平均 69.3% 中1~3 平均 62.1% (令和4年度)	小4~6 平均 72% 中1~3 平均 65%

柱		直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)	
柱3	豊かな心の育成	(日和3十尺)	(日本日子及)	
113	施策1:人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進			
	自尊感情や共感・配慮等の合計値の学級平均が上昇した割合* ※横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-P アセスメント <sup>17</sup> 」を年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析	小3~6 48.1%	小3~6 60%	
	施策2:安心して学べる学校づくり			
	自尊感情や共感・配慮等の合計値の学級平均が上昇した割合* 【再掲 柱3 施策1】 **横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール「Y-P アセスメント <sup>17</sup> 」を年2回以上実施することにより、自尊感情や仲間への共感・配慮等の変容を分析	小3~6 48.1%	小3~6 60%	
柱4	健やかな体の育成			
	施策1:生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進			
	中学校給食の供給体制	最大 40% (令和4年度)	全員に供給で きる体制の 確保が完了	
	体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わらず、多様な人と運動・スポーツを楽しみたいと思う児童生徒の割合	85% (令和4年度)	88%	
	週3回以上(授業以外)運動する児童生徒の割合	42%	50%	
	食に関心をもち、自ら健全な食生活を実践しようとしている児童生 徒の割合	小 87.3% 中 85.8%	小 90% 中 90%	
柱5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働				
	施策1:多様な主体とつながる教育の充実			
	保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に 効果があったと答える学校の割合	小 93.7% 中 87.3%	小 95% 中 95%	
柱 6	いきいきと働き、学び続ける教職員			
	施策1:教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革			
	資質・能力が向上した教職員の割合 <sup>※1</sup>	92%	95%	
	※1 教職員が分析チャートを基に自身の資質・能力が向上したと回答した割合	92/0	9376	
	2か月連続で時間外在校等時間が月 80 時間超の教職員数※2		0.1	
	※2 年度内に一度でも該当した教職員は集計対象とする。なお、時間外在校等時間の上限方針として、月 45 時間・年 360 時間の範囲内とする旨を規定した「横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則」の趣旨も踏まえ、まずは速やかに本指標の達成を目指し、本指標達成後に改めて指標を定めることとする。	2,798 人/年	0人(毎年度)	
	19 時までに退勤する教職員の割合	75.9%	90%	
柱 7	安全・安心でより良い教育環境			
	施策1:学校施設の計画的な建替え			
	建替工事着手校数 ※「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」策定(平成 29 年5月)以降の累計校数	4校(累計)*	17 校(累計)*	

柱		直近の現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
柱8	8 市民の豊かな学び		
	施策2:新たな図書館像の構築及び読書活動の推進		
	図書館における貸出冊数 <sup>※1</sup> ※1 市立図書館での貸出(電子書籍の貸出を含む)及び広域相互利用による他都市 での横浜市民への貸出も含む	1,160 万冊/年	1,200 万冊/年
	市立図書館の再整備の在り方検討	_	ビジョン策定 (令和5年度)
	読み聞かせ、朗読等ボランティアの活動者延べ人数 (a 図書館と連携した事業の延べ人数、b 市民利用施設における 1館あたり平均人数) ※2 第三次横浜市民読書活動推進計画(令和5年度策定予定)の策定に合わせて、目標値を見直します。	a 1,511 人 b12.9 人/館	a 4,200 人 b 30.1 人/館 (令和5年度 <sup>*2</sup> )
	小中学校の学校図書館の利活用の促進 (a 来館者数(平均値)、b貸出冊数(平均値)、c学校図書館が好きと答えた児童生徒の割合) ※2 第三次横浜市民読書活動推進計画(令和5年度策定予定)の策定に合わせて、目標値を見直します。	a 8,209人 b 7,149冊 c 79.3%	a 11,500人 b 7,600冊 c 80.0% (令和5年度) <sup>※2</sup>

# 4 脚注一覧

脚注 番号	用語	解説
1	横浜市教育大綱	「横浜市教育大綱」は、市として一貫性をもって教育行政を推進する ために、令和4年度以降は本計画の第1章をもって代えることが、令 和3年度横浜市総合教育会議において決定された。
2	中期学校経営方針	学校教育目標の実現に向けた3年間の学校経営方針及び取組等を示したもの。
3	横浜市における GIGA スクール構想	文部科学省が提唱した「児童生徒向けの 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる」ことを目指した横浜市の構想
4	横浜市立学校カリキ ュラム・マネジメン ト要領	新学習指導要領の全面実施に向けて、各学校やブロックが自主的・自 律的に教育課程を編成・実施・評価・改善するための要領
5	「横浜市学力・学習 状況調査」を全面改 訂	児童生徒一人ひとりの「学力」の伸びの経年変化を捉えられるようにするため、調査問題の作成に項目反応理論(IRT Item Response Theory)を導入するとともに児童生徒に個人番号を付与。また、今後は端末上で調査を実施すること(CBT Computer Based Testing)を見据えて検討
6	「学力」	学校教育法で定義される広義の学力ではなく、横浜市学力・学習状況 調査における、学習の理解や習熟の状況を指す。
7	児童支援・生徒指導 専任教諭	いじめや不登校等の課題に対応するため、児童生徒指導の学校内での中心的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭
8	スクールソーシャル ワーカー(SSW)	社会福祉の専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り 巻く環境(家庭、地域等)に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関 をつなぎ、問題の解決に向けて支援する専門職
9	部活動指導員	校長の監督を受け、技術指導や引率等を行い、単独で顧問も担うこと ができる会計年度任用職員
10	職員室業務アシスタント	職員室における事務的な業務(印刷、電話対応等)をサポートする会計年度任用職員
11	学校運営協議会	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域住民や保護者等が一定の権限と責任をもち、それぞれの立場で当事者として活動し、学校運営に参画する仕組み。一定の権限とは、①校長の定める学校運営の基本方針を承認すること(必須)、②学校運営に関して教育委員会や校長に意見を述べること(任意)、③教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べること(任意)の3点
12	地域学校協働活動	持続可能な地域社会をつくるために、共に子どもたちを育て、共に地域を創るという理念に立ち、地域と学校がパートナーとして、未来を担う子どもたちの成長を社会全体で支えていく様々な活動
13	個別支援学級	障害種ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を行う学級。国の「特別支援学級」に相当する学級

脚注 番号	用語	解説
14	学力層	各教科について、横浜市の当該学年の児童生徒全体を、人数がほぼ等しくなるよう正答率で四分割したもの。正答率が同じ児童生徒が多数いるため、学力層は完全に25%ずつにはならない。
15	非認知能力	意欲・粘り強さ・好奇心など数値で測れない感情や心の働きにかかわる能力で、テストの得点など点数や数値で可視化できる認知能力以外の能力と言われており、最近の研究では「社会情動的コンピテンシー」とも言われる。
16	学力	学校教育法第30条第2項で定義されるもの。一般に「知識及び技能」 「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」と表現されている。
17	Y-P アセスメント	横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するため の分析ツール
18	学校・地域コーディ ネーター(地域学校 協働活動推進員)	地域と学校が連携・協働するために、地域と学校をつなぐ役割を担うボランティア。横浜市は平成 19 年度から「学校・地域コーディネーター」と呼び、平成 29 年からは社会教育法で規定された「地域学校協働活動推進員」として委嘱
19	学力向上アクション プラン	「横浜市子ども学力向上プログラム」に基づき、「横浜市学力・学習状況調査」結果を活用し、各学校が子どもの状況等を踏まえて作成した、学力向上に向けた具体的な目標や取組
20	教育研究会	市立学校の教職員が教科等ごとに学習指導の充実を図るため、任意で 参加する研究会組織
21	横浜市学校教育情報 化推進計画	学校教育の情報化の推進に関する法律に基づく「横浜市学校教育情報化推進計画」は、国の通知に基づき、本計画の柱1施策2ほかをもって代えることとする。
22	情報活用能力	コンピューター等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・ 発信・伝達したりする力であり、さらに、基本的な操作技能やプログ ラミング的思考、情報モラル、統計等に関する資質・能力等も含むも の。
23	ロイロノート・スク ール	横浜市教育委員会と株式会社 LoiLo は、令和2年7月に教育活動支援 に関する連携協定を締結しており、その後、令和3年6月に協定期間 を延長(延長後の連携協定期間:令和2年7月20日から令和6年3 月31日)
24	デジタル教科書	教科書の内容を電磁的に記録した教材。学校教育法の改正により、令 和元年度から、通常の紙の教科書に代えて使用が認められている。
25	情報教育推進プログ ラム	学校と教育委員会とが連携し、計画的に情報教育を推進し、子どもの情報活用能力を育成するための指針
26	プログラミング教育	児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動
27	国立教育政策研究所による調査	国立教育政策研究所プロジェクト研究「高度情報技術の進展に応じた教育革新に関する研究」調査時期:令和3年7月~10月 調査対象:横浜市小学校23校(4~6年生)、中学校15校(1~3年生)の学級担任
28	eラーニング	ウェブ上で必要な知識等を学習できるシステム

脚注		
番号	用語	解説 Language Table 1
29	ICT 活用指導力向上 のための研修 navi	全教職員に配付した「ICT 活用指導力向上のための研修」について受講方法や研修体系を掲載したリーフレット
30	Y•Y NET	横浜市教育委員会及び横浜市立学校内ネットワーク等から構成され ている横浜市教育情報ネットワーク
31	インクルーシブ教育 システム構築の考え 方	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。
32	特別支援教育コーディネーター	特別支援教育推進のため、各学校において、特別支援教育に関する委員会や研修の企画・運営、関係諸機関や他校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員
33	横浜型センター的機能	横浜市立学校に在籍する支援の必要な児童生徒のために、特別支援学校・通級指導教室・地域療育センター等が、障害種ごとの専門性を生かし、学校のニーズに応じて行う学校支援
34	通級指導教室	一般学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の授業を一般学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別な指導を受けるための場
35	OJT	On the Job Training の略(日常の業務を通した職場教育)
36	校内ハートフル事業	不登校傾向にある生徒への支援強化のため、中学校の特別支援教室等 に支援員を配置
37	特別支援教育支援員	学校内での学習面や行動面に特別な支援を必要とする児童生徒の支援を行うボランティア
38	スクールカウンセラ ー(SC)	学校における教育相談体制の充実を図るため、また災害や事件・事故 などの被害者である児童生徒等の心のケアを行うため、各学校に配置 された心理の専門家
39	横浜教育支援センター	横浜市在住の不登校児童生徒に対し、社会的自立に向けた相談及び支援を行う機関。横浜市教育委員会が設置・運営
40	ハートフルスペース	登校はできないものの外出はできる児童生徒に対して、創作活動・スポーツ体験活動等を通し、社会的自立に向けた相談や支援を行う。
41	ハートフルルーム	登校はできないものの外出はできる児童生徒に対して、学習等を中心 とした集団活動・創作・スポーツ体験活動等を通し、基礎学力の補充、 学校生活への適応等を図り、社会的自立に向けた相談や支援を行う。
42	日本語支援拠点施設	日本語指導が必要な児童生徒・保護者等への支援であるプレクラス、 学校ガイダンス、就学前教室「さくら教室」、日本語教室等を実施する 施設
43	国際教室	日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校に設置される国際教室担当教員が日本語指導、教科指導、生活適応指導等を行う教室
44	日本語講師	初期の日本語指導が必要な児童生徒に対して指導を行う日本語指導 資格をもった講師
45	外国語補助指導員	日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校に配置され、 児童生徒・保護者の母語を用いた支援を行うネイティブスピーカーの 指導員

脚注 番号	用語	解説 解説
46	ハートフルフレンド	外出が難しい状態の児童生徒の家庭に大学生等を派遣し、話し相手や 遊び相手となることで状態の緩和等を図る。
47	アットホームスタデ ィ	外出が難しい状態の児童生徒にオンライン学習教材のアカウントを 発行、家庭での教育機会の確保及び学習の定着を目指す。
48	家庭訪問による学習 支援等事業(アウト リーチ)	外出が難しい状態の児童生徒にオンライン学習教材等を活用し学習 支援を行う事業(民間教育施設委託事業)
49	ハートフルみなみ	不登校の児童生徒が、人と関わる体験を通して、自分の意志で行動できる力を蓄え、社会的自立に向けた生活を安心して送れるようになる 居場所を運営する事業(民間教育施設委託事業)
50	日本語支援アドバイザー	各学校を訪問して、国際教室に関する支援や校内での研修等のほか、 オンラインによる国際教室担当者との相談会、勉強会などを行う、国際教室での経験が豊かな職員
51	地域学校協働本部	学校が地域とつながり、緩やかなネットワークを形成して、地域学校 協働活動を推進するための体制。「本部」は事務所のような特定の場所 を意味するのではなく、「機能」を表している。
52	スーパーサイエンス ハイスクール (SSH)	将来の国際的な科学技術関係人材の育成を図ることを目的とした文部科学省事業。当該校は、令和2年度に3度目の再指定を受けて継続実施(指定期間:令和2年度~令和6年度末)
53	横浜スーパーグロー バルハイスクール (YSGH)	将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的とした文部科学省事業「スーパーグローバルハイスクール」の5年間の指定終了後、市単独事業として、継続実施
54	海外大学進学支援プログラム(ATOP)	海外大学進学を希望する市立高校生向けの支援プログラム
55	ESD 推進校	文部科学省のユネスコ活動費補助金(SDGs 達成の担い手育成(ESD) 推進事業)を活用して、横浜市が「SDGs 達成の担い手育成」を積極 的に推進している学校として指定
56	AET	Assistant English Teacher の略。英語を母語とし、担任等を補助する講師
57	小中一貫教育推進ブ ロック	義務教育9年間の連続性のあるカリキュラムを編成し、学力向上と児童生徒指導上の課題解決等の小中一貫教育を推進する基本単位のこと。
58	併設型小・中学校ブ ロック	併設型小・中学校で構成される小中一貫教育推進ブロック
59	幼児期の終わりまで に育ってほしい姿	幼稚園、保育所、認定こども園修了時の幼児の具体的な姿であり、保育士や教員等が指導を行う際に考慮するもの。
60	併設型小•中学校	義務教育学校に準じて、教育課程の特例を活用した先進的な小中一貫 教育を行う小中学校
61	横浜版接続期カリキ ュラム	幼保小の「架け橋期」の教育の充実を図り、一人一人の多様性に配慮 した上で全ての子どもに学びや生活の基盤をはぐくむためのプログ ラム
62	スタートカリキュラ ム	幼児教育から小学校教育への円滑な接続を大切にした第 1 学年入学 当初のカリキュラム

脚注	mer.	BTI=M
番号	用語	解説 ····································
63	よこはま☆保育・教 育宣言〜乳幼児の心 もちを大切に〜	保育の質の向上に向け、横浜の保育・教育施設の全ての職員が、乳幼児期の子どもに対して何を大切にして子どもたちと関わるかの基本となるものとして策定
64	英語村   	児童約20人に対し、1名のAETが、各学校を会場に半日単位や、 一日単位で実施する英語の活動。原則としてひとつの学校に4名の AETが派遣される。
65	スーパーイングリッ シュプログラム	中学校に複数の AET(生徒6人に対し一人の AET)を配置し、英語でコミュニケーションを図る機会を設定する取組
66	IUI	International Understanding Instructor の略。外国の生活や文化を英語で紹介する外国出身の講師
67	よこはま子ども国際 平和スピーチコンテ スト	国連で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)に基づき、「国際 平和のために、自分がやりたいこと」をテーマに、市内の小中学生が 自分の意見をスピーチするコンテスト
68	よこはま子どもピー スメッセンジャー	「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」の本選で、市長賞を 受賞した小学生2名と中学生2名。横浜市の代表としてニューヨーク の国際連合本部へ派遣され、ピースメッセージを届ける等の活動を行 う。
69	横浜ラウンド制	年間に教科書等を複数回反復使用し、「聞く・話す・読む・書く」の4 技能をバランスよく学ぶことで、一人ひとりに合った外国語の表現が できることを目指す指導法
70	横浜市英語教材デジ タルプラットホーム	教育課程推進室のウェブページに、小学校、中学校向けの指導案やピクチャーカード、授業の参考となる動画、文科省等へのリンク等を整備したもの。
71	自分づくり(キャリ ア)教育	横浜市では、学校と社会が一丸となって未来を生きていく力をつける ために行っているキャリア教育のことを「自分づくり(キャリア)教 育」と呼び、社会や集団の中での自分の役割を意識し、児童生徒が自 分らしい生き方を考えることを大切にしている。
72	はまっ子未来カンパ ニープロジェクト	地域、企業、関係機関等と連携・協働し、起業体験に関する学習を行う中で、子どもの社会参画や地域貢献に対する意識を高める取組
73	ESD 推進コンソーシ アム	全ての横浜市立学校で、ESD の理念に基づく教育が広がるように、多様な組織が参加・連携した共同体
74	ステークホルダー	SDGs 達成の担い手育成に主体的かつ継続的に取組に関わる、教育委員会や学校と連携・協働する組織等(推進協力者)
75	子どもの社会的スキ ル横浜プログラム	暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、 横浜市教育委員会が平成 19 年に開発した教員用の指導ツール。子ど もたちがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に付ける ための「指導プログラム」と、教員が子どもの個々や集団の状況を把 握するための「Y-P アセスメント」で構成されている。
76	豊かな心の育成推進校	自校の「豊かな心の育成推進プラン」や「道徳教育全体計画・別葉」 を活用し、道徳科を要として、学校の教育活動全体を通じて行う道徳 教育の実践研究を行う学校。各区から、小学校、中学校を各1校ずつ 選出。令和4年度より「道徳授業力向上推進校」から名称変更
77	人権教育実践推進校	「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校を目指す「人権尊重の精神を基盤とする教育(人権教育)」の研究と実践をし、横浜市、区の人権教育の牽引役的役割を果たすため、原則2年間委嘱。中学校

脚注 番号	用語	解説
		は各区1校、小学校は中学校と同じ小中一貫教育推進ブロックの学校、高等学校は1校、特別支援学校は1校となっている。
78	道徳教育推進教師	校長の方針の下、教職員全員が取り組む道徳教育全体計画の作成や保護者・地域との連携体制の整備等に取り組むため、市立学校の主幹教諭等、道徳教育を中心になって推進する教師。令和3年度より高等学校にも配置
79	いじめの認知件数に 関する国の見解	文部科学省「平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて(依頼)」(27 初児生第 26 号、平成 27 年 8 月 17 日付)
80	横浜子ども会議	子ども主体のいじめ未然防止の取組として、全市立小学校・中学校・ 義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒が主体となって、 年間を通じて行うもの。各学校と小中一貫教育推進ブロックで「だれ もが安心して生活できるよう、いじめの問題に向き合い、自ら解決し ようとする子ども社会」を目指して話し合いと具体的な取組を進め る。
81	小中一貫型カウンセ ラー	中学校と同一学区にある小学校へ同じカウンセラーを派遣する横浜 独自の制度
82	スーパーバイザー	SC に SSW に指導・助言を行う SC または SSW
83	後補充非常勤講師を 常勤化	横浜市では専任の授業を代替する非常勤講師を配置しているが、それ に代わりフルタイムの教員を任用すること。
84	部活動コーディネー ター	生徒及び顧問教職員等に、部活動ガイドラインで規定された活動時間内で実践可能な指導を通して、生徒のパフォーマンス向上やけがをしない体づくりなど、短時間で効率的な活動計画の作成等に資する指導・助言を行う。
85	地域学校協働活動の 様々な実践	キャリア教育、地域防災マップづくり、授業や放課後の学習支援、登下校や校外学習時の見守り、図書室を活用した読書活動、カリキュラムづくりへの参画など内容は多岐にわたる。
86	社会に開かれた教育課程	学校教育を通じてより良い社会を創るという目標を学校と社会とが 共有し、地域と連携・協働しながら、これからの社会を創り出してい く子どもたちの資質・能力をはぐくむ教育課程
87	よこはま学援隊	学校の校舎、校門や通学路における見守り活動等を行う、保護者や地域住民のボランティア
88	指導主事	教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門事項の指導に関する 事務に従事する、教育委員会におかれる職
89	統括スクールソーシ ャルワーカー	スクールソーシャルワーカーを統括し、高い専門性をもってスクール ソーシャルワーカーへの助言・指導や人材育成等を行う専門職
90	放課後等デイサービ ス	学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く。)に就学している障害児を対象とし、学校授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇支援などを提供するサービス
91	健康課題	令和4年度から実施された高等学校の学習指導要領では、保健体育科において精神疾患やがんを含めた生活習慣病などの現代的な健康課題の解決に関わる内容を扱うこととされている。
92	要保護児童対策地域協議会	要保護児童等(虐待を受けている子ども等)の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした協議会

脚注		
番号	用語	解説
93	ミドルリーダー	学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすこ
		とが期待される教職員
94	メンターチーム	複数の先輩教職員が複数の初任者や経験の浅い教職員の仕事、活動、
		成長を支援することで、相互の人材育成を図るシステム
95	よこはま教師塾「ア	横浜市の教員志望者を対象に、「横浜市人材育成指標」に基づいた教職
	イ・カレッジ」	員に求められる資質・能力を養成
96	人材育成指標	管理職及び教職員としての、職責、経験及び適性に応じて向上を図る
		べき資質に関する指標
97	キャリアプランニン	横浜型初任者研修及び中堅教員研修において、いきいきと働き学び続
	グ研修	けるといった視点でプランを立て実践する研修
98	働き方分析ツール	自校の働き方における現状を、意識、風土等の働き方の要因と考えら
		れる視点から、可視化できるツール
99	屋根貸し自家消費型	設備設置事業者(PPA事業者)が施設に太陽光発電設備を設置し、施
	スキーム PPA 事業	設側は設備で発電した電気を購入する契約
100	学級編制に係る法改	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
	正	の一部を改正する法律
101	社会教育	「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及
		び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーショ
		ンの活動を含む。)」(社会教育法第2条)を指し、教育活動の一つと
	11.0 25.	して捉えられている。
102	社会教育士制度	国が定める社会教育主事養成課程または社会教育主事講習を修めた
		者に、与えられる称号であり、環境、福祉、まちづくり等、多様な分
		野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる
100	A 40 80 0 7 + 0 80	役割が期待されている。
103	全 18 館のうち6館	港北図書館築 60 年、山内図書館築 45 年、戸塚図書館築 44 年、鶴
		見図書館築 42 年、金沢図書館築 42 年、保土ケ谷図書館築 40 年(令
101		和4年4月1日時点)
104	ヨコハマ e アンケー	市内在住の 15 歳以上の方を対象にメンバー募集し、市政に関するア
	-	ンケートにインターネットで御回答いただく。ただし、母集団を特定
40E		し回答者を無作為抽出して実施する世論調査ではない。
105	図書取次サービス	図書館の蔵書を、駅前等の身近で便利な場所でも利用できるサービスのこと。
100	1 7-1 3/7	
106	レファレンス	利用者の調べものの相談に対し、資料・情報等の提供や関連機関の紹介、文献復写の取物ぎなど情報はその支援を行うせ、ビス
107	⇔ ⇔ ⇔ ⇔ ⇔	介、文献複写の取次ぎなど情報入手の支援を行うサービス
107		学校図書館の運営補佐、環境整備、授業支援などを担当する職員
108	視覚障害者等が利用しかすい電子書籍等	デイジー図書、音声読み上げ対応の電子書籍等。デイジー(DAISY) とは、「Digital Accessible Information System」の略で、本の内容
	ひですり电丁音相守	をデジタル化し、パソコン等で音声読み上げができるようにしたも
		の。目次を付けたり、検索をすることが可能である。
109	テキストデイジー	デイジー図書の1つで、図書の文字情報をデジタル化し、パソコン等
109		で音声読み上げができるようにしたもの。
110	歴史文化	文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったもの。
110	止入へ口	人になって、ころことは、この女がことでは、これのことのこと

# 5 用語一覧(50音順)

用語	解説
あ行	
ICT 活用指導力向上の ための研修 navi	全教職員に配付した「ICT 活用指導力向上のための研修」について受講方法や研修体系を掲載したリーフレット
IUI	International Understanding Instructor の略。外国の生活や文化を英語で紹介する外国出身の講師
アットホームスタディ	外出が難しい状態の児童生徒にオンライン学習教材のアカウントを発行、 家庭での教育機会の確保及び学習の定着を目指す。
後補充非常勤講師を常 勤化	横浜市では専任の授業を代替する非常勤講師を配置しているが、それに代わりフルタイムの教員を任用すること。
ESD 推進校	文部科学省のユネスコ活動費補助金(SDGs 達成の担い手育成(ESD) 推進事業)を活用して、横浜市が「SDGs 達成の担い手育成」を積極的に 推進している学校として指定
ESD推進コンソーシアム	全ての横浜市立学校で、ESD の理念に基づく教育が広がるように、多様な組織が参加・連携した共同体
eラーニング	ウェブ上で必要な知識等を学習できるシステム
いじめの認知件数に関 する国の見解	文部科学省「平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて(依頼)」(27 初児生第 26 号、平成27 年 8 月 17 日付)
インクルーシブ教育シ ステム構築の考え方	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。
英語村	児童約20人に対し、1名のAETが、各学校を会場に半日単位や、一日単位で実施する英語の活動。原則としてひとつの学校に4名のAETが派遣される。
AET	Assistant English Teacher の略。英語を母語とし、担任等を補助する 講師
OJT	On the Job Training の略(日常の業務を通した職場教育)
か行	
海外大学進学支援プロ グラム(ATOP)	海外大学進学を希望する市立高校生向けの支援プログラム
外国語補助指導員	日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校に配置され、児童 生徒・保護者の母語を用いた支援を行うネイティブスピーカーの指導員
「学力」	学校教育法で定義される広義の学力ではなく、横浜市学力・学習状況調査 における、学習の理解や習熟の状況を指す。
学力	学校教育法第 30 条第2項で定義されるもの。一般に「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」と表現されている。
学力向上アクションプ ラン	「横浜市子ども学力向上プログラム」に基づき、「横浜市学力・学習状況調査」結果を活用し、各学校が子どもの状況等を踏まえて作成した、学力向上に向けた具体的な目標や取組
学力層	各教科について、横浜市の当該学年の児童生徒全体を、人数がほぼ等しくなるよう正答率で四分割したもの。正答率が同じ児童生徒が多数いるため、学力層は完全に25%ずつにはならない。
学級編制に係る法改正	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一 部を改正する法律
学校・地域コーディネー ター(地域学校協働活動 推進員)	地域と学校が連携・協働するために、地域と学校をつなぐ役割を担うボランティア。横浜市は平成 19 年度から「学校・地域コーディネーター」と呼び、平成 29 年からは社会教育法で規定された「地域学校協働活動推進員」として委嘱

用語	解説
学校運営協議会	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域住民や保護者等が一定の権限と責任をもち、それぞれの立場で当事者として活動し、学校運営に参画する仕組み。一定の権限とは、①校長の定める学校運営の基本方針を承認すること(必須)、②学校運営に関して教育委員会や校長に意見を述べること(任意)、③教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べること(任意)の3点
学校司書 家庭訪問による学習支援 等事業(アウトリーチ)	学校図書館の運営補佐、環境整備、授業支援などを担当する職員 外出が難しい状態の児童生徒にオンライン学習教材等を活用し学習支援 を行う事業(民間教育施設委託事業)
キャリアプランニング 研修	横浜型初任者研修及び中堅教員研修において、いきいきと働き学び続けるといった視点でプランを立て実践する研修
教育研究会	市立学校の教職員が教科等ごとに学習指導の充実を図るため、任意で参加する研究会組織
健康課題	令和4年度から実施された高等学校の学習指導要領では、保健体育科において精神疾患やがんを含めた生活習慣病などの現代的な健康課題の解決に関わる内容を扱うこととされている。
校内ハートフル事業	不登校傾向にある生徒への支援強化のため、中学校の特別支援教室等に支援員を配置
国際教室	日本語指導が必要な児童生徒が一定数以上在籍する学校に設置される国際教室担当教員が日本語指導、教科指導、生活適応指導等を行う教室
国立教育政策研究所による調査	国立教育政策研究所プロジェクト研究「高度情報技術の進展に応じた教育革新に関する研究」調査時期:令和3年7月~10月 調査対象:横浜市小学校23校(4~6年生)、中学校15校(1~3年生)の学級担任
子どもの社会的スキル 横浜プログラム	暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が平成 19 年に開発した教員用の指導ツール。子どもたちがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に付けるための「指導プログラム」と、教員が子どもの個々や集団の状況を把握するための「YーPアセスメント」で構成されている。
個別支援学級	障害種ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を 行う学級。国の「特別支援学級」に相当する学級
さ行	
視覚障害者等が利用し やすい電子書籍等	デイジー図書、音声読み上げ対応の電子書籍等。デイジー(DAISY)とは、「Digital Accessible Information System」の略で、本の内容をデジタル化し、パソコン等で音声読み上げができるようにしたもの。目次を付けたり、検索をすることが可能である。
児童支援•生徒指導専任 教諭	いじめや不登校等の課題に対応するため、児童生徒指導の学校内での中心 的役割や関係機関及び地域との連携窓口を担う教諭
指導主事	教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門事項の指導に関する事務 に従事する、教育委員会におかれる職
自分づくり(キャリア) 教育	横浜市では、学校と社会が一丸となって未来を生きていく力をつけるために行っているキャリア教育のことを「自分づくり(キャリア)教育」と呼び、社会や集団の中での自分の役割を意識し、児童生徒が自分らしい生き 方を考えることを大切にしている。
社会教育	「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)」(社会教育法第2条)を指し、教育活動の一つとして捉えられている。
社会教育士制度	国が定める社会教育主事養成課程または社会教育主事講習を修めた者に、 与えられる称号であり、環境、福祉、まちづくり等、多様な分野における 学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待され ている。

用語	解説
社会に開かれた教育課程	学校教育を通じてより良い社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、地域と連携・協働しながら、これからの社会を創り出していく子ども たちの資質・能力をはぐくむ教育課程
小中一貫型カウンセラー	中学校と同一学区にある小学校へ同じカウンセラーを派遣する横浜独自 の制度
小中一貫教育推進ブロ ック	義務教育9年間の連続性のあるカリキュラムを編成し、学力向上と児童生 徒指導上の課題解決等の小中一貫教育を推進する基本単位のこと。
情報活用能力	コンピューター等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、さらに、基本的な操作技能やプログラミング的思考、情報モラル、統計等に関する資質・能力等も含むもの。
情報教育推進プログラム	学校と教育委員会とが連携し、計画的に情報教育を推進し、子どもの情報 活用能力を育成するための指針
職員室業務アシスタント	職員室における事務的な業務(印刷、電話対応等)をサポートする会計年 度任用職員
人権教育実践推進校	「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校を目指す「人権尊重の精神を基盤とする教育(人権教育)」の研究と実践をし、横浜市、区の人権教育の牽引役的役割を果たすため、原則2年間委嘱。中学校は各区1校、小学校は中学校と同じ小中一貫教育推進ブロックの学校、高等学校は1校、特別支援学校は1校となっている。
人材育成指標	管理職及び教職員としての、職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき 資質に関する指標
スーパーイングリッシュ プログラム	中学校に複数の AET(生徒6人に対し一人の AET)を配置し、英語でコミュニケーションを図る機会を設定する取組
スーパーサイエンスハ イスクール(SSH)	将来の国際的な科学技術関係人材の育成を図ることを目的とした文部科学省事業。当該校は、令和2年度に3度目の再指定を受けて継続実施(指定期間:令和2年度~令和6年度末)
スーパーバイザー	SC に SSW に指導・助言を行う SC または SSW。
スクールカウンセラー (SC)	学校における教育相談体制の充実を図るため、また災害や事件・事故などの被害者である児童生徒等の心のケアを行うため、各学校に配置された心理の専門家
スクールソーシャルワー カー(SSW)	社会福祉の専門的知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く 環境(家庭、地域等)に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、 問題の解決に向けて支援する専門職
スタートカリキュラム	幼児教育から小学校教育への円滑な接続を大切にした第 1 学年入学当初のカリキュラム
ステークホルダー	SDGs達成の担い手育成に主体的かつ継続的に取組に関わる、教育委員会や学校と連携・協働する組織等(推進協力者)
全 18 館のうち6館	港北図書館築 60 年、山内図書館築 45 年、戸塚図書館築 44 年、鶴見図書館築 42 年、金沢図書館築 42 年、保土ケ谷図書館築 40 年(令和4年4月1日時点)
た行	
地域学校協働活動	持続可能な地域社会をつくるために、共に子どもたちを育て、共に地域を 創るという理念に立ち、地域と学校がパートナーとして、未来を担う子ど もたちの成長を社会全体で支えていく様々な活動
地域学校協働活動の 様々な実践	キャリア教育、地域防災マップづくり、授業や放課後の学習支援、登下校 や校外学習時の見守り、図書室を活用した読書活動、カリキュラムづくり への参画など内容は多岐にわたる。
地域学校協働本部	学校が地域とつながり、緩やかなネットワークを形成して、地域学校協働活動を推進するための体制。「本部」は事務所のような特定の場所を意味するのではなく、「機能」を表している。
中期学校経営方針	学校教育目標の実現に向けた3年間の学校経営方針及び取組等を示したもの。

用語	解説
通級指導教室	一般学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の授業を一般学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別な指導を受けるための場
テキストデイジー	デイジー図書の 1 つで、図書の文字情報をデジタル化し、パソコン等で音声読み上げができるようにしたもの。
デジタル教科書	教科書の内容を電磁的に記録した教材。学校教育法の改正により、令和元 年度から、通常の紙の教科書に代えて使用が認められている。
統括スクールソーシャル ワーカー	スクールソーシャルワーカーを統括し、高い専門性をもってスクールソーシャルワーカーへの助言・指導や人材育成等を行う専門職
道徳教育推進教師	校長の方針の下、教職員全員が取り組む道徳教育全体計画の作成や保護者・ 地域との連携体制の整備等に取り組むため、市立学校の主幹教諭等、道徳 教育を中心になって推進する教師。令和3年度より高等学校にも配置
特別支援教育コーディ ネーター	特別支援教育推進のため、各学校において、特別支援教育に関する委員会 や研修の企画・運営、関係諸機関や他校との連絡・調整、保護者からの相 談窓口等の役割を担う教員
特別支援教育支援員	学校内での学習面や行動面に特別な支援を必要とする児童生徒の支援を 行うボランティア
図書取次サービス	図書館の蔵書を、駅前等の身近で便利な場所でも利用できるサービスのこと。
な行	
日本語講師	初期の日本語指導が必要な児童生徒に対して指導を行う日本語指導資格 をもった講師
日本語支援アドバイザー	各学校を訪問して、国際教室に関する支援や校内での研修等のほか、オンラインによる国際教室担当者との相談会、勉強会などを行う、国際教室での経験が豊かな職員
日本語支援拠点施設	日本語指導が必要な児童生徒・保護者等への支援であるプレクラス、学校 ガイダンス、就学前教室「さくら教室」、日本語教室等を実施する施設
は行	
ハートフルスペース	登校はできないものの外出はできる児童生徒に対して、創作活動・スポーツ体験活動等を通し、社会的自立に向けた相談や支援を行う。
ハートフルフレンド	外出が難しい状態の児童生徒の家庭に大学生等を派遣し、話し相手や遊び 相手となることで状態の緩和等を図る。
ハートフルみなみ	不登校の児童生徒が、人と関わる体験を通して、自分の意志で行動できる 力を蓄え、社会的自立に向けた生活を安心して送れるようになる居場所を 運営する事業(民間教育施設委託事業)
ハートフルルーム	登校はできないものの外出はできる児童生徒に対して、学習等を中心とした集団活動・創作・スポーツ体験活動等を通し、基礎学力の補充、学校生活への適応等を図り、社会的自立に向けた相談や支援を行う。
働き方分析ツール	自校の働き方における現状を、意識、風土等の働き方の要因と考えられる 視点から、可視化できるツール
はまっ子未来カンパニー プロジェクト	地域、企業、関係機関等と連携・協働し、起業体験に関する学習を行う中で、子どもの社会参画や地域貢献に対する意識を高める取組
非認知能力	意欲・粘り強さ・好奇心など数値で測れない感情や心の働きにかかわる能力で、テストの得点など点数や数値で可視化できる認知能力以外の能力と言われており、最近の研究では「社会情動的コンピテンシー」とも言われる。
部活動コーディネーター	生徒及び顧問教職員等に、部活動ガイドラインで規定された活動時間内で実践可能な指導を通して、生徒のパフォーマンス向上やけがをしない体づくりなど、短時間で効率的な活動計画の作成等に資する指導・助言を行う。
部活動指導員	校長の監督を受け、技術指導や引率等を行い、単独で顧問も担うことがで きる会計年度任用職員

用語	解説
プログラミング教育	児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を 行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動
併設型小•中学校	義務教育学校に準じて、教育課程の特例を活用した先進的な小中一貫教育 を行う小中学校
併設型小・中学校ブロ ック	併設型小・中学校で構成される小中一貫教育推進ブロック
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く。)に就学している障害 児を対象とし、学校授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必 要な支援や余暇支援などを提供するサービス
ま行	
ミドルリーダー	学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが 期待される教職員
メンターチーム	複数の先輩教職員が複数の初任者や経験の浅い教職員の仕事、活動、成長 を支援することで、相互の人材育成を図るシステム
や行	
屋根貸し自家消費型ス キーム PPA 事業	設備設置事業者(PPA 事業者)が施設に太陽光発電設備を設置し、施設 側は設備で発電した電気を購入する契約
豊かな心の育成推進校	自校の「豊かな心の育成推進プラン」や「道徳教育全体計画・別葉」を活用し、道徳科を要として、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の実践研究を行う学校。各区から、小学校、中学校を各1校ずつ選出。令和4年度より「道徳授業力向上推進校」から名称変更
幼児期の終わりまでに 育ってほしい姿	幼稚園、保育所、認定こども園修了時の幼児の具体的な姿であり、保育士 や教員等が指導を行う際に考慮するもの。
要保護児童対策地域協 議会	要保護児童等(虐待を受けている子ども等)の早期発見や適切な保護のため、関係者や関係機関が円滑に連携していくことを目的とした協議会
よこはま☆保育・教育 宣言〜乳幼児の心もち を大切に〜	保育の質の向上に向け、横浜の保育・教育施設の全ての職員が、乳幼児期 の子どもに対して何を大切にして子どもたちと関わるかの基本となるも のとして策定
ヨコハマ e アンケート	市内在住の 15 歳以上の方を対象にメンバー募集し、市政に関するアンケートにインターネットで御回答いただく。ただし、母集団を特定し回答者を無作為抽出して実施する世論調査ではない。
横浜型センター的機能	横浜市立学校に在籍する支援の必要な児童生徒のために、特別支援学校・ 通級指導教室・地域療育センター等が、障害種ごとの専門性を生かし、学 校のニーズに応じて行う学校支援
横浜教育支援センター	横浜市在住の不登校児童生徒に対し、社会的自立に向けた相談及び支援を 行う機関。横浜市教育委員会が設置・運営
よこはま教師塾「アイ・ カレッジ」	横浜市の教員志望者を対象に、「横浜市人材育成指標」に基づいた教職員 に求められる資質・能力を養成
横浜子ども会議	子ども主体のいじめ未然防止の取組として、全市立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒が主体となって、年間を通じて行うもの。各学校と小中一貫教育推進ブロックで「だれもが安心して生活できるよう、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会」を目指して話し合いと具体的な取組を進める。
よこはま子ども国際平 和スピーチコンテスト	国連で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)に基づき、「国際平和のために、自分がやりたいこと」をテーマに、市内の小中学生が自分の意見をスピーチするコンテスト
よこはま子どもピース メッセンジャー	「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」の本選で、市長賞を受賞 した小学生2名と中学生2名。横浜市の代表としてニューヨークの国際連 合本部へ派遣され、ピースメッセージを届ける等の活動を行う。

用語	解説
横浜市英語教材デジタ ルプラットホーム	教育課程推進室のウェブページに、小学校、中学校向けの指導案やピクチャーカード、授業の参考となる動画、文科省等へのリンク等を整備したもの。
「横浜市学力・学習状 況調査」を全面改訂	児童生徒一人ひとりの「学力」の伸びの経年変化を捉えられるようにするため、調査問題の作成に項目反応理論(IRT Item Response Theory)を導入するとともに児童生徒に個人番号を付与。また、今後は端末上で調査を実施すること(CBT Computer Based Testing)を見据えて検討
横浜市学校教育情報化 推進計画	学校教育の情報化の推進に関する法律に基づく「横浜市学校教育情報化推進計画」は、国の通知に基づき、本計画の柱1施策2ほかをもって代えることとする。
横浜市教育大綱	「横浜市教育大綱」は、市として一貫性をもって教育行政を推進するために、令和4年度以降は本計画の第1章をもって代えることが、令和3年度横浜市総合教育会議において決定された。
横浜市における GIGA スクール構想	文部科学省が提唱した「児童生徒向けの 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる」ことを目指した横浜市の構想
横浜市立学校カリキュ ラム・マネジメント要領	新学習指導要領の全面実施に向けて、各学校やブロックが自主的・自律的 に教育課程を編成・実施・評価・改善するための要領
横浜スーパーグローバ ルハイスクール (YSGH)	将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的 とした文部科学省事業「スーパーグローバルハイスクール」の5年間の指 定終了後、市単独事業として、継続実施
横浜版接続期カリキュ ラム	幼保小の「架け橋期」の教育の充実を図り、一人一人の多様性に配慮した 上で全ての子どもに学びや生活の基盤をはぐくむためのプログラム
よこはま学援隊	学校の校舎、校門や通学路における見守り活動等を行う、保護者や地域住 民のボランティア
横浜ラウンド制	年間に教科書等を複数回反復使用し、「聞く・話す・読む・書く」の4技能をバランスよく学ぶことで、一人ひとりに合った外国語の表現ができることを目指す指導法
ら行	
歴史文化	文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったもの。
レファレンス	利用者の調べものの相談に対し、資料・情報等の提供や関連機関の紹介、 文献複写の取次ぎなど情報入手の支援を行うサービス
ロイロノート・スクール	横浜市教育委員会と株式会社 LoiLo は、令和2年7月に教育活動支援に関する連携協定を締結しており、その後、令和3年6月に協定期間を延長 (延長後の連携協定期間:令和2年7月20日から令和6年3月31日)
わ行	
Y-P アセスメント	横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール
Y•Y NET	横浜市教育委員会及び横浜市立学校内ネットワーク等から構成されている横浜市教育情報ネットワーク



# 資料編

# 1 教職員意見交換会 概要

本計画が学校現場に届き、よりよい教育の実現に資するものとなるよう、全校種の教職員と意見交換会を実施しました。学校現場と教育委員会が対話を重ね、市全体で計画の3つの視点を実現していくように努めていきたいという熱い思いがあふれる時間になりました。

#### 【実施日・開催場所】

令和3年11月22日(月)·25日(木)·26日(金)・市庁舎、令和4年6月30日(木)・花咲研修室 【参加者】

小学校教職員、中学校教職員、高等学校教職員、特別支援学校教職員、児童支援・生徒指導専任、 養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SSW、SC、学校事務職員、副校長(学校管理職)

## ◆「一人ひとりを大切に…」

#### くこれまでの取組・課題>

学校では、日々の教育活動を通じて、児童生徒一人ひとりを大切にしてきました。さらに、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒等に対し、複数で見守る体制の充実や、ICTを活用した学びの支援、個別支援教室、特別支援教室、国際教室の設置など、個別支援に取り組んできました。多様なニーズに対応するために、人員の確保だけでなく、教職員の質の向上が求められています。

#### くこれからさらに必要とされる取組>

- ●更なる子ども一人ひとり、個々の内面理解
- ●合理的配慮の具体的な取組の推進
- ●多様なニーズに対応するための人や場所などの リソースの確保
- ●在籍する教職員の育成強化
- ●これまでのやり方にこだわらない、場所や手法は もちろん、インクルーシブ教育や現代の生活に根 付いた教育活動の実践など、抜本的なこれからの 教育活動の検討

#### ◆「みんなの計画・みんなで実現」

#### くこれまでの取組・課題>

小学校の学級担任、中高等学校の部活動顧問や教科担任等、教職員は一人で抱え込みやすい環境です。そのような状況を踏まえて、校内や校外の連携を行っている学校もありますが、じっくりと時間をかけた関係者との情報共有や方向性の確認をする時間がないなど課題も多いです。

#### くこれからさらに必要とされる取組>

- ●関係者の対話や教職員の時間的余裕の創出
- ●校内支援体制を強化していくための、教職員個々 の強みを共有した人材育成を行う環境づくり
- ●学校に関心がある地域・企業と連携する仕組みづくりとコーディネーターの活用
- ●子どもたちが地域社会で生きることができるように福祉的なサポート体制

#### ◆「経験・勘×データ」

#### くこれまでの取組・課題>

横浜市学力・学習状況調査の結果を分析し、課題を把握した授業改善に取り組むとともに、日々の子どもたちの変化の見取りと Y-P アセスメントや各種アンケート結果をもとに、支援体制を構築してきました。データを蓄積してきていますが、活用しきれていない部分があるという課題があります。

#### くこれからさらに必要とされる取組>

- ●Y-P アセスメントの収集だけで終わらせず、結果を活用できる校内の仕組みの構築が必要
- ●多角的に子ども一人ひとりを把握するために、 様々なデータの統合と関わる教職員間での共有
- ●データ活用の好事例の共有と発信
- ●データで見えるものと見えないものを見極めて いく教師の視点の育成





# 2 パブリックコメントの結果

4期計画素案について、以下のとおりパブリックコメントを実施し、多くの貴重な御意見をいただきました。

#### 1 パブリックコメントの実施概要

#### (1) 実施期間

令和4年9月30日(金)~令和4年10月31日(月)

#### (2) 意見提出方法

横浜市電子申請・届出システム、電子メール、郵送、FAX

(3) 素案 概要版の配布部数

4,600部

#### (4) 周知方法

各区役所、市民情報センター、市立図書館、行政サービスコーナー、 広報よこはま、教育委員会ホームページ、ツイッター、横浜市 LINE 等

## 2 実施結果

#### (1) 意見提出状況

投稿手段	通数
電子申請	132通
メール	30 通
郵送	3通
FAX	4通
手渡し	1通
計:	170通

居住地	通数
市内	146通
市外	7通
未回答	17通
計:	170通

#### (2)項目別意見数

	項目		
計画金	計画全体		
柱1	一人ひとりを大切にした学びの推進	100件	
柱2	ともに未来をつくる力の育成	8件	
柱3	豊かな心の育成	22 件	
柱4	健やかな体の育成	55 件	
柱5	家庭・地域等の多様な主体との連携・協働	24 件	
柱6	いきいきと働き、学び続ける教職員	52 件	
柱7	安全・安心でより良い教育環境	22 件	
柱8	市民の豊かな学び	17件	
その他			
計:			

※複数の柱に関連する御意見は、内容に応じて一つの柱に振り分けています。

# (3)項目別 主な意見

項目	主な意見	意見数
計画	<ul><li>「イメージ図がとても分かりやすい。」等の3つの視点に関する賛同</li></ul>	42件
全体	• 「達成の評価が難しい」等の指標の設定に関する御意見 等	
柱1	<ul> <li>主体的・対話的で深い学びやチーム学年経営の推進に関する賛同【施策1】</li> <li>コロナ禍においても協働的な学びの充実を求めるもの【施策1】</li> <li>オンライン授業や家庭学習でのタブレット活用の要望 【施策2】</li> <li>特別支援学校に通う子ども達と地域の子ども達の交流を求めるもの【施策3】</li> <li>通級指導教室の拡充等に関する御意見【施策3】</li> <li>不登校支援の充実、関係機関とのさらなる連携に関すること【施策4】 等</li> </ul>	100件
柱2	● 持続可能な社会の創り手育成に関する賛同 等	8件
柱3	<ul><li>コロナ禍においても本物に触れる機会や体験活動に関する御意見</li><li>コロナ禍での学校生活に不安を抱く子どもへの支援を求めるもの 等</li></ul>	22 件
柱4	<ul><li>今後の中学校給食の方向性に関する御意見</li><li>学校生活における感染症への対策に関する御意見 等</li></ul>	55 件
柱5	● 福祉・医療等との連携の充実を求めるもの 等	24 件
柱6	<ul><li>教職員の増員に関する御意見</li><li>業務の負担軽減等、教職員の働き方改革の推進に関する御意見 等</li></ul>	52件
柱7	<ul><li>学校施設の建替えや設備の修繕等を求めるもの</li><li>学校規模・通学区域の適正化に関する御意見 等</li></ul>	22 件
柱8	• 図書館のさらなる充実を求めるもの 等	17件

# (4) 御意見への対応状況

対応状況	説明	意見数	割合
修正	御意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの	19件	5.4%
包含•賛同	御意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同い ただいたもの	57件	16.1%
参考	取組等の参考とさせていただくもの	265 件	74.8%
その他	本計画に関連しない意見・要望等	13件	3.7%

# 3 素案からの主な変更点

<b>-</b>	亦再答記	亦五並 (丰安)	版工 <b>处</b> (唐安)
頁 4ページ	変更箇所	変更前(素案) 小学校の学級編制標準の段階的な引き下げ(35人	修正後(原案)
4/1-5		小子校の子級編制標準の段階的な引き下げ(35 人 学級)や学校における働き方改革の推進、教育	(35人子) (35人子) (35人子) (35人子) (35人子) (35人子) (35人子)
	の主な状況変化		グデータを活用した教育DX(Digital Trans
	等	した国における政策を受け、横浜市でもより良い	formation) の推進をはじめとした国における政
	ず ◆の3つ目	教育の実現に向けた取組を推進してきました。	策を受け、横浜市でもより良い教育の実現に向け
	<b>▼</b> 003 2日	教育の夫権に同りた政権を推進してきよりた。	た取組を推進してきました。
5ページ	6 第4期構造市	 	「横浜市学力・学習状況調査」を全面改訂:児童
		生徒一人ひとりの学力の伸びの経年変化を捉えら	生徒一人ひとりの「学力」の伸びの経年変化を捉
		れるようにするため、調査問題の作成に項目反応	えられるようにするため、調査問題の作成に項目
		理論(IRT)を導入するとともに一人ひとりの児	反応理論(IRT Item Response Theory)を導
	MAP/II S	童生徒に個人番号を付与。また、今後は端末上で	入するとともに児童生徒に個人番号を付与。ま
		調査を実施すること(CBT)を見据えて検討。	た、今後は端末上で調査を実施すること(CBT
			Computer Based Testing)を見据えて検討。
			Compacer Based resting
8,9ページ	第4期横浜市教	・不登校児童生徒等 約6,600人	・不登校児童生徒 約6,600人
, -	育振興基本計画		・児童生徒数( <u>2022.</u> 5.1) <u>26万3,118</u> 人
	の3つの視点の		
	具体化に向けて	   習状況調査速報値に基づき作成	大況調査 <mark>確定値</mark> に基づき作成
	(イメージ図)		
15ページ	柱1施策1	<u>(記載なし)</u>	【新たに記載】
	現状と課題		
	●の1つ目		  質・能力をはぐくむために、探究的な学習や体験
			活動等を通じ、児童生徒同士や多様な他者と協働
			しながら学習する協働的な学びと、児童生徒が自
			己調整しながら学習する個別最適な学びの推進に
			より、主体的・対話的で深い学びの実現に取り組
			んできました。
15ページ	柱1施策1	横浜市では、平成29年に改訂された新学習指導要	平成29年には、改訂された新学習指導要領が掲げ
	現状と課題	領が掲げる、資質・能力の三つの柱を育成するべ	る、資質・能力の三つの柱を育成するべく、教育
	●の2つ目	く、教育課程の基準である「横浜市立学校 カリ	課程の基準である「横浜市立学校 カリキュラム・
		キュラム・マネジメント要領」を策定しました。	マネジメント要領」を策定しました。これに基づ
		これに基づき、各学校では、それぞれの学校らし	き、各学校では、それぞれの学校らしさを生かし
		さを生かした教育課程を編成し、主体的・対話的	た教育課程を編成し、主体的・対話的で深い学び
		で深い学び(アクティブ・ラーニング)の視点か	(アクティブ・ラーニング)の視点からの授業改
		らの授業改善に取り組んできました。	善に取り組んできました。 <u>しかし、令和2年から</u>
			は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点か
			ら、体験的な学びに十分取り組めない状況があり
			課題となっています。
15ページ	柱1施策1	授業改善に向けて、年間を通じて研修や授業研究	新型コロナウイルス感染症の影響下の中で、授業
	現状と課題	会を実施するとともに、授業におけるICT活用や	におけるICT活用や授業改善のポイントなどをま
	●の3つ目	授業改善のポイントなどをまとめた「資質・能力	とめた「資質・能力 育成ガイド」を全教員へ配付
		育成ガイド」を全教員へ <u>配付しました。</u>	<u>し、年間を通じて研修や授業研究会をオンライン</u>
			配信も活用して実施しました。
15ページ		図表タイトル「 <u>資質能力の三つの柱</u> 」	図表タイトル「新しい時代に必要となる資質・能
	現状と課題		力の育成」
	図表		

頁	変更箇所	変更前(素案)	修正後(原案)
17ページ	柱1施策1	横浜市学力・学習状況調査で示す学力レベルにお	横浜市学力・学習状況調査で示す学力レベルにお
	指標	いて、小学校6年の国語・算数、中学校3年の国	いて、小学校6年の国語・算数、中学校3年の国
	1つ目	語・数学で伸びを示した児童生徒の割合	語・数学で伸びを示した児童生徒の割合
		【直近の現状値】	【直近の現状値】
		小6 国68.1% 算63.7%	小6 <u>国67.8% 算62.7%</u>
		中3 国63.9% 数51.3% (令和4年度速報値)	中3 国64.8% 数51.0% (令和4年度)
17ページ	柱1施策1	児童生徒一人ひとりの「学力」の伸びを経年で捉	探究的な学習や体験活動を通じ、児童生徒同士ま
	主な取組1	えるために、「横浜市学力・学習状況調査」を改	たは多様な他者と協働する協働的な学びと、一人
	●の1つ目	<u>丁・実施します。また、非認知能力の可視化によ</u>	ひとりの子どもの状況に応じた個別最適な学びの
		り子どもを捉える精度の向上や効果的なICT活用	両方を全市立学校で推進し、主体的・対話的で深
		など、教育研究会 と連携した研究・発信を行うと	い学びの実現に取り組みます。このような質の高
		ともに、全ての教育課程を通じて「主体的・対話	い学びと持続可能な学校の両立を目指し、教育課
		<u>的で深い学び」の実現に取り組みます。さらに、</u>	程研究協議会や一斉授業研究会などでの研究・発
		質の高い学びと持続可能な学校の両立を目指し、	信を通じて、年間を通じて授業改善に取り組みま
		教育課程研究協議会や一斉授業研究会などでの研	₫。
		究・発信を通じて、年間を通じて授業改善に取り	
		組みます。	
17ページ	柱1施策1	国の動きを踏まえ、「横浜市学力・学習状況調	主体的・対話的で深い学びの実現に必要な子ども
	主な取組1	査」について、端末で調査を実施するCBT化につ	の主体性や学習意欲をはぐくむために、非認知能
	●の2つ目	いての検討や、企業や横浜国立大学等と連携して	力を可視化する研究を企業や横浜国立大学等と連
		<u>非認知能力を測る調査研究に取り組みます。 </u> 	<u>携し、効果的な指導法につなげます。</u>
17ページ	柱 1 施策 1	  「横浜市学力・学習状況調査」で、それぞれの学	  児童生徒一人ひとりの「学力」の伸びを経年で捉
	主な取組1	  カレベルの変容や、伸びの状況を詳しく分析しま	えるために、「横浜市学力・学習状況調査」を改
	<ul><li>●の3つ目</li></ul>	  す。各学校では児童生徒の状況や実態を踏まえて	
		「学力向上アクションプラン 」を作成し、「学	で、それぞれの学力レベルの変容や、伸びの状況
		  カ」の伸びが見られなかった児童生徒に対し、少	を詳しく分析します。各学校では児童生徒の状況
		  人数での指導等も行いながら、学力向上につなげ	や実態に <u>応じた</u> 「学力向上アクションプラン 」を
		  ます。また、放課後学習支援等により、学習習慣	ーー 作成し、「学力」の伸びが見られなかった児童生
		の確立と <u>基礎学力</u> の向上を図ります。	徒に対し、少人数での指導 <mark>や</mark> 放課後学習支援等に
			より、学習習慣の確立と <u>「学力」</u> の向上を図りま
			₫。
17ページ	柱1施策1	<u>小学校</u> 一斉授業研究会 <u>参加者数</u>	<u>小学校教育研究会が主催する</u> 一斉授業研究会 <u>に参</u>
	主な取組1		加した教員数
	想定事業量		
	2つ目		
17ページ	柱1施策1	中学校教育研究会が主催する授業研究会に参加し	中学校教育研究会が主催する授業研究会に参加し
	主な取組1	た <u>中学校教員数</u>	た <u>教員数</u>
	想定事業量		
	3つ目		
19ページ	柱1施策2	新たな教育センターの開設に向けて機能・連携の	新たな教育センターの開設に向けて機能・連携の
	施策の目標・方	強化を図るとともに、 <u>客観的なデータに基づく教</u>	強化を図るとともに、 <u>EBPM(エビデンスに基づ</u>
	向性	<u>育政策立案(EBPM)</u> を推進することで、より効	く <u>政策形成)</u> を推進することで、より効果的・効
	◆の2つ目	果的・効率的な教育活動や教育施策を実現します。	率的な教育活動や教育施策を実現します。
19ページ	柱 1 施策 2	<sup>9。</sup> (記載なし)	【新たに記載】
	脚注21	<del>  </del>	横浜市学校教育情報化推進計画:学校教育の情報
			化の推進に関する法律に基づく「横浜市学校教育
			情報化推進計画」は、国の通知に基づき、本計画
			の柱1施策2ほかをもって代えることとする。

頁	変更箇所	変更前(素案)	修正後(原案)
20ページ	柱1施策2	令和 <u>2年度</u> の教員の「ICT活用指導力実態調査」に	令和 <u>3年度</u> の教員の「ICT活用指導力実態調査」
	現状と課題	よると、横浜市は児童生徒のICT活用を指導する	によると、横浜市は児童生徒のICT活用を指導す
	●の4つ目	教員の能力が全国平均の水準とほぼ変わらない状	る教員の能力が全国平均の水準とほぼ変わらない
		況ですが、現状では、学校間での活用の差が生じ	状況ですが、現状では、学校間での活用の差が生
		ています。	じています。
21ページ	柱1施策2	<u>(記載なし)</u>	【新たに記載】
	現状と課題		写真「新たな教育センターにおける企業・大学等
	写真		との共同研究イメージ」を掲載
21ページ	柱1施策2	また、教育分野においてもEBPMの推進が求めら	また、教育分野においてもEBPMの推進が求めら
	現状と課題	れる中、「調査・研究・開発」機能を強化して実	れる中、「調査・研究・開発」機能を強化して実
	●の4つ目	行に <u>移していく</u> 必要があります。	行に移していくため、教育委員会、学校現場及び
	(3行目)		<u>教育研究会等が連携しながら取り組んで</u> いく必要
20 -0 -2"	12 4 15 75 0		があります。
22ページ	柱1施策2	「情報モラル・セキュリティの理解」「端末の基	「情報モラル・セキュリティの理解」「端末の基
	指標	本的操作」「課題解決・探究における情報活用」	本的操作」「課題解決・探究における情報活用」
	1つ目	ができると答える児童生徒の割合	ができると答える児童生徒の割合
		【直近の現状値】	【直近の現状値】
22.0° 5"	柱1施策2	- (記載なし) 校務や授業にICTを活用し、児童生徒の情報活用	<u>小6 85.1% 中3 85.4% (令和4年度)</u>   大変や短器にICTを送用し、旧音生体の情報送用
22/\-9	住 1 応東 2  指標	能力の育成に向けた指導ができると答える教職員	校務や授業にICTを活用し、児童生徒の情報活用 能力の育成に向けた指導ができると答える教職員
	12つ目	能力の自然に同りた指導ができると含える教職員の割合	能力の自然に同りた指導が Cさると含える教職員 の割合
		【直近の現状値】	【直近の現状値】
		72.8%(令和2年度)	79.1%
23ペーミン	柱1施策2	<u>72:8%(円和2年度)</u>    令和10年度の開設に向けて、新たな教育センター	<u>75.170</u>
25/\->	主な取組4	に必要な機能や設備を検討しつつ、選定事業者と	に必要な機能や設備を検討しつつ、選定事業者と
	<b>●の1つ目</b>	設計・工事に関する協議を進めていきます。	設計・工事に関する協議を進めていきます。
23ページ	柱1施策2	「横浜市学力・学習状況調査」にIRT(項目反応	「横浜市学力・学習状況調査」にIRT(項目反応
	主な取組4	理論)を取り入れるとともに、 <u>調査自体をCBT</u>	理論)を取り入れるとともに、 <u>調査を端末で実施</u>
	<ul><li>●の3つ目</li></ul>	(コンピューターでの調査の実施) 化していくこ	するCBT化の準備を段階的に進め、効果的・効率
		とで、効果的・効率的なデータ収集・分析の基盤	的なデータ収集・分析の基盤を <mark>整えていきます。</mark>
		を <u>整えていきます。また、EBPMの具体的な取組</u>	
		として、非認知能力と学力向上との関連性につい	
		て企業・大学等と連携して研究を行い、児童生徒	
		の学力向上や教員の授業改善を図ります。	
23ページ	柱1施策2	国の動きを踏まえ、「横浜市学力・学習状況調	主体的・対話的で深い学びの実現に必要な子ども
25/1-2	住1 旭泉2	直り割さて頃また、「横浜巾子力・子直仏ル詞 査」について、端末で調査を実施するCBT化につ	<b>一                                    </b>
	<b>上の4つ目</b>	いての検討や、企業や横浜国立大学等と連携して	力を可視化する研究を企業や横浜国立大学等と連
		非認知能力を測る調査研究に取り組みます。	携し、効果的な指導法につなげます。
		PERMONHINESS CINS OF MEMORY STREET, STREET, ST. ST.	DOC MXxxxの日母/Aにつらいるり。
25ページ	柱1施策3	国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を	国のインクルーシブ教育システム構築の考え方を
		踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応	踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応
	向性	え、その変化にも柔軟に対応できる多様な学びの	え、その変化にも柔軟に対応できる多様な学びの
	◆の1つ目	場の提供・充実に取り組みます。	場の提供・充実に取り組みます。 <u>あわせて、障害</u>
			<u>のあるなしにかかわらず、可能な限り子どもたち</u>
			が共に学ぶ機会の充実に取り組み、相互に認め合
			い、支え合い、誇りを持って生きられる社会を目
			<u>指します。</u>
	•		

頁	変更箇所	変更前(素案)	修正後(原案)
26ページ	柱1施策3	(記載なし)	【新たに記載】
	現状と課題		学齢期から同世代の児童生徒が交流し、共同で学
	●の10こ目		習する機会を更に充実すること、また、学校や地
			域における交流活動を支援すること等により、広
			く市民の障害等への理解を深め、地域共生社会の
			  実現に取り組む必要があります。
29ページ	柱1施策3		
	主な取組3	  め、自己選択・自己決定力を高めるなど、キャリ	  め、自己選択・自己決定力を高めるなど、キャリ
	<ul><li>●の2つ目</li></ul>	ア発達を促す教育を充実していきます。	ア発達を促す教育を充実していきます。 <mark>あわせ</mark>
			て、副学籍等の交流及び共同学習の充実に取り組
			みます。
30ページ	<u> </u>	 横浜市の <u>不登校児童生徒等</u> は令和 <u>2年度</u> に <u>6,572人</u>	横浜市の不登校児童生徒は令和3年度に6,166人と
	現状と課題	(新型コロナウイルス感染症回避のための30日以	
	●の1つ目	上欠席者885人を含む) と10年で約1.8倍に増加	も、横浜市の不登校の発生率は高い傾向にありま
		しており、全国的にみても、横浜市の不登校の発	す。
		生率は高い傾向にあります。	
30ページ	柱 1 施策 4	【不登校児童生徒数(全国・横浜市)】のグラフ	  【不登校児童生徒数(全国・横浜市)】のグラフ
	現状と課題	を令和2年度時点で作成	を令和3年度時点で作成
	図表	C Is III C I I I I I I I I I I I I I I I	C 13 III S 1/2 S MM C II /20
32ページ	<u> </u>	  横浜市では、昭和56 年に日本語教室が設置される	  構浜市では、昭和56年に日本語教室が設置される。
32 . 7	現状と課題		など、全国に先駆け日本語指導が必要な児童生徒
	●の4つ目	への支援に取り組んできており、近年も平成29年	
			に日本語支援拠点施設「ひまわり」、令和2年に
		「鶴見ひまわり」を設置したほか、国際教室担当	「鶴見ひまわり」、令和4年に「都筑ひまわり」
		教員の配置拡充等、支援の充実を図ってきまし	を設置したほか、国際教室担当教員の配置拡充
		た。	等、支援の充実を図ってきました。
35ページ	<u> </u>		横浜教育支援センターによる支援を受けている人
	主な取組1	数	数
	想定事業量	【直近の現状値】	【直近の現状値】
	1つ目	<u>約650人</u> /年	651人/年
38ページ	柱1施策5	・市立高校では、生徒一人ひとりの能力を最大限	・市立高校ではこれまで、専門学科や専門コース
	現状と課題	に伸ばす特色ある取組や各校の特色に合わせた探	の設置による多方面・多分野で活躍することがで
	<ul><li>●の4つ目</li></ul>	<u>究型学習の実施等、魅力ある学びの創出に向けた</u>	きる人材の育成、地域との連携を生かしたプログ
		取組を行ってきました。	ラムの実施、大学・企業・専門機関等と連携した
		<市立高税における主意収録>−	取組の推進、SDGs達成の担い手育成・ESD
		項目・ デ約る・ デ約る・ 金沢高松、坂丘高松、烏高松、・ 増添りイエンスフロンティア番称・	(Education for Sustainable Development) の
		専門学科・コースの作品・ 横浜郡美温校は・ブバゲ が持4、戸塚高校昌通科登をユース・ これからの建築百を扱う開業人の程の・ 横浜商業温校設料・	推進等、生徒一人ひとりの資質・能力を最大限に
		持続可能な開発のための教育 (ESD): の極雄・康高校・ 在車外国人等特別募集特・ おなど総合高校、様項商業高校園限学科・	伸ばすための様々な取組を行ってきました。取組
		外部機関との連携による連絡投車の元実・ 「キャリア」が残かり」(産業的がラー) - みひと報告運動、横浜原東高級・	を通して、全9校10課程及び別科がそれぞれに異
		中電・書教育校の 梅高校・財庫中学校。 権法サイエンスフロンティア単校・別電中学校の	なる特色を打ち出しながら、次世代を担う人材の
		・これらの取組で培った各校の特色を活かしなが	<u>育成を行い、市民にとって魅力ある市立高校づく</u>
		ら、「総合的な探究の時間」に重点的に取り組む	りを行っています。さらに、これらの取組で培っ
		ことで、「主体的・対話的で深い学び」を実現	た各校の特色を生かしながら、「総合的な探究の
		し、持続可能な社会の作り手を育むことを目指し	時間」に重点的に取り組むことで、「主体的・対
		ています。そのためには、各事業の効果検証や各	話的で深い学び」を実現し、持続可能な社会の作
		校の実情の把握等により、改善や見直し等を積極	り手をはぐくむことを目指しています。そのため
		的に図り、市立高校への指導や助言、情報提供等	には、各事業の効果検証や各校の実情の把握等に
		<u>の支援体制の充実を図っていく必要があります。</u>	より、改善や見直し等を積極的に図り、市立高校
			への指導や助言、情報提供等の支援体制の充実を
			<u>図っていく必要があります。</u>
		<del></del>	<del></del>

頁	変更箇所	変更前(素案)	修正後 (原案)
38ページ	柱1施策5	(記載なし)	・中高一貫教育校については、平成24年度に南高
	現状と課題		校、平成29年度に横浜サイエンスフロンティア高
	●の5つ目		校に附属中学校を併設し、6年間を見通した計画
			<u>的・継続的な教育活動を展開してきました。南高</u>
			校については、附属中学校の開校から10年経過し
			たため、これまでの取組の検証を行い、今後の中
			高一貫教育をより充実していく必要があります。
			横浜サイエンスフロンティア高校については、
			スーパーサイエンスハイスクールの取組を附属中
			学校まで広げて活動を展開しており、今後、教育
			内容をより充実・発展させるための検討を進めて
			<u>いく必要があります。</u>
39ページ	柱1施策5	<市立高校におけるグローバル教育・サイエンス	<市立高校におけるグローバル教育・サイエンス
	現状と課題	教育の推進に向けた取組>表中	教育の推進に向けた取組>表中
	●の1つ目	・国際交流の促進	・国際交流の促進
		みなと総合高校、南高校、東高校、横浜商業高	東高校、横浜サイエンスフロンティア高校、みな
		校、横浜サイエンスフロンティア高校、金沢高	と総合高校、横浜商業高校、南高校、桜丘高校、
		校、桜丘高校	金沢高校
40ページ	柱1施策5	時代や市民ニーズに対応した魅力ある高校教育を	時代や市民ニーズに対応した魅力ある高校教育を
	主な取組2	推進していくために、生徒一人ひとりの能力を <u>最</u>	推進していくために、生徒一人ひとりの能力を <mark>最</mark>
		大限伸ばす教育の充実や専門コース等による各校	大限に伸ばす教育の充実や専門コース等による各
		の特色を活かした取組を行います。 <u>また、ICT を</u>	校の特色を生かした取組を行います。
		活用しながら社会の情勢に合わせた形で、取組を	
		<u>推進します。</u>	
		【具体的な取組】	【各校が育成を目指す資質・能力や人材と具体的
		<u>進学指導重点校:金沢高校、桜丘高校、南高校、</u>	な取組 <mark>等</mark> 】
		横浜サイエンスフロンティア高校	東高校:持続可能な社会の実現に貢献できる人材
		スーパーサイエンスハイスクール(SSH): 横浜	の育成(ユネスコスクール、ESD推進校)
		サイエンスフロンティア高校	横浜サイエンスフロンティア高校:世界に貢献で
		横浜スーパーグローバルハイスクール	きるサイエンスリーダーの育成(中高一貫教育の
		(YSGH):横浜サイエンスフロンティア高校、南	
		高校	みなと総合高校:社会の課題に対応できるグロー
		特色ある学科・コース等:横浜商業高校(国際学	バルな視点をもった人材の育成(総合学科、国際
		科、スポーツマネジメント科、別科(理容科・美	<u>交流)</u>   株式会界高校・東明八野に家にまるよけの会所
		容科))	横浜商業高校:専門分野に寄与する人材の育成
		戸塚高校(普通科音楽コース) ECD 推進校・東京校	(商業科・スポーツマネジメント科・国際学科に
		<u>ESD 推進校:東高校</u>  中高一貫教育校:南高校、横浜サイエンスフロン	よる学科横断的探究活動の推進)
		中高一員教育校: 附高校、横浜リイエンスプロン   ティア高校	個共商業高校が付:理美谷がをリート9 る職業人の育成(理容科・美容科・ダブルライセンスクラ
		<u>プイア同格</u>    教員養成講座:桜丘高校(令和5年度開講予定)	ス)
		2000度の関係・12年間は(12年2月間時)がた)	<u>〜</u>  横浜総合高校:社会で自立する力の育成(総合学
			科、三部制による生徒個々のニーズに合わせた教
			育活動)
			南高校:国際社会で活躍できるグローバル人材の
			一 育成(中高一貫教育の検証・充実、YSGH、進学指
			<u> </u>
			世丘高校: 多様化する社会で活躍できる人材の育
			成(教員養成講座(令和5年度開講)、進学指導
			<u>重点校)</u>
I	1	I	ı

頁	変更箇所	変更前(素案)	修正後(原案)
			金沢高校:学際的な学問分野に関わる資質・能力
			の育成(横浜市立大学との連携事業、進学指導重
			<u>点校)</u>
			戸塚高校(全日制):豊かな社会生活に貢献する人
			材の育成(地域・外部機関との連携推進、普通科
			一般・音楽コース)
			戸塚高校(定時制): 社会で自立する力の育成(4
			年間での「確かな学力」「社会人としての基礎
			力」の育成)
41ページ	柱1施策5	グローバル <u>&amp;</u> サイエンス教育の推進	グローバル <mark>教育・</mark> サイエンス教育の推進
	主な取組3		
	取組名		
41ページ	柱1施策5	国際交流プログラム: みなと総合高校、南高校、	国際交流プログラム:東高校、横浜サイエンスフ
	主な取組3	東高校、横浜商業高校、横浜サイエンスフロン	ロンティア高校、みなと総合高校、横浜商業高
	【具体的な取	<u>ティア高校、金沢高校、桜丘高校</u>	校、南高校、桜丘高校、金沢高校
	組】の部分		
41ページ	柱1施策5	日本語指導が必要な生徒等への学習支援: みなと	日本語指導が必要な生徒等への学習支援:東高
	主な取組4	総合高校、横浜商業高校、横浜総合高校、東高校	校、みなと総合高校、横浜商業高校、横浜総合高
	【具体的な取	産業カウンセラーの配置:横浜総合高校、戸塚高	
	組】の部分	校定時制、みなと総合高校、横浜商業高校	産業カウンセラーの配置: みなと総合高校、横浜
			商業高校、横浜総合高校、戸塚高校(定時制)
46ページ	柱2施策1	  中学校では、4技能を繰り返し学びながら「豊か	中学校では、4技能を繰り返し学びながら「豊か
	主な取組1	なインプットと個に応じたアウトプット」を行	なインプットと個に応じたアウトプット」を行
	●の3つ目	う、「横浜ラウンドシステム」 の指導法を横浜市	
		に発信し、「聞く・話す・読む・書く」の4技能	「聞く・話す・読む・書く」の4技能をバランス
		をバランスよく育みます。	よくはぐくみます。
46ページ	柱2施策1	横浜ラウンドシステム:年間に教科書等を複数回	
	脚注69	反復使用し、「聞く・話す・読む・書く」の4技	用し、「聞く・話す・読む・書く」の4技能をバ
		能をバランスよく学ぶことで、一人ひとりに合っ	ランスよく学ぶことで、一人ひとりに合った外国
		た外国語の表現ができることを目指す <u>指導法。</u>	語の表現ができることを目指す <mark>指導法</mark>
50ページ	柱2施策2	学習を通して見いだした地域や社会の課題を自分	学習を通して見いだした地域や社会の課題を自分
	指標	たちで解決できると思う児童生徒の割合	たちで解決できると思う児童生徒の割合
		【直近の現状値】	【直近の現状値】
		_ (記載なし)_	<u>小4~6 平均69.3%</u>
			<u>中1~3 平均62.1%</u>
			<u>(令和4年度)</u>
		【目標値】	【目標値】
		小4~6 平均 <u>60%</u>	小4~6 平均 <u>72%</u>
		中1~3 平均 <u>40%</u>	中1~3 平均 <u>65%</u>
50ページ	柱2施策2	<u>(記載なし)</u>	【新たに記載】
	主な取組1		学校全体でSDGs達成の担い手育成(ESD)を
	●の3つ目		目指した教育活動ができるよう、ESD推進校の
			実践事例の紹介を全校に向けて行います。
52ページ	柱3施策1	社会の状況が大きく変化し、人間関係の希薄化や	社会の状況が大きく変化し、人間関係の希薄化、
	現状と課題	子どもの背景の複雑化、多様化など、これまで見	子どもの背景の複雑化、多様化など、これまで見
	●の2つ目	えていなかった人権課題の顕在化などが指摘され	えていなかった人権課題の顕在化に加え、コロナ
		ています。	<mark>禍における不安やストレス</mark> などが指摘されていま
			す。

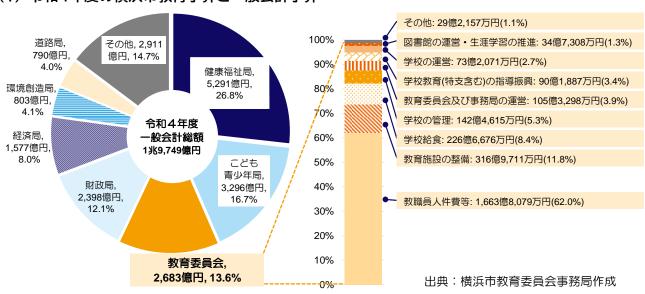
頁	変更箇所	変更前(素案)	修正後(原案)
53ページ	柱3施策1	豊かな心を育成するため、オーケストラやバレエ	豊かな心を育成するため、オーケストラやバレエ
	現状と課題	の鑑賞など音楽・舞台芸術体験を通して感性を磨	の鑑賞など音楽・舞台芸術体験を通して感性を磨
	●の5つ目	き、心豊かに生きていこうとする資質や能力を <u>育</u>	き、心豊かに生きていこうとする資質や能力を <mark>は</mark>
		<u>む</u> とともに、市内文化施設や芸術団体等がコー	<u>ぐくむ</u> とともに、市内文化施設や芸術団体等が
		ディネーターとして、様々な分野で活躍する芸術	コーディネーターとして、様々な分野で活躍する
		<u>家</u> と学校をつなぎ、子どもが「本物」に触れる機	<u>アーティスト(芸術家)</u> と学校をつなぎ、子ども
		会を創出しています。	が「本物」に触れる機会を創出しています。
55ページ	柱3施策1	学校に <u>アーティスト</u> を派遣する芸術文化教育プロ	学校に、音楽・演劇・ダンス・美術・伝統芸能な
	主な取組4	グラムのほか、オーケストラ鑑賞「心の教育ふれ	どの分野で活躍しているアーティスト(芸術家)
	●の1つ目	あいコンサート」や、バレエ鑑賞「心の教育バレ	を派遣する芸術文化教育プログラムのほか、オー
		工の世界」など、様々な取組を推進します。	ケストラ鑑賞「心の教育ふれあいコンサート」
			や、バレエ鑑賞「心の教育バレエの世界」など、
			様々な取組を推進します。
55ページ	柱3施策1	<u>(記載なし)</u>	【新たに記載】
	主な取組4		各学校では、校外の豊かな自然や文化に触れる体
	●の3つ目		験的な集団活動(遠足、宿泊体験学習、自然教
			室、修学旅行等)を通して、学校における学習活
			動を充実発展させるとともに、子どもが自然や文
			化に関心をもったり、より良い人間関係を築こう
			とする態度を養ったりする学習に取り組んでお
			り、教育委員会として引き続き支援していきま
			<b>5</b> .
56ページ	柱3施策2		横浜市のいじめの認知件数は、令和3年度で <u>7,556</u>
	現状と課題	<u>件(暫定値)</u> と増加傾向です。	<mark>件</mark> と増加傾向です。 
	●の1つ目		A 110 fr to a 72% to 12 fr to
56ページ	柱3施策2		令和3年度の不登校児童生徒数は、 <u>6,616人</u> であ
	現状と課題		
	●の5つ目	しなかった児童生徒885人を入れると6,572人で	に増加しています。
		あり、この10年で <u>約1.72倍(平成22年度3,815</u>	
56~~~~	柱 3 施策 2	人)に増加しています。 学校内で発生した暴力行為は、令和2年度4,845件	学校内で発生した暴力行为は、会和3年度5010
	現状と課題	と前年度から339件(6.5%)減少しました。小学	
	<b>●</b> の6つ目	校では生徒間暴力が126件(3.9%) 増加し、中学	
		校では前年度から全ての形態で暴力行為が減少	中学校では生徒間暴力が176件(34.4%)増加
		し、暴力行為の総件数は7年連続で減少傾向が続	し、暴力行為の総件数は8年ぶりに増加しまし
		いています。	た。
60ページ	柱 4 施策1	薬物乱用防止、喫煙防止、飲酒防止に関する教育	薬物乱用防止、喫煙防止、飲酒防止に関する教育
	現状と課題	を引き続き推進し、また、学校医、横浜市医師	を引き続き推進し、また、学校医、横浜市医師
	●の7つ目	会、学校薬剤師、横浜市薬剤師会と連携を深める	会、学校薬剤師、横浜市薬剤師会と連携を深める
		とともに、社会状況等の変化に伴う健康課題(心	とともに、感染症対策の徹底や、社会状況等の変
		の健康、性に関する問題、感染症、依存症等)の	化に伴う健康課題(心の健康、性に関する問題、
		解決に向け、児童生徒の適切な意思決定や行動選	感染症、依存症等)の解決に向け、児童生徒の適
		択につながる健康教育の充実を推進する必要があ	切な意思決定や行動選択につながる健康教育の充
		ります。	実を推進する必要があります。
<u> </u>	<u> </u>	1 = - 2 4	

頁	変更箇所	変更前(素案)	修正後(原案)
61ページ	柱4施策1	(記載なし)	【新たに記載】
	現状と課題		新型コロナウイルス感染症については、市中の感
			染拡大に伴って、市立学校児童生徒の感染も増加
			しており、学校教育活動に大きな影響を及ぼして
			います。令和2年3月から、学校は全国一斉臨時
			休校となり、6月から分散登校や時差通学等によ
			り、段階的に教育活動を再開しました。また、令
			和3年度には、いわゆる第5波の影響による感染
			者の増加を受け、夏季休業明けから8月31日まで
			臨時休業を行いました。令和4年1月からのいわ
			ゆる第6波の影響では、オミクロン株の感染拡大
			に伴う教育委員会の対応として、学校内における
			感染拡大防止を図りながら、学びの保障や児童生
			徒の「居場所」の確保の観点から、より必要な範
			囲、期間に限定して学級閉鎖を実施しています。
			今後も子どもたちが安心して学校生活を送れるよ
			う、各教科の状況に応じた感染症対策、行事の工
			夫等、学校教育活動の継続に向けて、新型コロナ
			ウイルス感染症をはじめとしたあらゆる感染症対
			策に引き続き取り組んでいく必要があります。
62ページ	柱4施策1	体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わら	体力や技能の程度、性別や障害の有無等に関わら
	指標	ず、多様な人と運動・スポーツを楽しみたいと思	ず、多様な人と運動・スポーツを楽しみたいと思
	2つ目	う児童生徒の割合	う児童生徒の割合
		【直近の現状値】	【直近の現状値】
		<u>- (記載なし)</u>	<u>85%(令和4年度)</u>
		【目標値】	【目標値】
		<u>70%</u>	<u>88%</u>
63ページ	柱4施策1	児童生徒の生涯の健康づくりの基盤となる健康教	児童生徒の生涯の健康づくりの基盤となる健康教
	主な取組5	育 <u>を推進します。</u>	育の推進や、感染症対策に引き続き取り組みま
	<ul><li>●の1つ目</li></ul>		<u>す。</u>
65ページ	柱5施策1	グラフ「学校・地域コーディネーターの推移」	グラフ「学校・地域コーディネーターの推移」
	現状と課題	H29:配置校数 236校、養成人数 <u>798人</u>	H29:配置校数 236校、養成人数 <u>799人</u>
	グラフ	H30:配置校数 267校、養成人数 <u>919人</u>	H30:配置校数 267校、養成人数 <u>920人</u>
		R1:配置校数 <u>315校</u> 、養成人数 <u>1,056人</u>	R 1:配置校数 <u>313校</u> 、養成人数 <u>1,057人</u>
		R 2 :配置校数 <u>335校</u> 、養成人数 <u>1,150人</u>	R 2 :配置校数 <u>334校</u> 、養成人数 <u>1,151人</u>
		R3:配置校数 <u>368校</u> 、養成人数 1,278人	R3:配置校数 <u>369校</u> 、養成人数 1,278人
66ページ	柱5施策1	学校・地域コーディネーター(地域学校協働活動	学校・地域コーディネーター(地域学校協働活動
	主な取組1	推進員)養成人数	推進員)養成人数
	想定事業量	【直近の現状値】	【直近の現状値】
	3つ目	<u>1,277人</u> (累計)	<u>1,278人</u> (累計)
68ページ	柱5施策2	障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対	障害等により特別な支援が必要な児童生徒に対
	現状と課題	し、それぞれの地域で切れ目のない支援を行うた	し、それぞれの地域で切れ目のない支援を行うた
	●の5つ目	め、幼稚園・保育園や地域療育センター等と就学	め、幼稚園・保育園や地域療育センター等と就学
		前段階からの連携を一層強化し、引き続き、一人	前段階からの連携を一層強化し、引き続き、一人
		ひとり異なる子どもの教育的ニーズを丁寧に <u>引き</u>	ひとり異なる子どもの教育的ニーズを丁寧に引き
		<u>継ぎ</u> スムーズな学校生活に移行することが必要で	<u>継ぎ、</u> スムーズな学校生活に移行することが必要
		す。また、増加している放課後等デイサービスな	です。また、増加している放課後等デイサービス
		ど障害児通所支援事業所等との <u>相互理解の促進</u> 等	など障害児通所支援事業所等と支援に関する計画
		の取組も求められています。	<mark>を連携させる</mark> 等の取組も求められています。

頁	変更箇所	変更前(素案)	修正後(原案)
	柱5施策2 主な取組1 ●の6つ目 柱5施策2 主な取組1 ●の7つ目	小中学校等での日常的な医療的ケアが必要な児童生徒に対する <u>訪問看護師</u> の派遣や、肢体不自由特別支援学校への看護師の配置拡充など、医療的ケアが必要な児童生徒の受入体制充実に取り組みます。 医療的ケア児・者、重症心身障害児・者等とその家族の生活を支援するため、関係局(こども青少年局、健康福祉局、医療局、教育委員会事務局)	小中学校等での日常的な医療的ケアが必要な児童生徒に対する看護師の派遣や、肢体不自由特別支援学校への看護師の配置拡充など、医療的ケアが必要な児童生徒の受入体制充実に取り組みます。 医療的ケア児・者、重症心身障害児・者等とその家族の生活を支援するため、関係局(こども青少年局、健康福祉局、医療局、教育委員会)が連携
		が連携して、多機能型拠点の整備や医療・福祉・教育等の多分野にわたる相談・調整を行うコーディネーターの養成・配置、支援に必要な知識・技術の普及啓発を行う支援者の養成等に <u>取り組みます。</u>	して、多機能型拠点の整備や医療・福祉・教育等の多分野にわたる相談・調整を行うコーディネーターの養成・配置、支援に必要な知識・技術の普及啓発を行う支援者の養成等に取り組むとともに、医療的ケア児・者等の施設等での受入れを進めるため、看護師等に対する研修を充実します。
75ページ		子どもたちの資質・能力を育成するためには教職員の資質・能力を向上させる必要があり、そのために働き方改革が大きな役割を果たす	子どもたち一人ひとりを丁寧に見とった上で、それぞれの 治ぞれの 資質・能力を育成するためには教職員の 資質・能力を向上させる必要があり、そのために 働き方改革が大きな役割を果たす
75ページ	「横浜市立学校	子どもたちの前に元気に笑顔で <u>立つために</u> 、ワーク・ライフ・バランスを整え、教職員自身が健康であることが必要	子どもたちの前に元気に笑顔で <u>立ち、一人ひとり</u> <u>と向き合う</u> ために、ワーク・ライフ・バランスを 整え、教職員自身が健康であることが必要
78ページ	柱6施策1 主な取組4 ●の4つ目	教職員の資質・能力の向上に資する市全体の研究会活動に関して、これまで多くの成果をあげておりますが、ワーク・ライフ・バランスや業務の効率化の観点から、原則19時までの終了時刻の設定やICTを活用したオンライン会議の推進等、今後の在り方について研究会と意見交換をしていきます	教職員の資質・能力の向上に資する市全体の研究会活動では、これまで多くの成果をあげていますが、ワーク・ライフ・バランスや業務の効率化の観点から、動務時間内での終了を原則とすることや、ICTを活用したオンライン会議の推進等、今後の在り方について研究会と意見交換をしていきます。
78ページ	柱6施策1 主な取組5 ●の1つ目	校長のリーダーシップや <u>マネジメント</u> により、働き方改革 <u>を</u> 推進 <u>するとともに、</u> 働き方の視点を踏まえた <u>教職員の人材育成</u> ・意識啓発等に取組み、教職員一人ひとりの働き方の見直しに <u>繋げます。</u>	校長のリーダーシップ、マネジメント、ファシリテーションにより、働き方改革の推進並びに働き方の視点を踏まえた人材育成・意識啓発等に取組み、教職員一人ひとりの働き方の見直しにつなげます。
78ページ	柱6施策1 主な取組5 ●の2つ目	働き方分析ツール 等を活用した <u>各校の働き方改革</u> の推進と、各校の勤務実績の集計結果を活用した学校教育事務所による学校経営支援、さらに必要な学校への適切な支援を通して、各校の自主性を尊重しながら働き方改革の実行性を高められるよう進めていきます。	働き方分析ツール 等を活用した <u>アセスメントに基づく各校の働き方改革</u> の推進と、各校の勤務実績の集計結果を活用した学校教育事務所による学校経営支援、さらに必要な学校への適切な支援を通して、各校の自主性を尊重しながら働き方改革の実行性を高められるよう進めていきます。

### 4 基礎データ

#### (1) 令和4年度の横浜市教育予算と一般会計予算



#### (2) 市立学校の概況

市立学校概況

(令和4年5月1日現在)

				義務教育				特別支援
区分	総数	小学校	中学校	学校	高等学校	全日制	定時制	学校
学校数	507	337	145	3	9	8	2	13
児童生徒数	263,118	174,494	77,006	2,469	7,663	6,604	1,059	1,486
学級数	10,142	6,876	2,517	97	214	171	43	438
教員数	18,958	11,443	5,394	186	845	675	170	1,090
職員数	1,908	1,309	390	17	92	75	17	100

※学校数は分校を含む。高等学校9校については実学校数。

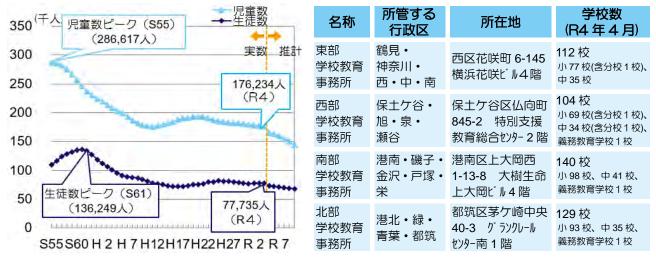
※児童生徒数・学級数には、夜間学級の生徒数及び学級数を含む。

※教員数・職員数は一部の非常勤講師等を含まない。

出典:横浜市教育委員会事務局作成

市立小・中学校及び義務教育学校の児童生徒数

#### 学校教育事務所



【令和4年度以前】各年5月1日現在の実数(個別支援学級、夜間学級、分校及び附属中学校の児童生徒数を含む) 【令和5年度~10年度】義務教育人口推計値(個別支援学級、夜間学級、新井小学校及び新井中学校の桜坂分校、 並びに附属中学校の児童生徒数を除く)

※義務教育学校については、前期課程分を小学校、後期課程分を中学校に含む

出典:横浜市教育委員会事務局作成

#### 5 横浜教育ビジョン 2030

# 1 横浜の教育が目指す人づくり

# 自ら学び社会とつながりともに未来を創る人

# 2 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を 五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育んでいきます。

# 知 生きて はたらく知

- ○基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決するカ
- ○主体的に考え、意欲的に学び続けるカ
- ○知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きるカ

# 徳

# 豊かな心

- ○自分を大切にし、しなやかに生きるカ
- ○自分を律する態度と人を思いやる優しさ
- ○「本物」に触れることで育む豊かな感性

# 体

# 健やかな体

- ○自ら健康を保持増進しようとする態度
- ○体力づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力
- ○生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度



### 公共心と社会参画

- ○自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力
- ○横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働するカ
- ○夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

# 開

# 未来を開く志

- ○自分を見つめ、多様性を尊重し、共生するカ
- ○グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動するカ
- ○進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

# 横浜の教育の方向性

# 多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

多様性を尊重し、つながりを大切にしながら、次の四つの方向性に沿って施策や取組を進めます。

### 子どもの可能性を広げます

#### 主体的な学び

#### 創造に向かう学び

#### 支え合う風土

#### 学びと育ちの連続性

伸ばします。

主体的な学びを引き出 よりよい社会や新たな価 相手と心から向き合うこ 幼児期から社会的自立ま し、様々な教育的ニーズ 値の創造に向け、学びを と(想※)を大切にし、多 での成長過程における学 に応じて、個性や能力を 社会と関連付け、他者と 様な価値観を認め、支え びや育ちの連続性を大切 協働する機会を創出しま合う風土を醸成します。

にします。

※ いじめをなくすために、「横浜子ども会議(2013(平成25))」で子どもたちがまとめたアピール文より

### 魅力ある学校をつくります

#### 安心して学べる学校

#### 社会とつながる学校

#### いきいきと働く教職員

#### 学び続ける教職員

教職員が子どもの理解を 地域や社会と目標を共有 子どもが豊かに学び育 教職員は自ら学び続け、 ます。

深め、いじめなどの課題 し、連携・協働すること ち、教職員がいきいきと 資質・能力の向上を図り、 をチームで解決し、安心 を通して、子どもと社会 働くことができる学校を 使命感や情熱を持って職 して学べる学校をつくりがつながる学校をつくりつくります。 ます。

責を果たします。

### 豊かな教育環境を整えます

#### 安全・安心な環境

#### 地域とともに歩む学校

#### 市民の豊かな学び

もの安全・安心を確保し えます。 ます。

学校施設の計画的な建替 地域とともに子どもをよ 生涯にわたって主体的に えや保全等を進め、子ど りよく育む教育環境を整 学び、心豊かな生活につ

ながるよう、市民の学び の環境を整えます。

### 社会全体で子どもを育みます

#### 家庭教育の支援

#### 多様な主体との連携・協働

#### 切れ目のない支援

和のとれた発達、自立心 め、国内外の様々な関係 携により、子どもを切れ の育成、生活習慣の確立 機関や企業等が連携・協 目なく支援し、自立と社 を図り、行政は家庭教育 働し、子どもを育みます。 会参画に向けた学びや発 を支援します。

家庭は子どもの心身の調 学校、家庭、地域をはじ 教育と福祉、医療等の連

達を保障します。

# 1 横浜の教育が目指す人づくり

## 自ら学び 社会とつながりともに未来を創る人

複雑で変化の激しい時代、解が一つではない課題にも柔軟に向き合い、持続可能 な社会の実現に向けて、自分たちができることを考え、他者と協働し、解決してい くことが重要となります。

横浜の教育は、子どもが主体的に考え学び続け、多様な人々や社会と関わり合う ことを大切にします。個性や能力を活かしながら、夢や目標に向かってチャレンジ し、よりよい社会や新たな価値を創造できる人を育みます。

# 2 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を 五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育んでいきます。

### 知 生きて はたらく知

#### ○基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決するカ

いつの時代でも、基礎・基本は学習や生活の基盤ですが、これからは、社会とのつながりを考えながら学んだことをどのように使っていくかがますます重要になります。そのため、多面的・多角的な見方や考え方で問題を発見し、身に付けた知識や技能を使って思考力・判断力・表現力等をはたらかせながら、よりよく解決していく力を育みます。

#### ○主体的に考え、意欲的に学び続けるカ

複雑で変化の激しい時代においては、新しいことに対する好奇心を持ちながら変化に柔軟に対応し、物事をよりよくしていこうとする意欲が、生きていく上での原動力となります。そのため、様々な課題に対して筋道を立てて主体的に考え、学ぶことの意義や楽しさを感じながら意欲的に学び続ける力を育みます。

#### ○知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きるカ

知識や情報、技術をめぐる変化の速さが加速度的になる中、的確に社会の動向を捉えることが重要です。そのため、様々な情報を色々な角度から精査したり、知識を相互に関連付けたりして、物事を深く考え、真理や本質を見極める力を磨きます。その上で、学びを人生や社会とつなげ、豊かな発想を基に、知恵をはたらかせて生きる力を育みます。

### 徳 豊かな心

#### ○自分を大切にし、しなやかに生きるカ

「全国学力・学習状況調査(2017)」の結果、「自分には良いところがある」と答えた横浜市の小・中学生の割合は全国より低い状況です。自己肯定感は、自信をもって物事に取り組み、困難を乗り越える力の源となります。そのため、自己理解を深め、自分をかけがえのない存在として大切にする心を育みます。また、積極的に周りに相談するなどして変化に柔軟に対応したり、助けを求めて困難を乗り越えたりすることができるような、しなやかに生きる力を育みます。

#### ○自分を律する態度と人を思いやる優しさ

日常生活の様々な問題や自分の生き方について関わる課題に直面したときには、主体的な判断の下に行動することが重要です。そのため、自立的な生き方や社会の形成者としてのあり方について考え、よりよく生きるための行為を自分の意志や判断によって選択し、実践しようとする態度を育みます。また、他者と共によりよく生きることができるよう、相手の立場や気持ちを思いやって行動できる優しさを育みます。

#### ○「本物」に触れることで育む豊かな感性

自然体験や生活体験が豊富な子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高いという調査結果「青少年の体験活動等に関する実態調査(2014)」があります。身近な自然から得られる発見や感動、人と人がじかに触れ合うあたたかな交流や文化芸術の情緒豊かな世界など、様々な「本物」に触れる体験を通して、豊かな感性を育みます。

### 体 健やかな体

#### ○自ら健康を保持増進しようとする態度

横浜市では、いつまでも元気に自分らしい毎日を過ごせるようにするため、自分のできるところから健康づくりを楽しむことを「健康横浜 21」に掲げ、様々な取組を進めています。食生活の大切さを理解し、望ましい生活習慣や楽しく運動する習慣を身に付けることで、自分の心身の健康を保持増進しようとする態度を育みます。

#### ○体力づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力

「小中学校児童生徒体力・運動能力調査(2016)」によると、横浜市の小・中学生の体力は全国より低い状況にあり、運動をする子どもとそうでない子どもの二極化傾向も見られます。体力は、意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健やかな成長を支え、豊かで充実した生活を送ることにもつながります。そのため、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、自ら進んで運動やスポーツを継続的に行い、心身ともにたくましく生きる力を育みます。

#### ○生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

一人ひとりの興味関心に応じて運動やスポーツに親しむことは、生活をより豊かに送ることにつながります。また、運動やスポーツには粘り強くあきらめないで取り組み、目標を達成する喜びもあります。「ラグビーワールドカップ 2019」「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の経験を踏まえ、関係機関や企業等と連携した取組等を通して、運動やスポーツに対する関心を高め、生涯にわたって運動やスポーツを「する、みる、支える、知る」の多様な関わり方で親しむ態度を育みます。

## 公 公共心と社会参画

#### ○自分の役割や働くことの意義を理解し、行動するカ

「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(2013)」の結果、社会問題への関心や自分の社会参加において、日本の若者の意識は諸外国と比べて低い状況です。そのため、学んでいることを社会と関連付ける工夫などを通して、身近な出来事や社会問題への興味関心を高めます。その上で、家庭や地域における役割も含めた幅広い視点で働くことの意義を理解し、社会的・職業的自立に向けて、自分の役割と責任を自覚し、行動する力を育みます。

#### ○横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働するカ

大規模災害の発生を契機に、改めて地域や社会の絆の重要性が認識されています。横浜では、多くの市民が横浜に対して愛着や誇りを感じており、豊富な人材と、活発な市民活動が特徴です。日頃から、横浜の魅力を発見する機会や、地域社会とのつながりについて学ぶ機会を通して、地域や社会のために自分ができることを考え、他者と協働しながら課題解決を図ることができる力を育みます。

#### ○夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

「全国学力・学習状況調査(2017)」の結果、将来の夢や目標を持っている横浜市の小中学生の割合は全国と比べて低い状況です。様々な分野で活躍する人や身近な尊敬できる人との出会いなどを通して、自分らしい夢や目標を持ち、生き方を考えようとする態度や、よりよい社会をつくるために、自ら考え行動し続ける態度を育みます。

### 開 未来を開く志

#### ○自分を見つめ、多様性を尊重し、共生するカ

グローバル化や価値観の多様化が一層進む中、年齢や性別、国籍や文化の違い、障害の有無等に関わらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、いきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現が求められています。そのため、自分の内面と向き合い、自他の違いを受け止めながら、価値感や背景の異なる相手ともコミュニケーションを図ることを大切にします。その中で、共感的に理解したり、合意を形成したりするなど、共に生きていく力を育みます。

#### ○グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動するカ

経済、社会、環境をめぐる地球規模の課題が深刻化する中、「持続可能な開発目標(SDGs)\*」の達成を目指し、世界中の国や企業、市民団体等が取組を進めています。そこで、横浜はもとより日本の歴史や伝統文化を深く理解し、また、世界で起きている出来事にも幅広く関心を持ち、持続可能な社会の実現に向けて身近なところから行動する力を育みます。

### ○進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

横浜には開港以来、国内外から人が集まり、常に新しい技術や文化を積極的に取り入れていく進取の精神が育まれてきました。急速に変化する社会では、その先に起こる変化を予測し、行動することで、新たな未来を切り開いていくことが求められます。そのため、横浜がこれまで培ってきた進取の精神や国際都市としての多様性を強みとし、既成概念や慣習を打破してイノベーションを起こすなど、新たな価値を創造しようとする態度を育みます。

※ 2015 (平成 27) 年9月「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された開発目標。先進国を含む、国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標を設定している。

# 3 横浜の教育の方向性

### 多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を目指して、多様な価値観や個性を尊重し、子どもや学校を取り巻く、様々な「ひと、もの、こと」のつながりを大切にします。その上で、次の四つの方向性に沿って施策や取組を進めます。そのために、学校や行政だけでなく、家庭、地域、関係機関、企業等、子どもの成長に関わる人が、方向性を共有し、一体となって教育を推進します。

## 1 子どもの可能性を広げます

- □主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします。
- 〇子ども自身が興味を持って積極的に学ぶとともに、学習活動を振り返って次につなげることができるよう授業改善を推進します。そのために、エビデンスに基づいた指導・支援を行うとともに、ICT をはじめとするテクノロジーの効果的な活用、調査研究の充実等を図ります。
- 〇特別支援教育や日本語指導、登校支援など、学習や発達を取り巻く教育的ニーズに応じて、連続性のある多様な学びの場が用意されていることや、多様な個性や能力を伸ばす視点を重視します。
- □よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します。
- ○学んでいることを社会と関連付け、自分の思いや考えを基に身近な生活をよりよくしたり、自分の未来 や持続可能な社会のあり方について考えを広げ深めたりする機会を創出します。
- ○知識や経験を相互に関連付けながら課題解決を図る機会や、他者と協働し、試行錯誤しながら物事を成し遂げる機会を創出します。
- □相手と心から向き合うこと(想)を大切にし、多様な価値観を認め、支え合う風土を 醸成します。
- 〇人権教育の充実や「考え、議論する道徳」の展開、いじめのない風土づくりに向けた取組等を通して、 子どもが相手と心から向き合うことを大切にします。
- ○集団の中で目標に向かって力を合わせ、ぶつかり合い、わかり合い、励まし助け合うことを通して、個々 の違いを認め合いながら、ともに学び育つ風土づくりを進めます。
- □幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします。
- 〇幼児教育から高等教育までを視野に入れ、目指す子どもの姿や育む力を共有し、前の段階での教育が 次の段階で生かされるよう、教育課程等の効果的で円滑な接続を図ります。
- 〇小中一貫教育を一層推進するとともに、幼保小中高の連携を進めていきます。
- ○社会的自立に向けて、発達の段階に応じたキャリア教育を進めていきます。

## 2 魅力ある学校をつくります

- □教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる 学校をつくります。
- 〇子どもの思いをしっかりと受け止め、安心して学ぶことができる学校をつくります。そのために、いじめや不登校など、複雑化・困難化する児童生徒指導上の課題について、個人で対応するのではなく、児童支援・生徒指導専任教諭を中心としたチームによる指導・支援を進めます。
- ○校長のマネジメント力や危機管理力の向上により、迅速かつ適切な判断のもと、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士や医師等の専門家を積極的に活用し、子どもの抱える課題のよりよい解決を図ります。
- □地域や社会と目標を共有し、連携・協働することを通して、子どもと社会がつながる 学校をつくります。
- ○「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むという考え方に基づき、学校運営協議会等を活用しながら、「社会に開かれた教育課程」を実現します。
- 〇子どもや地域の実態を踏まえて設定する学校教育目標を実現するため、校長のリーダーシップのもと、 学校全体として、教科等や学年を超えて教育活動や組織運営の改善を図っていきます。
- 〇各学校の自主的・自律的な学校運営を尊重しながら、学校や子ども、地域の実態を踏まえた支援をして いきます。
- □子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります。
- ○働きやすい環境の整備等に向けた業務改善の取組とともに、ワーク・ライフ・バランスを着実に推進し、 教職員が働きがいを感じながら心身ともに健康でいきいきと働くことで、教育の質を向上させ、子ども が豊かに学び育つことができる学校をつくります。
- 〇学校の業務改善支援、専門スタッフの配置や教職員の担うべき業務の精選等、教職員の働き方改革を進めることにより、教職員が子どもとしっかり向き合う時間が確保できる、魅力的で持続可能な環境を目指します。
- □教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします。
  - ○全ての学校管理職・教職員が、学校の置かれた状況の変化に対応し、よりよい学校を作っていくために、 人材育成指標等に基づき、自身のキャリアステージに応じて自ら学び続け、不断の努力を重ねながら、 教育に対する使命感と情熱を持って職責を果たしていきます。
  - 〇採用方法の改善により、より優れた人材を確保していくとともに、大学との連携・協働の推進等により、 教員の養成と育成をより一体的に進めていきます。あわせて、校内 OJT・メンターチームの活動支援 や、研究、研修の充実を図ることにより、意欲と能力を最大限に発揮できる人材育成をより一層進めま す。

### 3 豊かな教育環境を整えます

- □学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します。
- 〇「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、築 70 年を超えない範囲で、計画的に学校施設の建替えを進めます。
- 〇学校施設の建替えや老朽化対策にあたっては、子どもの教育環境の向上を第一に考え、子どもが安全に、 安心して、そして快適に過ごすことができる環境を整備します。

- □地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます。
- 〇学校は、子どもが多くの時間を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域の防災や生涯学習等にも活用され、地域におけるまちづくりの様々な役割を担っていく場になります。
- 〇学校施設の建替え時には、建替えでなければ解消できない施設の機能面の課題解決のほか、学校規模の 適正化の検討や、教育効果の向上が見込むことのできる他施設との複合化等について留意し、地域とと もに子どもをよりよく育むための教育環境を整えます。
- □生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます。
- 〇市民が自分の興味や関心に応じて主体的に学び続け、心豊かな生活につながるよう、読書活動の推進や 図書館サービスの充実、横浜の歴史に関する学習の場の充実を図ります。
- 〇市民の貴重な財産を次世代に引き継ぐため、文化財の保護・保全を進めるとともに、大人や子どもの学習の場としての活用や観光資源としての魅力向上を図ります。
- 〇市民が身近な課題に気づき、解決に向けて主体的に行動していくことができるよう、「学び」と「活動」 の循環を支援します。

## 4 社会全体で子どもを育みます

- □家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立 を図り、行政は家庭教育を支援します。
- 〇子どもは、保護者など特定の大人との継続的な関わりの中で、愛され、大切にされることで、生きる上での基盤となる基本的信頼感を育んでいきます。これを踏まえ、家庭は子どもの心身の調和のとれた発達を図り、自立心の育成や生活習慣の確立に努めます。
- ○家族形態の変容や地域のつながりの希薄化など、家庭での教育を行うことが困難な状況が指摘されています。行政は、各家庭の自主性を尊重しつつ、地域や学校、幼児教育施設等と連携し、保護者への学習の機会及び情報の提供を進め、保護者同士のつながりや地域との交流を促進することにより、保護者が安心して、家庭での教育を行うことができるよう支援します。
- □学校、家庭、地域をはじめ、国内外の様々な関係機関や企業等が連携・協働し、 子どもを育みます。
- 〇より多くの保護者や地域住民等が学校運営に積極的に参画することで、地域と学校が双方向で関わる協働活動を推進するとともに、市長部局や警察等関係機関との連携強化により、登下校時の安全確保等を図りながら、地域全体で子どもを育みます。
- 〇地域人材だけでなく、国内外の教育機関や企業、民間団体等と子どもの成長に向けた目標を共有しなが ら連携・協働し、教育内容の充実を図ります。
- 〇子どもが積極的に地域や社会に参画して課題解決に向けて本気で取り組むことを推進し、子どもの挑戦 する姿を厳しくもあたたかく受け止めてくれるような地域コミュニティを形成していくことで、人づく りと地域づくりの好循環を生み出していきます。
- □教育と福祉、医療等の連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画 に向けた学びや発達を保障します。
- 〇全ての子どもの豊かな学びや育ちのため、教育と福祉、医療等が連携し、貧困や児童虐待など、様々な 課題を抱える子ども一人ひとりに寄り添って支えます。
- 〇学校だけでは解決が困難な課題においては、学校と幼児教育施設や区役所、児童相談所、地域療育センター、医療機関、地域の団体等が連携し、役割分担をしながら切れ目なく支援することにより、子どもの自立と社会参画に向けた学びや発達の保障につなげていきます。

平成 18 年 12 月施行

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、 我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その 振興を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

- 第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の 自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよ う行われるものとする。
  - 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める 態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うととも に、健やかな身体を養うこと。
  - 一個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、 創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとと もに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を 重んずる態度を養うこと。
  - 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力 を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主 体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与す る態度を養うこと。
  - 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に 寄与する態度を養うこと。
  - 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

- 第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、 人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は 門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その 障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、 教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

#### 第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

- 第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の 有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生 きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者と して必要とされる基本的な資質を養うことを目的 として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障 し、その水準を確保するため、適切な役割分担及 び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義 務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

- 第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

- 第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学 における教育及び研究の特性が尊重されなければ ならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

- 第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な 使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、そ の職責の遂行に努めなければならない。
- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

- 第十条 父母その他の保護者は、子の教育について 第一義的責任を有するものであって、生活のため に必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心 を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努 めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の 提供その他の家庭教育を支援するために必要な施 策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、 国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、 その振興に努めなければならない。

(社会教育)

- 第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

- 第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、 教育上尊重されなければならない。
- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

- 第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する 一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、 教育上尊重されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の 宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしては ならない。

#### 第三章 教育行政

(教育行政)

- 第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に 策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育基本計画)

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### 第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する

### 第4期 横浜市教育振興基本計画 原案

作成:横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話:045-671-3243 FAX:045-663-3118

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
1	全	【計画全体】視点2の様々な地域リソースとの連携は大変重要だと思います。これまで連携の深くなかった市民団体との新たな連携など、従来の発想に捉われない協働が進むことを期待します。	参考	いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
2	全	3つの視点の具体化に向けて(イメージ図)が分かりやすい。特に、真ん中の色々な子供がいて、進む道が色々あり、上へみんなが伸びていくのが分かる。一方で、経験・勘×データの横の信号機のイラストは何を指しているのか知りたいと思った。	賛同	いただいたご意見をふまえ、着実に計画を 推進してまいります。
3	全	この計画が成功し、将来、子供たちが視点2のはまっ子であることを誇りに思い、また横浜へ住み続けてくれるようになるといいと思った。		いただいたご意見をふまえ、着実に計画を 推進してまいります。
4	全	【主に柱5】 コラムの一つの吹き出しに「教師自身が、子どもたちの教育を通して社会を創っていくのだという気持ちで毎日の授業に臨みたい!!」とある。教師も社会の構成員であることを改めて認識する必要があるということかと感じた。具体的な場面と結び付け理念を記すことは、基本計画が目指そうとしている内容の一端がイメージしやすくなると感じた。		いただいたご意見をふまえ、着実に計画を 推進してまいります。
5	全	学校は社会の中でどのように位置づけられているのだろうか。社会の一部として、地域等と連携・協働を行うのであれば、社会における学校の役割を教育委員会と教師が共有していなければならないと考える。「横浜教育ビジョン2030」では、子どもに身に付けてほしい力の視点の一つ「公共心と社会参画」において、自分の役割を理解し行動することを求めていることもある。		いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
6	全	視点1について一人一人を大切にする視点は大変良いことだと思います子どもは、それぞれ違う個性を持っている。みんながその個性を尊重したら、いじめは無くなる。子ども自身が自分は価値のある人間だと自覚すれば、人生に希望がもてる。夢を諦めないで、イキイキと毎日をすごしてほしい。大人達の責任は重い大人たちが、子どもに伝えたいみんなが大事なこども、人間であること、いじめはいけないことで、人は支ええあって生きていることをつたえよう。親も地域の大人、高齢者も皆が子どもの生活を守ること、生きることは楽しいとこどもに伝えたい。子どもは、親を選べない、生活環境も、経済力も選べない。例えば、養護施設で育つ子どもたち、生活保護家庭の子ども達が、将来に希望がもてる体制作りをしたい。勉強が出来る子も、勉強には熱意が持てない子も、将来に夢をもちたい。今、大人たちは、立ち上がれ力を合わせて、子どもたちをみんなで見守っていきたいまずは、おとなの意識改革から始めてください今回の教育振興基本計画は、大変素晴らしいと思いました		いただいたご意見をふまえ、着実に計画を 推進してまいります。
7	全	【柱1、2、3、4、5、8】の各語尾が、「行為・行動」を表す抽象的な名詞なのに対し、【柱6、7】は、物的な具体を表す名詞になっており、やや統一感に欠けている感があります。また、柱1は「~学びの推進」なのに対し、柱8は「~学び」となっていて、やや整合性に欠けます。 ①柱に書かれている内容の「主語・主体」は教育委員会(または学校)。 ②書かれるべきは、主体である教育委員会(学校)がする「行為・行動」。 この2点は、一貫性がないと、柱として内容がぶれてしまい、説得力が弱まってしまう気がします。 (一方で、「施策」の書き振りは、主体が一貫して「教育委員会」になっていて、語尾も「行為・行動」になっており、すっきり読めます。) そこで、上記①②を踏まえつつ、以下のような表現・語尾にしてはいかがでしょう。 <代案> 【柱1~5】素案どおり 【柱2】素案どおり 【柱6】教職員が生き生きと働き、学び続けるための改革 【柱7】安全・安心で、よりよい教育環境の創造 【柱8】市民の豊かな学びの実現		いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
8	全	にされるのかなと感じました。横浜には様々な子どもがいますが、一人ひとりが大切にされていると実感できる教育をお願いします。		いただいたご意見をふまえ、着実に計画を 推進してまいります。
9	全	子どもをみんなで育てるシステム(環境)ができるといいですね。(幼稚園の延長保育のような、放課後の活用など) 学校の先生だけで全てを賄うことは厳しいし偏るので、民間企業やシルバー人材、OBOGなどと繋がって、先生の負担も軽減して欲しい。	参考	いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
10	全	素晴らしい計画! どこまで実行していけるか、大いに期待している。 子どもを安心して産んで育てられる社会。横浜市で子どもを育てたい! そう思ってもらえる街になることを切に願う。		いただいたご意見をふまえ、着実に計画を 推進してまいります。
11	全	全体を通して、とても分かりやすく現状の学校教育がよりよくなる未来が目に浮かび、読んでいてワクワクしました。ただ、このような素晴らしい基本計画に基づいて学校づくりをしていかなくてはならないことがどれほど市民に浸透しているのかという課題があると感じています。特に、現場の教職員は、「横浜教育ビジョン2030」で示されている「自ら学び 社会とつながりともに未来を創る人」という言葉(知っていればよいという訳ではないですが)をはじめ、本計画の素案が発出されていることすら知らないのではないかという思いがあります。第1章7で示されている「第4期横浜市教育振興基本計画の3つの視点の具体化に向けて(イメージ図)」はメッセージがとても分かりやすく伝わってくるので、このようなものがより多くの現場の教職員、保護者、地域の方に周知されることを期待しています。		いただいたご意見をふまえ、着実に計画を推進してまいります。
12		計画全体について 施策内容は良いと思うが、それぞれの指標については、達成の評価が難しい(曖昧)なものが多いと感じます。	参考	いただいたご意見につきましては、計画を進めていくうえでの参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

13 主人があった。このでは、「お客といた。全を記載された。こので、一次に、また、歌歌、「大学」という。  「日131」人人を表明に上帝なりな楽し、女ど参かなどの写成について、現在市かり幸食 では、春々の他力に関係のかい一味なきを学り換えているとすが、とかできない情 かり身と出しは強いと感じています。それぞれの能力別に着を含するは、特本のた本 の夢かにおいて姿を変すでは、からなどで、大き、それを表の地方別に着を含するは、特本のた本 の夢かにおいて姿を変さていまかった。とは、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
では、個々の意力に関係のない一件な数を主等を見なているようですが、その平等では個性の自然に出た値に必要にています。それたわなの意力が、まりてと思うですが、そのからからない。かったきます。との分野であれ、像方な子は主象の方とない。かったもの情報が正式を表しています。との分野であれ、像方な子は主象が自然を含った。というと言うで、そのでもの場所が正式を発育ではないから考えます。また。日本のからなどが、多からと心を持ちせるまとで、発育ではないから考えます。また。日本のからなどのできない。多からとのと特定でもないまから変なを対しています。とのというのから考えて、長年の夢に繋げれたの様な関を地にて頂きないと思うで、どのなが明からいい。そのでもといと思います。  「神師がからいけ、一般なのからとのまます。我の主義のが自分は何が高を含ってどのなが明かでいるのから考えて、長年の夢に繋げれたの様を対して頂きないと思うで、どのなが明からないが、自動からの姿勢が中立ちます。側が自動の情かり、「お前様のからは出たが最からの形式をあります。」というからを表が思います。自動からの姿勢が中立ちます。側が自動の情かり、「おからなが可能のよって計画性なが自動がとないます。」というかの機能ではまるがあって、計画性を認っていまます。  「おったのがする場からまます」に関いて、横信市故の体の方の根本問題です。 反名に立即にない計画からかで勢が中立ちます。側が自動のではないのは、一般な理由もなりがではあるといまでは、一般な理由しているが、クカが、実践とは、自動なを表しましています。 「おったの事に見なけるないまないます」というは、一般な情報が自力が自動を非正しないます。 「おってはいるがりとはないます」というは、一般な情報を非正しないます。 「おったいながりとなった」というは、一般な情報のスペーカが、生まからないまないまないまないます。 「おったいないまないます」というないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	13	全	ても分かりやすい。子ども一人ひとりが様々な個性やバックグランドを持つ中で、ひとくくりにせず、それぞれの伸びを認め、大事にする教育を是非進めていって欲しい。また、記載にもある通り、データだけに頼ることなく、学校現場で働く先生方が今まで養ってきた勘や経験は財産なので、そこを蔑ろにすることの無いようEPPMを進めて欲しい。		いただいたご意見をふまえ、着実に計画を 推進してまいります。
(計画ありなけ出したら終わ)以反省からが真の計画の始まり) 常別機無市後省を興味ま作画の「無数の襲かへ城を脱り返るだ、何が問題だったかを限り返るず、計画かりきの姿勢が日立ちます。前別計画の反右なして、新たな計画もないのです。 それを改めず計画ありきで、計画作成が目的化すれば、当然本業の應旨が向わないばかりか、労力が後責者とは一直の大きな問題です。 上伝計画の基本計画2022-2025(末業)に同じく、横浜市政の(作の方)の根本問題です。 反省に立脚しない計画は空聴 現代の問題危を素面に反合する心は、教育上も大切だと思います。 教育する立場の当局が、その反名を発すがかままばに語うだしません。計画が空様に映るのは、その反名を連込さいできまった。とはして、大力では、教育とも大切だと思います。 のことは本家で計画の当局が、その反名を予から実はに語うさしません。計画が空様に映るのは、その反名を連込を対しまる状態のととしても関います。 一方に意識した問題はたからず、ほなじかかまかに支援する政策を語るので、遠成検証 このことは本家で行うを能力が記さい。記でいるとなど、著書を持つない。一力がが、仕事をしているプリハイ電研や、やってるが、演出のために、実に人響きます。 大敗を老者に認めた者する場気 認めを認めない。有質生薬の弊害が、市政の生産性を著しく低すさせています。 過去がは当くや組織の局所的な推進がたと支やわたましてき、旅で改作の日々信すことになり、自己を正当化するばかりで本来の心理がないそとしてより。たいでは、自然を主張の自然です。 通報の結果に責任をもつには、謎のを輸えがはないを悪傷は、信頼をも扱が立地人間観です。 通報の結果に責任をもつには、謎のを輸出が立まれたの事態の文化にして語さたり。 「アクシェブラン」がドビションより抽象的になっています。 計画販売の手信をかっすを姿では、本の変を指すたでしる思います。 東庭環境に襲動がる子どもマラブに馴染めないそとも、特性により配慮が必要な子となど、実にのよりまから発える報題は参様になってきまし、また、現代の子がよりまか見ないます。とれているとかまます。とした、した、した、した、日本の方は、中では、日本の方は、日本の方は、大の変を発出していると助します。また、1個人の名と生きたが用しては、よりありままり、現在は、SNのの発息に対しの意見といいると思います。また、「個人の名と生きたが用していま」と、「他人の名と生きたが用しいま」と、「他人の名と生きたが用ときた」」と、「他人の名と生きたが生きた」とは、「根、のの名を発しま」は、は、いのの発息には、いののの発息には、自なの意見といいただき、また、「個人の名と生きたが生きた」によった、「他人の名と生きたが生きた」によりないまた。現在は、SNのの発息にはいるの意見と思りまます。これでは、SNのの表別には、SNののを表しにいるの意とましては、計画でまったができませ、ます。「他人の名と生きたでした」を表す。「他人の名と生きたでした。者もいでいただき、また、「個人の名を生きた」には、計画では、日本のでは、計画では、日本のでは、計画では、日本のでは、日本のでは、計画では、日本ので	14	全	では、個々の能力に関係のない一律な教育を平等と捉えているようですが、その平等では個性の引き出しは難しいと感じています。それぞれの能力別に教育をする事は、将来の日本の競争力において必要な事では無いかと考えます。どの分野であれ、優秀な子供は褒め育てて、かと言って、その子たちが特別な意識を持ったり、それ以外の子を卑下したりする事のない、豊かな心を持たせる事こそが教育ではないかと考えます。また、学問やスポーツなど、客観的に評価されやすい部分だけでなく、他者への気遣いや奉仕の精神など、数値で測りにくい部分も大いに評価して、褒めるべきだと考えます。個々が自分は何が得意で、どんな分野に向いているのかを考えて、将来の夢に繋げられる様な教育を施して頂きたいと、願っております。その為にも、教員の方々には、クラスの子供全員の良い所を見つけられる様な、健全な教育者であって頂きたいとも思います。		いただいたご意見をふまえ、着実に計画を推進してまいります。
達成度を示す指標も定性的なものが多く、その達成/未達は、測定の仕方でいかようにも操作できる客観性のないものが大半で、形だけの指標になっています。 計画段階から評価をかわす姿勢では、本気度が問われて仕方ありません。 家庭環境に課題がある子どもやクラスに馴染めない子ども、特性により配慮が必要な子どもなど、現代の子どもたちが抱える課題は多様になってきていると思います。1人ひとりを大切にしていく教育により、子どもたちが自分の存在を大切に思えるようになることを期待しています。しかし、1人ひとりを大切にするためには、多くの支援の手が必要になると思います。子どものために学校現場に増えることはもちろん、地域や関係機関とも連携できるようになることを望みます。  素案概要を拝見し、意見いたします。4ページ目「2 横浜の教育が育む力」の5つの目標のうち、「知 生きてはたらく知」について、すんなり理解することができず、よくわかりませんでした。ここは、子供に身に着けてほしい視点としてまとめていると思いますが、「他人を受け入れる力」という点も別途入れてほしいなと思います。現在は、SNSの発展に伴い自分の意見を発信する場やLGBTQなど、多様な生き方・考え方が受け入れられる時代になってきました。「他人の考えや生き方(生きざま)を受け入れられる時代になってきました。「他人の考えや生き方(生きざま)を受け入れらよった時代になってきました。「他人の考えや生き方(生きざま)を受け入れらように関連しているのか、わかりませんでした。育む力が土台となり、教育の方向性」がどのように関連しているのか、わかりませんでした。育む力が土台となり、教育の方向性があるのでしょうか?  「「第4期教育振興基本計画の視点」ですが、「豊かに」とは具体的にイメージができません。「豊かに」人権尊重の精神を基盤とする教育を推進すんなりと理解することができませまある。	15		《計画ありきは出したら終わり》《反省ありきが真の計画の始まり》 第3期横浜市教育振興基本計画の、施策の誤りや陳腐化、施行の失敗など、何が問題だったかを振り返らず、計画ありきの姿勢が目立ちます。前期計画の反省なくして、新たな計画もないものです。 それを改めず計画ありきで、計画作成が目的化すれば、当然本来の趣旨が叶わないばかりか、労力が浪費され二重の大きな問題です。 上位計画の基本計画2022~2025(素案)に同じく、横浜市政の《在り方》の根本問題です。 反省に立脚しない計画は空疎 現行の問題点を素直に反省する心は、教育上も大切だと思います。 教育する立場の当局が、その反省をみずから実直に語ろうとしません。計画が空疎に映るのは、その反省点を隠そうとする意識が働くことに起因します。 内に意識した問題点に触れたがらず、はぐらかすように克服する政策を語るので、達成検証されようもない抽象的な記述におのずとなるのです。このことは本気で行う覚悟がない証です。どこからか借りてきた美辞麗句のスローガンが、仕事をしているアリバイ証明や、、やってる感が演出のために、虚しく響きます。 失敗を素直に認め反省する勇気 誤りを認めない官僚主義の弊害が、市政の生産性を著しく低下させています。 誤らずに当人や組織の局所的な権益がたとえ守られたとしても、続く改善の目を潰すことになり、自己を正当化するばかりで本来の施策がなされない悪循環は、信頼をも損なう重大問題です。 施策の結果に責任をもつには、誤りを怖れず謙虚に反省する態度を市政の文化にして頂きたい。 「アクションプラン」が「ビジョン」より抽象的『横浜教育ビジョン2030』で示した方針を実現する施策や取組のアクションプランが今回の『第4期横浜市教育振興基本計画』の筈です。	参考	いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
2			達成度を示す指標も定性的なものが多く、その達成/未達は、測定の仕方でいかようにも操作できる客観性のないものが大半で、形だけの指標になっています。 計画段階から評価をかわす姿勢では、本気度が問われて仕方ありません。		
うち、「知 生きてはたらく知」について、すんなり理解することができず、よくわかりませんでした。ここは、子供に身に着けてほしい視点としてまとめていると思いますが、「他人を受け入れる力」という点も別途入れてほしいなと思います。現在は、SNSの発展に伴い自分の意見を発信する場やLGBTQなど、多様な生き方・考え方が受け入れられる時代になってきました。「他人の考えや生き方(生きざま)を受け入れる」ということも、とても大切な視点となると思いますこれができると、いじめなども少なくなるのではないかと素人ながら感じます。また、「横浜の教育が育む力」と「3 横浜の教育の方向性」がどのように関連しているのか、わかりませんでした。育む力が土台となり、教育の方向性があるのでしょうか?  「ページ「第4期教育振興基本計画の視点」ですが、「豊かに」とは具体的にイメージができません。「豊かに」人権尊重の精神を基盤とする教育を推進すんなりと理解することができませある。  「他人のできないただきません。「豊かに」人権尊重の精神を基盤とする教育を推進すんなりと理解することができませた。参考	16	全	など、現代の子どもたちが抱える課題は多様になってきていると思います。1人ひとりを大切にしていく教育により、子どもたちが自分の存在を大切に思えるようになることを期待しています。しかし、1人ひとりを大切にするためには、多くの支援の手が必要になると思います。子どものために学校現場に増えることはもちろん、地域や関係機関とも連携できるようになること		いただいたご意見をふまえ、着実に計画を 推進してまいります。
┃ 18 ┃ 全 ┃せん。「豊かに」人権尊重の精神を基盤とする教育を推進 すんなりと理解することができませ ┃参考   進めていくうえでの参考にさせていただき	17		うち、「知 生きてはたらく知」について、すんなり理解することができず、よくわかりませんでした。ここは、子供に身に着けてほしい視点としてまとめていると思いますが、「他人を受け入れる力」という点も別途入れてほしいなと思います。現在は、SNSの発展に伴い自分の意見を発信する場やLGBTQなど、多様な生き方・考え方が受け入れられる時代になってきました。「他人の考えや生き方(生きざま)を受け入れる」ということも、とても大切な視点となると思いますこれができると、いじめなども少なくなるのではないかと素人ながら感じます。また、「横浜の教育が育む力」と「3 横浜の教育の方向性」 がどのように関連しているのか、わかり	参考	いただいたご意見につきましては、計画を進めていくうえでの参考にさせていただきます。
	18	全	せん。「豊かに」人権尊重の精神を基盤とする教育を推進 すんなりと理解することができませ	参考	いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
19	全	【学力を伸ばす学校について】「学力」の平均値と「学力」の伸びを比較しているグラフで、学力の伸びの方の色が複雑に混ざり合っているのが印象的でした。それだけ色々な学校があるのが横浜の特長なのかもしれませんが、学力の平均が同じ色でも、学力を伸ばせている学校と伸ばせていない学校があり、子を持つ保護者としては、通っている学校が「伸ばせる」学校であることを祈るばかりです。担任の先生に言えばよいのか、校長先生に言えばよいのかわかりませんが、良い取り組みは独り占めせずに共有し、課題があればすぐに周りに助けを求めてほしいです。計画に書かれているとおり、26万人の子どもみんなが伸びるように、学校の先生方も「みんなで」取り組んでください。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。
20	全	多くの方に見ていただくとき、英語の頭文字をとった言葉はわかりにくそうだと思いました。 横浜教育DX CBT化 校内LAN 等	参考	いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
21	全	【計画全体】・現状と目標の数値が並列してあるのはわかりやすいと思いました。・イメージ 図の中央にある様々な矢印が、めざすものを端的に表していてよいと思いました。	包含• 賛同	いただいたご意見をふまえ、着実に計画を推進してまいります。
22	全	◆学校-教育委員会は、中学最終学年生、高校最終学年生、および高等教育機関(四大・短大・専修学校等)の最終学年生のうち進路未確定生徒・学生の完全把握に努めること。当該個々の生徒・学生ごとの特性・態様・環境等に応じた漏れのない保護、進学支援、就労支援を徹底すること。このうち、進学を希望する生徒に対しては進学先校との連携を図ること。一方、就職を希望する生徒・学生に対しては、関係機関との連携を十分図ること。なおこの際、支援対象者には、市立中・高以外の生徒、市立大学以外の学生を含む。		いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
23	全	◆学校=教育委員会は、高校中途退学生、高等教育機関(四大・短大・専修学校等)の中途 退学学生の完全把握に努めること。当該個々の生徒・学生ごとの特性・態様・環境等に応じ た漏れのない保護、就労支援を徹底すること。このうち、進学を希望する生徒・学生に対して は進学先校・教育機関との連携を図ること。一方、就職を希望する生徒・学生に対しては、関係機関との連携を十分図ること。なおこの際、支援対象者には、市立高校以外の生徒、市立 大学以外の学生を含む。	参考	いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
24	全	まず、申し述べておくべきは、「教育は『学校』という狭い枠の中だけで行うもの、行われるべきもの、ではないということ。また、教育行政=教育委員会は、『学校教育』だけを扱えば事足れりとするものでもない」と。教育=学校という枠の内か外か曖昧な状態で保護・支援の不十分な不登校児童生徒、引きこもり児童生徒・学生。教育=学校という枠からはみ出てしまった中途退学生徒・学生。教育=学校の出口で悩む進路未確定生徒・学生。その他、上には記さなかったが、増加傾向、低年齢化が指摘される犯罪を犯した就学期にある青少年。さらに、就学期は過ぎた(青壮年期)の引きこもり――こうした人たちに対する保護・支援についても当然、教育=教育委員会の重要な仕事であろう。教育委員会においても問題意識を持ち、積極的・能動的な対応策を採ることを望む。 当方は、上記要望等において繰り返し、「関係機関との連携」を訴えてきた。教育委員会当局は、「関係機関」とは、「大学等の教育機関、警察、医療機関や福祉施設等を想定」しているようだ。「等」の語には、それ以外の機関が含まれるのであろうが、市役所内の近接行政部署、国や県・他市町村の機関、市内の各界各層の個人・企業、団体・組織等々幅広く捉えることを望む。しかもこれら「関係機関」との接触は、定型的な会議・一過性のイベントなどに限定せず、日常的・恒常的に交流、意見交換、知識・情報の共有等を図ってもらいたい。	参考	いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
25	全	学校運営、教職員が子どもと向き合う時間、学ぶ時間の確保を目指す時、家庭、地域、諸機関との連携は外せない。学校だけでできることは限られており、家庭、地域、関係者機関が子どものために協働できる関係性が必要である。学校を人に開き、子どものために人が集う学校を創っていく必要がある。その際に、学校はあくまでも地域の中の施設の一つであることを認識しておく必要がある。地域等は福祉、外国籍、高齢障害者等々、様々な課題を抱えている。そのような中でも学校への支援を惜しまない姿勢をしっかり受け止め、学校は地域等の課題を共有しながら、子どもと共に地域参画することで役割を果たしていきたい。地域の人々やもの、ことに学びを求める教育課程の推進が連携や参画につながると考える。		いただいたご意見をふまえ、着実に計画を 推進してまいります。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
26	全	人」 各種反日教育や共産主義教育を 自ら抵抗も無く学び 共産主義や覇権主義の社会とつながり 共産主義の蔓延した未来を削る人 であっても この教育目標に完全に合致している これでは 教育では無く 教育を完全放棄 完全放置 何でも受け入れ 無制限です 中共や北朝鮮での教育内容にも劣る劣悪そのものですね 教育は人の基本と 自由で開かれた 世界を実現できる人材の育成に資する指針や考え方を身につけさせ その上で初めて「自ら学び・・」教育があります 本案の「 学校教育目標」は 放置目標 に適ぎない 何も教育しない方針と同等です これは一部支配的な高給権益を維持する政策である SDGs の基本中の基本はその宣言で明示されている This Agenda is a plan of action for people, planet and prosperity. It also seeks to strengthen universal peace in larger freedom. 自由で開かれた 世界を実現している事が 全ての前提にある すなわち SDGs推進のためには 国家が自由で開かれた国民主権(占領者や覇権支配者、独裁者の支配では無い)である事が必要な要件なのです 国際的な侵略を容認する国家にSDGsの思恵だけを与えてはいけないのです なぜなら得られた資源が覇権に使われて平和を破壊させるからです 国の存在は沢山の家庭が集まっている地域の存在そのもので 自分たちは日本に住んでいるよ 日本人以外にもいろんな国から人が来て住んでいるコンビニ 道路港 幼稚園 学校 公園 遊園地 家 ビルで皆が安心して遊んだり勉強できるように 皆さん日本に住んでる人々がお金(税金)を出し合って生活している場所が日本なのです 世界と比べても歴史は長く日本に日本人が住んでおり 唯一無二の優れた日本文化が生まれています 教育において必要なのは個人の自由奔放な成長に寄り添って他人の思いやり、対策によれて必要なのは個人の自由奔放な成長に寄り添って他人の思いやり、対策の発展を表して周りの人々ら自分の成長を支援し、守ってくれる社会そして世界に開かれた自由を旨とする国家の存在を教える事が必要です 世界に開かれた自由を旨とする国家の存在を教える事が必要です 世界に開かれた自由を旨とする国家を維持するには国際平和が必要であり その平和維持には自国の主権を維持し防衛する必要があります 国の主権や平和は他国から供与される事は無いのです 隣国からの侵略はあり得るし既に日本は侵略されつつあります 見せかけの自由には独裁国家の権威者の意に沿う人々による絢爛豪華な貴族的な生活が垣間見られ日本爆買いなど幸福そうに見える自由人され独裁者の意のままに時間とともに変質し監視社会の歯車として利用されているに過ぎないのです		いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
27	全	計画期間について 第3期の基本計画は2018年に策定された「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向けた行動 計画としてそれから5年間(すなわち2018年~2022年)を対象として策定されている。しかし、 第4期基本計画(素案)のそれは2022年~2025年となっている。つま94年間である。 普通に過去の基本計画を追いかけ、今回の第4期素案を見れば次のような疑問が湧くはずである。 ・なぜ第4期になって4年間にしたのか。2022年が第3期の最終年度、第4期の最初の年度として重なっているのはおかしいのではないか。 ・1過去3期は期間が5年間で設定されている。期をまたがる年度はやは9重複している。 前者は市の「中期計画」の年度と期間に合わせたと理解するが、それに関する説明が、2横浜市が策定した他の計画との関係(頁2)だけでは不十分である。後者に対する疑問と合わせて、6理的、説得的な説明が必要である。 柱上施策について 素案で纏められた計画体系、即ち8つの柱と21の施策について、「概要版」の内容と「第3期教育振興計画の目標達成状況について」を比較しながらレビューを試みた。第3期計画(以降、第3期書)回り降、第3期書(以降、素案と略す)では柱および施策共に数としては縮小されている。 それ自体は必ずしも問題にはならないが、両者をじつくりと読み比べないと第3期のどれがどこへ集約されたのか、また施策で削られたものがどれか、新たに追加されたものが何か、等が把握し難い。 さらに問題なのは、柱、施策もさることながら、指標についての説明がやたらと変更されていることである。時代の進展、環境の変化に合わせてまったく新しい語彙や表現がでてくるのは理解できる。しかし、同じ内容であるにも関わらず、いたずらに微妙に説明の文言を変えている部分が多いのは適正ではない。恣意的であると見ざるをえない。また、指標の「直近の現状値(令和3年度」の数字が、第3期実の値と一致していないものがかなりたくさんある。むしろまったく一致しているもの(e.g. 柱2 施策1 英検級以上の取得割合:54.9%、柱6 施策1 19時までに退動する教職員の割合:75.9%)の方が少ない。素案を原案に仕上げる段階では、過去の計画との関係性を十分に意識することを勧める。		いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
28		他のすべての柱、施策の指標にも共通することであるが、第3期計画での達成状況が©であっても原則それで打ち切りにはならない、してはいけない。		いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
29	全	用語一覧について 英語を短縮した用語に関しては、原則Full に表記すべきである。一部(e.g. AET、DAISY) ではそうなっている。解説にはあっても、以下をそのように補足することを提案する。 ・ CBT: Computer Based Training ・ ESD: Education for Sustainable Development ・ ICT: Information and Communication Technology ・ DX: Digital Transformation ・ IRT: Item Response Theory	修正	いただいたご意見を踏まえ、第1章の脚注 5に、「IRT:Item Response Theory」等を追 記するなど、原案を修正しました。いただい たご意見は、計画を進めていくうえでの参 考にさせていただきます。
30	全	【意見】国勢調査で明らかとなった横浜市に在住する1万余の「義務教育未修了者」の救済対策を早急に立案し、今回の「教育振興基本計画」に記載することをお願いいたします。今和2年に行われた「国勢調査(就業状態等基本集計)」の結果、横浜市には、未就学者2,276人、小学校のみ卒業者が9,531人、合わせて11,807人もの義務教育を保障する早急なる救済策を立案し明示してくださいますようお願いいたします。この人に義務教育を保障する早急なる救済策を立案し明示してくださいますようお願いいたします。この国勢調査が示したものは、未だ義務教育を十分に受けられていない人(横浜市民)に対して、どのように行政が教育(義務教育)を受ける権利を早急に保障するのか。そのような視点を含んだ、とても大きな人権問題であると思います。そして、「教育基本法」にもあるように、それを実行するのは行政の「責任」に関わることです。これは、個人の申告要求を持って行う問題ではないのです。 【教育基本法 第二章 第五条】 「3 国及び地方公共団体は義務教育の機会を保障し、その水準を確保するために、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。」今求められていることは、行政がどのように明らかとなった「未就学者」に温かい手を本気で差し伸べるのかであり、極めてこの問題に向き合う行政の姿勢が問われる領域のことだと考えます。問題の所在は、「個」の側にあるのではなく「公」の側に属することなのです。この問題といかに向き合うのか。それは、横浜市が掲げる「一人ひとりを大切にする」という理念が、まさに試される課題だとも考えます。どうぞ思慮深いご検討をお願い申し上げます。 【理由】21世紀の現代日本において未だ義務教育を十分に受けられていない人が約90万人いて、その内横浜市には11,807人いることが明らかとなりまた。この人たちに対して、どのように行政が義務教育を受ける権利を保障していくのか。この問題は、そのような視点を含んだとても大きな人権問題です。そして、「教育基本法」にもあるように、これを解決するのは行政の姿勢がいま問われています。だからこそ、この明らかとなった未就学者問題を深刻に受け止める地方自治体は、余条の計算ができることなった未就学者問題を深刻に受け止める地方自治体は、素素の中で、「一人ひとりを大切に・・・」「~本気で誰ひとり取り残さないを実現~」と謳っています。「特別支援が必要なこどもも、日本語指導が必要な子どもも、日には出せないけれども苦しみをかかえている。ときることなくもも社会の底辺で苦しみ、風りながら、一生懸命生きている市民地のたり、字が読み書けること、数字の計算ができることなど、生活に直結することを学べていない人たちの苦しみを理解してください。義務教育を受けられていないということは、「学ぶことは生きること」に直結しています。誰ひとり取り残さない政策の立案をを是非ともお願いいたします。	参考	いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
31	全	▲柱3 ○豊かな心の育成に必要なものは教育委員会の改革である 抜粋でしかないが、下記の現状を見つめて欲しい。 ・出産祝いは赤いガラガラ(もらえない区あり) ・児童館がない ・保育園が足りない ・中学校給食は冷たい配達弁当 ・小学校の給食は目を覆う酷さ ・子供に「図書館は横浜にないよね」と言わせる ・いじめの解決方法は「いじめられた子が転校」と事実の隠ぺい ・教育委員会が「中学生の昼食はお金をかけない方が良い」というアンケートをとる ・本当に困って黙って食べるしかない子供たちに、冷たい弁当を中学校給食だと言って与え、喫食率を上げる ・塾に通えない児童は勉強が遅れ、学校では一切のフォローがない とくに「子供には粗末な食事を」という横浜市の基本姿勢は市民に精神的なショックを与え続けていることを自覚せよ。 子供を軽視する行政の姿勢は、社会に伝播する。結果的に、子供が大事にされず、保護すべき事案が増え、社会的コストも高くなる悪循環を生む。	参考	いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
32	全	今回の市民意見募集に際し、点字が用意されていなかったことは、どのように受け止めればよいのでしょうか。「人権尊重」、「多様なニーズに応える」などとしながら、教育委員会自体が反省すべき課題があるのではないでしょうか。 「横浜市教育ビジョン2030」の市民意見募集でも今回と同じ出来事がありました。当時教育委員会は、「…今後このようなことがないようにします…」とおっしゃいました。点字使用者は市民の内に入らないのでしょうか。今回のことに教育政策推進課としてどう考えているのかお示しいただきますようよろしくお願いいたします。	参考	いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
33	全	子ども:「子ども」という表現がありました。子どもとは、何歳まででしょうか。ご承知のように成人年齢が18歳に引き下げられています。高等学校や特別支援学校高等部には成人も在席していると思います。また、盲特別支援学校高等部専攻科には20代から50代の生徒が在籍していると思います。市立学校に在籍する者を刺すのであれば表現を変えるとよいと思います。児童生徒:随所に「児童生徒」の記載があります。盲・聾特別支援学校には幼稚部が設置され、幼児が在席しています。基本計画に幼児は含まないのでしょうか。含まないのであれば、その旨を明記すべきではないでしょうか。		いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
34	王.	長年のマスク、黙食およびコロナ対策による行事の中止、縮小、延期は子どもたちの心身において豊かで健やかな育成につながりません。3年間で確実に影響が出ています。不登校、自殺も増え、小学生でも中程度以上の鬱が増えている厚労省のデータがあります。 特に子どものマスクは今や社会問題です。長期・長時間マスクにおける健康や心の弊害はさることながら、一人ひとりを大切にした学びを目指すなら心身の理由でマスクをしない子にも平等に学びや経験する機会を与えるべきです。マスクしないなら発言するな、練習に参加するな、歌うななど、教室という密室で立場が上の教師からのこうした言葉に児童は抗えません。横浜市、ひいては横浜市教育委員会は、子どもたちにしっかりと目を向けてください。	参考	いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
35		たかだか、数年の計画にしては、総花的すぎるのが、当計画に限らず、市のたてる計画の欠点だと考えます。	参考	いただいたご意見につきましては、計画を進めていくうえでの参考にさせていただきます。
36	全	「子育てしたいまち 次世代を共に育むまちヨコハマ」として、横浜の教育が日本で最もグローバルスタンダードに近づき、成長戦略としても誇れるものとなるよう、本計画のさらなるブラッシュアップと、教職員をはじめとする学校教育にかかわるすべての方々への周知、実践の徹底をお願いいたします。		いただいたご意見をふまえ、着実に計画を 推進してまいります。
37		計画全般を拝見し、多様な環境・背景をもつ子どもたちが多くいること、また、学校内外でさまざまな体制が整えられているを改めて認識しました。個の多様性が重視される中、「知」「徳」「体」「公」「開」それぞれの力を身につけて育つには、多様な価値観に触れる体験が必要だと考えます。計画に示されている「みんな」という視点を、市・家庭・地域・企業等がどれだけ共有できるかが重要だと感じました。	包含・	いただいたご意見をふまえ、着実に計画を 推進してまいります。
38	全	「本気で『誰ひとり取り残さない』を実現」という言葉に、力強く熱い想いを感じました。横浜の子ども達のための本気の取組、期待しています!		いただいたご意見をふまえ、着実に計画を 推進してまいります。
39	全	<ul> <li>1 本計画の位置づけこの計画の基本は、教育によって どのように人づくり、育む力などにどう取り組むかを示すものと考えます。これを踏まえて以下の各項目に、幾ばくかの意見を述べさせていただきます。</li> <li>2 市立学校との関連について「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指すことは社会で生きていくために必要な力であり全国市町村の代表として素晴らしいと思います。</li> <li>Ⅲ 横浜教育ビジョン2030</li> <li>1 横浜の教育が目指す人づくり主体性をもって、社会の中で、考え方ややり方が違っていても自身の立場が維持できる人を創るこれは素晴らしい。</li> <li>3 横浜の教育の方向性 ③豊かな教育環境を整えます。について「地域とともに歩む学校」そして「市民の豊かな学び」とありますが、これはどのような違いがあるのでしょうか?</li> </ul>	賛同	いただいたご意見をふまえ、着実に計画を推進してまいります。
40	全	IV 第4期教育振興基本計画の視点  *二番目の「みんなの計画・みんなで実現」で三項目ありますが、いずれも 子どもの主体性というものを忘れずに取り組むことが必要と考えます。  *三番目のEBPMの推進  政策立案に際しては、その目的を明確にして、根拠のあるものとすることが必要です。 V 自ら学び、社会とつながりともに未来を創る人 特にありませんが、右下にある「クラスや学校、市の平均点の比較にとらわれず一人ひとりの学力に応じて<伸ばす>教育へ」は、大事なことと考えます。	包含•	いただいたご意見をふまえ、着実に計画を推進してまいります。
41	全	計画全体について P8の3つの視点は、どれも大変重要な視点だと思います。 どの視点にも賛同します。 将来を担う子どもたちが自ら学び、社会とつながり、ともに未来を創る人を目指すためには、教職員1人1人がこの計画を自分事として捉え、本気で計画を進める覚悟が必要になると思います。		いただいたご意見をふまえ、着実に計画を 推進してまいります。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応	ご意見に対する考え方
110.			状況	こ忌光に対する考え力
42	全	特に、「みんなの計画・みんなで実現」にあるとおり、他職種との連携は大変重要なのではないでしょうか。 子どもたちは様々な事情を抱えていますが、福祉、医療などのプロフェッショナルの知識や経験を伝えていただくことで対応できることも多いと思います。 この計画を学校現場の教職員が本当の意味で理解し、推進してくださることを期待しています。		いただいたご意見をふまえ、着実に計画を 推進してまいります。
43	•	計画体系の柱、施策にしばった意見は、あまりにも範囲が広く(またそれぞれ積み上げられた施策でしょうから)意見を書けません。後期高齢者の一人として、教育についての印象を提出します。 仕事を離れてから、学童保育(2ケ所)や小学校との地域活動などを経験しました。また特殊な世界ですが保護司の今年度末までの体験より、①子供達の言葉の力が(私もありませんが)大丈夫かと心配になる程、劣化していると思います。人は言葉を使って考える訳ですから、英語以上に大切にして貰いたい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
44	柱1	柱1 一人ひとりを大切にした学びの推進 施策1 主体的・対話的で深い学びの実現 「主体的」という言葉が入っていたのはとても素晴らしい。		ご意見の趣旨を踏まえ、素案の柱1施策1 「主体的・対話的で深い学びの実現」の取 組を中心に、本計画を推進してまいりま す。
45	柱1	中学生にとっては、内容が大人の視点で書かれていて難しい。伸びを見るのは、どうやって見るのか、もう少し分かりやすく知りたいと思った。 先生は毎年変わるので、伸びているか分かりにくいのではないかと思った。 担任や科目の先生からではなく、別の先生から見て伸びてると思われるのが、自分としては分かりやすい。 多分、科目の先生はみんな伸びていると思うだろうし、先生によってその感じ方も違うと思うので。 学力状況調査だけで見られるとしたら、ちょっと違うと思う。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
46		GIGAスクール構想で、個別最適な学びとありますが、並行して協働的な学びが言われています。1人1台端末ですべての問題が解決するわけではなく、むしろ協働的な学びが、ないがしろにされることを危惧します。	修正	いただいたご意見を踏まえ、柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」の主な取組に、「児童生徒同士または多様な他者と協働する「協働的な学び」と、一人ひとりの子どもの状況に応じた「個別最適な学び」の両方を全市立学校で推進」等を追記するなど、原案を修正しました。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
47	柱1	P.13 柱1 一人ひとりを大切にした学びの推進【一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな学習支援】について、クラスの全員が理解してから次に進む、みんな一緒に同じことをする、というスタイルではなくなった今、学習進度がゆっくりの児童へは、個別に学習をフォローするなど、大きな配慮があるが、学習進度が早く、さらに理解を深めたい児童に対しても、学習を深堀りするきっかけを先生から提示してほしい。クラスにいろんな進度の児童がいて良いと思うし、それぞれの考えの発表があってよいと思う。ICTの活用で実現できうるこの学びの促進について、横浜市で教員へ情報活用教育を進めてほしい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
48	柱1	柱1未来の教育の実現に向けた横浜教育 DX について、EBPM を基盤にした教育者の育成や教育手法に異存はありませんが、児童生徒に過大に Evidence Based Policy Making を教え込むことは Innovation が身に付かなくなる恐れを懸念します。社会の大部分は過去に起った事象(証拠)を整理する事、情報を解析する事等で物事は解決出来ます。しかし、既存では解決出来ない諸問題の持続可能な社会を築く事、その為には世の中を時には改革する事、世界を相手に経済活動をする事等々を志す者は、思考力(気づき)表現力(意思の伝達)組織力(如何に仲間を増やすか)発想力(諦めない)実行力(リスクヘッジやリカバリ)を主体的に自他的に取組む力が必要と考えます。 その為には、グループ討議で計画・実行・評価反省を発表する機会を増やすなど、個々人を強靱にする教育が必要と考えます。また、教育環境も求めたい。	修正	いただいたご意見を踏まえ、柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」の主な取組に、「児童生徒同士または多様な他者と協働する「協働的な学び」と、一人ひとりの子どもの状況に応じた「個別最適な学び」の両方を全市立学校で推進」等を追記するなど、原案を修正しました。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
49	柱1	【柱1】施策1について意見申し上げます。コロナ禍により、子供たちは修学旅行などの多くの行事が中止されたり、接触や話すことが制限されたりするなど、体験的な学びが大きく制限されてきました。学校での学びは、読み書きや計算だけではなく、子供たちが人と関わりあうことに大きな価値があると考えます。素案の「主な取組」では学力・学習状況調査の活用等による「個別最適な学び」については明記されていますが、あわせて「協働的な学び」についても記載されることが重要ではないかと考えます。	修正	いただいたご意見を踏まえ、柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」の主な取組に、「児童生徒同士または多様な他者と協働する「協働的な学び」と、一人ひとりの子どもの状況に応じた「個別最適な学び」の両方を全市立学校で推進」等を追記するなど、原案を修正しました。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
50	柱1	現状と課題および主な指標の内容については、賛成できません。その理由は、横浜市学力・学習状況調査を指標として、その直近の現状値および、目標値を設定することは意味がないからです。各市立学校の教員は、基本的に学習指導要領とそれに準じた教科書で子どもたちの指導を行い、習得できたかどうかは、定期テスト、自作のテスト等によって、子ども1人ひとりの学習項目別の到達度を客観的に見ております。その作業に、横浜市学力・学習状況調査が必要となる余地はありません。実際、私は10年前に横浜市立中学校英語教員を退職しておりますが、私の現役時代に、私を含め、他教科の教員も、誰ひとり、横浜市学力・学習状況調査の結果を個々の生徒のその後の学習に生かしたり、教員自身の指導に生かしている教員は皆無でした。したがって、素案の指標の欄にある「横浜市学力・学習状況調査で示す学力レベルにおいて・・・・伸びを示した児童生徒の割合」の箇所および、直近の現状値および目標値の提示は削除していただきたい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
51	柱1	【柱6】チーム学年経営ですが、5クラスで行ったことがあります。単純にクラス+1で回すのは厳しいです。教科の時数の問題もあるため、そこをしっかりと解消できるような内容にしてほしいです。(中学校のような教科分担にするなど)	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連する ご意見として、具体的な事業や取組を行う にあたっての参考にさせていただきます。
52	柱1	柱1 コロナの影響で、子どもは授業で話し合ったりする機会が減っています。音楽などの授業もやり方が変わっています。給食も黙食で、友達と一緒に何かをすることが減り、かわいそうです。コロナ禍でも今までのように友達と話したり遊んだらする機会をなるべく作ってほしいです。学校行事も、運動会や修学旅行がない年もありました。今実施してくださることはありがたいですが、運動会以外にも、いろんな行事や校外活動を行ってほしいです。	修正	いただいたご意見を踏まえ、柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」の主な取組に、「児童生徒同士または多様な他者と協働する「協働的な学び」と、一人ひとりの子どもの状況に応じた「個別最適な学び」の両方を全市立学校で推進」等を追記するなど、原案を修正しました。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
53	柱1	柱1「一人ひとりを大切にした学びの推進」について「第3期横浜市教育振興基本計画」に新しく策定された「学力の定着に困難を抱える子どもへのきめ細かな学習支援」が削除されています。第3期にはほとんど取り組まれていない状況があります。真摯な反省の下に、この「学力の定着に困難を抱える子どもへのきめ細かな学習支援」を再度策定すべきです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
54	柱1	息子は、多くの方たちに関わって、育ててもらった。教育は、一朝一夕で成すことはできない。地道な積み重ねだが、結果がある日突然現れたりする。ICT教育も時代の流れで有用なのかもしれないが、勉強はその気になればいつでもできる。しかし、人間関係(コミュニケーション)を構築する力(生きる力)を培うのは、小さな頃の実体験がとても大切だと思う。 コロナ禍の中、時間数を確保するのは大変難しいと思うが、ぜひとも沢山の実体験をさせてあげてほしい。(例えば、【文化祭】子どもたちに会社(グループ)を作らせて、企画(役割分担)→原価計算→試作→実際に売る(発表)→振り返り→企画に戻るを繰り返(年に最低2回)すことにより、楽しみながら社会の仕組みを学ぶことができる。様々なシーンで個々に合った能力を発揮することができるようになると思う。)	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
55	柱1	柱1「一人ひとりを大切にした学びの推進」について、施策1に書かれている「主体的・対話的で深い学びの実現」に対する現在の課題が不明確だと感じた。現状の課題が明確でないことには、妥当な取組かの判断がつかない。	修正	いただいたご意見を踏まえ、柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」の主な取組に、「児童生徒同士または多様な他者と協働する「協働的な学び」と、一人ひとりの子どもの状況に応じた「個別最適な学び」の両方を全市立学校で推進」等を追記するなど、原案を修正しました。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
56	柱1	チーム学年経営に関して、全校導入に賛成します。 子どもたちを多くの教員で育てていくことが大切だと考えるからです。	包含•	ご意見の趣旨を踏まえ、柱1施策1「主体 的・対話的で深い学びの実現」の取組を中 小に、本計画を推進してまいります。
57	柱1	柱1「一人ひとりを大切にした学びの推進」で示されている主な取組にとても共感します。子ども一人ひとりの「今」に焦点をあてて、「その子どもなり」の資質・能力の育成に向けた授業改善をし、授業実践の場面でも学習支援を行いたいと考えます。ただ、現状、多くの教室では、学習指導要領に示されている教えなければならないことをクラスにいる全ての子に同じタイミング、同じ方法でできるように教えている、いわゆる一斉授業の場面が多いのではないでしょうか?「一人ひとりを大事にしたい」という思いはもちながらも、多くの教職員が、子ども時代に受けてきたであろう一斉授業以外の方法が見出せなかったり、一人ひとりが違うペースで学んだりすることをどのように子ども今保護者に説明すればよいのか悩んでいたりするのではないでしょうか。柱1で示されている学びを推進していくためには、柱6で調べている教職員の学びがリンクし、教職員一人ひとりが、今、どのような教育が求められているかということを理論的背景から学び、教職員自身が子ども時代に受けてきた教育とは変わっていることが多くあるということを知ったり、教育観をアップデートしたりしていくような具体的な取組が必要だと思っています。 柱1施策1にある主な取組1の想定事業量は授業研究会への参加が多く示されています。ですが、その授業を観る眼を養うことができるような理論を学ぶことができる研修機会も必要だと感じています。実際、授業研究会に参加しても「何を見ていいか分からない」「講師の先生やベテランの先生は、なぜあんなにたくさんメモをしているかだろう」という声も多く聞こえてきます。 未来に向けてどのような教育が求められているのか、子どもの学ぶ姿をどのように捉え、授業改善につなげていくのかということを学ぶ研修は、既に横浜市教育委員会主催で行われていることもたくさんあります。内容も理論と実践が融合し、とても充実したものだと感じています。ただ、日々たくさんの情報を受け取っている学校現場で、そのような研修が行われていることを知らなかったり、知ったとしても参加することができなかったりする教職員が多いのではないかと考えます。 この素晴らしい教育基本計画を横浜市の現場の教職員が見て、未来に希望をもち、やりがいを感じ、教業実践を通じて、子ども、保護者、地域の方に浸透していくことができるようになるといいなと思っています。そのためには、現場の教職員が見て、大きなと知りたい」というマインドが育まれる周知をしてくださると嬉しいです。		ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
58	柱1	< 柱1>の15Pには、授業改善について書かれていて、その中に、目標値の設定の項目があります。教育研究会などのように、市が直接マネージメントしていない取り組みについても目標値を設定しているように見えますが、いかがなのでしょうか。関わっていると考えていいのでしょうか。それとも市が助成金を出しているからなどの理由でマネージメントと同等の対応をしている、ということでしょうか。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
59		柱1 主体的対話的で深い学びの実現 子どもの無限の可能性を信じ広げていく為に、やる 気を引き起こさねばならない。それには子どもへの声かけと話し方が大きなポイントだと思う。 磨いていかねばならない。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
60	柱1	柱1 一人ひとりを大切にした学びの推進 小学校高学年におけるチーム学年経営の推進について →大賛成です。予算をつけていただき本当に感謝しています。 週案の調整、児童指導の際など一人学級担任をもたない学年職員がいることで、臨機応変 に対応することができるようになると思います。 さらに、学年研究会が様々な日程調整に追われるのではなく、教育の本質的な内容に踏 み込める余裕がでてくると確信しています。ぜひとも早めの実現をお願いしたいです。 また、各学校長の裁量になるのですが、高学年の学年主任と特別支援コーディネーターを 兼ねるような組織づくりが促進されていくとよいと考えます。現在は児童支援専任が中心とな り、児童指導などの調整を図ることが多いのですが、それが高学年の学年主任が担うことで、 支援専任の仕事量の軽減につながると考えます。校外へのアプローチ、校内へのアプロー チなどを上手に分担できるとよいと考えています。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」及び柱1施策3「特別支援教育の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
61	柱1	小学生の子どもを持つ親です。子どもと母子登校した経験等をもとに、もっと先生型と歩み寄れたらと考え、PTA役員を経験したのち、PTAにて子どもについて考える機会を得るためのサークルを立ち上げました。活動の中でコメントについて話し合ったことを記載いたします。柱1について 子供たちは真面目に大人の期待に応えようと必死に学びを進めています。10 0点を取れることが凄いことであり、ノートに沢山漢字を書いたり、早く計算ができることが良いこととして模範的な子どもを目指しています。先生も一生懸命に指導してくださり、一定水準をクリアできるようにしてくださっています。しかしながらその方法は昭和の頃から大きく変わらず、真ん中の学力の子に合わせた内容であり、指導方法も書いて覚える、繰り返し学習する、が続いています。しかし現状では多くの子どもたちに発達特性がそれぞれあり、その学び方が適当でない子どももいます。それにより、授業を妨害してしまったり、やる気を削がれてしまう子どももいます。一つのやり方、一定水準という目標はマジョリティーにとっては効果的である一方、一定数の子どもは学びが留まりやすくなっています。多様性というのであれば、個々に合わせるとは言わないまでも、タイプ別や学習進度別など希望するクラスに授業によって分けることで、ある程度は回避できる生徒が増えると思います。実際に手に負えない子どもに対し教員が「そんな子はクラスにいりません!」と言って廊下に出されたり、「やる気がないなら帰れ!」怒鳴られ、机ごと教室から出されている様子を見たときは愕然としました。このようなことがないようにするためにも、寄り添いやすりクラス編成をすることで、一人一人の学びが推進できると考えます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
62	柱1	【柱1】一人ひとりを大切にした学びの推進 (施策1)主体的・対話的で深い学びの実現 について 一人ひとりを大切にする学びの実現、本気で「誰ひとり取り残さない」の実現に向けて、どのような指標やもち、取組を具体化していくか、とても興味深いです。特に、「クラスや学校、市の平均点の比較にとらわれず、一人ひとりの学力に応じて『伸ばす』教育へ転換していく」という点について、小学校で勤務する立場において、ぜひ取り組んでみたく思いました。それぞれの子ども一人ひとりの学びのペースで学んでいく、それぞれの子どもの経験を根拠にした見方・考え方を出し合い、学びを高めていく、そういった個別最適な学びと協働的な学びを丁寧に実践していく学校をつくっていきたいです。	包含· 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱1施策1「主体 的・対話的で深い学びの実現」の取組を中 心に、本計画を推進してまいります。
63	柱1	「自分たちで課題を立て、その解決に向けて情報を集めたり、話し合ったりしていると思う児童生徒の割合」を小学校6年生で71.8%から75%を目標にするとありますが、ぜひ「そう思わない」の子どもたちをどのように「誰ひとり取り残さない」という姿勢で学びへの意欲を高めていけるように支援できるか、そこにこそ、本気で取り組んでいきたいと思います。「そう思わない」という子どもは、おそらくその子なりのペースでは学べておらず、思考していない授業時間45分間を過ごしているのではないでしょうか。学びのペースが早い子、遅い子、それぞれの子どもに合った学びのペースを保障できるような学校教育をぜひ実現したいです。そのあたりも今回の振興計画に明記できると嬉しいなぁと思いました。ぜひ、もっともっと市立学校の職員がこの振興計画に関心を高めて、全職員で目指していけるようになればと思います。本校でも、少しずつ声をかけていきます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
64		柱1 施策1 主体的・対話的で深い学びの実現 ・2番目の指標「自分たちで課題を立て、その解決に向けて」は第3期計画のそれと 微妙に表現が異なるが、意味しているものが同じと仮定すると、令和3年度の実績は、素案で は「小6 71.8%,中65.6%」で、第3期実の値は「小6 73.4%,中65.9%」と一致していない。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
65	柱1	柱1 施策1について これまでの子どもの平均点の上昇からではなく、個々の「伸び」に着目して目標設定していただけたのは良いことだと思います。しかし、Society5.0に対応できる教育を考えると、もう一歩進めていく必要があります。というのも、個々の伸びに着目した視点は「すべての子どもは成長しなくてはならない」という前提を含んでいます。この考えは、「成長したくでもできない」子どもや子育て中の保護者の心理的安定性にあまり良い影響を与えません。他の柱にもある多様性もそうですが、さまざまな考え方価値観に対応する方針が望ましいことを考えると、主体的・対話的で深い学びをしても「成長をしない」ことがあってもよい目標設定、あるいは説明文に含める必要があると思います。たとえば、目標値が70%なのは、現状値から導き出しただけでなく、多様性のある横浜市民を考慮し「伸びを示さない子どももいる事」を想定しているという説明を加えても良いと思います。いずれにしても、成長を前提にすることは成長を強要することになり、せっかくの個別最適化の流れに合わない事が生じるので指標の設定について再考していただければと思います。	<b>参与</b>	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
66	柱1	「自分も他の人も大切にできる・・・子どもの育成」について。 最近は、コロナの影響もあって、子どもたちで話し合って課題を解決する時間がとても少なくなっている感がある。もっと学級活動等の時間をしっかりとって、お互いを知り、大切にし合う関係を築いていってほしい。	修正	いただいたご意見を踏まえ、柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」の主な取組に、「児童生徒同士または多様な他者と協働する「協働的な学び」と、一人ひとりの子どもの状況に応じた「個別最適な学び」の両方を全市立学校で推進」等を追記するなど、原案を修正しました。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
67	柱1	▲柱1 ○習熟度別の学習を導入しろ 現状の教育体制は、平均的学力児に向けた指導をしており、ギフテッドや既習の内容からこぼれた児童(生徒)を放置している。 理解の早い子供たちにはプラスの学習内容を与えれば良く、習熟に遅れがあれば、丁寧に教えるように教科ごとに習熟度クラス編成をする体制をとるべきである。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
68	柱1	○放課後補習を実施しろ・校内学習塾を開校しろ 現状の教育体制は、平均的学力児に向けた指導をしており、ギフテッドや既習の内容を取り こぼした児童を放置している。 特に、困窮などにより家庭内で対応できない児童が取りこぼされる事態が加速している。 そもそも、平均学力児も家庭の経済的支援(塾など)により維持されており、学校に通っているだけでは、落ちこぼれていく傾向がある。 学校に意欲的に通い、取り組んでいる子供たちが、少しのきっかけで落ちこぼれていくようなことのない体制づくりを公的に整備するべき。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策1「主体的・対話的で深い学びの実現」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
69		【柱1】施策2について、現在の児童は、紙の教科書とタブレット端末の「併用」により、これまでで最も負荷がかかっている現状を踏まえ、置き勉の一般化、スクールバスの実施等、他世代と比較しても過度な負担にならないよう具体的な対応を実施いただきたい。また、早期に教科書の完全デジタル化を実現できるよう、国への要望、モデルの実践・検証など、必要な対応を強力に進めていただきたい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DXの推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
70	柱1	【柱1】施策2について 児童生徒一人1台の端末を与えることによる課題として、次の点があると考えられる。・適切でない使い方への対応、情報モラル・健康面(特に視力)への配慮	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DXの推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
71	柱1	施策2 情報教育の充実及び教育DXの推進 デジタル技術を用いて課題がどこまで解決できるかわかりませんが期待します。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、素案の柱1施策2 「情報教育の充実及び教育DXの推進」の 取組を中心に、本計画を推進してまいりま す。
72		柱1について ICTの活用については、iPadやchromebookの活用などが進んでいる印象があり、子どもたちも身近なツールとして認識しています。 教職員が日々の授業の中でICTツールの活用のチャンスをうまく作り、短い時間でも子どもたちに触らせようという工夫をしているのだろうと思います。 日々ありがとうございます。 あとは、新型コロナウイルス感染症など非常時の際のICTの活用をスムーズに行うため、平常時においても遠隔授業を取り入れるなどさらに取り組みを進めてほしいと思います。 たとえば、上半期・下半期それぞれ1週間ずつ遠隔授業とするなど、非常時の備えとして、子どもたちを含め家庭が遠隔授業に慣れるようにしてほしいです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DXの推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
73	柱1	貧富の差を教育につながらないよう支援していく体制を強化して欲しい リモート教育推進とあるが、家庭環境により学習能力向上に差が出るリスクが高い。 家庭学習を集中して行える環境が整っているのか、両親の協力体制などにより差が出てくる と思う。 高校受験の為学習塾に通わせて学力は金で買う時代だと感じた。見学にいったどこの塾も、 各中学の強化担当の過去問が揃っていた。塾に通えるかどうかで内申に差が出ると強く感じた。コロナ禍でオンラインが社会の中で浸透されているが、義務教育の中で子供たちに平等 に導入することができるのか(ハード面、学習(自宅)環境、両親の支援)疑問がある。 むしろ塾に通えない子たちを主体として、オンラインで動画授業を配信するなどの取り組みが 良いのではないかと思う。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DXの推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
74	柱1	ネットにより、顔の見えない相手とつながり、性被害にあう子が、増えているとききます。1人1台端末で、子どもが犯罪に巻きこまれないように、しっかり子どもたちにも教育するとともに、学校も警戒感を持ってほしい。町田市の小学校で事件がありました。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、素案の柱1施策2 「情報教育の充実及び教育DXの推進」の 取組を中心に、本計画を推進してまいりま す。
75	柱1	施策2の「情報教育の充実及び教育DXの推進」については、子どもたちの情報活用能力の育成が図られているかどうかの主な指標がアンケートの回答割合だけであるのが気になる。情報活用能力が身についているかどうかの判断基準として明確な指標が欲しいと感じる。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DX の推進」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
76		柱1 情報教育の推進というなら、タブレットを学校で使用できるようにするだけではなく、必要に応じて家庭学習でも使用できるようにした方がいいのではないか。 ネットやSNSの使い方について、大人でも誹謗中傷など問題になっていて、学校でルールを教えてもらっても自制できない子どもやルールを設けていない家庭がある中で、学校外でいろいろと問題になっている。子ども同士のトラブルを避けるには、学校だけでなく家庭との連携が必要と思う。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DX の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
77		【柱1】施策2について 指導ができると答える教職員の目標値を100%としないのは何故か。子供の成長は区々かもしれないが、教育する側は全員が定めたレベルまで習得するべきだと思う。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報 教育の充実及び教育DX の推進」に関連 するご意見として、今後の参考とさせてい ただきます。
78	柱1	小2の子の親の立場として意見させていただきます。【柱1】一人ひとりを大切にした学びの推進にある「児童生徒の情報活用能力の育成」についてですが、1人1台タブレットが与えられ、私の自治体では、家にも毎日タブレットの持ち帰りが可能です。家で子どもが授業で作った資料や作品を見せてくれたり、学校での様子がわかるようになった一方、子どもが家でタブレットを閲覧・利用する時間(学習以外の利用)が増えてしまっています。これば各家庭の問題ではあるのですが、子どもの心情的にどうしてもタブレットを操作したくなってしまうようです。また、学校の休み時間でもタブレットを見ている友達がいるとも聞いています。横浜市の子どもたちはそうならないように、情報活用能力を身に着けるにあたって、「学習以外でのタブレットの使いすぎ」についてどのように対策していくのか、各家庭の問題でもありますが、教育委員会・各学校でもしっかりと考えていただきたいです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DX の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
79	柱1	GIGAスクール構想により1人1台端末が普及したが、何のために端末を活用して情報活用能力を育成する必要があるのか分かりづらい。将来、ソサイアティ5.0時代を子ども達が生きるにあたって、企業からどういった能力を持った人材が必要なのかそういった声をもとに教育を行なっていく必要がある。現在、産官学が一体となった授業が展開できている現状とはいえないと感じる。行政と教育現場は連携が進んでいるが、企業サイドの意見があまり反映されずに教育が進んでいるように感じる。GIGAスクール構想などの情報教育を推進していくにあたり、IT企業と連携したキャリア教育の実施を増やすことと教育現場と横浜のIT企業を結びつけて行く必要があると考える。早期に子ども達が横浜のIT企業で働くことの魅力に気づくことがでれば、横浜に住んで、横浜で働き、横浜を発展させていく礎となると感じます。いきいきと働き、学び続ける教職員について、ICT支援員の業務拡充すると良い。教職員は現在、GIGAスクール構想の推進によりY YネットとYCANという二つのネットワークを管理する仕事をにだ担っています。しかし、ICT支援員の業務範囲は Y Yネットに限られるので YCANのネットワークやそれに関連する端末などの操作や管理などの業務に関しても支援があると良い。そうすることで教職員の本来業務である授業づくりや児童指導の時間を確保できる。	<b>参与</b>	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DX の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
80		【情報教育の充実および教育DXについて】コロナ禍においてのICT活用に関する通知等が様々な部署からの発信により、現場との連携でかなりの混乱がありました。また、その後のGIGAスクール構想の実現では逆に現場での活用が一気に進み、指導主事と現場職員での知識理解や技能面の乖離が起きています。 教職員育成課・教育課程推進室・小中企画課がこれまで連携して情報教育の推進に取り組んできているが、解決しなければ課題が多すぎるので、現状の体制に限界を感じている職員の声も届いています。 逆に、他自治体の例を見ると、教育委員会内にもGIGAスクール構想推進のための部署や教育DX担当部署を設置している自治体があります。 横浜市の規模を考えた際、例えば、情報教育推進担う部署「情報教育推進課」「教育DX課」などを専門性の高い職員構成で組織し、現場や各部署と連携しながら円滑な情報教育に関する行政や施作を検討していく必要を強く感じています。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DX の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
81		柱1, 施策2について 学校と家庭で育む 情報モラルの『リーフレットと動画を配信』しただけでは、ネットのリスクを保護者・生徒にシッカリと理解・認識されることは期待出来ません。 具体的に相当な時間を割いて情報共有していくことが肝要です。 文部科学省のサイトで『情報化社会の新たな問題を考えるための教材 < 児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き > 動画教材(ユーチューブ動画へリンク)』を具体的に視聴する時間は必須です、大人でさえも『独立行政法人国民生活センター』で検索すれば定期購入など、インターネットショッピングで商品を購入する際のトラブル等々が多く記載されています。 横浜市のDX戦略でもネットでのリスクについて市民に対する情報共有がほとんど明示されていません、悩ましい・・・	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DX の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
82		児童生徒への1人1台端末が実現されましたが、これらが十分に活用されるよう、活用方法の 先行事例など先生達に共有するなど、教える側のサポートもしっかりと行ってもらいたいと思 います。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱1施策2「情報教育の充実及び教育DX の推進」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
83	柱1	【横浜教育DXについて】「使えるデータにリソースが集まる」の記載に大きな期待を感じました。横浜には、市大のデータサイエンス学部や横国大の教育学部もありますし、全国的にもっと注目されるポテンシャルがあると思います。子どもや家庭の機微な情報はしっかりと管理しつつ"使えるデータ"を増やしていってください。新たな教育センターを中心に、産官学の英知を結集し、子どもの学びの質向上・先生方の負担軽減で注目を集め、全国から優秀な教員志望者が集まる都市にしてください。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱1施策2「情報教育の充実及び教育DXの推進」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。
84		柱1施策2。ICT教育の推進について、ICT担当の職員を各学校1人(出来れば教員の免許を持った人。)8時間勤務で配置してください。授業の質ををあげるにも、自分の学校にあった手自主教材を作るにも、どうしても必要です。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報 教育の充実及び教育DX の推進」に関連 するご意見として、具体的な事業や取組を 行うにあたっての参考にさせていただきま す。
85	柱1	柱1、施策2 ICT教育推進について。ICT担当職員(できれば教員の免許取得者)を各学校 1人(8時間勤務)配置が必要です。授業の質をあげるにも、自分も学校の実態に合った内容 をつくるにも、教員を補助する技術者が必要です。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DX の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
86	柱1	【柱1】DXについて。他自治の中学校で全校生徒の成績漏えいがあったが、セキュリティ面は大丈夫か。また、タブレットの画面を見続ける時間が増えそうだが、健康面への配慮などは考えているか。		ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DX の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
87	柱1	施策2 情操教育の充実及び教育DXの推進 ・1番目の指標の「情報モラル・セキュリティの理解」は非常に重要でかつ効果的に実践するのは極めて難しい課題である。ICT Coordinatorの育成程度で済む事項ではない。児童生徒の目標値(令和7年度)小6、中3共に90%は高過ぎる。何よりもそれ以前に、しっかりとこの課題を教育できる教員、他の関係人材を育て確保することが先である。 ・2番目の指標「校務や授業にICTを活用し、児童生徒の情報活用」は第3期計画のそれと微妙に変えている。前者は「指導ができると答える教職員の割合」であり、後者は「能力を有する教員の割合」である。前者の値が72.8%であるに対し、後者の値は65.5%(共に令和2年度実績)である。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DX の推進」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
88	柱1	横浜教育DXについて 学力・学習状況調査などデータを共有するという試みに、ぜひ個別の教育支援計画や指導計画も加えていただき、ICT化によるデータの引継ぎの円滑化も併せて実行してほしいです。 学習カルテとして児童生徒一人一人のデータも一括管理し、指導要録なども各学校ではなく横浜市として保管しておくことができると、各学校での業務負担も軽減することができます。もしかすると、施行規則等の変更が必要かもしれませんが、ぜひ学校のICT化を進めていただけたらと思います。(ただし、ICT化の作業は現場の教職員ではない新しい雇用の場所として進めていただけたらと思います。)	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DX の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
89		子どもたちの豊かな心を大切にする意味で、柱3の施策1などYPの活用は非常に有効だと考えます。ぜひ、YPアセスメントも横浜教育DXに組み込み、データとして活用できるとよいと思います。	包含· 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱1施策2「情報教育の充実及び教育DXの推進」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。
90		柱1 一人ひとりを大切にした学びの推進 施策2 情報教育の充実及び教育DXの推進」 「主な取組3 ICT環境整備」について ・コロナ禍で自宅での療養が余儀なくされたり、自主的に在宅を選ぶ児童・生徒が増えた中で、端末とWi-Fiルーターを貸し出して自宅でオンライン授業を受けられることこそ、ICTを活かした教育と考えます。端末とWi-Fiルーターを貸し出してください。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DX の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
91		柱1の施策2について 情報モラル教育ではなく、デジタル・シティズンシップ教育を計画にいれてほしい。世界的にもデジタル・シティズンシップの考え方が主流になってきており、一般には来年度から総務省、内閣府、公共図書館の連携で事業が始まると聞いている。6月に内閣府が発表した「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」には次の学習指導要領には、デジタルシティズンシップ教育が各教科で推進されるという方向性が明記されている。横浜の計画でもぜひ、こちらに切り替えてほしい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DX の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
92	柱1	GIGAスクール構想:一人一台の端末が整備された、とあります。点字使用の児童生徒には点字ディスプレイは補償されていますか?障害によって必要とするハード、ソフトに違いがあると思います。ともすると、少数のニーズが忘れられがちです。一律な対応ではなく、個別ニーズにも配慮しつつ、情報教育、活用が進められるよう期待します。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策2「情報教育の充実及び教育DX の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
93	柱1	施策3 特別支援教育の推進 この取り組みは、社会全体の取組と共有するものです。大事です。	包含· 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、素案の柱1施策3 「特別支援教育の推進」の取組を中心に、 本計画を推進してまいります。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
94	柱1	P.5 6 第4期教育振興基本計画の視点 (1) 一人ひとりを大切に について、市立小学校の中で、支援級で授業を受ける場合は、少人数で個に応じた配慮がありますが、支援級対象ではなく通常級で授業を受けることが困難な児童がおり、その児童のために担任の手がとられ、授業が自習になるなど、通常の学級運営ができない場面が何回かあります。若手の先生の場合、手のかかる児童への対応が難しい場合もあります。支援員さんフォローの対象でないためか、また支援員さんの要請と配置に時間がかかるためか、そのまま放置されいる状況です。この場合、保護者や地域からボランティアを募り、支援員の役割をするよう、学校がすぐに動けるガイドラインを出していただけないでしょうか。手のかかる児童がいるクラスでは、先生のストレスも多く、授業もままならず、そのクラスの子どもたちは学校が苦痛になってしまいます。クラスの中で、手のかかる子もそうでない子もいられるような運営のため、ボランティア支援員フォローの仕組みを構築していただけないでしょうか。	参考	いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
95	柱1	こどもが支援級在籍なので、横浜市の支援は充実してて、横浜市の学校で良かったなと思いました。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱1施策3「特別支援教育の推進」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。
96	柱1	【柱1】特別支援教育について、一般の学校で個別な配慮が必要な子どもたちが増えていると感じているが、地域の中で、特別支援学校に通う子どもたちと、地域の子どもたちが交流する姿をほとんど見たことがない。共生社会というのであれば、特別支援学校の子どもたちと一般の学校の子どもたちとが、地域の中で触れ合えるような、学齢期からの障害への理解が必要だと思います。	修正	いただいたご意見を踏まえ、柱1施策3「特別支援教育の推進」の施策の目標・方向性に、「ともに学ぶ機会の充実」を追記するなど、原案を修正しました。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
97	柱1	小学校の教員です。第4期横浜市教育振興基本計画素案にも記述されているように、現在、特別支援を必要とする児童・生徒数が激増しています。 市内の個別支援学級でも、在籍児童・生徒数が増加し、その障害とニーズの多様化で、対応が追いついていないのが現状です。 一人ひとりの特性に向き合い、丁寧に対応をと考えている教員がほとんどですが、そんな教員ほど、対応しきれない悩みを抱えています。しっかりと児童・生徒と向き合っている教師ほど、やりきれなさから心を痛めています。教員の能力や資質の向上をとの問題もありますが、そのような話では収まらないほど、深刻です。経験の浅い担当者の増加とそれをサポートする教員の少なさも課題です。これは、急激な個別支援学級在籍児童・生徒数の増大、それに伴う個別支援学級担当教員の増加が、その根本的な原因と思われます。か増加が、その根本的な原因と思われます。か増加が、その根本的な原因と思われます。別とありますが、現在の状況、そして「第4期横浜市教育振興基本計画素案」からは、特別な支援を必要とする児童・生徒数増加に対応できる多様な学びの場の提供・充実に取り組みます。」とありますが、現在の状況、そして「第4期横浜市教育振興基本計画素案」からは、特別な支援を必要とする児童・生徒数増加に対応できないのではないかと危惧しています。 【意見】新しく校内通級指導体制の整備、特別支援教室担当教員の加配、個別支援学級と一般学級の垣根をより低く柔軟にとらえる仕組みづくりなどを通して、制度として児童・生徒、保護者のニーズに寄り添っていく施策、ニーズに応じた多様な学びの場の整備が必要と考えます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策3「特別支援教育の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
98		【柱1】多様なニーズに対応していくための個別支援級・学校や国際理解教室への取り組みについて概要版に載っていますが、教室内にいる児童について担任一人での対応も厳しくなっています。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策3「特別 支援教育の推進」及び柱2施策1「英語教 育の充実及び国際理解教育の推進」に関 連するご意見として、具体的な事業や取組 を行うにあたっての参考にさせていただき ます。
99	柱1	柱1「一人ひとりを大切にした学びの推進」 特別支援教育の推進について 特に医療ケアが 必要なお子さんの支援について現状、横浜市の体制が健康福祉局やこども青少年局、教育 委員会と所管が分かれており、都度調整が必要で煩雑といった意見をお聞きします。 ぜひ所管にとらわれることなくワンストップで支援できるような市の体制を希望します。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策3「特別 支援教育の推進」に関連するご意見とし て、具体的な事業や取組を行うにあたって の参考にさせていただきます。
100		【柱1】特別支援教育の推進について配慮が必要な児童の増加はニュースでも全国的に取り上げられています。特支校免許状取得の推進は急務だと思います。現場に携わっている教職員は短期で取得可能にするなど、柔軟な設定も必要だと感じます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策3「特別 支援教育の推進」に関連するご意見とし て、具体的な事業や取組を行うにあたって の参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
101	柱1	特別支援教育について世界から分離教育について苦言が出ている昨今、未だ分離の形を維持して対応を進めようとすることを疑問に思います。特別支援教室や個別支援教室の充実ももちろん必要な部分はありますが、一般級で当たり前にどんな子も共に学ぶことができる環境を作ることが第一ではないでしょうか。教員の質の低下もあるかもしれませんが、教員に何度も押し付けすぎている現状があります。SCやSSWなどの専門職を常勤にすることや地域の専門家に育てること、全クラスに副担任を設置することにより、チームマネージャーをつける以上の知識も対応力も上がるものではないでしょうか。また、通級に関しては、設置校を増やすことよりも各校が対応できるようにした方がよりアクセシビリティが補償されますし、副担任が個別支援級や通級経験者であればインクルーシブ教育が可能になります。現行の通級の中で研修をしながら、その知識を自校で当たり前に生かすことができる環境の整備に予算を割いていただきたいです。横浜は支援員の時給が最低賃金以下と聞きます。川崎に支援員が流れているとも。本来作るべき予算をきちんと割いてください。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策3「特別 支援教育の推進」に関連するご意見とし て、具体的な事業や取組を行うにあたって の参考にさせていただきます。
102	柱1	柱1 ひとりひとりのこどものニーズへ柔軟な対応について 個別支援学級の在籍している6年生のこどもの保護者です。2年生の時に、一般級から個別支援学級へ移りました。当時、学校へ行き渋りがあり困っていたところ、個別支援学級の先生が、校長先生に掛け合ってくれ、特総センターへ行く前から、支援級に息子の居場所を作ってくれました。おかげで、息子は安心して毎日通学することができて、今に至ります。あの時の先生、校長先生の迅速で柔軟な対応に本当に感謝しています。色んなケースのこどもに、まずは居場所を確保する事は大切だと思います。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱1施策3「特別支援教育の推進」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。
103	柱1	養護学校分教室について。分教室の定員を増やしてほしいです。分教室受検を経験。調整が進むにつれ、第二希望の学校を選ぶときに遠くの学校しか選択肢が残ってませんでした。受検者が増えてるなか定員は変わらずというのは無理があると思います。 市北東部の分教室の定員を増やしてほしいです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策3「特別 支援教育の推進」に関連するご意見とし て、具体的な事業や取組を行うにあたって の参考にさせていただきます。
104	柱1	特別支援教育について、私自身の体験談を踏まえながら書けたらと思います。まず、特別支援教育のニーズは年々増え続けています。が、受け入れる側の支援は増える続けるニーズに追いついていないのが現状です。ここで、1つ私のこどもの話しをしたいと思います。うちには2人の発達障害をもった子供がいます。うち、1人は高機能自閉症とADHD、もう1人は自閉症とADHDのこどもです。高機能自閉症のこどものほうは一般級でやっていける力がありますが、自閉症のほうは少し学習障害もあるため個別級にはいっています。このように、障害を持っていても、進む道は様々なのです。そこで問題が発生するのが自閉症の子供のほうです。この子は中学になっても個別級で行かなければならないくらいの学習障害をもっています。では、中学を卒業したその後の進路はどうなっているのでしょうか?特別支援教育のニーズが多様化した今、進めるべき道は少なく、入れるかどうかの道も倍率はたかくなるでしょう。そういった意味でも特別支援教育に目を向けて見てもらい、多様化したニーズの進路を作ってあげてほしいです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策3「特別 支援教育の推進」に関連するご意見とし て、具体的な事業や取組を行うにあたって の参考にさせていただきます。
105	柱1	<ul> <li>○正規職員を少なくとも5人に1人にしてほしい。</li> <li>○支援員をボランティアでなく、最低賃金以上が支払われる仕事としてほしい。</li> <li>「現状と課題」に書かれているとおり、ここ数年で支援級の児童生徒数は倍増しており、入級してくる児童も多様化しています。</li> <li>担当教諭の専門性の向上は確かに大切なことですが、私は、支援員として働いている立場から見ると、あまりに色々な、働き方や立場の方が入れかわり・たちかわり入っていて私たちですら、どの方が担任なのかよくわからないほどです。私たち支援員も若い人ほど一年ほど経験すると外部のデイサービスなど、条件のよいところにかわってしまいます。</li> <li>5~6年以上支援員をされていても、年令的に家族の介護などで、やめ時を考えている方も少なくありません。</li> <li>担任の先生が非常勤であることもあり、学級が落ちつきません。定数が8名の児童に1人というのは、現状のクラスでは、教員の研修や免許の取得ではひとりひとりのニーズに答えることはできません。ひとり親の家庭も多く外国籍の子どもも1割以上、支援学校の発達障がいの子どもの増加で、入級してくる重度の子どもに1対1で対応が必要など、正規の職員がふえなければ解決は無理だと思います。</li> <li>地方によっては独自予算で補正をふやしているところも多いと聞きます。</li> <li>支援員が定着するようにボランティアでなく一般級のスクールサポートのように賃金を支払う仕事として(最低賃金を払っている自治体も多いです)認めてもらえる制度としてほしいのです。</li> </ul>	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策3「特別 支援教育の推進」に関連するご意見とし て、具体的な事業や取組を行うにあたって の参考にさせていただきます。
106		◆特別支援学校(学級)制度は縮小・廃止すること。これが本「素案」も言う「人権尊重の精神を基盤とする教育(活動)」(「柱3」「施策1」)の第一歩となると考えるからである。差し当たっては、「通級指導教室」の拡大・全面化を図っていくことを望む。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策3「特別 支援教育の推進」に関連するご意見とし て、具体的な事業や取組を行うにあたって の参考にさせていただきます。
107	柱1	◆知的障がい児(生)、身体障がい児(生)、精神障がい児(生)、発達障がい児(生)、高次 脳機能障害児(生)等障がいの区分、当該個々の児童生徒ごとの症状・特性・態様・環境等 に応じた教育環境の提供・充実と、進学支援、就労支援にも力を入れること。追跡支援も重 要である。この施策の実施に当たっては、関係機関との連携を十分図ること。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策3「特別 支援教育の推進」に関連するご意見とし て、具体的な事業や取組を行うにあたって の参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応	ご意見に対する考え方
1/0.	快日	施策3について	状況	□ 尽力に刈りの与え力
108	柱1	ルスパこういて 多様で柔軟な学びの場の充実を目標とするなら、文部科学省が4月27日に通知した「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」は目標実現の「障害」となるものです。 横浜市は特別支援教育が行われる前から、個別支援学級として「特別な教育的ニーズのあ る子」をフォローする柔軟な学習な場所を提供しています。文部科学省の調査では、横浜市 は対象外ですし、そもそもこの調査には一般学級に在籍していながら、ある時間を個別支援 学級で過ごしているような子の数は調査されていません。そう言った意味で、実態に即した調査ではないと判断できます。ですので、交流先での学習時間に制限を設けることなく、個別の教育支援計画や指導計画を作成するのは前提としながらも、自由で柔軟な学びの場を提供できるようにしてほしいと思います。 また、指標についても施策1でも述べたように、成長を前提としたものは子どもたちの成長を強要するような支援指導を誘発してしまいます。ここでは、「子どもが学ぶことが楽しい」ということを指標とし、うまくいかなくても成長してなくても、自尊感情が高まったり自己肯定感を子どもが持つことを期待していくほうが、最近のキャリア研究に即しています。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策3「特別 支援教育の推進」に関連するご意見とし て、具体的な事業や取組を行うにあたって の参考にさせていただきます。
109	柱1	特別支援教育の推進 横浜市が20年前くらいからずっと特別支援教育に力を入れていたことは知っています。 最近は支援級にいく子が多くなりました。判断基準がわかりまん。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策3「特別 支援教育の推進」に関連するご意見とし て、具体的な事業や取組を行うにあたって の参考にさせていただきます。
110	柱1	多様な学びの場:特別支援教育、インクルーシブ教育に関連して「学びの場」と表現された箇所があります。「学びの場」は、分離が前提になっていないでしょうか。インクルーシブ教育の理念を踏まえれば、「多様な学びの方法に応える」とするのが適切ではないかと考えます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策3「特別 支援教育の推進」に関連するご意見とし て、今後の参考とさせていただきます。
111	柱1	不登校対応についての検討依頼です 子供が不登校当初、まずはスクールカウンセラーに勇気をだして相談にいきました (親にとってはとても勇気のいることです) 色々話を聞いてもらえましたが、不安定な子供へ家でも時間割を作って勉強や運動を進められ、親子ともにプレッシャーとなったり、親子の愛着などにも触れられたり弱っていた心に追い打ちになったこともあります 回を重ねるごとに良かったことはとても喜んでくれましたが、よくないことは少し渋い顔をされたり親は敏感になっているので足が遠のいていきましたもちろん学校との間に入ってくれていることにはとても感謝していますし、最近は初期対応も変わってきているのかな、とも思いますが、私の周りの親もスクールカウンセラーとあまり合わないから相談にはいっていない、どこに相談にいけばいいのか、民間カウセリングに料金を払って行っていたり… 悩んでいる方は多いと感じます 「スクールカウンセラーさんの対応の底上げを希望します」 多くの学校関係者、困っている親のために動いていただきたい、とこの度ご連絡させていただきました	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
112	柱1	施策4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進 これは大切なことです。特に、現状の「子どもの貧困対策」は、まさに社会問題の一つでもあり、重要な施策です。なかでも、教育分野での取組は極めて重要な局面です。		ご意見の趣旨を踏まえ、素案の柱1施策4 「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。
113	•	【柱1】「施策4取組2. 日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実」について、「ひまわり」の4か所目開設や国際教室の設置を更に進めていただくとともに、日本人児童生徒と外国人児童生徒同士の相互理解の促進、国際交流ラウンジや地域で多文化共生を担う団体との連携強化などの取組の推進を期待します。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」に 関連するご意見として、具体的な事業や取 組を行うにあたっての参考にさせていただ きます。
114	柱1	柱1 施策4-不登校児童・生徒の居場所となっている民間のフリースペース等への支援の 充実(一時的ではなく、継続的に)	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」に 関連するご意見として、具体的な事業や取 組を行うにあたっての参考にさせていただ きます。
115	柱1	柱1について、不登校児童生徒の中で、支援につながらないケースが増えてきています。その中には「学校」に行くことができない、行っても誰も面倒を見てくれる人がいないといったケースが少なからずあります。今回の基本計画では、「支援につながっている児童生徒の中で」という指標しか見受けられず、前述したケースに対応する指標、想定される事業量が弱いと感じます。民間教育施設との連携についても、具体的な構想が見えません。公的援助を積極的に入れて、保育待機0を実現した横浜市の本気を、不登校児童生徒対策においても実現させてほしいと思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」に 関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
116	柱1	28ページ「施策4 多様な教育ニーズに対応した教育の推進」に関して・不登校の学びに関して、学校は形式卒業はしたものの実際には学習ができておらず、学び直しをしたいと希望する人に対し、学習の機会を提供する場として夜間学級(中学校)があると考えます。第3期の横は市教育振興基本計画では「コラム」という形で夜間学級のことが取り上げられていたと思いますが、第4期では全く書かれていません。第4期でも項目をつくるもしくは「コラム」として記載するとともに、普段から広く市民に広報することを望みます。	修正	第3期横浜市教育振興基本計画においては、夜間学級(夜間中学)の取組をコラムとして掲載しました。素案においては、計画に掲載する全てのコラムを掲載しておらず、原案に向けてコラム項目や内容を検討していたところです。 夜間学級(夜間中学)については、コラムの検討状況やいただいたご意見等も踏まえ、コラムに掲載します。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応	ご意見に対する考え方
1104	ХН	【柱1】日本語指導が必要な児童生徒への対応について 児童生徒への確かな指導ができる	状況	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様
117	柱1	教員の養成は必須だが、同時にその家族へのケアができる仕組みの整備もまだまだ必要ではないか。 英語教育について 今後ますます「使える」英語教育が求められると思う。【柱1】とも関連するが、国際化に向け、英語で理解やアウトプットができる教育も当然求められるが、同時に外国人が話す日本語に理解が示せるような多文化共生ができる教育も必要ではないだろうか。	参考	な教育的ニーズに対応した教育の推進」及び柱2施策1「英語教育の充実及び国際理解教育の推進」に関連するご意見として、 具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
118	柱1	【柱1】「施策4:多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」について。「主な取組:1. 不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実」は、とてもありがたく読ませていただきました。校内ハートフル事業やアットホームスタディ事業、とてもいいですね。ただ、不登校生に対する先生方の支援方法に対して困っている児童生徒・保護者が多いので、書かせていただきました。 先生方が良かれと思ってしてくださる声掛けや指導に、不登校や登校渋りのある子どもたちは自信を失ってしまい さらには登校意欲をなくしてしまう、という事例をたくさん耳にします。 二次障害になってしまった子供たちが今どんな心理状態なのか、表面的にはそう見えなくても、大変な思いをしながら学校に足を運んでいるということをご理解していただいた上で、ご支援をいただけるとありがたく思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」に 関連するご意見として、具体的な事業や取 組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
119	柱1	SDGsの観点を置いて、横浜市は「夜間中学」の活用を位置付けなおしてください。「誰一人取り残さない」というSDGsの主旨を実現していくために、その担い手育成の観点に立って「夜間中学」を加えて明記してください。 国は「SDGsの観点からも、2030年の目標に向け、国内の外国人が国民と同様の教育を受けられるよう、夜間中学への積極的な受入れが期待されています。加えて、増加する不登校児童生徒やその経験者にとっても、夜間中学は将来の進学等に向けた希望となっています。」(令和3年2月16日付 文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について(依頼」」)と「夜間中学」が担う今日的役割の重要性を述べています。また、横浜市の教育委員会が言われているように、「SDGsでも言われている『誰一人取り残さない』ですが、スローガンだけではなく、このことに本気で取り組んでいく」。本当にそのことが大切であると思います。 是非、「第4期教育振興基本計画」を実のある政策としていくためにも、国勢調査で明らかとなった11,807人の「義務教育未修了者」と不登校の「形式卒業者」、外国籍の若者たちを取り残さない方策として、「義務教育」が再度受け直せる「夜間中学」の活用を政策の中に位置付けて下さい。	修正	第3期横浜市教育振興基本計画においては、夜間学級(夜間中学)の取組をコラムとして掲載しました。 素案においては、計画に掲載する全てのコラムを掲載しておらず、原案に向けてコラム項目や内容を検討していたところです。 夜間学級(夜間中学)については、コラムの検討状況やいただいたご意見等も踏まえ、コラムに掲載します。
120	柱1	現在、不登校となっている学齢生徒の学びの場(居場所)として「夜間中学」があることを明記してください。 2022年10月28日の新聞、ニュース報道によると、「2021年度の不登校者は全国で24万人を越え、前年比24%増となり、過去最高を更新した」とのことです。また、2021年9月時点で全国の夜間中学には1603名中(21%)の既卒者(形式卒業者)が在籍しております。国は、このような増加の一途をたどっている不登校対策として、「夜間中学」の役割の中に現在不登校となっている学齢生徒も、本人の希望を尊重した上で、在籍校に籍を残したまま、教育支援センター、フリースクールなどと同様に支援を行うことを可能としました。そして、在籍校で指導要録上の出席扱いができる内容にまで踏み込んだ対策を打ち出しています。(令和元年10月文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」)国は、「夜間中学」を現在不登校となっている児童にとっての居場所となるように、今日その位置づけを大きく転換しております。横浜市は「多様な教育的ニーズに対応した教育」を推進していくためにも「第4期教育振興基本計画」にこのことを見据え明記して下さい。そして、横浜市は全国の地方自治体のトップとして「夜間中学」も活用し、地域のNPOとも積極的に連携して、全国を牽引するような先進的な不登校対策をどうぞ施策してください。	修正	第3期横浜市教育振興基本計画においては、夜間学級(夜間中学)の取組をコラムとして掲載しました。 素案においては、計画に掲載する全てのコラムを掲載しておらず、原案に向けてコラム項目や内容を検討していたところです。 夜間学級(夜間中学)については、コラムの検討状況やいただいたご意見等も踏まえ、コラムに掲載します。
121	柱1	◆学校=教育委員会において、生活困窮家庭児(生)、ひとり親世帯児(生)、障がい児(生)、病小児(生)、ヤングケアラー児(生)等の完全把握に努めること。当該児童生徒に対する在級・在学・進級支援、進学支援、就労支援を徹底すること。追跡支援も重要である。この施策の実施に当たっては、関係機関との連携を十分図ること。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」に 関連するご意見として、具体的な事業や取 組を行うにあたっての参考にさせていただ きます。
122	柱1		参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」及び柱1施策5「新たな時代に向けた高校教育の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
123	柱1	◆学校=教育委員会は、引きこもり児(生・者)の完全把握に努めること。なおこの際、当該者の年齢に関わらず必要な施策を講ずること。当該児童生徒・当該者が引きこもりとなった要因を十分把握・理解したうえで、個々人の症状・特性・態様・環境等に応じた漏れのない保護・在級・在学・進級支援を、また被対象者の必要に応じては進学支援、就労支援を実施すること。追跡支援も重要である。この施策の実施に当たっては、関係機関との連携を十分図ること。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」に 関連するご意見として、具体的な事業や取 組を行うにあたっての参考にさせていただ きます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
124	柱1	柱1「一人ひとりを大切にした学びの推進」 施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」について 【意見】「学ぶことは生きること」、義務教育未就学者にとって「義務教育」を受けることは切実  を願いです。どうぞ「夜間中学・夜間学級の増設・充実」を基本計画に組み込んでください。 お願いいたします。 【理由】令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の 結果、全国に未就学者は約9万4千人、最終卒業学校が小学校の者は約80万4千人いることが明らかにされました。この内、横 浜市には、未就学者2276人、小学校のみ卒業者が9531人、合わせて11807人の義務教育を受けられていない人がいることがわかりました。これは現に、未だ義務教育を十分に受けられていない人(横浜市民)が11,807人いて、この人たちに対して、どのように行政が教育(義務教育)を受ける権利を保障していくのか。そのような視点を含んだとても大きな問題であると思います。そして、教育基本法にもあるように、それを実行するのは行政の義務であり、責任でもあります。(これは国、行政が行う「義務」にかかわることであり、個人の申告要求を待つ問題ではないのです。) 文科省は次のような一文を附記しています。「文部科学省としましては、今回の調査により、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられなかった方、外国籍の方などが再び学ぶ場として、夜間中学がますます重要な役割を果たし、その期待も高まつてくると考えます。」と。 この一文からもわかるように、これは義務教育を一分に受けられていない人(市民)に対して、憲法に保障されている等しく教育を受ける権利を、どのように国・行政が保障していくのかという問題が、今現在あることを国が再認識し、その方策を示したものと受け止めます。映画「学校」は、夜間中学で学ぶ人々の姿を映し出しています。何らかの理由で義務教育を受けられず、そのまま大人になってしまった人が、もう一度基礎教育を学びたいという切実な願いは、「学ぶことは生きること」そのものなのです。どうぞ明らかとなった義務教育未修了者の一人でも多くの教済をお願いいたします。	修正	第3期横浜市教育振興基本計画においては、夜間学級(夜間中学)の取組をコラムとして掲載しました。 素案においては、計画に掲載する全てのコラムを掲載しておらず、原案に向けてコラム項目や内容を検討していたところです。 夜間学級(夜間中学)については、コラムの検討状況やいただいたご意見等も踏まえ、コラムに掲載します。
125	柱1	在1「一人ひとりを大切にした学びの推進」施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」について 【意見】【横浜市は、いま義務教育の学び直しを必要としているすべての市民に温かい手を差し伸べてください!誰一人置き去りにしない、一人ひとりを大切にする心の通った施策を立案してください!誰一人置き去りにしない、一人ひとりを大切にする心の通った施策を立案してください! 「夜間中学」を必要とするすべての人に広く門戸を開いてください!】「夜間中学」を必要な人々(義務教育未修了者・不登校者・外国籍の人)にその存在を広く伝えていくために、「夜間中学」の今日的な意義と役割の重要性をしっかりと「第4期教育振興基本計画」に明記してください。そして横浜市に「蒔田夜間中学(学級)」があることを明記し、実際に多くの人に知ってもらうために、学校見学希望者には、基本的に公開する体制づくりをしてください。 【理由】鯉渕教育長は、昨年の「総合教育会議」の中で、次期計画に向けての大きな視点の一つとして次の点を挙げられていました。「『子どもに関わる大人がチームとなって子どもたちを育てていくこと』だと思います。学校現場は往々にして校門の先は入れないという印象で、外の人を寄せ付けないというところがあったと思いますが、これからを考えますと、地域、企業、NPO、福祉の皆さん方との連携で、外に開かれていくことが大事だと思います。」と考えられていることを明らかにされています。私は横浜市の五つの視点(知・徳・体・公・開)を具体的に実現させていくためにも、このことはとても大切だと思います。ところで、「蒔田夜間中学」への見学を市民の方(NPO自主夜間中学に携わる人)や横浜市に勤務する教員などが希望しても、「現在は見学の受け入れはしていますしらの理しています。その一方で、横浜市の特別支援学校では、「学校をひらく週間自由見学会」を設けて、幅広く市民や地域・企業の人々に学校を公開しています。今年もコロナ禍の中、感染防止対策や生徒の個人情報対策をしつかり行い、見学ルールを作り多くの人に公開しています。なぜ、同じ横浜市の学校なのに、このような全く正反対の対応がなされてしまうのでしまうか。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
		式卒業」してしまい基本的な教育を受けずにきてしまった人たちは、「学校」というところから遠ざかってしまうことで、足を向けること自体がとても困難で臆病な気持ちにさえなってしまっています。この人たちに、もう一度学び直しができる場があることを知らて、実際に見学してもらうとを通じて、これまでの不安を解きほぐし、安心して学び直しができるように、温かい手を差し伸べていくことが、何よりもいま行政に求められている大切な役割ではないのでしょうか。国は、2017年2月に成立した「義務教育機会確保法」を受けて、2018年に作成した「教育振興基本計画」の中で「夜間中学」の役割を新たに次のように位置づけています。「学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。」「教育基本法第17条2項」では、国の「教育振興基本計画」を地方自治体は「参酌」して、これを作成することが明記されております。是非、このような内容のことを横浜市の「第4期教育振興基本計画」の中にも組み込んでください。ところで、学校見学をめぐって何故このような正反対の矛盾した対応が生み出されてしまうのでしょうか。その一端は、4年前のパブリックコメントでも指摘されていましたが、「夜間中学」と対しまれているが、前回の「第3期教育振興基本計画」では、「夜間中学」の記述が本文ではなく、コラム欄に記載され、今回に至ってはついに「素案」のどこにも記載されなくなってしまいました。このような横浜市の「夜間中学」への姿勢を抜本的に改めていただかなくては、教育長が記述されていることは現場では一向に実現されず、教育長の考えとは違った取り組みがそのまま踏襲され続けてしまうのではないでしょうか。そのことを大変危惧いたします。「変間中学について、コラム欄でのみ言及しているのは、この課題に対する消極さを表している。夜間中学の市民への周知募集活動の強化、学級数の増設、担当している教職員の勤務条件改善などをコラム欄ではなく、教育振興基本計画の本文として提案してほしい。」		
126	柱1	柱1「一人ひとりを大切にした学びの推進」施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」について 【意見】「第4期教育振興基本計画」の中に「夜間中学」の政策をしっかり明記して下さい。 国と同じように、横浜市も「夜間中学」にもっと光を当てて下さい。 「第3期教育振興基本計画」では、コラム欄ではありましたが、「夜間中学」に関する記述がありました。しかし、第4期素案では、それさえ削除されています。これはどうしてなのでしょうか。この横浜市の施策は、今日、国が「夜間中学の設置・充実の取組の一層の推進」を地方公共団体に促している方向と、180度違ったものであると受け止めざるをえません。この「公立夜間中学」「義務教育課程」の今日的位置付けとニーズをよく理解し、横浜市の政策の「多様な教育的ニーズへの対応」の中に「夜間中学の充実」をしつかりと位置づけていただきたく思います。これは「学齢期」を超えてなお「義務教育」の内容の学びを必要としている人に「教育機会」の保障と確保を行政が責任をもって行うべき、「教育を受ける権利」にかかわる大きな問題です。「公立夜間中学」には、多様な人々に対して、「義務教育」を受ける機会を提供する使命があります。横浜市は、なによりも「一人ひとりを大切に」し、「すべての人に義務教育」を保障する施策を実現するために、「夜間中学」をしつかり「基本計画」に位置付けて下さい。よろしくお願いいたします。 【理由】 国が2018年に策定し閣議決定した『教育振興基本計画』の中には、しっかりと「夜間中学の設置・充実」として、この問題について項を新たに設け述べています。しかし、横浜市は、なぜかこの部分に関しては全く触れず、すっぽり抜け落ちてしまっています。(第4期素案では一切の記述を削除してしまいましまた。)また、国はこの6月に『夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について』を再度全国の教育委員会に対して通達しました。この中で、総務省統計局が行った「令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の 結果」を大変重要視しています。この国勢調査に基づくと、今日横浜市には、未就学者2,276人、小学校のみ卒業者が9,531人、合わせて11,807人も義務教育を受けられていない人がいることが明記されています。これは「一人ひとりを大切に」していこうとする横浜市にとって、大変衝撃的なニュースではないでしょうか。	修正	第3期横浜市教育振興基本計画においては、夜間学級(夜間中学)の取組をコラムとして掲載しました。 素案においては、計画に掲載する全てのコラムを掲載しておらず、原案に向けてコラム項目や内容を検討していたところです。 夜間学級(夜間中学)については、コラムの検討状況やいただいたご意見等も踏まえ、コラムに掲載します。

◆ <u>修正</u>: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
		さらに、文部科学省は、「今回の調査により、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられなかった方、外国籍の方などが再び学ぶ場として、夜間中学がますます重要な役割を果たし、その期待も高まってくると考えます。」と附記しています。(全文は下記のURLからご確認下さい。)横浜市はこの現実としっかり向き合い、未だ義務教育を受けてこられなかった市民の方々の学び直しの場としての一層の活用が望まれる「夜間中学」の増設・拡充を「教育計画」の施策として真剣に考え位置付けてください。 資料:国が作成している『教育振興基本計画』では、「夜間中学の設置・充実」という項が作られ、夜間中学の今日的な必要性・重要性を改めて、明確に次のように位置づけ直していま		
		す。 「学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する」P. 79と明記されています。 【文部科学省 夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について(依頼)】 https://www.mext.go.jp/content/20220603-mxt_syoto02-100003094_3.pdf 【文科省 教育振興基本計画】		
127	柱1	私は、元不登校の子ども(現在は成人して、社会人)の保護者であり、不登校の子どもを持つ親の会を主催している者です。以下の件について、意見を申し上げます。【柱1】施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」の不登校について 横浜市では早くから、教育機会確保法の理念に基づいた対応を教育委員会様が率先して指導してくださり、大変感謝しています。そこにぜひ追加していただきたいことは、保護者への啓蒙と支援です。不登校についての社会の理解は、この20年ほどでかなり変化してきたと思います。ですが、今で多多くの保護者にとって、わが子の不登校は青天の霹靂であり、どうしたら良いのか事前に得な知識もなく、パニック状態になります。そして、心身ともに限界になり、やむなく不登校になってしまっている子どもたちを逆に追い詰めてしまう行動を取ってしまうことが多くみられます。ですので、保護者の支援をぜひ追加していただきたいのです。保護者は子どもたちの最大の支援者です。保護者の理解なくしては子どもたちは安心して育つことができません。例えば、年に1回でも良いので、全家庭の保護者向けに、「もしわが子が不登校になったら〜」というような内容で、不登校の理解が進むようなもの(文書)を配布していただきたいと思います。不登校は誰にでも起こり得るもの、学校復帰という結果のみを目標にするのではなく、子どもたちが自らの進路を主体的に考え、社会的に自立していけるよう安心できる環境を提供することが大切であることなど、不登校にいての考え方と、居場所や支援のことを具体的に知らせるようなものです。すでに保護者の集いを実施されていますが、現役の小中学生の保護者のみと聞いていますし、ひとりでも多くの保護者に届くために、私たち親の会も協力させていただきたいと願っています。今年、親の会が集まり、不登校のの会とり、一緒に考えていきたいと考えます。先生方の大変さも知った上で、どうしたら良いのか、一緒に考えていきたいと見っています。今年、親の会が集まり、不登校の子どもたちと家族が少しでも安心できるように、同じ思いを持って支援したいからです。不登校の家庭への本当の支援は何なのか、その課題を取りまとめ、標準化して提案させていただければと思っています。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」に 関連するご意見として、具体的な事業や取 組を行うにあたっての参考にさせていただ きます。
128	柱1	施策4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進 ・1番目の指標「不登校の支援を受けている児童生徒のうち、安心できる場所があると感じる」というのと、第3期計画の「横浜教育支援センターの支援を受けている」とでは表現が大きく変わっている。ほぼ同じ意味合いなのか、真逆に近い意味合いなのかよく分からない。 実績値は素案での78.9%に対して、第3期実では9.9%である。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」に 関連するご意見として、今後の参考とさせ ていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

№. 項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
	性1「一人ひとりを大切にした学びの推進」施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」について 【意見】横浜市は、様々な理由から「義務教育」を満足に受けることができなかった学齢超過者外国籍を含むりに対しても、「誰ひとり取り残さない」という目標(理念)に基づき、いま「義務教育」を必要としている全ての人が市内のどこからでも安心して学校に通学できるために「夜間中学」の増設・拡充をお願いいたします。 義務教育課程を学ぶ「公立夜間中学」を必要とする人々が、市内のどこに住んでいても、どこで仕事をしていても夜間中学の授業を一校時目から受けられるよう通学範囲を考慮し、それを可能とするために「夜間中学」の増設・拡充をお願いいたします。 直近の国勢調査で明らかになったように、横浜市には義務教育未修了者が約1万2千人います。また、引きこもり状態の人が15歳~39歳で約1万5千人、40歳~64歳で1万2千人いることが「市民実態調査」等で明らかとなっています。それに加え、不登校、虐待、dv、いじめ、生活困窮、ヤングケアラーなどによって中学校を「形式卒業」した人、外国籍で母国において義務教育をドリていない人などがさらにおります。 いま学び直しの場として、義務教育課程の修了資格を得られる「夜間中学」の必要性は益々高まっております。この現状をよくご理解いただき、日本人と日本に来た若者たちの夢を支えていくために、すべての人が「義務教育」を受けられる、学ぶことをやり直せる機会を提供する支援と保障をしてください。横浜市の人口は約377万人です。四國4県を合わせた人口が、約365万人です。この人口比率からだけ考えてみても、1校で十分であるということにはとてもならないと考えます。また、政令指定都市の中でも、人口2位の大阪市が4校、7位の神戸市が2校、10位の広島市も2校設置しております。是非とも、政令指定都市のトップである横浜市は、現行の「夜間中学」が担う役割の重要性を踏まえ、未来に繋がる広い視野に立った政策の立案をお願いいたします。「横浜の外国人人口は約10万人、全国の市区町村では大阪市に次いで2番目となっています。国籍も、中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジル、アメリカ等、大変多様です。横浜市は開港以来、オーブンに多様な文化を率先して受け入れて、また自らの文化に昇華させてきた、そういった「ダイバーシティ&インクルージョン」を実践してきた都市と考えています。「日本語支援拠点である「ひまわりは、子どもたちが、安心して学校に通い、その力を十分に伸ばしていくために、横浜市として今後も欠かせない支援です。現在の2箇所以外に、北部、西部にも拠点を設けて、日本語指導が必要な子どもたちが、住んでいる地域に関わらず支援を受けられるよう今後も拡充を検討していきたいと考えています。」この意見に私	<b>状况</b>	ご意見に対する考え方  ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」に 関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
		総理大臣から、「今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学校が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい」との答弁がなされたところです(50頁)。文部科学省においては、令和3年度政府予算(案)において、夜間中学の設置促進・充実事業について、75百万円を計上するとともに、関係施策による支援の充実を図っているところです(34頁)。つきましては、各教育委員会において、法及びこれらの閣議決定等を踏まえ、夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進を図るようお願いします。夜間中学の必要性と文部科学省における取組をまとめた資料を送付致しますので、取組の参考にして頂ければ幸いです。各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に対しても周知くださるようお願いします。『夜間中学の設置・充実に係る政府方針等と支援策について』『夜間中学の必要性と文部科学省における取組について』		
130	柱1	程1「一人ひとりを大切にした学びの推進」について 【意見】横浜市は、国が策定した「教育振興基本計画」をしつかり「参酌」し、それに基づいた横浜市の「教育振興基本計画」を策定する努力をしてください。 国が2018年に策定し間議決定した『教育振興基本計画」の中には、しっかりと「夜間中学の設置・充実」として、この問題について項を新たに設け述べています。しかし、横浜市は、なぜかこの部分に関しては今回全く触れず、すっぽり抜け落ちてします。(第3期では記載されていた部分も含め、第4期素案では一切の記述を削除してしまいました。) 「教育振興基本計画」を作成するにあたっての大元である文部科学省が策定した「教育振興基本計画」を作成するにあたっての大元である文部科学省が策定した「教育振興基本計画」を作成するにあたっての大元である文部科学省が策定した「教育振興基本計画」には、「夜間中学」のことが「夜間中学の設置・充実」としてしつかりと取り上げられています。そこには以下のように記されております。 「学齢終過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、後間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供を希望するとともに表問中学におけるなどもである。具体となっていることから、教育機会の確保等に関する施策を終合的に推進する」(P. 79) これは「一つあればいい」ではなく、「少なくとも一つ」なのです。(横浜市の規模とこれを必要としている人の教を考えてみてください。) 国勢調査で明らかになりましたように、今現在横浜市には、義務教育が未修了な市民の方が少なくとも11,807人も居られます。また、横浜市の人口は約377万人です。回園4県を合わせた人口が、約365万人です。この人口比率からだけ考えてみても、1校で十分であるというとにはとてもならないと考えます。また、政令指定都市の中でも、人口2位の大阪市が4校、7位の神戸市が2校、10位の広島市も2校設置しております。是非とも、政令指定都市のトップでよった政策の立案をお願いいたします。また、法的にも「教育基本法」第十七条には、その一項に国が「教育振興基本計画」を作成する旨が記されており、その二項では「地方公共団集」のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と明記されていまったの第1数音振興基本計画」を作成に対しまが表に関野に立ためないはずです。また、とり、29歳の計画を夢りし、その地のの施門となります。29歳の計画を夢りしていたいます。20項がすっぽり抜け落ちているのではりないでしまが、30歳の着に検証し、今日的な客様に発し、同りを終されているのでもれば、その後の夜間中学を記述を置いて手検討をすべき時期に来ているのでもより、20月の変化、国や単の策合しました。もしこの時打ち出された「横浜型な間中学と取り巻くの変化、国が様に表し、今日的な客	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」に 関連するご意見として、具体的な事業や取 組を行うにあたっての参考にさせていただ きます。
131	柱1	観的な評価をすることがいまや必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。 施策4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進 「主な取組1 不登校児童生徒の居場所・学びの支援の充実」について ・横浜市は不登校児童生徒が全国平均よりも多い理由を把握分析しているのでしょうか。子どもにとって横浜市の学校が行きたくない息苦しいものであるせいではないですか。児童生徒側だけの要因に帰せず、横浜市の学校を児童生徒にとって魅力的なものとするよう、全児童生徒に対して学校及び教員の評価を行わせ改善を図るべきです。 ・「アットホームスタディ」を単なる市販のオンライン学習教材で間に合わせるのではなく、学校及び教師が工夫して授業を配信することにより、学校及び教師に対しての親しみや信頼感や授業との継続性を形成すべきと考えます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」に 関連するご意見として、具体的な事業や取 組を行うにあたっての参考にさせていただ きます。

- ◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの
- ◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの
- ◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
132	柱1	「主な取組3 子どもの貧困対策の推進」について ・子どものこころと体が貧しくて、学力も何もないです。令和2年から令和3年にかけて行った 「横浜市子どもの生活実態調査」では貧困により食料や衣類が買えず、貧困家庭の児童・生 徒ほど自己肯定感が低く学力が低いことが立証されています。まずは子どもの貧困をなくして ほしい。子育てを家庭責任と見なさず、全ての小中学校の児童・生徒に係る費用を横浜市が 責任をもって負担してほしい。所得が高くなっても負担が減らないことがあることと、子どもを 増やし生産年齢人口を増やすためにも、所得制限を行わずに取り入れる必要があると考えます。「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品、通学用品費、学校給食費等を援助します。また、小学校・中学校の個別支援が旧に通学する 方の経済的負担を軽減することを目的とした就学奨励費の支給や、高校への修学が経済的 な理由により困難で、学業優秀な生徒に対する給付型奨学金制度を実施します。」とありますが、前述の横浜市子どもの生活実態調査において、子どもがいる現役世帯のうちひとり親世帯で貧困線を下回る世帯は35.3%にも及びます。ひとり親世帯の親は就労と子育てを抱えて就労も非正規雇用となりがちで、ひとり親世帯に子育で・教育の負担を求めるのは無理な話です。ひとり親世帯の子育で・教育負担を全て無料としてください。 ・想定事業量に、「高校生向け給付型奨学金支給者数」について、令和3年度に2000人をを令和7年度に2000人程度にするとありますが、ほとんど増えていないですし、ほぼすべての中学生が高校に進学する中で、学業優秀な生徒に限って給付型奨学金を支給するのは、子どもに負担をかけ過ぎであると考えます。勉強しなければ進級できずに退学せざるを得ないのですから、奨学金自体は希望する全ての高校生に対して給付すべきと考えます。 ・指標に、子育で・教育に係る横浜市の費用負担率を計上して下さい。横浜市が子育てをどのように見ているかが分かる指標となります。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策4「多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
133	柱3	いじめ 不登校 2017年 福島原発いじめ事件 それ以降もいじめ重大事件はおきる。 2021年 教師が複数の生徒に対していじめ 学校側が緊急の保護者会を開いて記事になってから山中市長に報告がいく 教師はいじめに問えないとは?教育委員会の独立性がない。 いじめ、不登校を減らす気がありますか?あるなら給食は温かくするはずです 市長に嘘の説明をしています	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱3施策2「安心 して学べる学校づくり」に関連するご意見と して、具体的な事業や取組を行うにあたっ ての参考にさせていただきます。
134	<del>}</del>	◆「施策5 新たな時代に向けた高校教育の推進関連」・既設の市立高校(中高一貫校をを含む)の検証を踏まえた再編の視点が欠落している。県立高校では、生徒数の推移に合わせた統廃合などの再編が進んでいるのに対し、横浜市立は今のままで良いのか? 再編を含む改革計画を別途定めるということであればその旨記載してほしい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策5「新たな時代に向けた高校教育の推進」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
135		・東京都、川崎市では中高一貫校を検証し、高校募集を停止した。同じ課題は横浜市立にもあるので検証し、先ずは南高校、次いで横浜サイエンスフロンティア高校を見直すことを方針として示すべき。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策5「新たな時代に向けた高校教育の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
136	柱1	・37ページでは、「横浜サイエンスフロンティア高校で推進してきたサイエンス教育の取り組みを市立高校全体に浸透・発展させていく必要があります。」としているが、理数科の専門学科高校として設立した同校の教育理念、教育方法を他の普通科や総合学科高校などに浸透させるなどということは、全くナンセンスである。表現を削除するか、大幅に訂正していただきたい。		ご提案の趣旨は、素案の柱1施策5「新たな時代に向けた高校教育の推進」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
137	柱1	施策5 新たな時代に向けた高校教育の推進 ・素案の指標は「主体的に考え、行動し、問題解決できるように」であるが、第3実のそれは「卒業段階で英検2級相当以上の取得に」である。 ・素案の指標に問題があるわけではなく、むしろ包括的な期待対象を軸にしていて望ましい内容であることは理解する。ただ、英検2級相当以上に関する第3実の指標はどうなったのか。 柱2の施策1「英語教育」の指標に移ったわけではない。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策5「新たな時代に向けた高校教育の推進」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
138	柱1	施策6について、いわゆる小1の壁と言われる幼保から小学校へのつなぎ時期における児 童・保護者の不安や躓きを解消できるよう、小学校が近隣の全ての幼保との連携を密にする	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策6「小中 一貫教育及び幼保小連携の推進」に関連 するご意見として、今後の参考とさせてい ただきます。
139	柱1	【柱1】の施策6の幼保小連携の推進について 幼稚園や保育園はどちらかというと遊び中心だったのが、小学校に入り、急に学び中心になることで、子どもだけでなく親も戸惑いがあると思います。小学校入学までに必要となる教育面、心の成長面を小学校と幼稚園や保育園か共有することで、スムーズな進学につながると思うので、是非取り組んでいただきたいです。特に教育面では小学校入学までにどのようなことができるようになっているとよいのか具体的に示していただけると、保育園と家庭とが連携して小学校入学に向けて準備ができると思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策6「小中 一貫教育及び幼保小連携の推進」に関連 するご意見として、具体的な事業や取組を 行うにあたっての参考にさせていただきま す。
140	柱1	P.41小中一貫教育の充実について、地域の中学校と小学校の交流がないので、年に1回でも機会を作ってほしい。中学受験者が多い地域のため、進学先を検討をすることがあるが、地域の中学校が一番わからない。HPにも情報がほとんんどなく困っている。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策6「小中一貫教育及び幼保小連携の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
141	柱1	◆小中一貫教育の充実について【義務教育学校の整備推進】 小中一貫教育校のモデル校として、これまでに義務教育学校を方面別に3校(北部方面・・・緑区霧が丘義務教育学校/南部方面・・・金沢区西金沢義務教育学校/西部方面・・・泉区緑園義務教育学校)設置して来ている。 教育委員会は、横浜市会において、教育長が義務教育学校(小中一貫教育校)の設置について、「今後の小中一貫教育校設置の展望についてでございますが、全市的に小中一貫教育を推進していくためには、そのモデルとなる小中一貫教育校が少なくとも4つの方面別に1校はあるほうが望ましいというふうに考えております。」と明確に答弁している。(平成24年第1回定例会 予算関連質疑 H24.2.24 自民党・梶村 充議員の質問に対し山田 巧教育長が答弁) ★未設置の状態となっている東部方面についても、曖昧にせず、市会答弁通り教育振興基本計画の中に「東部方面に設置する」ことを位置づけるべきである。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1施策6「小中一貫教育及び幼保小連携の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
142	任工	ず形式卒業した者、外国で十分義務教育を受けられなかった者等、多様な義務教育未修了者への十分な教育機会保障と自治体の総合的な支援推進は全自治体の責務となりました《現状と課題》 2020年国勢調査で、横浜市内の15歳以上人口326万6869人の中に1万1807人もの義務教育未修了者(0.36%)がいることが明らかになるとともに、横浜市が広域自治体であることから、遠距離等のため、青葉区・旭区・鶴見区等から蒔田中学校夜間学級に通学できない義務教育未修了者がいることが明らかになりました(202年6月現在)。このようなことから、横浜市には、義務教育未修了者への教育保障の抜本的な改善が求められています。《指標》子ども時代に十分な就学機会を得られなかった者、不登校や保健室登校等で十分学習できず形式卒業した者、外国で十分義務教育を受けられなかった者等、多様な義務教育未修了者への総合的な支援を行い、横浜市立蒔田中学校夜間学級の生徒数を4年前の水準に戻し、さらに増加させます。《2018年度》39名《2019年度》29名《2020年度》18名《2021年度》18名《2022年度》17名※2018年度~2021年度は9月現在、2022年度は4月7日現在の生徒数。《2023年度》30名《2024年度》40名《2025年度》50名《主な取組》2013年度までは横浜市内には5校の夜間学級設置校があったことを踏まえ、当面夜間学級設置校を1校から2校に増やすとともに、小学校課程・中学校課程・日本語教育等、生徒の多様な実態・ニーズに応えられるよう教職員数を増やし、多様な学習コースが設定できるようにします。また、神奈川県教育委員会及び、1984年度に夜間学級を開設した川崎市、2022年度に新設した相模原市との連絡を密にし、居住市にかかわらず、「近距離にある夜間中学」に通学出来るよう「行政連携」を進めます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱1「一人ひとりを 大切にした学びの推進」に関連するご意見 として、今後の参考とさせていただきます。
143	柱1	柱1の一人一人を大切にという点。現在インクルーシブ教育の視点で、個別最適な学びの重要性が投げかけられているなかで、この項目が柱の1番最初に設定されたことが素晴しいなと感銘を受けました。その視点があれば、昨今増加傾向にある不登校児童への対応としても、より居場所ができ、より良い学校生活が送れるようになると考えました。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱1「一人ひとりを 大切にした学びの推進」の取組を中心に、 本計画を推進してまいります。
144		P.42 柱2 ともに未来をつくる力の育成 施策1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進について、小学校で英語教育が行われているが、AETの先生がマスクを着用しており、外国語を学ぶ機会として情報量がとても少ないと感じる。教壇と児童の距離を十分とれば、マスクを外すことも可能であるし、距離が2mないと判断する場合は、フェイスシールドなどの方法もある。ネイティブの先生が口元を見せて授業をすることは英語では必須と感じる。学校へ要望を出したが、実現していただけないので、教育委員会から教育上の必要をガイドラインで示してほしい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱2施策1「英語教育の充実及び国際理解教育の推進」に 関連するご意見として、具体的な事業や取 組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
145		柱2 について 英語教育の充実さはこれからの生活では必須だと思う。コミュニケーションツールの一つとして、日本語以外話せるというのは、子供の将来の選択肢を広げることに繋がる。ただ、英語教育という勉強に力を入れるのでは拒否感が出てしまう子も出かねないので、自分も日本語以外話したい、知りたいと思う興味関心を広げるサポートを期待したい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱2施策1「英語教育の充実及び国際理解教育の推進」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
146	柱2	【柱2】英語教育の充実及び国際理解教育の推進についてです。英語を日常会話レベルまで使えるようにするためにはリスニングとスピーキングに力を入れるべきなのではと考えています。人類の言語文化が音から始まったように、赤子が文字を理解するより先に言葉を発するように音から学ばなければ話せる生徒を育成することは難しいと感じています。正しい発音を脳に記憶させることで単語の理解も進み、英語教育が充実すると考えられるため、適切な発音でのリスニングとスピーキングを行うことが望ましいと考えます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱2施策1「英語教育の充実及び国際理解教育の推進」に 関連するご意見として、今後の参考とさせ ていただきます。
147	柱2	将来的にもグローバルな人材が求められる中、やはり日本の英語教育のあり方に常に疑問が残ります。親世代が受けてきた英語教育のように、無駄な時間でしかなかったとはならないようにしてほしいものです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱2施策1「英語教育の充実及び国際理解教育の推進」に 関連するご意見として、具体的な事業や取 組を行うにあたっての参考にさせていただ きます。
148	柱2	柱2 施策1 英語教育の充実及び国際理解教育の推進 ・1番目の指標「英語で進んでコミュニケーションを図りたいと思う児童生徒の割合」では目標値(令和7年度)について「小6 80%、中3 70%」となっている。 ・これは令和年度の値から設定したと推量するが、中3の目標値が小6のそれよりも10%も低くてよいのか。中3の方が高くて普通のはずである。 ・目標達成に向けてAETの拡大、増強を図るのはよいが、一般教員全体が英語専科教員並みにならずともコミュニケーションを指導できるくらいに能力を伸ばすことが必要ではないか。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱2施策1「英語教育の充実及び国際理解教育の推進」に 関連するご意見として、今後の参考とさせ ていただきます。
149	柱2	【柱2】施策2について SDGs達成の担い手育成(ESD)という記述が気になる。・ESDとは、「持続可能な開発のための教育」であり、その営みの中で、担い手育成が行われているのではないか。SDGs達成の担い手育成=ESDと見えてしまい違和感がある。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱2施策2「持続 可能な社会の創り手育成の推進」に関連 するご意見として、今後の参考とさせてい ただきます。
150	柱2	持続可能な社会の実現に向けて、未来を担う子どもたちの主権者教育の充実をさらに進めていただき、自分達が社会を作っていく意識の醸成を期待します。	包含· 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱2施策2「持続可能な社会の創り手育成の推進」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。
151	柱2	施策2 持続可能な社会の創り手育成の推進 ・指標の「学習を地域や社会の課題を自分たちで解決できると思う児童生徒の割合」は第3期計画のそれと微妙に異なる。 良し悪しは簡単に言えないにしても、変更の背景 &/or 理由についての説明がやはり必要だ。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱2施策2「持続 可能な社会の創り手育成の推進」に関連 するご意見として、今後の参考とさせてい ただきます。
152	柱3	柱3施策1にあるように、私たちが子供のころと違い、今の子供たちは人権についてきちんと学んでいると感じる。クラスには色々な友達がいて、みんなで支えあうという気持ちが小学校の時から育まれていることに逆に驚いた。これから、教員の世代交代も進み、人権教育をきちんと受けた先生が増えていき、子供たちに手本として教え、良い循環になるといいと思う。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱3施策1「人権尊 重の精神を基盤とする教育活動の推進」の 取組を中心に、本計画を推進してまいりま す。
153	柱3	多様性を認める社会の実現のため、答えは1つではないと教えていく教育現場では様々なご苦労もあるかと思います。 友達100人できるかな♪の歌も、今となっては時代が違うのかもしれません。 友達は多ければ多いほど良いわけではないし、一人で自分の世界を深めていくこともまた良い。 私は現在、相談業を仕事としておりますが、自分と他者の違いを感じる時にどうとらえたらいいのかが分からず、周囲に合わせてばかりで自分を殺してしまい生きにくさを感じるクライアントに多く出会います。 子どものうちからそれについて考え、まず自分自身を大事にすること、他者との違いをどうとらえるか自分なりの答えを見つけられれば、人生に生き辛さより喜びや自由を感じられるのではないかと思います。 言葉で伝えることも大事ですが、見る情報は多くの影響を与えます。 先生方だけでなく、子供を取り囲む全ての大人が柔軟な考のもとで行動をすることが大事だと改めて思いました。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱3施策1「人権 尊重の精神を基盤とする教育活動の推進」 に関連するご意見として、具体的な事業や 取組を行うにあたっての参考にさせていた だきます。
154		【柱3】の施策1について 学力の向上だけでなく、子どもの心の成長を促していただける教育というのはとても大切だと思います。また、子どもは目で見て、直接触れたりする体験や経験をすることで、記憶として残り視野を広げることにも繋がると思うので、本物に触れる機会を創出していくこともとてもいいことだと思いますので是非取り組んでいただきたいと思います。子どもは本当に純粋でまっさらだからこそ、大人や学校か与える環境が非常に重要だと思います。様々な経験ができる環境を与えてあげることが子どもの豊かな心の成長につながると思います。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱3施策1「人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。
155	柱3	P.50 柱3 豊かな心の育成【「本物」に触れる機会の創出】について、児童数800人規模の小学校に所属しているが、コロナ対策の密を避けるために、学年全体で集まることも令和4年度でも中止されたままである。同区内で1000人超の小学校では、全校児童半数と保護者を集めた音楽会を実施している学校もある。同じ地域でも、文化芸術を大事にする学校とそうでない学校で、児童の経験に差ができてしまっている。コロナ以前、小学校で芸術鑑賞会を毎年行っていたが、コロナ対策のほうに重きを置くために、学校で本物に触れる機会がなくなってしまった。家庭で子どもの情操のために、積極的に舞台鑑賞に出かけているが、学校でみんなで芸術鑑賞をするという経験は特別である。コロナ対策も大事だが、教育活動を戻すという方向へ、教育委員会から学校へ強く推進してほしい。	賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱3施策1「人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
156	柱3	教員の残業時間を減らすため、業務の見直しがあることは、日々子どもと向き合う先生の余裕にもつながり、大変良い取り組みだと思う。業務の絶対時間を減らすことも大事だが、学校行事の取り組みについて、保護者から意見を聞き、一緒に作り上げる方法で業務を行ってほしい。というのも、教育委員会のガイドライン以上にコロナ対策が厳しく、子どもたちの経験活動がいまだに戻らない。これについて、保護者から意見が出たのち、行事の企画が改定されたことがあった。学校の先生が、コロナに対して安全に配慮してくださっていることはありがたいが、世の中の流れ、厚生労働省や文部科学省や市教育委員会の最新のガイドラインに合わない企画が学校から出てくることがある。コロナ対策と教育の活性化の両立は難しいかもしれないが、人を育てることや子どもたちの今を大事にするという想いがあればできると思うので、業務の改善のひとつとして本気で取り組んでほしい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱3施策1「人権 尊重の精神を基盤とした教育活動の推進」 に関連するご意見として、具体的な事業や 取組を行うにあたっての参考にさせていた だきます。
157	柱3	学校行事も、運動会や修学旅行がない年もありました。今実施してくださることはありがたいですが、運動会以外にも、いろんな行事や校外活動を行ってほしいです。	修正	いただいたご意見を踏まえ、柱3施策1「人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進」の主な取組に、「校外の豊かな自然や文化に触れる体験的な集団活動(遠足、宿泊体験学習、自然教室、修学旅行等)を通して、学校における学習活動を充実発展させる」等を追記するなど、原案を修正しました。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
158	柱3	柱3 コロナで学校が楽しくないという報道も見ました。学校が変わって楽しくなくなったり、不安な子もいます。先生には子どもの不安に寄り添ってほしいてます。	修正	いただいたご意見を踏まえ、柱3施策1「人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進」の現状と課題に、「・社会の状況が大きく変化し、人間関係の希薄化、や子どもの背景の複雑化、多様化など、これまで見えていなかった人権課題の顕在化に加え、コロナ禍における不安やストレスなどが指摘されています。」等を追記するなど、原案を修正しました。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
159	柱3	【柱3】施策1について、コロナ下により、子どもたちの体験学習の機会が減少していることを危惧します。子どもたちは、学校内外の様々な人との関わりや体験を通じて、自主性や協調性、社会性等の力が育まれるものと考えますので、体験学習についても大切であるとのメッセージをお願いします。	修正	いただいたご意見を踏まえ、柱3施策1「人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進」の主な取組に、「校外の豊かな自然や文化に触れる体験的な集団活動(遠足、宿泊体験学習、自然教室、修学旅行等)を通して、学校における学習活動を充実発展させる」等を追記するなど、原案を修正しました。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
160	柱3	柱3「豊かな心の育成」については、施策1で指標として用いられている「YPアセスメント」の調査としての妥当性が気になっている。子どもたちを取り巻く状況が変わる中、何年もYPアセスメントの質問紙項目はほとんど変わっていない。(現在の指標における現状値はたしかに課題であると感じるが)	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱3施策1「人権 尊重の精神を基盤とする教育活動の推進」 に関連するご意見として、具体的な事業や 取組を行うにあたっての参考にさせていた だきます。
161	柱3	コロナ禍の現代、マスク交友による表情を読み取る力の低下や、異学年や外部との交流機会の減少、仕方ないことですがとても心配です。子どもは他者と多様な人間関係を築いて成長し、自己を形成していくことで自己肯定感を高めていくのだと思います。 横浜市の基本計画は素晴らしいものだと思いますが、学校行事など、校長裁量の事案も多く、学校により同じ単元、行事でも教育の内容に差があるのではと感じてしまいます。学校事情がそれぞれあり、学校判断にすることが必要な場面があるのだと思いますが、内容には差があっても、教育の質に差が出ることはないようにと願います。	修正	いただいたご意見を踏まえ、柱3施策1「人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進」の主な取組に、「校外の豊かな自然や文化に触れる体験的な集団活動(遠足、宿泊体験学習、自然教室、修学旅行等)を通して、学校における学習活動を充実発展させる」等を追記するなど、原案を修正しました。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
162	柱3	柱3 豊かな心の育成 家庭も学校も子どもにとって安心できる場でなくてはならない。まちがいも許される安心な教室、授業作りをしていきたい。そういう空気の中から自分も友達も大切にできる子どもが育っていく。そして本物の文化的作品に触れ益々心を磨いていく子どもを育てたい。	包含•	ご意見の趣旨を踏まえ、柱3施策1「人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。
163	柱3	柱3 施策1 人権尊重の精神を基盤とする教育活動の推進 ・素案の指標の内容が第3期計画のそれと大きく変わっている。指標の「自尊感情」というのは後者の2番目の指標の「自分には良いところがあると答える」に同じであるが、指標全体としては分かり難い。 第3期計画の2つの指標の方が理解しやすい。 ・どうしても市が開発したという分析Tool「Y-P Assessment」を生かしたいとするのであれば、両者の指標を合わせればよい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱3施策1「人権 尊重の精神を基盤とする教育活動の推進」 に関連するご意見として、今後の参考とさ せていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
164	柱3	【柱3】安心して参加できる集団づくり集団でいなければ、という同調圧力がいじめの素因を作っていると思います。娘にはこれが向かないと感じ、中学から私立に通わせることにしました。娘の学校は「ひとりでいても楽しいと思える学校」を掲げており、一人でいることはおかしくない(ひとりの時間も大切にする)雰囲気を作っていますし、そういった呼びかけを中一から行い、高校になる頃にはすでに当たり前となっています。友達といるもよし、一人でいるもよし。という雰囲気は安心して学校に通うことができるそうです。どうしても集団に慣れないお子さんもいます。個を尊重するのが真の多様性です。集団づくりではなく、一人でも安心できる場をつくってください。一人でいることが苦しいお子さんももちろんいるでしょうが、一人でいてもよいという場があれば次のステップに進みやすいはずです。	•	ご意見の趣旨を踏まえ、柱3施策2「安心して学べる学校づくり」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。
165		【柱3】安心して学べる学校づくりについて 小学3年生の子を持つ親です。素案を拝見しました。私としては、子供の学力が向上することは望まないことではありませんが、それ以上に子供にとって安心できる場であって欲しいことを望んでいます。普通に学校に通い続けることができ、人を大切にできる子に成長できる場であって欲しいと願っています。よろしくお願いします。	包含· 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱3施策2「安心して学べる学校づくり」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。
166	柱3	【柱3】安心して学べる学校づくりについてです。いじめ問題を起こさないための予防策が必要だと考えています。実際、認知件数より多くの問題が蔓延しており、教師が全てを把握することは難しいと感じます。しかし、いじめを起こさせないことが大事なのではないでしょうか。生徒観を適切に把握し、問題が起こりそうな生徒に対し予防することが重要であるため、未然防止の強化に重きを置いた策を講じて欲しいと感じます。また、私自身小学・中学共にいじめ問題まで発展せずとも嫌がらせを受けたことが多数あります。問題の大小に限らず生徒が嫌な思いをしているときに親身になってもらえなかったり、相談できない環境は改善する必要があります。スクールカウンセラーの配置や面談など、機会は十分にあっても生徒側としては相談できないのが現状です。窓口を設置することに満足せず、生徒の動向を深く観察し、些細な変化に気づける教師を、それに対し行動できる教師を育成する必要があると感じます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱3施策2「安心して学べる学校づくり」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
167	柱3	13ページ、柱3に特に共感しました。子供のいる親としては、学校という社会の中で楽しいこと難しいこと嬉しいこと つらいことなど、友達を通じて様々な経験ができる場と思う一方、いじめに自分のこともが遭ってしまうのでは、という心配があります。 ニュースなどでは、先生がいじめに加担していたことや 先生がいじめを把握していたにも関わらず、適切に対応をしていなかったケースなども報道されています。 子供が他人を尊重できる心をはぐくめる環境づくり(教育環境) 問題があったときに適切に対応してくださる先生方がいるなど 安心して学べる学校づくりをぜひお願いしたいです。この4期計画が教育委員会事務局や現場の学校に広く浸透し、理解され、的確に実行されることを市民として願っています。	賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱3施策2「安心して学べる学校づくり」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。
168	t)+9	貴職が新たな「教育振興基本計画」を策定するにあたり、本意見をはじめ市民の声を十分考慮・反映し、これらを盛り込んだ計画となるよう強く要望します。 ◆いわゆる、ブラック校則について。ブラック校則の定義づけに際しては、児童生徒、父母・保護者に意見を聴取し、尊重すること。各校におけるこれの存否確認の調査を実施すること。当該条項の存在が判明し、その存続・改廃を決するに当たっては、児童生徒、父母・保護者に意見を聴取し、尊重すること。	参考	いただいたご意見につきましては、計画を 進めていくうえでの参考にさせていただき ます。
169	柱3	◆学校=教育委員会は、「いじめ」について常に敏感であるべきである。従って、被いじめ児 (生)の完全把握が重要であるので、その徹底に努めること。被いじめ児童生徒の特性・態様・環境等把握を図ること。それに加え、いじめそのものの種類・度合・頻度・形態、当該被害児童生徒への影響、各般(当該生徒の親族を含む)への影響度等、当該個々の被害児童生徒ごとの状況に応じた漏れのない回避策、保護、クラス替え、進級支援、転校支援、進学支援、就労支援を徹底すること。追跡支援も重要である。この施策の実施に当たっては、関係機関との連携を十分図ること。また左記措置と同時に、いじめる側の児童生徒への適切な対処が求められる。いじめる側の児童生徒に対する指導は、罰やペナルティを与える、との解釈・内容であってはならないのは言うまでもない。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱3施策2「安心して学べる学校づくり」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
170		◆学校=教育委員会は、不登校について常に敏感であるべきである。従って、不登校児(生)の完全把握が重要であるので、その徹底に努めること。不登校となった要因を児童生徒の特性・態様・環境等把握を図ること。当該個々の児童生徒ごとの状況に応じた漏れのない保護、復学・在級・在学・進級支援、転校支援、進学支援、就労支援を徹底すること。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱3施策2「安心して学べる学校づくり」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
171	柱3	施策2 安心して学べる学校づくり ・素案の指標は施策1と同じになっている。確かに施策1と施策2は大きく関連し、いじめを減らす大きな要素は児童生徒が他人への共感や配慮を高めることである。しかし、指標がおなじなのはおかしい。 ・第3期計画の指標は、(1)1,000人当たりの不登校児童生徒数と(2)SSWによる支援で状況が改善した割合である。こちらを継続するのが適正である。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱3施策2「安心 して学べる学校づくり」に関連するご意見と して、今後の参考とさせていただきます。

- ◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの
- ◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの
- ◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
172	柱3	○いじめの隠ぺい・教諭により不祥事の隠ぺいをやめ、根本解決を現場では下記のようなことが起きている。いじめが起きること、そのものを忌むべき事として扱うと、隠ぺいが起きるのは当たり前だ。まずは察知するや、大事になる前に介入を始めることを大切にすることが第一である。早期に察知できたことを良い評価にし、起きたことや結果だけではなく、対応そのものが適切であったかを第三者が評定していく体制が必要である。・・学校に相談しても、「それは個人的なトラブルでいじめではない」などと詭弁や強弁で否定されたという事案をあまりにも多く耳にする。いまだに「なかったことにする」学校が多い。・・現場で起きているのは、児童間の事案だけでなく、教諭からのいじめ・性的な接触なども本当に頻繁に耳に入るが、何もなかったように教諭は学校に居続けていることがほとんどである。・ようやくいじめとして相談を受け付けられたとしても、加害児童は相変わらず教室に登校してきて、被害児童は怖くて教室に入れない。この状況が続き、ついには被害児童が転校するという形をとることが「横浜市のいじめ解決方法」である。たとえ勇気を振り絞り、学校に相談しても、教育委員会に相談しても、何もして貰えない実態を見せつけられ、相談しようという人は少なくなるだろう。諦めさせる、それが狙いなのか。学校はそんなに危険な場所で、意味のあるとも思えない校則を守らされ、習熟度別でもないフィットしない授業を聞かされる場所。学校はそんなに危険な場所ではないと諦めて、内申点や友達に会うためだけに行く場所。子供たちは、そう考えて暮らしている。豊かな心の育成とは現状はあまりにも遠い。解決するには、加害者には刑事的責任をとらせることである。子供であろうと教諭であろうと。教諭は大人として裁きを受けるのは当然として、子供達にも悪いことをするとこうなるという経験をすることは、人を傷つけずに生きていく大切さを学ぶ機会なるはずである。悪いことをしても見逃されて許される経験は、ずるがしこく悪さをすることが正しいという歪んだ価値観の子供たちを世に送り出すことになる。被害者だけでなく、加害者の対応も、真摯にすべきである。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱3施策2「安心して学べる学校づくり」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
173	柱4	中学校給食について デリバリー方式で全市一律開始で保護者や生徒が望む温かい給食ができる方法を進めていってほしいです。	包含• 賛同	いただいたご意見の趣旨につきましては、 素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくり と中学校給食の推進」に含まれていると考 えており、ご意見も踏まえながら、着実に計 画を推進してまいります。
174	柱4	中学校給食について、19度以下に冷やされたデリバリー式給食というのは子供たちが可哀そうでなりません。目標を10年後に掲げてでも、自校給食への取り組みをはじめること、予算をつけることを望みます。 せめて、それまでの間、全員喫食制で温かい食事が提供できるようご検討ください。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据 えた実現可能性や長期的な財政負担、公 平性の観点から新たな給食の開始時期は 極力全市一律に実施することなどを総合的 に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実 施方法として、民間事業者の力を最大限 活用できるデリバリー方式により供給体制 の確保に向けた準備を進める方向性をお 示ししました。いただいたご意見も参考に、 引き続き検討を進めてまいります。
175	柱4	既に推めているようですが、学校給料の改善の取り組みをおねがしたいです。食事は体作り、心の安定の基本となります。温かく、充分な量の、おいしい食事を提供できるインフラを整えてください。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
176		中学の給食について記載がありますが、まずそこよりも昼食の時間が10-15分しかないことが問題だと思います。家庭科では「よく噛んで食べましょう」と指導しているのに、実際の昼食時間は短くて噛む時間はありません。矛盾した教育を立たすことにもご尽力ください。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯 にわたる健康づくりと中学校給食の推進」 に関連するご意見として、具体的な事業や 取組を行うにあたっての参考にさせていた だきます。
177	柱4	中学での部活動のあり方も疑問があります。毎週部活動で遠征といって遠くの学校に行く意味が分かりません。毎月交通費が5000円近くかかります。余裕のない家庭では支払うのは難しいと思います。余裕のない家庭では部活をしてはいけないということでしょうか? 近隣に徒歩で行ける中学が複数あるわけですから遠征は近隣で済ますことはできないでしょうか? 実際毎週末の遠征で往復2時間近くつかって子どもたちは疲れ果てて帰ってきます。その時間を練習に当てるほうが有意義ではないでしょうか?	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
178		フルタイム勤務の毎日の弁当作りは楽ではなく、一緒に食べる友達との中身の差など、センスの問題もあるが、きれいに作ってあげられなくて気になっていた。ハマ弁も活用したが、キャンセルした分の返金についてわからないまま卒業してしまったのも気になる。お金の問題もあるが、成長期の栄養まで考えて作られる給食に似た制度ができることを期待している 27	包含• 賛同	いただいたご意見の趣旨につきましては、 素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくり と中学校給食の推進」に含まれていると考 えており、ご意見も踏まえながら、着実に計 画を推進してまいります。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
179	柱4	中学校給食について デリバリー方式で保護者や生徒が望む「温かい給食」について考えていただきたい。 共働きの家庭は、朝のお弁当作りは負担になっている。 これまでは、食べている友達が少ない日もあり、利用をためらう気持ちがあったが全員がデリバリー方式でも食べることになれば、子どもも安心して食べられる。	包含· 賛同	いただいたご意見の趣旨につきましては、 素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくり と中学校給食の推進」に含まれていると考 えており、ご意見も踏まえながら、着実に計 画を推進してまいります。
180	柱4	きる方法を探ってほしい。	包含· 賛同	いただいたご意見の趣旨につきましては、 素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくり と中学校給食の推進」に含まれていると考 えており、ご意見も踏まえながら、着実に計 画を推進してまいります。
181	柱4	気持ちがあったが全員がデリバリー方式でも食べることになれば、子どもも安心して食べられる。 各学校で全員で食べる給食のスタートの時期が違うということになると、公教育として問題だと思うので、同時期にスタートしてほしい。	包含• 賛同	いただいたご意見の趣旨につきましては、 素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくり と中学校給食の推進」に含まれていると考 えており、ご意見も踏まえながら、着実に計 画を推進してまいります。
182	柱4	給食時に黙食することをいまだに厳しく注意されているようだ。教育委員会のガイドラインでは大声で会話することを控えること、とあり、小声の発言や微笑みまでを禁止していない。教育委員会に問い合わせたときも同様の回答だったが、学校の担任の先生により、注意の粒度がだいぶ違う。子どもたちが楽しく給食を食べる権利を保障してほしいし、先生の業務改善という観点では、黙食するよう注意する業務を廃止してほしい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
183	柱4	柱4 施策1-中学校給食の自校・兄弟・親子方式などミックス方式での供給体制の準備を通して、温かい・おいしい給食の提供へ向けた準備。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
184	柱4	【柱4】中学校給食について他都市ではデリバリー型が不評で、自校・親子・兄弟方式やミックス型に転換させています。そういった事例もあるのになぜ現時点で不評であるハマ弁を今後も押し通そうとされているのか。一例ですが、娘は偏食かつ少食で食べすぎると途端に体調が悪くなります。小学校給食では相当減量させていましたが、周囲の理解があまり得られず無理して食べることもありました。それで放課後調子が悪くなり、母親が仕事の間、一人で耐えていたこともあります。今拝見しているデリバリー型ではあまりにも量が多すぎて、通っていたならば特別に自宅からの弁当をお願いしていたことでしょう。その時、「一人だけずるい」などと絶対に言われないでしょうか? 全員喫食を掲げられてしまうと、少数派はほぼ間違いなく迫害されます。デリバリーでの全員喫食は、娘のようなアレルギーでもない少数派の選択肢を奪うものです。それならば不評であるハマ弁はいっそのこと撤回し、このパブコメや第三者プロジェクトなどの知見を寄せ集め、議員、職員が一体となりそれこそオール横浜で方式の検討から取り組んでみてはどうでしょうか。デリバリーで全てカバーするための工場を建設するより遥かに前向きです。結果、「こんな給食なら子供達に食べさせたいから横浜市に住もう」と言われるほどの素晴らしい給食になれば、それは税収にもつながりますし、持続可能な財政ビジョンにもマッチするのではないでしょうか。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
185	柱4	柱4「健やかな体の育成」一 健やかな体の育成生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進について「学校給食法の趣旨を踏まえ、デリバリー方式によりすべての生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた体制を確保します」とありますが、「すべての生徒が満足できる中学校給食の実現」は、デリバリー方式では不可能です。そのことは、当局の皆さんをはじめ市長も市会議員もよくご存知の筈です。大阪市の事例が如実に示しています。とりわけ、「地産地消の推進、地域の郷土料理、行事食や生徒考案メニューなど、食材や献立を充実し、安全・安心で質の高い給食を提供することで給食を教材とした食育を推進します。」との目論見は、デリバリー方式では全くの絵空事です。「小学校から中学校の9年間の切れ目ない食育を推進するため」には、他の方式と比較して、デリバリー方式は最悪の方式です。小学校で培われた食への関心がぷつんと切れてしまいます。残念にもほどがあります。「栄養教諭を中核とした食育推進ネットワークをもつ小中学校ブロックの数を増やし、各ブロックや学校の実情に合わせた取組を推進します」とあるのですから、親子方式を取り入れるのに何の障害もないどころか、親子方式はその取り組みを大いに推進するものとなりましょう。「健全な食生活を実践することができる児童生徒を育成します」との目標は、デリバリー方式では達成され得ないことは、火を見るよりも明らかではありませんか。食に関する教育に関して民間業者に蓄積はありません。一斉実施に拘る必要は全くないのは、例えば、クーラー設置の事例を見れば、明らかです。時間差があることで文句を言う生徒、保護者は極少数です。自校調理方式、親子方式、センター方式を組み合わせれば、実現は可能です。「素案」での修正は不可避であります。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを終合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
186	柱4	【柱4】健やかな体の育成ですが、生涯にわたって健康に過ごし豊かなスポーツライフを実現するための小学校へのアプローチが少ないように感じます。身体カテストの結果の活用とありますが、小学校の教育課程のどこにそれを生かしていくのか、具体的なプランが必要です。	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯 にわたる健康づくりと中学校給食の推進」 に関連するご意見として、具体的な事業や 取組を行うにあたっての参考にさせていた だきます。
187	柱4	柱4 学校行事や授業はなるべくしてほしいですが、感染症対策もしっかり行ってほしいです。	修正	いただいたご意見を踏まえ、柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」の現状と課題に、「各教科の状況に応じた感染症対策、行事の工夫等、学校教育活動の継続に向けて、新型コロナウイルス感染症を始めとしたあらゆる感染症対策に引き続き取り組んでいく必要があります。」等を追記するなど、原案を修正しました。いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
188		柱4 施策1・・・中学校給食はデリバリー方式ではなく、事校方式にしてください。全員が温かくおいしい給食を食べられるように。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
189	柱4	中学校のデリバリー方式給食の原則利用に反対する。デリバリー方式から学校調理方式に順次、切り替えるべきだ。極端に短い時間で冷やした給食を食べることを食育とは言えない。どんなに献立を工夫しようと、生徒や保護者が望むものにはならない。デリバリー方式を廃止する自治体が多くあるのはそのためだ。各校の事情を精査し、自校方式や親子方式、兄弟方式などをそれぞれ選び、順次、実施すれば良い。学校調理方式は国の補助を得ると初期費用が抑えられ、長期的にはランニングコストも低い。小学校同様、食物アレルギーなどに対応した除去食も提供できる。それにともなって、食育に適ったものになるように給食時間を確保する。思春期の早起きは心身に悪影響を及ぼすという睡眠学分野の研究結果もあることから、終業時間を後ろ倒しにする。そのため、より一層、教員の業務削減や簡素化など学校の労働環境の改善を行う。学校は地域防災拠点である。給食施設は災害時、食事の提供に活用できる。そして可能な限り、食堂を作る。長期休業時などは地域に開放し、給食がなくて痩せてしまう子どもや独居のお年寄りも利用できる食堂を開設する複合施設とする。他の自治体では当たり前の学校調理方式と比較すれば、デリバリー方式は明らかに劣る。「子育てしたいまち」として選ばれるのがどちらかは明白だ。「子育てしたいまち」を目指すのだから、学校調理方式の給食を実施すべきである。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
190	柱4	財政難と言われている中、全員給食のことにさらにお金かける必要性はあるのでしょうか?確かにニーズはあるかもしれないけど、人手不足など、緊急度からみても他に優先すべきことがあるように思います。例えば新たに給食にかけるランニングコストは学校の人件費や安全性のための設備保全に回せると思います。(シャッターの事故はとても悲しかった)IRの件でもそうですが、市長が変わったからといって、これまで示してきた政策方針を急に変えてしまうのは、これまでのお金と掛けた労力が無駄になったと思えてしまいます。全員給食のことでも、駅前で声を大きく訴えている団体がいますが、外野からとやかく言われてもブレない政策を進めてください。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
191	柱4	【柱4】施策1について、中学校給食はデリバリー式であれ自校式であれ、少子化等にも対応可能な持続可能な形が望ましいと思います。保護者としては、小学校給食のように、原則、全員喫食にしていただいた方が、子どもの好き嫌いで弁当にするかハマ弁にするか考えなくていいので助かります。		いただいたご意見の趣旨につきましては、 素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくり と中学校給食の推進」に含まれていると考 えており、ご意見も踏まえながら、着実に計 画を推進してまいります。
192	柱4	【柱4】給食について、「選択制」のデリバリー式を「全員強制」に移行させるというのは、子供のことを考えていない愚策である。 時代の潮流にも逆行する。「中期計画」の基本戦略「子育てしたい街」にも反する。SDGsにも反する。 デリバリー式は廃止し、 すべての中学校で「学校調理式」の給食を実現すべきである。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据 えた実現可能性や長期的な財政負担、公 平性の観点から新たな給食の開始時期は 極力全市一律に実施することなどを総合的 に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実 施方法として、民間事業者の力を最大限 活用できるデリバリー方式により供給体制 の確保に向けた準備を進める方向性をお 示ししました。いただいたご意見も参考に、 引き続き検討を進めてまいります。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方		
193	柱4	柱4の施策1の「主な取組」の「1. すべての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進 ●中学校給食のデリバリー方式による供給体制の確保と生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた準備」のなかの「デリバリー方式による供給体制の確保」に反対します。「すべての中学校での学校調理方式(自校、親子、兄弟方式のいずれかの方式)による給食の供給体制の確保」に修正していただきたい。その理由は、デリバリー方式による全中学生への給食提供は大阪市などで破綻しているからです。大阪市では、2012年9月から家庭から持参する弁当との選択制によるデリバリー弁当方式を段階的に実施し、2013年9月に全校実施しました。2014年2月には選択制ではなく「全員喫食」にする方針を決定し、2016年2月にはデリバリー弁当方式ではなく、「学校調理方式」にする方針を決定し、順次移行を開始。2019年8月に全128中学校で学校調理方式による全員喫食への移行が完了しました。大阪市教育委員会事務局は、デリバリー弁当方式では温かい給食の提供に限界があり、生徒のアンケート調査等によると、給食を残す理由として、「おかずの冷たさ」が最も多く、また分量調整やアレルギー対応ができないことが課題となっていたが、「学校調理方式」全員喫食になってからは、保護者や生徒からは、おいしいの声も届き、残食率もゼロに近いと話しているそうです。以上の内容について、その真偽が定かではないということであれば、実際に横浜市教委が大阪市教委に確認されることをお勧めしますが、素案のとおり、横浜市が進めることは、2016年までの大阪市と同じ轍を踏むことになりかねません。以上	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。		
194		中学ではお弁当を注文していましたが、小学校の給食と違い冷たい食事になっているので、 温かい状態で届けていただくシステムがあれば嬉しいです!	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。		
195	柱4	【柱4】中学校給食について、意見です。私も現在ハマベンをたまに食べていますが、活気盛んな中学生には物足りないメニーと感じます。値段が安いのでしょうがないのでしょうが、私でもこのメニーの日は注文しない選択をする時が多々あります! その辺もふまえて栄養がありボリームがある給食を提供してもらいたいです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。		
196	柱4	横浜市の中学校学校給食の遅れ問題については、昔から懸念事項だと思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。		
197	柱4	柱4について 中学校も小学校の様な給食がベストだと思います。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。		
198		コストの面で難しい場合でもハマ弁の現在の味 品質等は改善の余地は大きいです 定期 的に外部の大人が抜き打ちで食べるべきです	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。		
199	柱4	【柱4】健やかな体の育成について、脳、体、心ともに大きく変化する大事な時期だと思います。マスク着用をすることにより、酸素が薄くなる、酸欠で脳が活性化しない、集中力の低下や口呼吸により虫歯になりやすくなる、免疫力低下などリスクがある中で本当にマスクが必要か疑問に思います。強制ではないとのことかもしれませんが、周りの大人が外さない限り子どもたちは外せない、大人達の同調圧力を感じます。子どもは表情、口元を無意識にみてコミュニケーションをとり、話をきいているのにマスクをしていたら指示が通らない、コミュニケーションの低下にもつながるのではないかと思います。米大学の論文でもコロナ下から子どもたちのコミュニケーション能力の低下が20%下がったと発表しています。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。		
200	柱4	人の体は食べる物でできているので、成長期の大事な時期に何を食べるのか、どんな栄養素が必要なのか。そのようなことを大人でも知らない人が多いと思います。ファーストフード、糖質過多の食生活が進んでる今、子どもたちの不調も増えてるのではないかと考えます。自分で選択できる力を身に付けるために栄養学などの講座を取り入れる必要を感じます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。		
201	柱4	生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進について 中学校給食の充実に向けて、前進していることがよくわかります。小学校では、給食が嫌で登校できない子もいると聞きますので、選択の幅があるとよいかと思います。市長の公約なので、形になるとよいです。	包含• 賛同	いただいたご意見の趣旨につきましては、 素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくり と中学校給食の推進」に含まれていると考 えており、ご意見も踏まえながら、着実に計 画を推進してまいります。		

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
202	柱4	【柱4】中学校給食について 共働きをしている家庭にとって中学校給食の実現は、家庭負担が軽減されるので、すぐにでも対応をして頂きたいです。現在の浜弁ではなく、学食などの設置は難しいのでしょうか。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
203	柱4	中学校給食について デリバリー型の給食に反対です。利権が絡んでいるのことが予算を減らしています。自校式が狩野であると言う話もあります。延々とマージンが発生するデリバリー式ではなく、地産地消を助ける自校式がより地域にも貢献し、子どもの健康にも、貧困への支えにもなります。税金は絶対に市民のために使われるべきで、一部の市民のために使われるべきではありません!これからの横浜を支えていく子どもたちにしっかりと予算を割いてください!	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
		中学校給食について (素案:柱4 健やかな体の育成 P.57,P.59,P.93)		
		「温かい給食」を「全員喫食」へ、狡滑な論理のすり替え ~子供にまねられては困る、恥ずべき不誠実・不道徳		
		当初の中学校での「ハマ弁」の冷たい給食問題が、いつの間にか、"ハマ弁"給食の「喫食率」の問題にすり替えられています。何故、こんな恥ずべき事態になっているのでしょう。このような大人のずるい姿を子供に見せていいのでしょうか? 先の議会で、冷たく評判の悪いハマ弁と呼ばれた弁当を、詭弁を弄しハマ弁給食と言う名の給食に位置づけ、その後ろめたさ故に、デリバリー型給食に改名しています。さらに、問題の本質である冷たさを改善すべきを、全員喫食を強制し、問題を隠蔽し葬ろうとするおそましさです。これは改悪政策であり、お金をかけず、今のままの方がまだマシです。		現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は
204	柱4	全員喫食へ問題をすり替えた理由: ●偽りでも公約実現ありき、山中市長の体面重視姿勢、役所幹部の忖度文化 ●開発にはお金を出しても、温かい給食にはお金を出す気のない、企業優先政策 ●弁当業者拡充で広がる利権	参考	極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお
		<ul><li>●温かな給食、横浜市だけができないはずがない、子供のためをせぬ横浜市政</li><li>●配膳協働作業などによる食育を無視、食与えればいい家畜政策</li></ul>		示ししました。いただいたご意見も参考に、 引き続き検討を進めてまいります。
		やればできる「できたて・温かい」中学校給食 〜横浜市教育委員会が実現可能性を検証済み 「小学校から中学校の9年間の切れ目ない食育の推進に取り組む*」とうたうのであれば、中 学校給食を小学校と同じできたての温かい給食にしてこそ、それを適えるものです。(*素案 P.57)		
		教育委員会発行の『中学校給食<ミックス方式>小中学校組み合わせ(令和4年8月版)』によると、自校方式に加え、小学校の余力を中学校へ配食、隣区から融通など、親子方式、兄妹方式を併用した「ミックス方式」で、3~4年で順次実施可能なことが報告されています!!(但し、港北区、鶴見区、都筑区の3区はセンター方式が必要)		
		尚、大阪市は4年かけて、残食が多いデリバリー型を本来の温かい給食へ改正しました。		
		ですから、できないのではなく、しないだけなのです。 全国でも稀な冷めた弁当給食を押し付けるのではなく、将来を担う子供達が、温かなできた ての給食にしてくれた、美味しいと喜んで食べる風景が「子育てしやすいまち」に相応しい横 浜市のあるべき姿だと思います。		
		山中市長、教育委員会も訴える資料を是非みてください!! 全体に給食に関する記述が少ないですね。		
205	柱4	57Pの記述が給食メインのようです。ここに、9年間の切れ目のない食育推進に取り組み、とありますが、具体的にどういうことを指しているの不明です。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
206	柱4	前回実施(令和元年・2019年10月)された給食に対するアンケート調査では、教職員の10%程度しか「全員が同じものを食べる方が良い」とは感じていないようです。小学校の教職員でも13.5%の方しか賛成していません。先生方の食育への理解、自分ごと化が、遅れてるいるような気がします。教育委員会として、このあたりをどのように考え、基本計画にどう取り込んでいるのでしょうか。教えてください。 ネット検索では平成22年(2010年)「よこはまカリキュラム情報」しか手に入りませんでしたが、ここにある教科等分野別専門部会に「公教育と食育」などの研究内容をカリキュラム化するなどして、市教委としての給食に対する積極性をみせてほしいと思います。 中学校給食は、生徒数が減少する、教職員の給食対応熱意が殆どないなかで、形だけ導入すればいいとは思いません。いくら時間をかけても、安直な論議の土俵上では、何も解決しません。 是非、教育委員会の主体性を発揮して、今こそ受益者負担事業の目線ではなき、横浜市の公教育の在り方の点からの市民も巻き込んだ議論をして、合意形成を図ってください。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
207	柱4	柱4,施策1について 記載欄のスペースが無いので、kanagawa action-youtubeで『やればできる「できたて・温かい」中学校給食』を視聴願います、大阪の事例を参考に同じ過ちをしないよう対応願います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯 にわたる健康づくりと中学校給食の推進」 に関連するご意見として、具体的な事業や 取組を行うにあたっての参考にさせていた だきます。
208	柱4	【柱4】中学校給食について全校にデリバリーを行う事は大変な困難が伴うと思うのですが、安全性に十分気を付けることができるための方策を徹底してほしいです。また、味は以前よりも改善されているようですが、おいしい給食でなければ、残菜が多くなり、「中学校給食食品ロス問題」が起こらないとも限りません。よろしくお願いいたします。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯 にわたる健康づくりと中学校給食の推進」 に関連するご意見として、具体的な事業や 取組を行うにあたっての参考にさせていた だきます。
209	柱4	結論「中学校給食は、市民が切望する学校調理方式の「できたて・温かい」給食に改めるべきである。」 素案では、「すべての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進」が掲げられているが、実施方式については「デリバリー型」で「供給体制を確保する」となっている。これは、看板に偽りありともいうべき施策ではないか。なぜなら、教育委員会の生徒・保護者アンケートでも、「温かさ」を求めているのが最多であった。今なお、学校調理方式を求める市民の要求は根強く、運動が続けられている。それは、デリバリー型では「すべての生徒が満足できる」ものにならないという生徒・保護者の意思表示であることは明らかである。 にもかかわらず、デリバリー型を「最適」とした「実施方式の検討にあたっての項目・考え方」には、その肝心な生徒・保護者、市民の要求は一切入っておらず、度外視されている。もっぱら供給体制や民間事業者、とりわけ財政負担など実施する側の事情ばかりが「検討項目」となり、偏っている。しかも、大阪市ではいったんデリバリー型で出発したものの、評判が悪くわずか2年で学校調理方式に切り替えざるをえなかったという事例も出ている。この教訓は生かされればならない。いったんデリバリー型で出発してから、学校調理方式に切り替えるとなると財政負担は倍加し、混乱は必至である。さらに、「食育の推進」という観点から見て、デリバリー方式より、学校調理方式がはるかに効果的であることは説明を要しないであろう。要するにデリバリー型では、「すべての生徒が満足できる中学校給食」も、「食育の推進」も実現できないのは明らかではないだろうか。これらに加え、われわれが強調したいのは、上位計画である「中期計画」(素案)に「基本戦略」として「子育てしたいまち、次世代を共に育むまちヨハマ」を掲げ、「子育て世代への直接支援」を起点とする好循環の道筋を示したことの関係性についてである。山中市長は、「子育で世代への直接支援」を耐寒とにきり、「子供の貧困と給食問題」を研究した専門家も、中学校給食の実施方式については、新たな中期計画の「基本戦略」の好循環を首尾よく回すうえでのカギであるという位置づけを明確にして、古い中期計画下で実施されてきたデリバリー型の延長ではなく、生徒・保護者が切望している学校調理方式に大胆に切り替えるべきである。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
210	柱4	①柱4の施策1の「主な取組」の「デリバリー方式による供給体制の確保」ではなく、全ての中学校で小学校で実施している給食を実施するために「すべての中学校での学校調理方式(自校、親子、兄弟方式のいずれかの方式)による給食の供給体制の実施」にしてください。このような中学校給食の実施こそが、「食育推進ネットワークを持つ小中学校ブロックの拡充」になると思います。 ②柱7の施策1の「学校施設の計画的な建替えの推進」では、中学校の建替え時には、「給食室を建てる設計を推進」を実施して下さい。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
211	柱4	【柱4】「健やかな体の育成」について、児童の時期に良い生活習慣(運動・食生活)を身に着けることは非常に大切だと思います。 学校では、「どのようなレベルの運動を続けるべきか」や「どのような栄養をどのくらい取るべきか」を教えたり、日頃の運動内容や食生活を確認することが大事だと思います。それにより、卒業後も自己管理できる大人にすることが重要です。 現在の記載は、少し中学校給食に関する比重が大きいように見えます。重要なこととは思いますが、上記のような取組も引き続き行われることを期待します。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
212	柱4	【柱4】中学校給食について。利用率が依然伸び悩んでいると聞いたことがあるが、提供するだけでなく、利用率を高めるための取り組みは考えているか。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯 にわたる健康づくりと中学校給食の推進」 に関連するご意見として、具体的な事業や 取組を行うにあたっての参考にさせていた だきます。
213		横浜市内の中学、小学校へ通う子を持つ3児の母です。単刀直入に、お聞きします。学校におけるコロナ感染対策はいつまで継続するのですか。先日、葉山町の教育委員長が子どもたちのマスク着用は完全任意であると周知なさってました。地域によっては黙食撤廃、机も向き合わせてかつての楽しい給食の時間が戻ってきています。横浜市内だけ猛威をふるうウィルスが存在するのでしょうか。。横浜市内の子供たちだけが著しく免疫が低いのでしょうか、子供たちはどこに住んでいてもみんな等しく一緒なのではないでしょうか、それでは、なにが違うか。わたし個人的にはトップ「覚悟」だと感じております。市内の小中学校での過剰なコロナ対策により実際に自分の子どもや地域の子どもたちが抜撃して、く様を肌で感じ我が子以外の子どもにも耳を傾けてきました。その度に、市長へ要望として子供たちのリアルな声を届けました。しかしいつもいつも、決まり決まった定型文が送られてきて内容は「感染対策」と一蹴されて今性をちに着り添う文面は皆無です。教育委員会、こども青少年局からお返事を頂きましたが落胆させられる回答ばかりでした。もう、ご存じかと思いますが、小中学校におけるいじめの件数が横浜だけで40%近く増えて数にして7556人 東みちよ議員が発してくれています。 小学生の拒食症が、2倍に増えました。テレビ朝日の報道で医師に「この数年で対人的な交流減少によりストレスが増えた」とおっています。 これらは、わたしたち母親がずーっと懸念し小さき声ですが横浜市に訴えていたことです 想像してください、食べ高いの健康な子どもたちが、食べる事を苦痛に感じ人間の原点である「食べる」と言う事ができない食べても吐き出していまう現実を。これでも、まだ定型文の「感染対策」の言葉で逃げますか。 は像してください、これたの原因がわたしたち大人にあるとしたら。どこかの首相のように黙食やマスク撤廃を「検討」しますか? いや、検討している子たちがいます。明日にでも行動にうつしてもらえませんか? いまの大いとをもう、お気づきなはずです。「豊かな心の育成」について。全ての親の根底にあるものは子どもへの「愛」です、であるならば、いじめ、不登校、拒食症がもたらした原因を観達と一緒に考えて「子どもたちのココロとや完養がクレーム対策、安心対策になっていると気づいてください。 観はきっと、気づきます。誰も、カラダのために」緩和しますとリーダーが言ってください。親はきっと、気がきれると言ってもらば、いじめ、不登校、拒食症がもたちがと類でかられないなら横浜の未来は廃れると言ってもらん、いじめ、不登校、拒食症を含ってり、親になる場前をからた。そのためにはコロナ対策は見直すべき時期に来ています。わたしたちなら、できます、横浜から日本全国に発信したいです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
214	柱4	中学校給食について 学校でつくる温かい給食にしてください	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
215	柱4	給食費について 給食費を無償にしてください	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
216	柱4	【柱4】中学校給食について。温かい給食とアレルギー対応を可能にするため、デリバリーではなく、給食センターの実現、親子方式の実現を。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
217	柱4	性4 健やかな体の育成 について 中学校給食は、これまでの「選択制」から「全員制」のデリバリー式にするという方針を中止するべきです。それは、デリバリー式ではこれまで行われてきたアンケートの結果を見た場合にいちばん求められている「温かい食事」という点に応えられないからです。「全員に供給する事」ばかりを目的にすると本来の学校給食から遠ざかり、大人の都合ばかりが優先され、教育の一部である給食をすべて民間の事業者に任せるという無責任な事になるからです。 デリバリー式をやめて、自校式、親子式、センター式に移行している自治体がある事をどのように捉えているのでしょうか。デリバリー式で全生徒に供給する為の設備を整えたら、今後20年近くは続けなければならないだろうと聞いています。試行錯誤を続けた結果、平均で目に3割程度の生徒にしか利用されなかったデリバリー弁当を、選択の余地なく提供してもこれまでのように「温かい食事」を求める声が出続ける事になるのは目に見えています。 給食室の建設用地が確保できないという事を「出来ない理由」とされますが、改めて各中学校の規模(生徒数)を意頭に置いて検討し直して下さい。各校の規模(生徒数)を勘案せずに、給食室の建設可否の基準(300平方メートル)を全ての中学校に当てはめて判定していると聞きました。2階建てにするという方法を取り入れれば更に校内で調理出来る中学校は増えるのではないでしょうか。そして、生徒数の少ない中学校では定められた基準より少ない面積、小規模な給食室で対応出来るのではないでしょうか。生徒数が減り、空き教室のある中学校ではそういった場所を利用する事も考えてみて下さい。 給食室を作る事が困難であっても、炊飯器を置く場所が確保出来ればご飯だけは校内で、汁物、おかずを従来の親子式、きょうだい式で提供出来るのではないでしょうか。 横浜市内全ての中学校で一斉にスタートさせるのは難しいので、出来るところから出来る事を始める、で良いと思います。当然、全校で同じ方式の給食にはなりませんし、大変複雑で労力の要る政策になりますが、これまで長い間ずっと中学校給食を実施して来なかったのですから、他の自治体の参考、手本にしてもらえるようなものを実現して下さい。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
218	柱4	柱4 施策1 生涯に渡る健康づくりと中学校給食の指針・2番目の指標の運動・スポーツ関連では「楽しみたいと思う児童生徒の割合」としているが、第3期計画の「1週間の総運動時間が7時間未満の児童生徒の割合」の方が分かりやすく、かつデータ収集も得やすいはずである。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯 にわたる健康づくりと中学校給食の推進」 に関連するご意見として、今後の参考とさ せていただきます。
219	柱4	中学校給食について 2021年に始まった選択制のDelivery型を市は無理やり「給食」に位置付けてきたが、全員 喫食の原則からすると真の給食とは言い難い。 山中市長が2021年の市長選時に、公約の一つとして掲げていた、"中学校給食の全員実施"はDelivery弁当の喫食率を上げることではないはずだ。本来あるべき姿は、全中学校で「学校調理方式」を実現することである。		現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
		大阪市では実に6つもの方式を採用している。地域や学校で方式が異なることは公平性や平等をそこなうものではまったくない。多様性の尊重であり、民主的である。「Deliveryは生徒や保護者が望んだものか」に教育長はまともに答えられなかったと聞く。そんなものを押し付け続けるのは厳しく言うとファッショですらある。「食育」の意味、民主主義の意味を市はもっと真剣に考えなおさないといけない。		
220	仕4	柱4 健やかな体の育成施第1 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進「主な取組1 すべての生徒が満足できる中学校給食の実現と食育の推進」について・「中学校給食の利用を原則とし(アレルギーへの対応などによる家庭弁当の選択も可)、デリバリー方式による供給体制の確保と生徒に満足してもらえる給食の提供に向けた準備を進めます。」とありますが、中学生を対象としたアンケートでデリバリー方式の弁当が好まれない中で、どうしてその路線をやめずに中学生に逆に強いるのですか。横浜みらいミーティングによる動画を見ましたが、彼らは、学校の設備建替えのタイミングも踏まえて、自校式と親子式と兄弟式を組み合わせて校内に給食室や食缶室を設け、炊飯のみ中学校にて行うなどの工夫により、新たに用地確保してセンターを作らずとも、弁当ではなく調理した給食を供給できることを試算しています。横浜市は丁寧に試算し直して学校調理式の給食を実現してください。もし、できないというのであれば、どうしてできないのかを立証してください。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据 えた実現可能性や長期的な財政負担、公 平性の観点から新たな給食の開始時期は 極力全市一律に実施することなどを総合的 に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実 施方法として、民間事業者の力を最大限 活用できるデリバリー方式により供給体制 の確保に向けた準備を進める方向性をお 示ししました。いただいたご意見も参考に、 引き続き検討を進めてまいります。
221	柱4	・横浜市の中学生の昼食時間は20分と政令市においては最低レベルに短いです。冷たい 弁当を20分で食べさせられるのであれば、まさに中学生を家畜としか思っていない証拠で す。食育の観点からも、昼食時間を30分に見直すことを求めます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
222		柱4一施策1 中学校給食は、温かく安心安全なものにする為に、ぜひ小学校のような給食にしてください。 何年計画かでやればできるはずです。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
223	柱4	▲柱4 ○中学給食について 1デリ弁給食をやめろ!全員喫食はもってのほか! 下記にやめるべき具体的理由を述べる。 ・市が行ったアンケートをどう読んでも求められていない 中学校給食は公共事業である。公共事業は民間に任せると利用する市民にとってデメリットが大きいから公共事業なのである。中学校給食を民間に払い下げることは「子育てしにくい街宣言」に他ならない。この中期計画に真っ向から逆行している。保護者・生徒にデメリットしかないと評価された事業を進めてどうする。 ・費用対効果が低すぎる 民営でも市営でも8万食の弁当工場を造ったら、もう引き返すことはできない。半永久的にデリ弁。工場建設費も付加され、費用も全く安価ではない。現に、デリ弁事業は小学校給食よりも利用割合にすると高くなっている。安価だからと始めたにも関わらずにだ。東みちよ市議が市会で紹介していた「学校というハコモノが日本を救う」という本の通り、学校に給食室があれば、休日や災害時の活用も市の工夫で出来る。放課後や休日にこども食堂として利用し、学校を地域活動の拠点とすることもできる。しかし、民の資産となる工場を市費で建設しても、市民には活用できる可能性が全くない。・国費負担の隠ぺいをやめよ市の給食検討資料には自校・親子・センター・ミックス・デリバリー費用が記載されているが、市の事業として出来立て給食を提供した場合に、国費負担があることは注釈さえされていない。国費負担を勘案すれば、市民の負担感は変わる。正確な試算資料を作れ。「国費も税金だ」と詭弁で市民を愚弄するのだろうが、ではなぜ「国は補助をする」と法律で決めているのかを考えれば明確である。中学生の食事は「公共事業で実施すべき」と考えているからである。この世界に「子供の食事は粗末で良い」という基本姿勢はありえない。またこの隠ぺいは「どうしてもデリ弁にしたい」としか考えられない。この試算の修正が公表されると、市民はデリ弁がどれほど高コストかわかるので、安価ならばとデリ弁で諦めていた人々がいなくなる。		現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
224	柱4	出来立ての給食提供を!自校式でも他校式(親子式・兄弟式などの他行の調理余力で給食を作る)でも、出来るところからすぐに始めていくことを求める。お金のない横浜市にはセンター方式よりも自校・他校式の方が長期的みてに安上がりで良い。確実に少子化は進んでいくので給食室の調理余力は増す一方で、給食室のない中学校の必要な食数も減っていく傾向は今後も続く。小学校の校舎補修改築はまだ150校もあり、中学校も校舎補修改築が続く。出来るところから始めていけば良い。横浜みらいミーティングさんが検討するべき点をいくつもあげている。(以下抜粋)・炊飯だけ自校式:調理室が用意できない中学校でも、炊飯は廊下や教室の片隅でも法的に問題ないとのこと。こうすることで、他校の余力調理で作られたおかず食缶スペースの確保だけで済むので、必要な空きスペースが減り、可能校が増える。・多数校で支える式:多数校で1中学校を支える方式は、横浜市は「食中毒のおそれ」などと拒否しているが、他自治体では行われている。マンモス校など、他校式では供給が足りないと中学校の周辺には当然複数の小学校がある。供給する方の小学校の給食室整備を行えばできるはずである。・必要スペースの再検討:センター式を採用することが決まった町田市は検討段階で生徒人数ごとに給食室の面積を割り出している。小学校の給食室面積をそのままに、調理器具や釜を増やせないかなども検討している。	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
225	柱4	○小学校給食について 何かの間違いかと思われるような献立の給食をやめよ。 無茶苦茶な仕入れをやめ、適切な取引先から仕入れを行い、献立担当の栄養士も一掃し ろ。 揚げ物でカロリーを増し、副菜が少なく、量も少ない。 足りずに子供たちはおかわりの争奪戦。学級によっては、早いもの勝ちにするため、早食い 競争で誤嚥の事故も起きかねず、量が足りなくて早く食べられない子はいつもお腹を空かせ ている。 何度でもいう、この世界に「子供の食事は粗末で良い」という基本姿勢はありえない	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱4施策1「生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
226	柱4	▲柱7 ○教育環境整備として、学校給食室を拡充し、子育で支援や災害に活用しろ 1出来る限りの公立校に給食室や炊飯施設を充実させることを求める ハ学校の給食の内容も目を覆いたくなるような酷いものだが、中学校給食至っては、冷たい 宅配弁当を給食の位置づけとしている。 全国的にも、宅配弁当方式の見直しが図られ、大阪市・川崎市は既に作り立て給食が提供され、神戸市・広島市・堺市・町田市・相模原市が配達弁当方式をやめ作り立て給食導入を決定している。 横浜市の中学校給食は2周遅れと言われてきたが、これからは選択式をやめ全員喫食の配達弁当とすることで、まさに逆走し始める状態にある。 世界的には『地産・無農薬給食』の機運の中で、「国際都市」「子育てしやすいまち」だとか名乗るなら、もうこの恥ずかしい論争をやめ、政争の具にするのもやめろ。 自校式でも他校式でも良いので、工夫を重ね学校内に給食室や炊飯室を設けよ。		現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
227	柱4	全体的にあれもこれも目標は多く達成はできていないと感じています 目標 直近の現状(高すぎます)よって目標値は意味がありません 柱4 中学校給食 なぜ生徒が望まない冷たいデリバリー弁当を給食とするのか? いくら横浜市が食育を考えても生徒が残してしまうことは目に見えています。 ミックス型はできないことはありません。横浜市のやる気の問題です。横浜市教育委員会は 信じられません	参考	現在の契約が終わる令和7年度末を見据えた実現可能性や長期的な財政負担、公平性の観点から新たな給食の開始時期は極力全市一律に実施することなどを総合的に勘案し、本市の現状を踏まえた最適な実施方法として、民間事業者の力を最大限活用できるデリバリー方式により供給体制の確保に向けた準備を進める方向性をお示ししました。いただいたご意見も参考に、引き続き検討を進めてまいります。
228	柱5	人口減少期に入り、地域の担い手不足が各分野で問題となっています。子どもたちには、地域を支えてきたスペシャリストやこれから支えようとチャレンジしている人々などとも交流し、「横浜市」で育つ自分自身と多様な他者に目を向けてもらいたいと思います。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、素案の柱5施策1 「多様な主体とつながる教育の充実」の取 組を中心に、本計画を推進してまいりま す。
229	柱5	社会的問題を具体的にとらえカリキュラムに組み込む 日本は長期高齢社会に突入しており、様々な問題がある。その中の一つに医療費負担の増 大があげられる。また高度医療と人々の道徳観に乖離がみられる。そのことによりより高齢者 のQOLが損なわれている状態にあると強く感じる。 年老いた家族にフルコースを望み高度医療をうける。家族には高度医療が大きな負担となり、身体的にも精神的にも大きな苦痛が与えられている。家族を助けてほしい、いつまでも生きていて欲しいというのは当然であるが、家族のQOLを重視した適切な医療をどう提供できるのかということについて学ぶことが必要だと思う。 倫理的問題になるので取り上げるのは難しいかと思うが、だからこそ早期から取り組む必要があると思う。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策1「多様な主体とつながる教育の充実」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
230	柱5	柱 5家庭・地域等の多様な主体との連携・協働 施策 1 多様な主体とつながる教育の充実長期的な視点では、子どものうちから地域と関わる体験を重ねることで、子どもや保護者と地域との心理的な距離が近づくことを期待します。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策1「多様な主体とつながる教育の充実」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
231	柱5	柱 5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働について、子どもたちと社会がつながる機会を創出します。の解釈として、地域との連携・協働の推進を紐解きますと、人間社会は大小の差はありますが格差社会です。全てに於いて勝ち負け、指示する人と指示される人、雇う人と雇われる人等々で社会は構成されている。社会と教育現場が遊離し過ぎているとどこかでひずみが現れます。それがいわゆる不登校や非行やいじめです。例えば、運動会等で見られる間違った結果平等意識の助長は、運動にすぐれる人、学業にすぐれる人、仲間づくりが上手な人等、個人の能力を無視した学校生活は息苦しいです。みんなが活躍できる場の提供が学校現場と考えます!(人間にはそれぞれの価値があります認められる場づくりが大切です)	参考	いただいたご意見につきましては、計画を進めていくうえでの参考にさせていただきます。
232	柱5	柱5において、家庭・地域等の多様な主体との連携・協働を謳うのであれば、まずは学校が社会の中でどのような役割を持っており、社会にどのように貢献するのか明示される必要があるのではなかろうか。(なぜ地域等が連携・協働しなければならないのか分かりずらい。もっと丁寧に、連携・協働する主旨「地域の子どもたちを地域と学校が一体となって育てていくこと」の必要性を説明する必要があるのではないか) 学校が地域と連携するにあたっては、地域のボランティアに頼っている部分が多分にあるだろう。しかしながら地縁団体などは高齢化や担い手不足で疲弊している。無償を原則としたボランティアがなぜ成立するのか改めて整理し、より一層、各学校が地域等と連携・協働しやすくなるような支援が必要であると考える。(社会環境が大きく変革することに伴う各学校における地域等との連携の負担が大きくならないような(軽減されるような)施策の拡充が必要)	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策1「多様な主体とつながる教育の充実」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
233	柱5	少子化社会 高齢化社会 介護制度 障害者制度 年金 福祉について小さい時から耳にして学んで欲しいと思う。それも少なくとも小中学生の9年間 毎年同じ事をやって欲しい。子供のどの時期に響くかはそれぞれだから またかぁと思われても今後の社会にとっては必要な知識だと思う。今は当事者になってからどうするかどう調べるかとあたふたしている大人が多い それを少しでも小さい時から植え付けられたらもっと色々と考えてくれる人が増えるのではないかと思う。 自転車が軽車両と同じであり、ルールがある。破れば罰せられる事をもっと学んで欲しい。これは小学6年間ずっと。これは今の親世代が分かっていないので。事故が起きた時に必ずしも大きい方(車等)が非ではないことの認識を持って乗る。「継続は力なり」とよく言うが、一年やそこらに問題提起しても考えが発展しにくいのでこれからの社会に生きて行くための生活力を養うためにも 毎年同じ事を継続的に学ばせる事が必要だと思う。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策1「多様な主体とつながる教育の充実」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
234	柱5	こういった市の政策方針には馴染まないとは思いますが、実際に学校に息子を通わせてる者 からすると、不審者侵入のニュースを見ると怖くなってしまいます。 実際は現場対応かと思い ますが、不審者対応についても政策の方面からも先進的に進めてほしいです。 ノーアイディ アで申し訳ございません。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策1「多様な主体とつながる教育の充実」に関連する ご意見として、具体的な事業や取組を行う にあたっての参考にさせていただきます。
235	柱5	柱6について 最近では学校に不審者が侵入する等の事件が増えていると思います 職員 の自主的な勉強ではなく 警備会社や警察等に教えてもらう事が必要だと思います	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策1「多様な主体とつながる教育の充実」に関連する ご意見として、具体的な事業や取組を行う にあたっての参考にさせていただきます。
236	柱5	柱5「家庭・地域等の多様な主体との連携・協働」 施策1 多様な主体とつながる教育の充実 について。 施策にある「多様な主体」、また、目標・方向性にある こどもたちと社会がつながる機会の「社会」の定義について。内容が「地域」に限定されてしまっているように見えますが、「社会」は「地域」だけを想定されているのでしょうか?「地域」以外にも「産官学」等第三の大人との連携・協働による教育の充実は入らないのでしょうか? 柱2「ともに未来をつくる力の育成」 施策2 持続可能な社会の創り手育成の推進 の中で企業等との連携・協働は触れられていますが、柱5施策1の中でも明確には触れられた方が正しく伝わるのではないでしょうか? 企業等との連携・協働によりSDGs達成担い手推進、自分づくり(キャリア)教育の充実 以外にも その分野のプロに学ぶことで実社会につなげた形での学習ができ教科学習のモチベーション向上や、多様な大人に触れることでの自己肯定感向上など、教育の充実を期待できると思っています。ESD、キャリアの観点では柱2施策2と重なりますが、それ以外の重ならない部分が抜けてしまうため 柱5施策1の中で触れられると良いのではと思いました。 あくまで例えば、ですが、 課題(追記) 教師保護者以外の社会(第三の大人)と触れあう機会の創出を引き続き推進する必要があります。 主な指標(修正追記) 保護者や地域の人、産官学など第三の大人等との協働による取組は *「、産官学など第三の大人等」追記 主な取組(追記)家庭や地域や第三の大人等の知見や経験に支えられたの学習活動の推進 など	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策1「多様な主体とつながる教育の充実」及び素案の柱2施策2「持続可能な社会の創り手育成の推進」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
237	柱5	柱5 施策1 多様な主体とつながる教育の充実 ・指標の目標値(令和7年度)は、小 95%、中 95%となっているが、第3期計画では令和4年度 の目標値として小 100%、中 90%であった。 ・小学校の目標値を100%(令和4年度)から95%(令和7年度)に落とした理由は何か。令和3年 度の実績値の93.7%・達成状況 △に鑑みて、そうしたのか。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策1「多様な主体とつながる教育の充実」に関連する ご意見として、今後の参考とさせていただき ます。

- ◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの
- ◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの
- ◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

			1.1.44	
No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
238	柱5	も済むよう、細やかな調査をもとに行っていただきたいです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策1「多様な主体とつながる教育の充実」に関連する ご意見として、具体的な事業や取組を行う にあたっての参考にさせていただきます。
239	柱5	学校を放課後・休日に活用せよ 学校を地域の子育て支援、貧困支援、地域サークル活動の拠点として活用せよ。 学校に給食室があれば、閉校時間に『こども食堂』のような役割を果たすことが可能になり、 学習支援などの放課後活動とも連携することが出来る。 地域に必ずある、学校施設を利用できれば、地域活動の集会や、スポーツ活動なども活性 する。 既に「はまっこ」や「キッズ」が別事業として学校を活用しているので、前例すらもある。 放課後預かり事業での食事提供から始めていき、それを拡充していく形で地域に食堂として 開放していけば良い。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策1「多様な主体とつながる教育の充実」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
240	柱5	コミュニティハウス有料化をやめろ 学校と併せて、もっと活用してもらえるように施設をむしろ増やして欲しい。 港北区はコミュニティハウスが3つしかなく、地域の交流の場が少ない。増やして欲しい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策1「多様な主体とつながる教育の充実」に関連する ご意見として、具体的な事業や取組を行う にあたっての参考にさせていただきます。
241	柱5	柱5 施策2 福祉・医療等との連携による支援の充実 「放課後キッズクラブや児童クラブとの連携」とありますが、現在、私が、関係している小学校の学校運営協議会のメンバーに放課後キッズクラブや児童クラブの委員がおりません。運営委員協議会の委員定員が、15人ということで現状ではプラス2名は難しい状況ですが、今度の協議会の時に提案してみます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策2「福祉・ 医療等との連携による支援の充実」に関連 するご意見として、具体的な事業や取組を 行うにあたっての参考にさせていただきま す。
242	柱5	柱5 施策2 施策名について、福祉・医療「等」ではなく「地域」とはっきり加えるべきと考えます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策2「福祉・ 医療等との連携による支援の充実」に関連 するご意見として、今後の参考とさせてい ただきます。
243	<del>t):</del> 5	【柱5】福祉・医療等との連携について、特別な支援が必要な子どもたちに対して、教育と福祉・医療との連携は欠かせないと思います。素案では、連携や相互理解の促進等の記載がありますが、他分野や他機関との連携が難しいのは分かりますが、もう少し具体的に書けるところは書くべきだと思います。	修正	いただいたご意見を踏まえ、柱5施策2「福祉・医療等との連携による支援の充実」の 現状と課題に、「支援に関する計画を連携 させる等の取組」を追記し、原案を修正しま した。いただいたご意見は、今後の取組の 参考とさせていただきます。
244		学校に福祉的な役割がどんどん求められるようになっていると思います。本人や家庭に困難を抱えている場合、学校が唯一の社会との接点ということもあります。学校で抱えず、しっかり専門的なところに繋げる体制を作ってほしいと思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策2「福祉・ 医療等との連携による支援の充実」に関連 するご意見として、今後の参考とさせてい ただきます。
245		柱5 福祉と教育の連携について 障害を抱えるこどもは、その子が関わる全ての機関の連携が必須だと思います。 学校の先生と保護者とだけの関係に、第三者が入る大切さを感じています。 お互いに伝えたいことがあるけど、うまく伝えられなかったり、、困り感はお互いの立場で違うからです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策2「福祉・ 医療等との連携による支援の充実」に関連 するご意見として、今後の参考とさせてい ただきます。
246		家庭教育、特に平日の宿題については、共働き、一人親等、様々な家庭環境を考慮し、一律に保護者の関与を前提とする内容を求めることはすでに非現実的であることを、学校現場の共通認識として持っていただきたい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策3「家庭教育の支援」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
247	柱5	計画全体において、家庭に期待することの記載が薄いように思います。学校、社会が子どもたちを育ててくださることは大変ありがたいのですが、保護者が担う役割・責任が一番大きく、重いはずです。役所がつくる計画に家庭の責任まで書くのは難しいかもしれませんが、ご検討いただきたいです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策3「家庭 教育の支援」に関連するご意見として、今 後の参考とさせていただきます。
248	柱5	P.67 施策3 家庭教育支援の推進について、子育てについて学びたいが、小学校の保護者が交流できる場がなくなってしまった。子どもの通う小学校PTAでは、保護者の負担軽減という理由から、委員会が2つ廃止され、講習会や講演会がなくなってしまった。PTA規約から、保護者同士の学びの機会という文言も削除された。今年度は、保護者同士の交流ができる、またはそういった機会を取り戻す年だと思うが、コロナをきっかけに学ぶ機会をなくしてしまった学校に所属しているため、孤独な子育てになりがちである。「親の交流の場づくり事業」を少なくとも年一回行うよう、区や地域や学校やPTAへ呼びかけをお願いしたい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策3「家庭教育支援の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
249	柱5	柱5 家庭教育推進 共働き家庭が多い中で、講演会などをしても推進されるとは思わない。 平日に講演会に行ける保護者がどのくらいいるのか。保護者が集まる機会(授業参観など)に タイアップして行うなど、参加しやすい工夫があるとよいのではないか。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策3「家庭教育支援の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
250	柱5	施策3 家庭教育支援の推進 ・第3期計画では、想定事業として「家庭教育に関する総合情報サイトの開設」がある。 令和3年度にそれが達成されたことになっているが、令和4年度に「見直し」となっている。 この情報サイトに関して素案では何も触れていないが、その理由は如何?	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5施策3「家庭教育支援の推進」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
251	柱5	共働きを前提とすれば、低中学年においては、放課後事業も追加的なサービスではなく、一般的なサービスとなることを踏まえ、こども青少年局との連携ではなく、事務移管も含め、教育委員会として一体的に運用することを検討していただきたい。法令や縦割りのしがらみを超え、児童の学び・安心を最優先に考える放課後事業の提供について、こども青少年局とともに検討いただきたい。  38	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱5「家庭・地域 等の多様な主体との連携・協働」に関連す るご意見として、具体的な事業や取組を行 うにあたっての参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
252	柱6	親が全部とは言いませんが、子供達と同等かそれ以上に社会性の面で弱体化している中、 先生方の苦労は大変な水準にまで上がってきている様に思います。教員を目ざす人材が減 少しているのも当然だと思います。魅力ある教職員像の実現に注力してもらいたいと考えま す。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、素案の柱6施策1 「教職員の採用・育成・働き方の一体的な 改革」の取組を中心に、本計画を推進して まいります。
253	柱6	【柱6】施策1について、小学校教員の成り手不足については、求める能力、知識を改めて精査するとともに、勤務時間や待遇の改善と一体的に推進していただきたい。その観点から、指標は「資質・能力が向上した教職員の割合」という自己分析に基づくものではなく、定量的かつEBPMをしっかりと機能させられるものに再検討いただきたい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」 に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
254	柱6	教員のみなさんも地域と交流する機会を通じて学びの場が増えるとよいと感じます。市民の1 人として、教育施策を支援し、協力したいと思います。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」の 取組を中心に、本計画を推進してまいりま す。
255	柱6	【柱6】について 臨時的任用職員・非常勤講師の確保について、具体的な方策、見通しは必要ないか。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
256	柱6	教育委員会におかれましては、現場の教職員に対し、外の世界を教える研修をしてみてはいかがでしょうか? 他職種の方の講演会でもいいですし、民間企業やNPOで活躍されている方でもいいと思います。 教職員の目が学校の外の世界に向き、多様な価値観があることを知り受け入れられるようきっかけづくりをお願いしたいです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
257	柱6	柱6も力を入れて進めていただき、質の高い教員、教育が続くといいと思う。子供が出会う中で、先生という社会人は一番身近な存在で職業であると思う。将来に向けて、先生たちの生き生きと働く姿を見せて、子供たちにもっと夢を与えてもらえる存在になってもらえたら嬉しい。	包含· 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」の 取組を中心に、本計画を推進してまいりま す。
258	柱6	次世代の教職員のためにも学校現場を魅力のある職場にしてほしい。そのためにも教職員の働き方改革の指標について、残業時間だけではなく、休暇取得や育児介護などの事情がある人も働きやすい柔軟な職場環境づくりが図れるものであるべきと思う。また、男性教職員の育児休業取得についても、率先垂範となるよう、取り組んでほしい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
259	柱6	学校業務の改善・適正化について 不要な会議の見直し。 トップからおろす計画書などは要点をまとめ簡素化させたものを。現場が理解するのに時間 を要したり、抽象的内容を現場で具体化し取り入れていくようでは時間の無駄となる。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
260	柱6	激務で担い手も不足が見込まれる教職員の方が、授業や子どもたちの成長のために力を注 げる環境になればいいなと思います。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」の 取組を中心に、本計画を推進してまいります。
261	柱6	柱 6 いきいきと働き、学び続ける教職員 施策 1 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革 原則19時までの退勤、2か月連続で80時間超の教職員数0と、学校の職場環境向上は、ひいては児童のためになることなのでとても素晴らしいと思います。しかし、現実的な具体策とセットで構造的に変えていかなければ実現できないことと思います。目標を定めることでサービス残業が増える、教員が無理やり帰らされて仕事を持ち帰るなど、隠れて仕事をする教員が増えるようなことにはならないでしょうか?職場に計画目標値達成の負荷だけを課すことのないようにしなければならないと思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
262	柱6	安心して学べる集団作りのための、全学年での35人以下学級の実現。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
263	柱6	柱6 施策1-教職員定数増により、児童・生徒がより安心して学べる環境を作っていく。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
264	柱6	柱6について、現在、市内小中学校では正規・準正規職員が足りなくて、疲弊しています。10 年後、100年後を見据えた教員確保、人材育成をしていく必要がると感じています。具体的な 教員確保の事業について、盛り込み、予算を取って具体的に進める必要があると思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」 に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
265	柱6	【柱6】チーム学年経営と関わってくるかと思いますが、どの学年でも人員確保について検討 していくようにしてほしいです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
266	柱6	横浜教育振興基本計画に対する意見 柱6 いきいきと働き、学び続ける教職員 先生方の時間外勤務がひどく多い、それも一因となって、先生のなり手が減って採用数も 減っていると聞く。 解決策として ①少人数学級の推進 クラスの児童・生徒数をへらし、子どもにはゆき届いた教育、先生方にはやりがいのある仕 事、達成感をもてるものにする。 ②学習内容に軽重をかけたり、単元の組みかえでわかりやすい学習をする、工夫する、裁量 する自由を先生方に認めるような教育政策をする。 ③必要な先生の人数をきちんと正式採用で確保する。 上記のような政策を実施してほしいです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
267	柱6	柱6 施策1・・・学級担任は非常勤、臨任等で埋めないで、4月段階で正規職員を定員通り に採用し、配置して下さい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
268	柱6	柱6 対外的な行事を減らして、教師が教材研究をする為の時間確保を保障できるようにして下さい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
269	柱6	柱6「いきいきと働き、学び続ける教職員」 教員の特に若年層の離職が顕著なように感じています。一人で業務を抱え込まないような体制づくりと、退職者の理由の詳細を分析し課題解決していくことで受験者にとって魅力ある職場にしていくことを望みます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
270	柱6	業務量が過多なのが現状だと思います。子どもたちの育成のために、先生方の研修がたくさんあるのはもちろん大切だとは思いますが、そのための準備に時間を割かれることによって、時間外業務が増え、本来一番大切にすべき目の前の子どもへの対応、学級経営、授業準備が後回しになっている現状があると思います。私は教員ではありませんが、知り合いに小学校教諭が多くいます。知り合いの多くは業務量の多さに苦しみ、やめていきました。どの仕事も手を抜けない、真面目な人が損をするのは違うと思います。教師が余裕のない状態では子どものために考え、行動することは難しいと思います。子どもたちの素敵な未来のためにも、早く先生方が無理なく働ける環境を作って欲しいと思います。	参考	ご提案の趣旨は、柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
271	柱6	教員を増やさないと根本的な解決にはならない。	参考	ご提案の趣旨は、柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
272		最初に子どもの様子に気付くのは毎日接している先生だと思うので、できるだけ複数の先生の目で子どもを見れるよう、また、子どもをちゃんと見れる余裕があるくらいには多忙が解消されてほしいです。	参考	ご提案の趣旨は、柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
273	柱6	働いている教職員が子どもと向き合い、関わる時間をしっかり確保する事が大事。その時間を確保する為の環境づくりや人員配置を最優先に考えるべき。教職員の心の余裕が教職員の仕事に対する向上心や探究心につながり、やりがいを持って教師をする姿が、一人ひとりの子どもたちに伝わるだけでも、子どもたちには良い事だと思う。	参考	ご提案の趣旨は、柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
274	柱6	柱6について、教職員の働き方はかなりの改善が必要と思います。現在、時間的な余裕は全 くありません。家庭のある、ないにかかわらず心身に負担がかなりかかる状態です。時間を生 み出すためには、やはり人が必要です。何とかお願いします。	参考	ご提案の趣旨は、柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
275		【柱6】教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革について教職員志望者数の減少による、教職員の質の低下が全国ニュースで流れているのは、現場の人たちにとってつらいことだと思います。優れた人材の確保は、急務だと感じます。月80時間超の教職員数を約2800人から、0人を目指すというのはとてもよいことだと思います。市がこのような意識で改革を進めれば、必ず現場にもよい効果が出ると思います。0人にするための、より具体的な方策が出るとよいと感じました。	包含· 賛同	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。
276	柱6	柱6教員の採用について、倍率が全国的に下がっている中で、若者が横浜の教育に携わる 魅力の発信と働きやすい環境整備を是非積極的に進めていただきたい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方		
277	柱6	【柱6】教職員の働き方についてです。教員の仕事がブラックと言われる中、時間外在校時間が月80時間を超過する教員や19時までに退勤できない教員が思ったより少なく、働き方改革が行われているのだと感じました。しかし、学び続ける教師を目指す身として、残りの10%に入ってしまった教師は大変な思いをしているのではと考えてしまいます。理想論ではあります。仕事が減る分誰かがそれを補わなければならないことも多少なり理解しているつもりです。しかし全ての教員が満足して働き、向上心を持ち続けることが横浜市の豊かな生徒を育成することに繋がるのではないでしょうか。実際教職員として勤務しているわけではなく想像語りになってしまう部分が多いので、近い将来教壇に立ってから再度自分でも考えてみたいと思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。		
278	柱6	も生き生きと働ける環境が必要だと思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。		
279	柱6	柱6の中の、施策1 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革の中で「現状と課題」として「時間外在校等時間月80時間の教職員の割合は着実に減少しているものの・・・・働き方改革は当半ばの状況です」との叙述があり、「主な指標」で2か月連続で時間外在校等時間が月80時間超の教職員数の目標値(令和7年度)で0人と示されており、さらに、※2では「本指標を達成した時点で、規則で定めた月45時間に係る指標の再設定を検討」とあります。この素案について、以下のように意見を申し述べ、原案の段階で修正していただきたいと強く要請します。そもそも鯉渕信也教育長ご自身が、2020年3月31日に「横浜市立学校の教育職員が行う業務量の適切な管理等に関する規則」(「規則」)を公布しておられます。その「規則」では第3条で教育職員の時間外在校等時間は1箇月について45時間、1年について360時間を上限の範囲とすると明確に規定されています。にも拘わらず、「規則」公布から2年以上が経過した現時点においてもなお、依然として教職員の月80時間の時間外在校等時間についての目標値しか提示されていないのはいったいなぜなのですか。「規則」を教育長ご自身が公布されたことを、貴職、市教委教育政策推進課はどう受け止めておられるのですか。さらに「規則で定めた月45時間に係る指標の再設定を検討」では規則の文字通りの実行はいつになるか分からないではありませんか。それとも、鯉渕教育長ご自身の、2021年3月2日の市会予算第一特別委員会での答弁「(時間外在校等時間を月に)45時間というのは『規則』で定めましたので、私どもはそれが長期的な目標だとは思っておりませんので、まずはこれをなんとか達成したいと考えております」、に追随されるのですか。教育長のこの答弁は、自ら公布した「規則」の実現に責任を持たず、恣意的に「『規則』は)長期的な目標だ」と言い放つなど、およで横浜の教育長の最高責任者のものとは思えません。「(『規則』が)長期的な目標だ」と言い放つなど、およで横浜の教育長のとは思えません。「(『規則』が)長期的な目標がという文言や条項は「規則」のどにも見当たらないのです。素案の「主な取組」で掲げられた、3および4の施策は、従来の施策の域を出ないものであり、到底、『規則』の達成は実現できません。抜本的な施策、ずなわち、国並みでなく、それ以上の少人数学級の実現などが必須です。なお、因みに時間外在校等時間について市教委労務課の調査結果によれば、例えば2021年4月では、月45時間超の教職員は9811人で記録提出者の57、5%にのぼります。早期の『規則』実現を見据えた抜本的な施策が講じられなければ、横浜市の教員採用試験への応募者も増えません。以上	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。		
280	柱6	チーム学年経営の取り組みがあったとしても、教員の数が少なく、経験の少ない非常勤の先生がその役割を担うことは、必ずしもよいことではないかもしれません。 ゆとりのある仕事、支え会う職場を作っていくためには、人材の確保が何よりも大切だと考えます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。		
281	柱6	柱6 一人ひとりを大切にする教育や特別支援教育を推進するなら、1クラスあたりの児童の人数が適正なのか疑問に思う。教員の方の負担が増えているように思う。教員の方の負担が増えれば、いきいきと働く教員はいなくなると思う。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。		
282		早い時間の退勤、したい気持ちは山々です。が、日々の教材研究に時間を割きたいと思うと、どうしても退勤時間は遅くなってしまいます。教材研究の前に、GIGAの整備等に追われているのが現状です。常勤のICT専門の職員の配置や会計業務の委託などにより、授業準備以外にかける時間を削減できれば、より働きやすくなるように思います。また、校務についても、どうしても「引き受けてしまう人」に負担がいき、偏りが出る傾向にあると感じています。その偏りを手当てなどで埋めないと、やらない人が得をして、やる人が損をする環境になりかねないと思います。ただ早い時間の退勤を奨励するのではなく、そうできるようになるための環境整備が必要だと考えます。と、言ったものの、自分に効率よく仕事する力がないだけかも知れません。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。		

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
283	柱6	生き生きと学び続ける教職員の育成 早く退勤したいです。ただ、研修や会議、事務作業でクラスのことができるのは定時くらいのことが多いです。学校では、早く帰るように言われ、周りも帰っていますが、一番大事な教材研究をほとんどしない方が帰れているのです。学校でできないことは、結局家でやっています。退勤時間ばかり気にされると、どっちにしろ家での負担が増えます。教材研究をしたい人が負担なくちゃんとできる環境があるといいです。教材研究をしないで早く帰る人の方が、して残ってる人よりできるとされるのはどうかと思います。はじめの話に戻りますが、教員の数を増やし、学年プラス1くらいで人がいると、事務仕事などの負担が減るのでクラスのことにかかる時間が増え、勤務時間の短縮にもなるのではないかと思います。また、今は年功序列で給料が上がっていますが、その仕組みのおかげで、仕事をあまりしていなくても給料が高い方がたくさんいます。仕事量で手当てが出ると公平になるのに、と日々思っています。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
284	柱6	そして、先生方が子ども達のために、ここに掲げた教育を実践できるよう、業務の取捨選択を 行う等、より一層の働き方改革推進を期待する。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」の 取組を中心に、本計画を推進してまいります。
285	柱6	紙のお手紙配布が徐々にマチコミなどでのデジタル配信になっており、とても良いと思います。 返信が必要なお手紙やアンケートもデジタル化が進むと、資源削減や作成時間の短縮、お手紙の出し忘れなどが減り更に良いと思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」 に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
286	柱6	柱6について 事務的な仕事、校務分掌の仕事を終えてから、教材研究までしていると、どうしても夜遅くなってしまうことが多い。しっかり教材研究をしたいと思うと、時間のなさに焦りを感じてしまう。 つぎの週に焦らず仕事をこなすため、土日どちらかに出勤するようにしている。同じようにしている職員が今の職場にも、前の職場にも少なくなかった。 しなければならない仕事に追われ、本来もっと時間をかけるべき、教材研究や児童理解につながる研修を十分に行えず、時間が足りない焦りも感じる。このような状況で19時退勤を目指すのは、今の仕事量からするととても難しく、土日の出勤に率が上がるのではないかと感じる。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
287	柱6	柱6 いきいきと働き学び続ける教職員 仕事の精選が何より必要である。先生達は疲れきっている。 2030年ビジョンに期待します。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
288	柱6	柱6 いきいきと働き、学び続ける教職員の中の 部活動改革の推進 において 中体連など大会運営見直し(アウトソース化含む)は教職員のモチベーションを維持しながら部活動対応ワークロードを軽減できますし、見直しは開始されていると理解しています。 部活動改革の推進(・・・・・含む)の事例の中に大会運営見直し含む(追記)を強く希望します。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
289	柱6	次については基本計画に記載ができないことかもしれませんが、横浜教師塾の開催は横浜市としてとても重要で貴重な機会であり、その内容の引き続き継続充実を願いますが、加え、国大、玉川大など、大学側教員養成講座の充実(最新化)を文科省経由で推進を希望です。(横浜市側から文科省に意見具申はいただきたいかと思います。)教育実習生たちに話を聞くと新学習指導要領についてや、GIGAスクールなどは机上でさらりと学習してきているだけで、模擬授業など経験してきていません。アイ・カレッジに参加ができなかった学生を救う手立てが欲しいです。 少しでも伝わるとありがたいです。よろしくお願いいたします。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
290	柱6	【柱6】 この項目を立てていただいたことは、とてもありがたいです。次世代を担う子どもの教育にはお金を投資する必要があります。個々の教員や学校の努力だけではどうにもならない現状があります。教員が疲弊しないための人の配置、給与面の改善等、教育に予算を回していただくこともお願いします。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
291	柱6	柱6 いきいきと働き、学び続ける教職員職員室アシスタントについて →社会保険料のことで問題が起きています。10月改定の20時間以上勤務する方に社会保険料が徴収される制度によって、職員室アシスタントさんが、本当は働けるけど20時間働かない勤務体系を選択をするケースが出ています。社会保険料を納めることで、将来の年金が上がるなどのメリットはありますが、毎月の収入が減額になるというデメリットが大きくうつっているようです。 この改善案として職員室アシスタントさんの時給をもう少し上げてもらいたいです。20時間の壁である社会保険料を払ってもよいと思える時給にしてもらえると現場としては非常に助かります。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
292	柱6	柱6 教員の働き方について 教員の働き方はかなり酷い状態だと思います。休みなく長時間働き続けていて、このような環境では生徒のために研究された質の良い授業はできないと思います。 まず、教員が人間らしい生活を送れるようにすること。余裕をもって生徒に接することができるようにすること。 無駄な会議や報告書は無くして、勤務時間を授業研究に充てられるようにすること。 教員の数も全く足りていません。 教育にお金をかけることは、子どものためであり、未来のためであります。未来に投資すべきと思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
293	柱6	柱6としてしかしこのような背景には先生方のタスクの多さも感じています。授業準備に、家庭との連絡、答案の採点、掲示物の用意、配布物の用意、会議に加えICTが追加されています。この中で個々の様子を丁寧に見る、十分な授業準備をすることはかなり酷なことであると考えます。昭和の頃は、先生という存在が絶対的であった為、クラスマネージメントのウェイトは大きくなく、学習の指導が中心であったと考えますが、現在は逆転しているとも言えます。また、国語、算数などの科目は塾講師の方が教え方は長けている場合が多いく、体育はスポーツインストラクターの方が長けています。だからこそ、専門家に委託する部分と、教員にしかできない部分を分離していくことも必要です。教科担任制はまだまだ不十分で、もっと進めるべきであると感じます。また、ベネッセやジャストシステムなどの効果的な学習をICTと織り交ぜることで、教員負担も減らしていけると考えます。それにより、個々の子どもの心の変化やクラスマネージメントなど、教員にしかできない部分がもっと充実していき、子どもの笑顔、学ぶ意欲といった部分が育まれると考えます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
294	柱6	【柱6】働き方改革の方向性は、随分と市民、職場等に浸透してきたと思われる。もはや長時間労働に対する視線は厳しく、管理職も教職員本人もマネジメントの能力を問われるほどである。しかし、急激な改革が進んだせいか、柱6にあるような.改革が子供と教職員の資質能力の向上に結びついていない教職員も多い。改革が進んだことの成果を削減された時間で表すことが多いが、保護者や市民からは、この改革の後、子供がどのように変容したのか、どれほどより良く育った、伸びたのか、また、教職員が学ぶ時間を確保したことで、どのように変容したのか、伸びたのかと問われることになるであろうし、学校はその数値なり姿を説明していくことになるだろう。管理職は教職員が学ぶ時間を確保しつつ、学校実態や学校資源を確実に把握し、シャープな学校運営を進めていかなければならない。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
295	柱6	不登校対策について 教員を増員してください 少人数学級を実現してください 子どもたちを分ける対策でなく、障害があっても一緒に学べるよう人員の配置をしてほしいです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
296	住0	友達とのトラブルで、やってもいないものをやったと、教師に決めつけられた。たまたまiPadにて動画係が撮影しており教師と確認をするとやっていないことが証明できた。その疑っていた教師は疑ったことを謝ることなく立ち去っていった。子供が悪いことをすれば、謝れ!という教師あるものが自分からは過ちを認められず謝れない。頭を下げられない。教師として教育の現場にいる人間として自らの過ちを認められない。何を学んできたのか。現在教師の不祥事が多い世の中で子供だけではなく先生に対しての再教育も必要なのではないか。そもそも教師に向き不向きかという診断材料はないものか?勉強すれば誰でも心無い人間も教師になれるということでしょうか。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
297	柱6	決め細やかな対応について、30人以下学級の実現。そのために教職員の正規職員の増加。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
298	柱6	柱6、施策1教職員採用について、教員の4月1日採用を、定数通りの正規採用にしてください。4月1に日の教員の採用は、非常勤、臨時的任用教員は0人にし、全て正採用者にしてください。これがないから、教員の残業は、減らない大きな原因の1つです。また、途中退職者がでたり、療養休職者がでても、補充でいない状態が続いています。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
299	土口	正規の教職員の数を増やして下さい。しっかりと知識と教養を持った教職員が沢山いなければ、未来を作る事も、いさいきとした教育現場も作れません。教員試験を合格していない教員ては教育は出来ません。安全な学び舎も作れないし、いじめの早期発見も出来ません。 子育てしたい街を目指すのならば、まず、教師の質と数の向上が必要です。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
300	柱6	<ul> <li>柱6 施策1 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革</li> <li>・1番目の指標の「資質・能力が向上した教職員の割合」の直近の現状値(令和3年度)は92%となっているが、これは第3期計画のどの柱 施策に相当するのか。ざっと目を通した限りでは見当たらない。</li> <li>注※1に分析チャートが出てくるが、これは素案(Full Version)のP.75にある「働き方分析ツール」と同じものか、違うのか。いずれにしても、誰がいつ作成したのか、どのような内容なのかを説明すべきである。</li> <li>・2番目の指標の「2ケ月連続で80時間/月超の教職員数」の注※2にある「年度内に一度でも該当した教職員は対象とする」は分かり難い。一度というのは2ケ月連続で80時間/月の場合を言うのか、それとも80時間/月超の時間外労働を年に1回でもした者も含めるということなのか。</li> <li>また、その目標値を「0人(令和7年度)」としているが、およそ達成することが見込めない非現実的な値を設定してどうするのか。</li> <li>・第3期計画では指標4として年休取得日数があって、目標値(令和4年度)を「全員10日以上」としていた。素案でこの指標が外されたのはどういう理由か。</li> <li>それにしても年にたったの10日の年休取得目標と言うのは、あまりにもみっともなく情けない。</li> <li>・主な取り組みの一つに「部活動改革の推進」があり、補足として(部活動指導員の配置や地域いずれも教職員の週末などにおける負担軽減に大きく寄与するものと見る。後者に対しては、今年9月にProject Team (PT)が発足したが、国の提言を注視するだけではなく、学校(教職員・児童生徒)や地域の市民などの多様な意見や提案を反映することが必要である。また、そのPTの会議録は原則公開するべきである。</li> </ul>	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
301		特別支援教育に携わっている人から、「今、圧倒的に教師が足りなくて困っている」という声を 沢山聞く。何とか教師を増やしてほしい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
302	柱6	柱6一施策1 4月5日の時点で、正規職員の担任が不足し、臨任で穴うめしていると聞く。定数通りに正規職員を採用してほしい。また、横浜は、忙しすぎるなどの理由で、職員希望者が少なく、困っていると聞く。多忙化の問題解消にもしっかり取り組んでください。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
303	柱6	▲柱6 ○正規職員の教職員を拡充しろ 「教職員費用の削減」などと書かれた文書を財政局は撤回したが、教員の資質向上を謳うなら、どうしてあの文書は出されたのか。 教員の削減や、学校改修費の削減など言語道断。何が「子育てしやすい横浜」だ。 1学校の教職員を拡充しろ 最低限のレベルとして、他自治体同様に、 各学年クラス数+1名の教員を配置することを求める。 現在は、担任を持たない教員が学校に1~2名。 教員が2人休めば、もう手が回らず、学級崩壊したクラスから担任が消えたが、担任を持たない教員は病欠の先生の代講を既にしており、放置されたこともあった。 学校は、学習できる環境どころか、安心できる場所でもない。 2非正規の職員を無くし、正規職員として切り替え採用を。 教員は正規職員として「不採用」を出しおきながら、非正規職員として研修なしの低給で雇用しているケースが多いときく。 「不採用」と判断した人物をなぜ雇用するのか? 「不採用」と判断した人物をなぜ雇用するのか? 「不採用」と判断した人物こそ研修が必要だと思うがしないのはなぜか? 「不採用」と判断した人物こそ研修が必要だと思うがしないのはなぜか? 「不採用」と判断した教員が、正規教員と変わらぬ職能を果たす場合は、低給で問題が起きては困るので、早急に正規雇用に切り替えることが必要である。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱6施策1「教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
304	柱7	施策 1 学校施設の計画的な建替えの現状と課題に於いて、〜公共施設等との複合化も考慮〜建替が必要です。とのことですが、当会の大地震時の避難場所は地域防災拠点の高舟台小学校ですが、北側斜面が神奈川県土砂災害特別警戒区域(いわゆるレットゾーン)に指定され、体育館の活用には制約がある。また、学校正門と当会を繋ぐ道路は階段と柵で遮断されるなど避難や物資供給の妨げがある。小学校施設には、当然周辺の崖等の整備・改善も含まれると理解しますので、早急な対策を期待します。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策1「学校施設の計画的な建替え」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
305	柱7	【柱7】「安心・安全でより良い教育環境」校舎の老朽化は、気になっておりました。体育館の修繕工事などを目にすると、建て替える予算はないのかな、、、とも感じました。限られた予算の中で、このように、きちんと計画されていることが分かり、安心しました。また、校庭の樹木なども年数が経ち朽ちてしまう木も多いと思います。建物だけでなく、広い敷地内の全てを管理しなければならないので大変だと思いますが、よろしくお願いします。 今後、子どもが少なくなってくるので、施設の有効活用も視野に入れて環境を整えて欲しいと願います。	包含• 賛同	ご意見の趣旨を踏まえ、柱7施策1「学校施設の計画的な建替え」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
306		柱7「安全・安心でより良い教育環境」施策1 学校施設の計画的な建替えについて 今後の 児童生徒の増減を予想することはとても難しく、新たに新設校を建築しても空き教室が十分 ではなかったり、10年限定校を考えても10年で閉校することはないかもしれないなど予想通り いくことは中々ないと思います。もし新たに建替えや新たに建てる場合は十分な面積と教室 数を確保し、もし空きスペースが多い場合は他の公共施設を設置したり、民間(学童や保育 園、塾などの習い事など)にも期間を限定し有償で貸出し、運営することで市の収入も得られ て、万が一児童が激増した場合も対応できると思います。柔軟な施設の運営をお願いしま す。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策1「学校施設の計画的な建替え」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
307		柱7 施策1 学校施設の計画的な建て替え ・主な取り組みにある「学校施設の計画的な建替えの推進」では、中学校給食の自校における調理方式の追求を必ずScope入れることを強く提起する。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策1「学校施設の計画的な建替え」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
308	柱7	子供の通う小学校(都筑区中川小学校)のトイレがまだ洋式化されておらず、入学時にみんな苦労しているようです。 洋式化をできるだけ早く進めてほしいです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策2「安全・ 安心な施設環境の確保」に関連するご意 見として、具体的な事業や取組を行うにあ たっての参考にさせていただきます。
309	柱7	トップアスリートととの関わりはとても良いと思いますが、子どもたちがスポーツを楽しめる環境 づくり(用具・施設)をしていくことも求められるのではないでしょうか。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策2「安全・ 安心な施設環境の確保」に関連するご意 見として、具体的な事業や取組を行うにあ たっての参考にさせていただきます。
310		柱7 エレベーターの設置があると足を骨折したときに助かります。我が子が足を骨折したときの送迎が大変だったので。でも、子どもだけで使用して閉じ込められるのはこわいですし、きっと全ての子どもが使用する形にはならないのかなと思います。それならば、校内にスロープをつけることが可能であれば、全学校にスロープをつける方が安全で全ての子どもが使用できる形になるのでいいのかなと思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策2「安全・ 安心な施設環境の確保」に関連するご意 見として、具体的な事業や取組を行うにあ たっての参考にさせていただきます。
311	柱7	柱7 LGBTQが一般的に知れわたるようになった世の中で学校に多目的トイレが少ないことが気になります。もし我が子がLGBTQだったらと考えると、トイレのことでいじめにあったりしてほしくないなと思います。男女ではなく誰でも使用可能なトイレが各階にあってもいいのではないかと思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策2「安全・ 安心な施設環境の確保」に関連するご意 見として、具体的な事業や取組を行うにあ たっての参考にさせていただきます。
312	柱7	持続可能な社会の実現に向けての取り組みは、この時代にかかわる全ての人に必須であると考える。特に、電力インフラは大変重要であることから、市内の公立学校に災害対策(避難所としての機能)として、蓄電池の設置を。 蓄電池を設置することで、最低限の電力の確保ができ、暖房やエアコンなど天候を問わず、教室などで利用することができ、また既存の太陽光発電システムと合わせることで、たとえ電力が止まったとしても、復旧までの間の電力が確保できると考える。また、通常は深夜電力を活用して充電、昼間に放電することで電力のピークシフト(電力料金の節約)にも貢献できると考える。 さらに、教職員の通勤には電気自動車を奨励し、いざという時には複数の職員の車から学校に給電できる仕組みづくりをすることで、バックアップにもなる(複数台あればざらに数日分の電力が確保できる。電気の通っている学校から充電して帰校するなど、緊急時の移動手段の確保や、移動型の蓄電池としての活用もできる)。温室効果ガス削減は、未来に向けた地球環境のための喫緊の課題であり、環境教育を子ども達に行う立場の教員が自ら態度を示す意味でも、電気自動車の導入は重要であると考える。 電気自動車のリーディングカンパニーである日産は横浜が本社である。今後、電気自動車の中古バッテリーを再利用して蓄電池に活用するなど、地域を生かした取り組みで協業していけることを期待したい(蓄電池の納入と合わせて、教職員向けの電気自動車の購入割引など)。 世界的なグリーン政策の流れを受け、横浜が新しい視点で蓄電池の設置や電気自動車の導入などを早急に進め、『環境に優しい都市YOKOHAMA』を世界にアピールできることを期待したい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策2「安全・安心な施設環境の確保」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
313		柱7 安全・安心でより良い教育環境 「施策2 安全・安心な施設環境の確保」について ・新型コロナウイルスから児童・生徒を守り、学習の機会を確保するために、全教室に換気設備を配備してください。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策2「安全・ 安心な施設環境の確保」に関連するご意 見として、具体的な事業や取組を行うにあ たっての参考にさせていただきます。
314		○学校修繕費を削減するな 子育てしやすいまちを標ぼうするなら、学校の修繕費を抑制するなどありえない。 給食室なども拡充し、地域に利用してもらえるようにしっかり修繕し、資産として活用しろ。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策2「安全・ 安心な施設環境の確保」に関連するご意 見として、具体的な事業や取組を行うにあ たっての参考にさせていただきます。
315	柱7	誰もが使いやすい施設:車椅子使用者に関してエレベーター設置の記載がありました。新たな校舎等を整備する際は階段の段鼻など 視覚障害者への配慮も明記してください。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策2「安全・ 安心な施設環境の確保」に関連するご意 見として、今後の参考とさせていただきま す。
316	柱7	学校建設予定用地の今後の保有方針について、整理検討の上、公表願いたい。		で意見の内容については本計画に位置づけはありませんが、今後の参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆参考: 取組等の参考とさせていただくもの◆ その他: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
317	柱7	柱7施策3 学校規模・通学区域の適正化 地域コミュニティ区域を分断しないような学区域の設定が望ましい。しかし、現実には、自治会町内会区域を分断している実態があります。 微調整できると学校を中心とした地域の一体感が維持できます。 それにより地域活動も一体化する。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策3「学校 規模・通学区域の適正化」に関連するご意 見として、具体的な事業や取組を行うにあ たっての参考にさせていただきます。
318	柱7	阿久和小学校といずみの小学校の合併について、私は阿久和小学校出身なのですが、今まで合併した学校は新たに名前を付けて、心機一転のイメージがあったのですが、今回は「いずみ野小学校」のままで、ただ吸収されて阿久和小学校が無かったことになってしまって悲しかったです。 昔から阿久和小学校が嫌われていたのが現れてしまいました。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策3「学校 規模・通学区域の適正化」に関連するご意 見として、今後の参考とさせていただきま す。
319	柱7	計画の中には触れられていませんが、施設の統廃合について、廃校になったあとの校舎の利活用や解体等の検討を担う部署はあるのでしょうか。廃校になった後はちょっとした地域開放を続ける程度で、建物や体育館(避難所にもなっています)も手入れされずに傷んでいくのを見かけます。生徒のいる学校のメンテナンスが優先なのはわかりますが、廃校のある風景はそれだけでも寂しく、近隣住民にとっては不安材料です。学校ではなくなったからという理由で検討をあまり積極的にしていないのであれば、今後廃校が増えることも見据えて、廃校後の検討を担う専門の部署を作ることを検討してほしいと思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策3「学校 規模・通学区域の適正化」に関連するご意 見として、今後の参考とさせていただきま す。
320	柱7	学校規模が小さくなったからと言って、これまで子供達が慣れ親しんできた学校を統廃合しないで下さい。 学校は、親、子、孫の代々地域の方の心のよりどころです。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策3「学校 規模・通学区域の適正化」に関連するご意 見として、今後の参考とさせていただきま す。
321	柱7	③柱7の施策3の「学校規模・通学区域の適正化」の項目自体を削除して下さい。災害時の 避難場所がなくなります。住民が不安になります	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策3「学校 規模・通学区域の適正化」に関連するご意 見として、今後の参考とさせていただきま す。
322	柱7	施策3 学校規模・通学区域の適正化マンション建設などで児童が急増している学校も多く、今後、東戸塚小学校や戸塚小は過大規模校になることが予測されます。特に港北区の箕輪小学校は開校当時の予想を大幅に超える児童増により2023 (令和5)年度には29学級・998人に達し、2026 (令和8)年度には36学級・1260人にまで増えるとの見方を示します。また、鉄道の相鉄線と東横線が接続することでますます人口が増加することが考えられます。過大規模校になってから検討するのでは検討期間や調整などでかなりの時間を要することが考えられるため、来年度からできる限り早急に通学区域の変更など検討をお願いします。また箕輪小学校の近隣校は日吉台中学校へ進学することから、教室等が足りなくなり正常な授業ができなくなる恐れもあります。日吉台中学校は建築から50年近く建替えも検討されているため、ぜひ施策1も含めて検討いただけたらと思います。現在、横浜市で進められている教育義務学校として新たに日吉台中学校を建替え候補として検討することもよいかと思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策1「学校施設の計画的な建替え」及び柱7施策3「学校規模・通学区域の適正化」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
323	柱7	施策 3 学校規模・通学区域の適正化について 横浜市全体では少子化傾向であっても、一部地域では宅地開発、転入超過により、子どもの人数が増加しています。その地域の小中学校では、休み時間に毎日校庭で遊べない、校庭、体育館に全校生徒が入れない、プールがクラスで年1回しか使えない、特別教室が一つでは足りない、支援級の数が多いなど、子どもたちにとって窮屈な学校生活を強いられています。先生にとっても伸び伸びした教育に制約があります。特に、樽町は、以前工場地帯で児童数が少なかったため小学校がありません。隣地区の師岡小、大曽根小に分かれて通っています。樽町は、企業・倉庫・工場が地方に移転した跡地が、無計画に20年以上にわたってマンション・宅地に変わって児童・生徒の増加が続いていますが、学校建設の検討がされずに現在に至っています。その結果、師岡小学校は1200名、大曽根小学校は900名を超える規模が定常化してしまいました。横浜市全体では大人目線で小規模校の統合検討が重点施策になっているように思われます。横浜市のどこでも、同じ豊かな教育環境を受けられる権利は平等のはず。今を生きている子どもたちにとっての地域課題に即した対応を強く望みます。子どもたちにとっては、大切な6年間です。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策3「学校 規模・通学区域の適正化」に関連するご意 見として、具体的な事業や取組を行うにあ たっての参考にさせていただきます。
324		施策3 学校統合には反対。地域の歴史伝統を大切に受け継ぐ為にも学校は残すべきだ。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策3「学校 規模・通学区域の適正化」に関連するご意 見として、具体的な事業や取組を行うにあ たっての参考にさせていただきます。
325	·	柱8 統廃合ありきはやめてください。校庭がどんどん狭くなります	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱7施策3「学校 規模・通学区域の適正化」に関連するご意 見として、具体的な事業や取組を行うにあ たっての参考にさせていただきます。
326	柱8	柱8市民の豊かな学び 施策1生涯学習の推進 について 高齢化の進展による地域活動の担い手不足や、地域でのつながりの希薄化などによる地域における見守り機能の低下は大きな課題だと思います。子どもたちも安心して暮らせる地域づくりのために地域のつながり強化が求められる中、市民の社会参加は、今後益々重要になってくると思います。とりわけ元気な高齢者の活躍の場を増やすことは重要な視点です。大人の社会参加については行政の中でも地域振興の部署や地域福祉を推進する部署、地域ケアプラザなど様々な分野で共通の目的に向けた取組が行われています。事務の効率化の観点からも連携を強化し一体的な取組に発展することを期待します。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策1「生涯 学習の推進」に関連するご意見として、具 体的な事業や取組を行うにあたっての参考 にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
327	柱8	83ページ【柱8 市民の豊かな学び】について、すでに学ぶ姿勢がある人や、子ども達に対する学びの機会が充実していくのは素晴らしいと思います。 ただ、生涯学習を意識していない人への働きかけもあると、より良いと思いました。 現在社会の中心となっている30代、40代、50代などの現役世代。や、さらに、少子高齢化社会なので社会の多数を占める、高齢者。が、学校に通っていた時代では教わることがなかった現在の新しい考え方(「多様性」や「障害のある方への配慮」など)への知識や理解を深める機会の充実も進めていただきたいです。 例としては、多くの人が見る交通機関などで「新しい考え方を知りたい学びたいと思わせるような広告」を多数設置。各公共施設での各種資料の配布。解説映像の配信。などができると思います。 現在、自身の学びを深める事を意識していない人も、生涯学習を意識することで、地域全体、社会全体の豊かさが高まると思うので、上記のような意見を持ちました。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策1「生涯学習の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
328	柱8	子どもから高齢者まで全ての市民の学びを保障し、生活にうるおいと豊かさをもたらす図書館の役割は、コロナ渦を経験してますます大きくなっています。生涯学習を支える中核的な施設として整備をすすめていくことを期待しています。具体的には次のことを要望します。・1区1館にこだわらず利用空白地域に新たな図書館を設置する。指定管理ではなく市の直営とする。・北部にも中央図書館クラスの規模を持つ中核的図書館を新設する。・地区センターの図書コーナーを整備し図書館との連携を高める。蔵書検索の一元化、図書館の図書の受け取り・返却をかのうとする、など。・「日吉の本棚」のような図書取次所を増設する。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策2「新たな図書館像の構築及び読書活動の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
329	柱8	(柱8)施策2新たな図書館増の構築及び読書活動の推進について いつかの新聞に、横浜市出身の若い弁護士が、「子どもの頃、図書館で児童書を読みまくり、児童書から生き方を学んだ」とありました。私は横浜の図書館を想像しました。よい選書の本があり、確かな目で本を紹介してくれる司書がいる横浜市図書館を誇らしく思いました。図書館には、はやりのカフェをほしいのではなく、蔵書数が多いの方がよいではありますが。それ以上に、横浜市の図書館は司書職制度を取り入れているところが素晴らしいと思います。継続して司書を勤めることで、豊富な経験や知識につながり、それが選書や蔵書構成に影響していきます。どうか、今後も、司書を継続して採用し、図書館専任で勤務ができるようにしていってください。	包含•	ご意見の趣旨を踏まえ、柱8施策2「新たな図書館像の構築及び読書活動の推進」の取組を中心に、本計画を推進してまいります。
330		子どもたちが「学校教育」を卒業した後も、生涯を通じて学び続けられるような環境をぜひ整えてほしいです。図書館や博物館などの施設が、もっと市民に身近な場所になり、それぞれの地域での学びの拠点になるといいと思います。そのためには、施設の整備のほか、そこで働く司書や学芸員の人材育成も重要と思います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策1「生涯 学習の推進」、施策2「新たな図書館像の 構築及び読書活動の推進」、施策3「横浜 の歴史に関する学習の場の充実」に関連 するご意見として、具体的な事業や取組を 行うにあたっての参考にさせていただきま す。
331	柱8	柱1-1主体的・対話的で深い学びの実現 -2情報教育の充実及び教育DXの推進 柱2-2持続可能な社会の創り手育成の推進 この3つの目標のために学校図書館は重要な担い手になると思います。横浜市が1校に1名 学校司書を配置していることは素晴らしいことだと思います。ただ専門職として重視されているとは言えず、勤務時間もかなり少ない状況です。 上記目標のために、学校司書の専門性を磨き、十分な働きができるよう、勤務時間の拡大を望みます。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策2「新たな図書館像の構築及び読書活動の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
332	柱8	【柱8】「市民の豊かな学び」について 施策2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進について上記の施策の中で図書館の再整備について、現在の港北区の図書館が市内で最も古いことを知りました。建替え等も含めて検討されているとのことですので、できましたら川崎市(武蔵小杉駅の駅ビルにある図書館)など、利便性がよく多くの市民が活用できる所へ移転することを希望します。港北区であれば現在、新綱島駅の再整備を行っているところでもあるため、新綱島駅のビル内に港北図書館を新設することができたら、より多くの市民の活用も広がっていくことと思います。また横浜市は基本的に各区に図書館が1つしかないため、利用することが難しい点もあり、現在の港北区図書館も再整備し活用(図書館だけでなく他の公共機関や民間にも施設を貸し出すなど)することで1区に2つの図書館を設置することも可能ではないでしょうか?	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策2「新たな図書館像の構築及び読書活動の推進」 に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
333	<del>1)-</del> 0	柱8 施策2 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進 ・1番目の指標は「図書館貸出冊数」となっているが、第3期計画でのそれは「市立図書館の 新規登録者数」であった。なぜ素案ではこれを省いてしまったのか。 両方とも指標で何が問題か。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策2「新たな図書館像の構築及び読書活動の推進」 に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
334		柱8の施策2については、図書館を毎週利用していますが、なかなか予約した本が回ってこないことがあります。電子書籍の貸し出しは著作権等の調整が必要かと予想されますが、ぜひ希望があったときにすぐに読める状況になってくれるととても嬉しいです。また、図書館はなかなか書籍にお金をかけられない家庭や、家庭では学習しづらい子どもたちの学習場所として非常に大切な場所でもあります。安全性だけでなく、立地も含めた利便性や周囲の施設との協働など施設の再整備などのときには広くニーズを把握したうえで進めていただきたいです。児童生徒の学習支援の拠点としても活用できる場所であってほしいと思います。		ご提案の趣旨は、素案の柱8施策2「新たな図書館像の構築及び読書活動の推進」 に関連するご意見として、具体的な事業や 取組を行うにあたっての参考にさせていた だきます。
		以上、この教育振興基本計画がより良いものとなりますことを願っております。		

◆ <u>修正</u>: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
335	柱8	柱8 市民の豊かな学び 「施策2 新たな図書館増の構築と読書活動の推進」について ・「市立図書館の再整備の在り方検討を令和7年度を目標値にビジョン策定」とありますが、1 区に1つしか図書館がなく、人口当たりの図書館数は政令市にも関わらず低くなっておりま す。図書館は、市民の知の拠点であるばかりか、市民の居場所です。単身世帯が増える中、 気候危機で冷暖房費が増える中、図書館を居場所して過ごすことはとても有意義でSDGsに 適った考え方です。今後は、1区に2つの図書館を設けるべく、図書館を増やして下さい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策2「新たな図書館像の構築及び読書活動の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
336		住窓について 学校図書館の3つの機能を挙げながら、結局読書推進の枠組みの中にのみ入れられていることに疑問を感じる。①学習センター機能や②情報センター機能は、本来柱1に入れるべきものであり、ここに学校図書館のことが一切出てこないのはおかしい。学校教育の中で学校図書館を利活用しようという姿勢が感じられない。子どもたちの個々の学びを支え、教職員の豊かな授業づくりを支えるという学校図書館の大切な働きが発揮されるように、柱1にも学校図書館のことを入れた計画にしてほしい。多くの学校で行われている授業支援は、子どもたちが調べる時に図書や資料を用意して提供するというレベルでとどまっているのではないか。一人1台タブレット端末を持つ以前から、調べることをインターネットに頼りがちな傾向はあり、それは教員自身が上手に図書館を使うことに慣れていなかったり、調べ方に精通していないからではないか。一部の研究校とを除けば、学校司書の全校配置によって、やっと多くの学校で図書資料の提供を受けてそれらを使おうとする状況が普通になった段階と思われる。教員が、教材研究や授業の展開などに学校図書館の資料や司書教論、学校司書の力を活用できるよう、司書教論と学校司書への研修だけでなく、教員や管理職への研修も必要である。学校司書は全校配置にはなっているが、子どもたちが学校にいるすべての時間にいられないだけでなく、学校図書館のサービスを支える、事務的な仕事をするのに十分な勤務時間数になっていない。また、学校図書館のサービスを支える、事務的な仕事をするのに十分な勤務時間数になっていない。また、学校図書館としての専門性も十分とは言えない。配置が始まった当初は、大量採用のために仕方ない面もあったかもしれないが、今なら新規採用にあたって資格要件を問うことは可能であるはず。司書または司書教論の資格は条件にしてほしい。その上で、採用後の研修や自己研修が生きてくると思う。また、特に外学校の図書館は、他の政令指定部の資格は条件にしてほしい。その上で、採用後の研修や自己研修が生きてくると思う。また、特にから、学校図書館の発が、図書標準を達成するには、もっと大幅な増額が必要である。また、公共図書館の学校連携ではなく、学校図書館という図書館業務に従事する職員が配置されたのだから、学校連携ではなく、学校図書館との時の書館との連携にシフトしていくことを考えていくべきである。横浜市の図書館は入口に対して、数が少なく、利用者は一部の市民に限られることが指摘されてきた。学校図書館と公共図書館が連携し、地域館を拠点として、区内の学校間をめぐる物流を確保し、資源共有の仕組みができれば、子どもたちや教職員への全域サービスが実現する。公共図書館の現状、課題を認識し、学校図書館についての記載場所の再考と何か具体的に進展させる施策を計画に入れてほしい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策2「新たな図書館像の構築及び読書活動の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
337		▲柱8 ○図書館をもっと充実しろ、民営化するな。 1子供が図書館を利用できるように拡充せよ。ほとんどの地域で図書館が遠すぎて、利用されていない。 「指定管理者制度」で、民営化させるともっとサービスが下がり高くつく。図書館が図書館でなくなっていき、図書にかけるお金も減っていく。 2学校図書も酷すぎる、拡充しろ。 図書館予約受け取り・返還機能を学校にも付与するなど、最低限の実施策を出せ。いまは壊滅的状態であり「市立図書館の再整備の在り方検討」している状態ではない。 3港北区は、浜松市比の1/11。子供は「図書館で何?」状態港北区は人口に対して全国ワーストの図書館充実度である。 本の所蔵数も、椅子や勉強スペースの少なさといい、納税額に対して暴動が起きないのが不思議なレベルである。早く改善しろ。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策2「新たな図書館像の構築及び読書活動の推進」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
338	柱8	市立図書館:読書バリアフリー法の記載がありましたが、今後、視覚障害者の利用も想定した整備がなされるよう期待します。 テキストデイジー:テキストデイジーは、漢字の読みについて音声出力に限界があります。従来の音声デイジーも引き続き作製されるよう願います。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策2「新たな図書館像の構築及び読書活動の推進」 に関連するご意見として、具体的な事業や 取組を行うにあたっての参考にさせていた だきます。
339	柱8	柱8 施策3・・・横浜台場など横浜に残っている文化財、遺跡等をきちんと残して欲しい。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策3「横浜の歴史に関する学習の場の充実」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ <u>包含・賛同</u>: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
340	柱8	柱8施策3 主な取組.1.市内に残る文化財の保存、活用、理解の推進 開港遺跡「横浜台場」の維持、保存、活用 「横浜台場」はほとんど残っていない開港時の現存する遺跡の一つです。 旧松山藩の工場のあとが見られる"実物"です。「象の鼻テラス」のような観光用の模造品ではありません ここに大規模開発がすすんでいると聞き、説明会に行っておどろきました。 現地は住宅もあり困難とはおもいますが、江戸時代の貴重な遺産として公園(広域ひなん所)とするなど保存活用(学習資料としても)をはかってください。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策3「横浜の歴史に関する学習の場の充実」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
341	柱8	施策3 横浜の歴史に関する学習の場の充実 ・目標・方向性に「文化財の保存・活用、歴史文化の学びの充実」、さらに主な取り組みの1. に「市内に残る文化財の保存・活用、理解の推進」を謳っている。その内容自体に異議はない。 しかし、それを責任持って掲げられるような活動を教育委員会として実践してきたか、実績を残してきたのかを問う。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策3「横浜の歴史に関する学習の場の充実」に関連するご意見として、今後の参考とさせていただきます。
342	tì:0	横浜の歴史に関する学習:いろいろな分野でデジタル化が進むと思います。博物館等の整備に際しては、視覚障害者の利用も想定した事業展開がなされますよう期待します。	参考	ご提案の趣旨は、素案の柱8施策3「横浜の歴史に関する学習の場の充実」に関連するご意見として、具体的な事業や取組を行うにあたっての参考にさせていただきます。
343	その他	誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくりの 政策15高齢者を支える地域包括ケアの推進について 療養型病院や包括ケア、介護老人ホーム等にどんな方が療養できるかを分かりやすく説明してあるパンフレット欲しい 療養型病院や老人ホームを年金で入れるようにして欲しい 母が2020年5月に介護認定を申請後、2021年6月に難病が分かり難病申請(難病28 全身性アミロイドーシス)。難病の発症から1年経たずして2022年2月の入院から寝たきりになってしまい、現在は療養型病院にて終末医療を受けております。特定難病を取り扱っている有料老人ホームやホスピス等ありましたが、難病の種類が違いかかりつけ病院の療養・福祉相談室でもなかなか病院や老人ホームが見つからず苦労しました。病院の相談室だけではなく、一般の人でも分かりやすくしてもらえれば、家族も療養先を調べて入院まで時間がかからずに済んだのかもと思っています。全身性アミロイドーシスは少し世間に認知されましたが、現実は辛いです。自律神経がダメになってしまう病気なので、意識せず身体がやっている心臓を動かすことや食べ物の消化、体温調整等無意識に身体がおこなっていることが出来なくなります。入院前は難病からくる吐き気でベットの上で七転人倒して身の置き所がない状態でしたので、その苦痛を取る緩和処置をしてもらう為には、老人ホームは選べず療養型病院しかありませんでした。一人一人の病状によって入院できる病院や、老人ホームに待機期間なく入れるようにお願いしたいです。母は特定難病受給者証があるので、月の医療費が決まっているので入院費用は少し抑えられますが、それでも月25万超えです。年金で入れるような療養型病院や老人ホームを作って欲しいです。もしこれで父も老人ホームに入ることになったら、月50万超えになります。両親の年金と預貯金があったとしても、毎月の支払いで足が出た部分を払っていたら、私達子供達は餓死しますよ。母の年金は2か月で74000円程。そこを考えてこれからの高齢化社会をどうにかして欲しいです。	その他	ご意見の内容については本計画に位置づ
344	その他	「誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり」の 政策16「在宅医療や介護の推進」について ◎在宅医療や介護のヘルパーを使いやすくして欲しい。急性期病院から退院後、難病から くる吐き気でベットの上で七転八倒する母を在宅医療で診て頂いていました。訪問看護と訪問リハビリ、在宅医療を利用していました。母の介護が大変だったので介護ヘルパーを使お うと思ったのですが、母に合うヘルパーはなくて使うことができませんでした。もっと使いやす いヘルパーのサービスを増やしてもらえたらと思います。私も慣れない介護で右肩と右脇 腹、腰を痛め現在も治療中です。 母が2020年5月に介護認定を申請後、2021年6月に難病 が分かり難病申請(難病NO.28 全身性アミロイドーシス)。難病の発症から1年経たずして 2022年2月の入院から寝たきりになってしまい、現在は療養型病院にて終末医療を受けてお ります。 早く母の療養先や介護ヘルパー等が決まっていれば、仕事も出来ていたと思うと 「働きたくても親の介護で働けない」や「介護離職」にならなくて済むと思います。	その他	ご意見の内容については本計画に位置づけはありませんが、今後の参考にさせていただきます。
345	その他	政策14「暮らしと自立の支援」について「派遣会社をなくして欲しい」「正社員」を売りにしている「派遣会社」がたくさん製造業にはあります。「正社員募集だ」と言われ応募したら、「派遣会社の正社員で派遣先の会社に勤務」になりました。当時、正社員でしか勤務したことなく正社員はその会社の社員でそこで仕事をすると思っていましたので、初めて派遣会社に入った時は「給料は時給だし、派遣会社がみんな金を持って行ってしまうシステム」に怒りしかありません。私は知らずに入社させられたので月給にしてもらえましたが、他の方は長い休みがあると生活ができないと言っていました。「期間工」や「契約社員」はいいと思いますが、派遣は時給なんだしパートやアルバイトと記載した方がいいのではないかと思います。もしくは会社が儲かる派遣社員をなくす。一億総活躍社会と言いながら、製造職は企業に都合がいい、働いている人にしては不安定でいつ切られるか分からなくて不安な派遣社員ばかりの募集がでています。手に職があっても、派遣なら無期正社員でも3年で切られる。日本の製造業をなくしたいならともかく、切られて他の会社に移動してを繰り返していたら、手に職を持っていてもそれ以上腕が磨けず、もったいなくないですか。もっと手に職を持っている技術者を大事にした方が、悪く言えば有効に使った方がいいと思います。そのような場所があるなら、やりがいもあるので私も働ける限り、生涯現役でいると思います。	その他	ご意見の内容については本計画に位置づけはありませんが、今後の参考にさせていただきます。

◆ 修正: ご意見の趣旨を踏まえ、原案に反映するもの

◆ **包含・賛同**: ご意見の趣旨が既に素案に含まれるもの、又は素案に賛同いただいたもの

◆ 参考: 取組等の参考とさせていただくもの ◆ <u>その他</u>: 本計画に関連しない意見・要望等

No.	項目	いただいたご意見	対応 状況	ご意見に対する考え方
346	その他	空室が多く高齢者が多いため、自治会費の集金、草刈り、清掃等自治活動も一部の人(高齢者、癌等通院者)が担う状況です。近い将来、自治会、自治活動は弱小化、消滅していきます。生きている限り、頭を使い、体を動かし、住民として、住民の為、社会貢献を続けたいと願っています。殊に会費の回収等、方法の改善(振替)願い上げます。自治会長、連合の役員といっても、ほとんどが70歳以上、ひとり幾役も限られた人が担うしかありません。詳細な調査、ご支援を希望します。	その他	ご意見の内容については本計画に位置づけはありませんが、今後の参考にさせていただきます。
347		ここで意見するのは間違いかもしれませんが、子どもを産んで育ててくれる子育て世代に対して、毎月「子どもを産み育ててくれてありがとう【給与】」を出してあげたいです。 教育にかかるお金は、家計を圧迫しています。 大学まで公立だとしても、塾や習い事など。		ご意見の内容については本計画に位置づけはありませんが、今後の参考にさせていただきます。
348		【柱5】社会のつながりについて 地域の働く意欲のある高齢者がもっと活躍できるように、学校 や地域での雇用の創出をしてもらいたい。	その他	ご意見の内容については本計画に位置づけはありませんが、今後の参考にさせていただきます。
349	その他	・横浜市の旧市庁舎は、広く知られているように著名な建築家が設計した横浜の戦後復興を象徴する建造物であった。文化庁や(社)日本建築学会もその文化的意義と歴史的建造物としての価値を高く評価していた。当然横浜市の文化財保護条例のみならず文化財保護法の対象となっていてしかるべき建物であった。しかし、市は恣意的にその措置を怠り、いや排除し、2021年9月に三井不動産(株)を代表企業とする7社構成のコンソーシアムに売却した。 ・いったい本件に対して教育委員会はどのような見方をし、また対応してきたのか。主管局である都市整備局、あるいは同部局を担当する副市長や市長に対して何らかの働きかけをしてきたか。 目標や取り組みでもっともらしいことを掲げるのであれば、自らの怠惰、不作為、無責任を真摯に謙虚に反省しなければならない。	その他	ご意見の内容については本計画に位置づけはありませんが、今後の参考にさせていただきます。
350	その他	○感染症対策 ・個人任せだけに頼らず、空気清浄機を導入しろ マスクできない事情がある子供たちもいる。換気だけに頼るには、夏も冬も厳しい。横浜市の 教室は、密度が非常に高い。 高性能フィルターの空気清浄機は、感染症リスクを大幅に低減することが、あらゆる国々の公的機関から証明されている。 子供たちを、積極的にハード面から守っていって欲しい。「学校での感染リスクの低いヨコハマ」を目指せば、子育てしやすいまちに偽りなしではある。横浜の子供の感染率は非常に高い。 ・不織布マスクを配布・推奨しろウレタンや布マスクが国葬で禁止されていたように、感染リスクを低減させるには、不織布のマスクでないと意味がない。 マスクでないと意味がない。 マスクできない人や、どうしてもしたくない人に強要する意味ではなく、どうせ推奨するなら不織布のマスクにしていただきたい。 マスクの配布も、ナプキンの無料提供と同じように行え。		ご意見の内容については本計画に位置づけはありませんが、今後の参考にさせていただきます。
351	その他	▲その他 ○教育委員の選出法を改善しろ 安倍氏が横浜市の教育委員会へ介入すべく、委員を送り込んだことは本人が公言しており (その動画はドキュメンタリー映画にもなっている)、周知の事実である。 政治家が意図した人物を送り込めるような選出方法は見直せ。 たとえ見直しても、公正な感覚をもたず、子供のことも考えておらず、政治的な意図で歴史修正を持ち込むような人物が入り込んでいたとすれば、すぐに市民の要請で更迭できる制度も同時に導入しろ。		ご意見の内容については本計画に位置づけはありませんが、今後の参考にさせていただきます。
352		2 図書館 文化センターは劇場、ギャラリーではなく図書館にしてください	その他	ご意見の内容については本計画に位置づけはありませんが、今後の参考にさせていただきます。
353	その他	未就学児を抱える家庭へのサポートにあまり具体的に触れられておらず、現体制も不十分(児童館増やす、無料託児制度への取り組み、産後の母親へのケア、無料フッ素塗布のケア等都内では受けられた物がそもそもなく)と感じており、より素案の記載内容もサポート体制も共により充実させてほしい。	その他	ご意見の内容については本計画に位置づけはありませんが、今後の参考にさせていただきます。
354		本来自転車を通るための車道が狭すぎて、自転車が通れません。 やむを得ず歩道を走る 自転車もいますが、歩道も狭く、危ないため、整備を希望します。	その他	ご意見の内容については本計画に位置づけはありませんが、今後の参考にさせていただきます。